

# Nara Women's University

## 中国農村地域における「男児選好」意識の維持メカニズムに関する研究

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 李東輝<br>公開日: 2009-11-18<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 李,東輝<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/10935/901">http://hdl.handle.net/10935/901</a>                             |

中国農村地域における「男児選好」意識の  
維持メカニズムに関する研究

2004年6月

奈良女子大学大学院

人間文化研究科複合領域科学専攻

李 東 輝

# 中国農村地域における「男児選好」意識の維持メカニズムに関する研究

## <目 次>

|     |             |    |
|-----|-------------|----|
| 序章  | 本論文の研究視点    | 1  |
| 第1節 | 本論文の目的      | 2  |
| 第2節 | 研究の方法と調査の概要 | 3  |
| 1.  | 研究の方法       | 3  |
| 2.  | 調査の概要       | 5  |
| 3.  | 調査地選択の理由    | 7  |
| 4.  | 調査地域の概況     | 7  |
| 第3節 | 本論文の構成      | 11 |
| 第4節 | 本研究の意義と位置づけ | 14 |

## — 理論編 —

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第1章 | 中国における性別選好意識の変容とその過程         | 17 |
| 第1節 | 本章の目的                        | 18 |
| 第2節 | 中国における「男児選好」の意識の変容           | 19 |
| 1.  | 「男児願望」と関わる文化的な慣習—「祈子風俗」      | 19 |
| 2.  | 「溺女」(女兒間引き)の問題とその影響          | 21 |
| 3.  | 現在中国における「溺女」と「漏報」問題          | 22 |
| 第3節 | 1980年代以降の出生性比の動向とその要因        | 25 |
| 1.  | 中国における出生性比の特徴                | 26 |
| 2.  | 出生性比アンバランスの影響とその要因           | 30 |
| 第4節 | 「一人っ子政策」の歴史的変遷とそれによって生じた社会問題 | 31 |
| 1.  | 中国における「計画出産政策」と「計画出産」        | 32 |
| 2.  | 建国後の人口変遷と「一人っ子政策」            | 33 |
| 3.  | 「一人っ子政策」を実施する必要性             | 38 |
| 4.  | 「一人っ子政策」の変遷と現状               | 41 |
| 5.  | 「一人っ子政策」によって生じた社会問題          | 44 |
| 第5節 | 本章のまとめ                       | 47 |
| 第2章 | 中国における産育観念の変遷—「多産」を中心に—      | 52 |
| 第1節 | 本章の目的                        | 53 |
| 第2節 | 中国における「産育観念」に関して             | 54 |

|     |                                   |    |
|-----|-----------------------------------|----|
| 1.  | 伝統的な産育観念の特徴                       | 54 |
| 2.  | 新中国建国後の産育観念の特徴                    | 55 |
| 第3節 | 中国における「多産」の変遷                     | 56 |
| 1.  | 家族経済状況と「多産多死」—建国以前—               | 56 |
| 2.  | 「多産多死」から「多産少死」への変化—建国してから1974年まで— | 57 |
| 3.  | 「多産少死」から「少産少死」への変動—1975年から現在まで—   | 58 |
| 4.  | 日本における「少子化」現象に関して                 | 59 |
| 第4節 | 中国における「多産」の特徴                     | 60 |
| 1.  | 「多産」における都市部と農村部の差異とその要因           | 60 |
| 2.  | 「多産」における地域的差異                     | 63 |
| 3.  | 少数民族別の「多産」に関して                    | 64 |
| 第5節 | 中国における「多産」に影響を与える要因               | 69 |
| 第6節 | 本章のまとめ                            | 72 |
| 第3章 | 中国における「男児選好」に関する研究課題と本研究の枠組み      | 77 |
| 第1節 | 本章の目的                             | 78 |
| 第2節 | 中国における「男児選好」意識に関する先行研究の現状と課題      | 79 |
| 1.  | 性別選好意識に関する先行研究の現状                 | 79 |
| 2.  | 「男児選好」意識に影響を与える要因に関する先行研究の視点      | 80 |
| 3.  | 中国における子どもの性別選好に関する研究課題            | 81 |
| 第3節 | 「男児選好」意識に関する各視点からの考察              | 83 |
| 第4節 | 本研究における分析枠組みの概念図の提示               | 92 |

## — 実証編 —

|      |                          |     |
|------|--------------------------|-----|
| 第4章  | 農村地域における性別選好の実態とその規定要因   | 97  |
| その1: | 農村地域における「隠された子ども」の生活実態   |     |
|      | —量的な調査から—                | 97  |
| 第1節  | 問題関心と目的                  | 98  |
| 第2節  | 先行研究と調査概要                | 99  |
| 第3節  | 「隠された子ども」の生活実態           | 101 |
| 第4節  | 「隠された子ども」の発生要因に関して       | 107 |
| 第5節  | 分析結果から得られた知見の整理と今後の課題    | 114 |
| その2: | 農村地域における性別選好意識の実態とその規定要因 |     |
|      | —「男児選好」意識とその規定要因—        | 119 |
| 第1節  | 問題関心と目的                  | 120 |

|     |                               |     |
|-----|-------------------------------|-----|
| 第2節 | 先行研究と調査概要                     | 120 |
| 第3節 | 調査の結果と考察                      | 123 |
| 第4節 | 「男児選好」意識に影響を与える要因に関して         | 128 |
| 第5節 | 分析結果から得られた知見の整理と今後の課題         | 131 |
| 第5章 | 親にとっての子どもの価値と性別選好意識           |     |
|     | —量的調査から—                      | 136 |
| 第1節 | 問題関心と目的                       | 137 |
| 第2節 | 先行研究・調査概要および分析方法              | 137 |
| 第3節 | 親にとっての子どもの価値とその規定要因           | 140 |
| 第4節 | 性別選好意識と親にとっての子どもの価値との関連       | 145 |
| 第5節 | 分析結果から得られた知見の整理と課題            | 146 |
| 第6章 | 農村地域における女性の家庭内での地位と性別選好意識との関連 | 151 |
|     | その1：農村地域の女性の出産意識に影響を与える要因に関して |     |
|     | —「黒孩子」に関する調査から—               | 151 |
| 第1節 | 問題関心と目的                       | 152 |
| 第2節 | 研究状況と調査概要                     | 152 |
| 第3節 | 調査地域における出産の実態                 | 154 |
| 第4節 | 女性の出産意識に影響を与える要因              | 157 |
| 第5節 | 分析結果から得られた知見の整理と課題            | 164 |
|     | その2：女性の家庭内での地位と子どもの性別選好意識との関連 |     |
|     | —量的調査から—                      | 168 |
| 第1節 | 問題関心および目的                     | 169 |
| 第2節 | 先行研究の総括                       | 170 |
| 第3節 | 家庭内における役割分担の実態とその意識           | 173 |
| 第4節 | 家庭内での意思決定の実態とその意識             | 176 |
| 第5節 | 女性の家庭内での地位と子どもの性別選好意識との関連     | 180 |
| 第6節 | 分析結果から得られた知見の整理と今後の課題         | 182 |

— 考 察 編 —

|     |                            |     |
|-----|----------------------------|-----|
| 第7章 | 性別選好意識の実態と「男児選好」意識の維持メカニズム | 186 |
| 第1節 | 子どもの性別選好意識の実態              | 187 |
| 第2節 | 「男児選好」意識の維持メカニズム           | 189 |

|     |                       |     |
|-----|-----------------------|-----|
| 第3節 | 本章のまとめ                | 205 |
| 終章  | 本研究のまとめと今後の課題         | 208 |
| 第1節 | 本論文の各章の要約             | 209 |
| 第2節 | 「男児選好」意識を弱める可能性に関する提言 | 212 |
| 第3節 | 今後の課題                 | 217 |

## 付記

### 引用文献と参考文献

付録1：＜農村地域における「計画外出産の子ども」の生活実態に関する調査＞の概要と参考資料

付録2：「中国における家族意識に関するアンケート調査」概要と単純集計

付録3：「遼寧省計画出産条例」

付録4：掲載論文と学会発表一覧表

謝辞

## <図・表一覧表>

### 序章 本論文の研究視点

|       |                                |    |
|-------|--------------------------------|----|
| 図 0-1 | 本研究の目的と視点                      | 4  |
| 図 0-2 | 本研究における調査の流れ                   | 6  |
| 図 0-3 | 調査地域の遼寧省の位置                    | 8  |
| 表 0-1 | 一人あたりの平均年収と収入源 (2001 年末)       | 9  |
| 表 0-2 | 遼寧省における人口の変動                   | 10 |
| 図 0-4 | 地域・家族・個人意識に視点をおいた本論文の実証編の構成概念図 | 11 |

### 第 1 章 中国における子どもの性別選好の変容とその要因

|       |                                     |    |
|-------|-------------------------------------|----|
| 表 1-1 | 1991 年～1999 年における国家統計局と計画出産組織の統計の比較 | 23 |
| 図 1-1 | 多産率・漏報率 (1989 年)                    | 24 |
| 図 1-2 | 1965 年～2000 年における出生性比               | 26 |
| 表 1-2 | 地域別にみる 2000 年中国における出生性比             | 27 |
| 図 1-3 | 中国における出生順位別の出生性比                    | 28 |
| 表 1-3 | 中国における合計特殊出生率と出生性比 (1989 年)         | 29 |
| 図 1-4 | 現代中国の人口動態 (1949～1992 年)             | 35 |
| 表 1-4 | 中国 21 世紀人口についての予測                   | 43 |

### 第 2 章 中国における産育観念の変遷 — 「多産」を中心に—

|       |                                    |    |
|-------|------------------------------------|----|
| 図 2-1 | 建国後の合計特殊出生率の推移                     | 57 |
| 図 2-2 | 1949 年～1983 年まで合計特殊出生率の推移と地域的の差異   | 60 |
| 図 2-3 | 1986 年中国における農村部と都市部の多産状況           | 61 |
| 図 2-4 | 1980 年～1988 年中国農村女性の多産率の変動         | 62 |
| 図 2-5 | 1987 年各省、市、自治区の多産状況                | 63 |
| 表 2-1 | 中国少数民族の人口変動 (1953～1990 年)          | 65 |
| 図 2-6 | 1989 年の各地域における多産率と少数民族の比率          | 66 |
| 図 2-7 | 少数民族女性と漢民族女性の合計特殊出生率 (1964～1981 年) | 66 |
| 表 2-2 | 45 歳以上の女性の合計特殊出生率 (1982 年)         | 67 |
| 図 2-8 | 漢民族・少数民族の多産現状                      | 68 |
| 表 2-3 | 漢民族と少数民族の文化水準の比較                   | 68 |
| 図 2-9 | 先行研究における多産に影響を与える要因                | 70 |

### 第 3 章 中国における「男児選好」意識に関する先行研究の現状と課題

|       |                                  |    |
|-------|----------------------------------|----|
| 図 3-1 | 中国における 1950 年～2050 年の高齢化発展の統計と予測 | 86 |
| 図 3-2 | 本研究の分析の枠組み                       | 93 |

## 第4章 農村地域における子どもの性別選好意識とその規定要因

### その1：農村地域における「隠された子ども」の生活実態に関して

|   |     |
|---|-----|
| 図 4-1-1 「計画外出産の子ども」と「隠された子ども」           | 98  |
| 表 4-1-1 調査対象者の属性 (2000年8月現在)            | 101 |
| 表 4-1-2 「計画外出産の子ども」と「隠された子ども」の数         | 101 |
| 表 4-1-3 「隠された子ども」の出身地・性別・人数             | 102 |
| 表 4-1-4 「隠された子ども」の行先                    | 102 |
| 表 4-1-5 「隠された子ども」を引き取った親族と子どもの状況        | 103 |
| 表 4-1-6 「隠された子ども」に関する情報源と「隠された子ども」の生活実態 | 104 |
| 表 4-1-7 インタビュー調査の内容と回答                  | 108 |
| 表 4-1-8 「隠された子ども」の出生と当該地域の政策と管理の関係      | 111 |

### その2：農村地域における「男児選好」意識の実態とその規定要因

|  |     |
|--|-----|
| 表 4-2-1 分析の枠組み                               | 123 |
| 表 4-2-2 対象者の基本属性                             | 123 |
| 図 4-2-1 当該地域と1990年全国調査の実際の子どもの数・理想的な子どもの数の比較 | 124 |
| 表 4-2-3 既存子ども数・理想的な子ども数・追加子ども数               | 125 |
| 表 4-2-4 子どもの性別への期待                           | 125 |
| 表 4-2-5 子どもの性別選好意識—1993年北京市の調査の比較            | 126 |
| 表 4-2-6 第2子への追加意識の有無と第1子の性別・「男児選好」意識         | 127 |
| 表 4-2-7 第3子への追加意識の有無と第1子と第2子の性別組み合わせと「男児選好」  | 127 |
| 図 4-2-2 「男児選好」の理由                            | 128 |
| 図 4-2-3 「男児選好」意識変化の要因                        | 129 |
| 図 4-2-4 自分の老後に関する意識                          | 130 |
| 表 4-2-8 子どもの性別選好意識における背景的要因に関する一元配置分散分析      | 131 |

## 第5章 親にとっての子どもの価値と子どもの性別選好意識

|   |     |
|---|-----|
| 表 5-1 本研究の分析の枠組み                          | 138 |
| 表 5-2 親にとっての子どもの価値に関する主成分分析の結果            | 141 |
| 表 5-3 「親にとっての子どもの価値」4つの主成分の得点と基本属性との関連    | 142 |
| 図 5-1 老後に関する社会への期待                        | 143 |
| 表 5-4 「性別選好」意識と親にとっての子どもの価値との関連に関する一元配置分析 | 145 |
| 表 5-5 1990年に中国の教育機会における性別差異               | 148 |

## 第6章 農村地域における女性の家庭内での地位と子どもの性別選好意識

### その1：農村地域の女性の出産意識に影響を与える要因に関して

#### —「黒孩子」に関する調査から—

|         |                           |     |
|---------|---------------------------|-----|
| 表 6-1-1 | 調査対象者の属性                  | 154 |
| 表 6-1-2 | N村とM村の「計画外出産の子ども」         | 155 |
| 表 6-1-3 | 「一人っ子政策」に違反して産まれた子どもの出生順位 | 156 |
| 表 6-1-4 | N村とM村の「黒孩子」の状況            | 156 |
| 表 6-1-5 | 調査項目と調査対象者の回答             | 158 |
| 表 6-1-6 | N村とM村の高齢者の生活形態            | 159 |
| 表 6-1-7 | N村とM村の「計画外出産の子ども」の産み親の教育歴 | 163 |

## その2：女性の家庭内での地位と子どもの性別選好意識との関連

|           |                                   |     |
|-----------|-----------------------------------|-----|
| 表 6-2-1   | 本研究の分析の枠組み                        | 172 |
| 図 6-2-1・1 | 家庭内の役割分担の実態に関する女性の回答              | 173 |
| 図 6-2-1・2 | 家庭内の役割分担の実態に関する男性の回答              | 174 |
| 表 6-2-2   | 家庭内の役割分担と個人の属性との相関分析              | 174 |
| 表 6-2-3   | 役割分担に対する規範についての意識                 | 176 |
| 図 6-2-2・1 | 家庭内意思決定の実態に関する女性の回答               | 177 |
| 図 6-2-2・2 | 家庭内意思決定の実態に関する男性の回答               | 177 |
| 表 6-2-4   | 夫婦別の避妊状況                          | 178 |
| 図 6-2-3   | 結婚後の自分収入の使い方                      | 179 |
| 表 6-2-5   | 結婚生活への満足度                         | 180 |
| 表 6-2-6   | 家庭内での地位への自己評価                     | 180 |
| 表 6-2-7   | 「男児選好」意識と家庭内の役割分担との関連に関する一元配置分散分析 | 181 |
| 表 6-2-8   | 性別にみる教育歴                          | 183 |

## 第7章 性別選好意識の実態と「男児選好」意識の維持メカニズム

|       |                           |     |
|-------|---------------------------|-----|
| 図 7-1 | 子どもの性別選好意識に関する農村部と都市部との比較 | 188 |
| 図 7-2 | 「男児選好」意識の維持メカニズム          | 190 |
| 表 7-1 | 都市と農村住民の一人あたり平均収入及び指数     | 195 |

## 終章 本研究のまとめと課題

|       |                               |     |
|-------|-------------------------------|-----|
| 表 8-1 | 1992年都市部と農村部における高齢者の平均的な子どもの数 | 214 |
| 表 8-2 | 1987年児童就学率                    | 215 |
| 図 8-1 | 「男児選好」の理由に関する農村部と都市部との比較      | 219 |
| 図 8-2 | 都市部における「女児選好」の理由              | 219 |

## 序 章

### 本論文の研究視点

## 第1節 本論文の目的

「男児選好」は中国伝統的産育文化の重要な特徴の一つとして知られ、新中国建国以前の50年代まで広く存在していた。1949年以後、中国政府は男女平等を提唱し、「男尊女卑」という伝統的文化を厳しく批判した。女性の地位の向上および、80年代から急激的な経済発展と「計画政策」の実施により合計特殊出生率が急激に下がり、92年には2.00へと減少して、人口置換水準を下回った。しかし一方で、性別選択中絶、「計画外出産」の罰則を恐れて親が出生届けをしない「黒孩子」（ヘイハイズ 闇っ子）、女兒間引き、女兒を産んだ母親への虐待といった現象も生み出された。

また、嫁不足の貧しい農村の男子が売買婚復活という事態をも招いてしまっている。近年女兒と子どもを誘拐し、売り飛ばす人身販売事件が多く、2001年～2003年までの3年間に、2万360件を摘発し、女性と子ども2万2215人が解放されたと報道され、公安当局による摘発事件は氷山の一角で、実際にはそれ以上の人身売買が行われていると見られる（「北京時事」04年3月2日）。

さらに、女兒中絶、女兒捨てなどの結果として、近年男児が女兒より多いという出生性比が著しく歪んでいる。1990年の人口出生比は112.0で正常値（103～107）大きく上回った。2000年でも116.7で依然として高い。その結果、2020年中国における結婚相手のない男性が3000万～4000万人いると推定されている。これらの問題はいずれも社会に大きな影響をもたらしたため、近年社会的に注目されてくるようになった。そのような現象を生じる根本的な要因は「男児選好」であると指摘されている（李銀河，1997：228；梁中堂ら，1992：77）。

男女平等が進んでいる20世紀では、世界的にみると女性の参政権、労働権、学習権など生活全般が男性との差が少なくなってきた。特に1994年にカイロで開催された国際人口開発会議（ICPD）において、政府間の合意文書となった「行動計画」は、「ジェンダー間の平等達成が人口開発問題解決の基盤である」（カイロ行動計画 第2章）という原理を提示すると同時に、男女平等・公平を達成し、女性のエンパワーメント Eempowerment 能力向上を図ることを行動計画の重要な目標の一つにあげた（United Nations 1994）。とくに女兒について、女兒への差別撤廃、女兒の価値の見直しと福祉向上を図り、そのために、家庭内および社会における女兒の見方を改めさせ、結婚年齢を高め、女兒に関する悪習を禁止することを求めている（カイロ行動計画 第4章）。近年、発展途上国の人口問題に関しては、

カイロ会議において女性のエンパワーメントが解決の鍵であると主張され、従来のマクロ的、人口抑制的アプローチに対してミクロ的、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点が唱えられ、その結果、人口分野の国内政策並びに国際協力のみならず、人口研究にも大きな影響を及ぼし始めている。

このような国際的な環境の中で、発展途上における中国においても、女性の地位の向上をさせるための数多くの施策もとられ、それらは多くの分野で画期的な効果を納めた。女性の地位が高くなってきた。しかし、女性の地位が向上してきたにもかかわらず、なぜ中国の農村部において「男児選好」意識が依然として根強く存在している要因はなんだろうか。

中国において、「男児選好」が社会問題として重視されているものの、「男児選好」に関する研究は始まったばかりであり、子どもの性別選好意識の実態やそれを規定する要因に関する研究、中でも計量的な研究は、いたって少ないのが現状である。また、主に社会経済・文化などのマクロの視点から研究が進められている（鐘家新，1995；李冬莉，2001；劉梨，2000）。個人の意識、家庭内での女性の地位、地域慣習などに関して、その意識の実態やそれらに影響を及ぼす背景要因を把握し、「男児選好」意識の維持メカニズムを明らかにすることが必要である。世界人口の22%を占めている中国の人口問題は、中国だけの問題ではなく、世界の問題とも言えるだろう。

従って、本研究では、子どもの性別選好意識に影響を与える要因を、社会的な要因をふまえつつ、地域慣習、家庭内での女性の地位と親にとっての子どもの価値変化に着目し、明らかにすることは本研究の目的である。なかでも次の3点に注目して考察を深めたい。

第1に、農村部における子どもの性別選好意識の実態について考察する。

第2に、中国における「男児選好」意識の維持メカニズムを、地域慣習、家庭内での女性の地位と親にとっての子どもの価値に着目し、明らかにする。

第3に、以上の考察を通して、「男児選好」意識が強く存在する問題をどのように解決するかという具体的な提言を行いたい。

## 第2節 研究の方法と調査の概要

### 1. 研究の方法

本研究では、理論的側面と実証的な側面の双方から研究を行う。

理論編では、3章から構成する。まず、中国における子どもの性別選好意識の変容とその要因およびその社会的な背景である「一人っ子政策」の歴史的な変遷を通して、「一人っ子政策」の実施によって生じた社会問題を明らかにする。それに続いて、中国における「男児選好」の維持メカニズムに関して、性別選好意識の歴史的な変遷から、伝統的な「多子多福」と「不孝有三、無後為大」という産育文化と慣習の残存、社会保障制度の未整備の現実から考察した。最後に中国および諸外国における「男児選好」意識に関する先行研究の展開をフォローし、どのような問題があったかを確認する。現在中国に根強く存在している「男児選好」意識を弱めるために、いかなる取り組みが必要であろうか。また、子どもの性別に関して「男児でも女児でもよい」という意識形成に何が必要であろうか。

実証編では以下の2点から調査を行う。まず、(1)「一人っ子政策」によって生じた社会問題の把握、中国における性別選好意識の実態とそれに影響を与える要因を明らかにする必要がある(図0-1)。

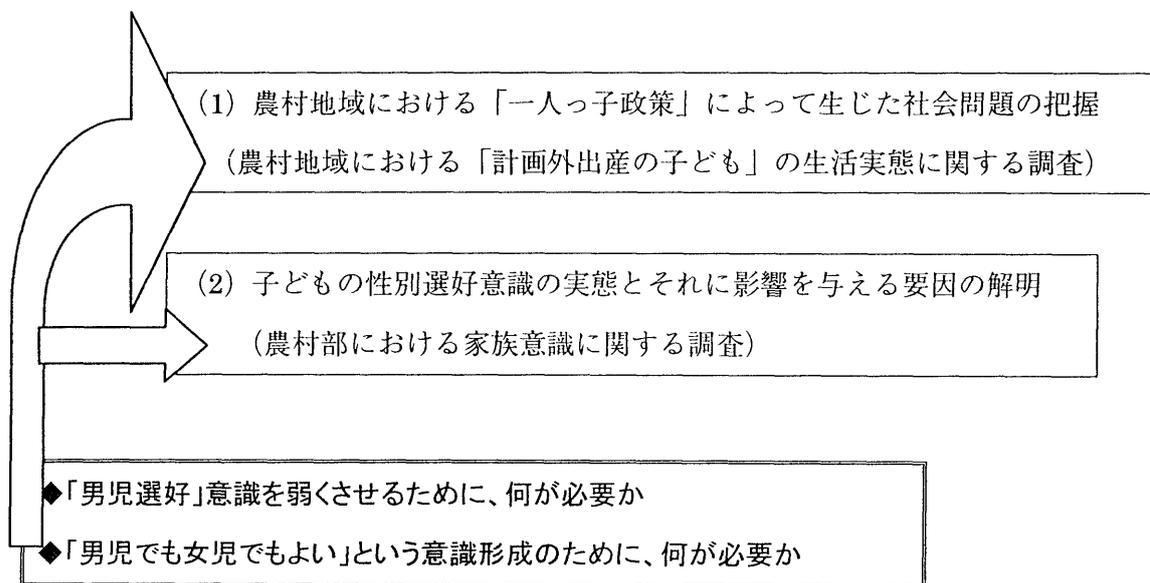


図0-1 本研究の目的と視点

(2) 以上のことを検討するために、農村部における「一人っ子政策」実施以降、「計画外出産」に関わる者を対象とする調査と、「一人っ子政策」の実施以降結婚して子どもを持っている人を対象にする調査の必要性を取り上げる。

## 2. 調査概要

(1) 「中国農村部における「計画外出産の子ども」の生活実態に関する調査」(調査期間：2000年3月と8月)

調査対象者：「計画外出産の子ども」の生みの親21人、「隠された子ども」を実親5人、養母5人を対象とした。

調査方法：半構造化面調査、所要時間は、一人約2時間。

調査の内容：①当該地域の出産現状、②子どもの性別選好意識、③子どもを出す意識と子どもを受け取る意識、④「隠された子ども」の生活実態、⑤子どもの数に関する意識決定、⑥自分の老後に関する意識、⑦高齢者の扶養実態、⑧子どもを産み育てる意味、⑨理想的な子どもの数と性別構成、⑩子どもの教育に関する意識、⑪家事分担の実態、⑫大きなことに関する意思決定などについて尋ねた。

(2) 「中国における家族意識に関する調査」(調査期間：2002年4月から5月まで)

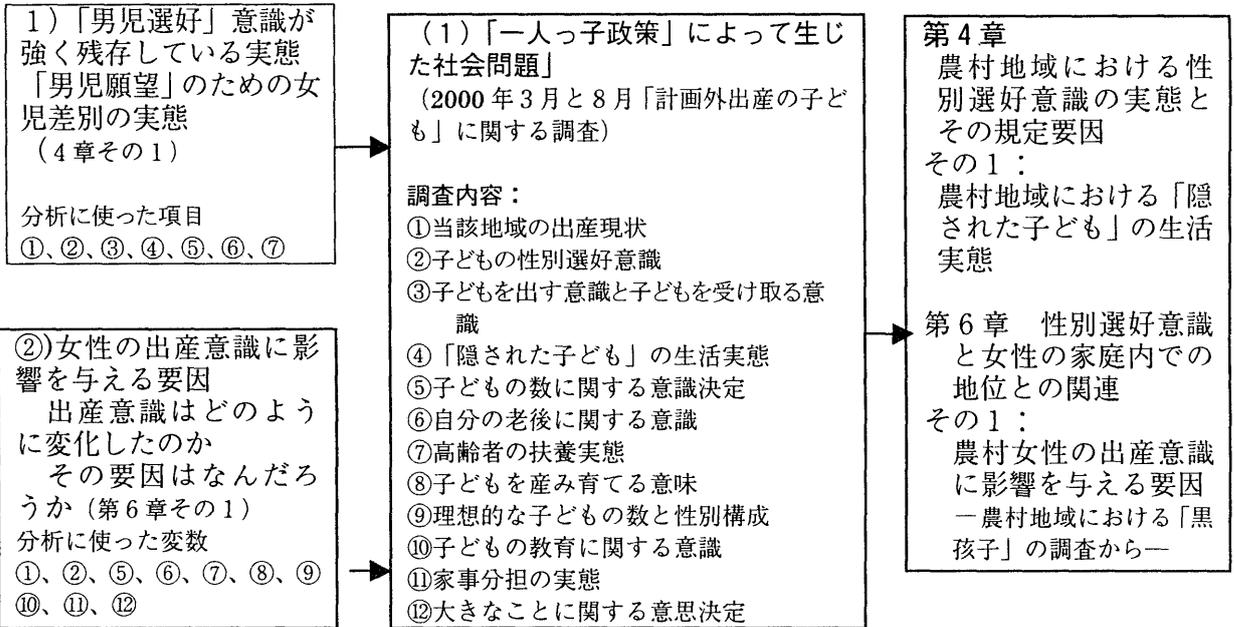
調査対象：遼寧省に属するA郷にある5村のうち2村の協力を得て、2002年4月現在で50歳以下の既婚し、子どもを持っている夫婦を対象とした。

調査方法：本調査は家庭訪問式で調査員を通じて249世帯に質問紙を配付し、2日後に回収した。非識字者の回答は調査員により記入した。有効回収票は465票(男性232、女性233票)、有効回収率は93.4%。調査対象者のほとんどは、出産、育児が「一人っ子政策」に関わっている世代である。

調査内容：①実際の子どもの数、②理想的な子どもの数と性別構成、③子どもの追加意識とその理由、④子どもの性別選好意識とその理由、⑤男児選好意識の変化とその理由、⑥親の扶養と介護実態と扶養意識、⑦自分の老後に関する意識、⑧子どもを持つ意味(子どもの価値)、⑨祖先祭祀に関する意識、⑩老親の介護に関する意識、⑪家庭内の役割分担の実態と意識、⑫家庭内意思決定の実態と意識、⑬結婚方式と結婚生活の満足度、⑭結婚後の自分の収入の支配、⑮避妊措置を取っている実態、⑯役割分担規範に関する意識、⑰家庭内地位に関する自己評価、⑱個人の属性などである。

本研究における調査の内容と流れは、図0-2に示されている。

【「計画外出産」に関わる者の調査】（文化的・社会的な要因と家族・親族的要因からの考察）



【子どもの性別選好意識の調査】（地域的要因・子どもの価値・女性の家庭内の地位からの考察）

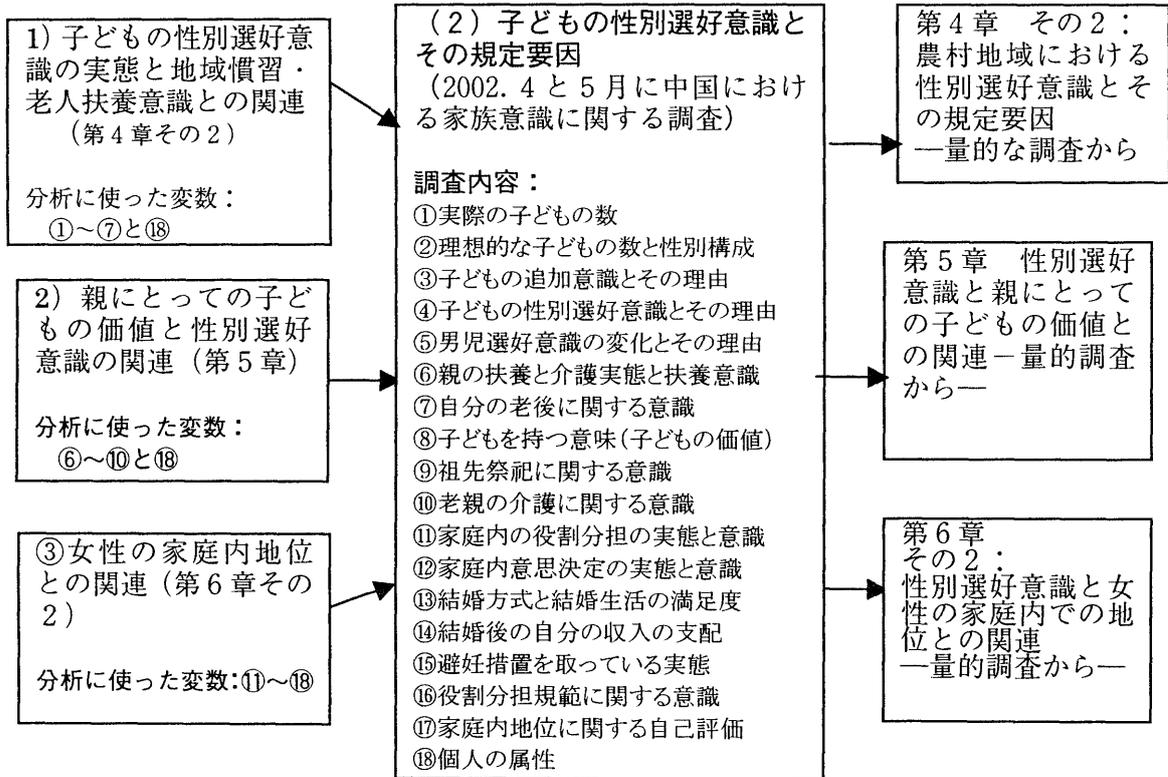


図0-2 本研究における調査の流れ

### 3. 調査地選択の理由

第一は、調査の妥当性である。

先行研究では「男児選好」意識は主に農村地域に存在し、特に辺鄙な農村地域に存在していることが明らかになった。それは 1990 年第 4 回人口センサスが明らかにした「漏報率」から判明した。調査の地域は遼寧省において最も貧困な地域である。この地域では農村人口が 80%を占めていて、経済はあまり発展してなくて、経済、文化環境は全国の貧困農村地域と共通する状況が多くあると言える。したがって、その地域は全国農村地域の貧困状況を代表できると考えられる。

第二は、調査の可能性である。

「隠された子ども」は個人のプライバシーに関わる問題であるので、この特殊性が調査の正否を分けた。被調査者が協力してくれなければ、調査が不可能である。幸い 2000 年 3 月の一次調査により、調査に協力してくれることが分った。また、「隠された子ども」に関する調査は継続することが重要で、従って 3 月から 7 月の間に収集した基本資料をもとにして、2000 年 8 月に同じ地区において二次調査を行った。

「隠された」子どもに関する調査を通して、当該地域における強く存在している「男児選好」意識と女児差別の実態を把握した。しかし、訪問調査という方法をとったため、この結果の確認、そして中国農村部における「男児選好」の実態を明らかにすることに量的な調査が必要であると考えている。したがって、2002 年 4 月から 5 月の間に、2000 年に行った調査地域を含めて、5 つの村の 50 歳以下の既婚男女を対象として、子どもの性別選好意識の実態およびその影響要因を明らかにするためアンケート調査を行った。

### 4. 調査地域の概況

#### (1) 調査地の概況

中国には 30 行政区（4 直轄市、20 省、6 民族自治区）が存在する（図 3）。東北部三省の一番南に位置している遼寧省は中国において重工業で有名であり、2000 年に都市部住民一人の年収は 5389.0 元、農村人口一人の年収は 2355.6 元であった。1990 年の全国人口センサスの結果によって遼寧省の多子率（多子率＝出生した 3 児以上の子供数／出生した子供数 X 100%）は 4.0%、全国では上海の 0.7%の次に少ない。1998 年 12 月 31 日までに人口は 4119.3 万人に達し、遼寧省の出生率は 2000 年に 10.7/1000、死亡率は 6.7/1000、自然増加率は 4.0/1000 である。しかし調査地域は、2000 年の出生率は 15.6/1000、死亡

率は 8.0/1000 で、自然増加率は 7.6/1000 になり、全国では高いレベル地域に入っている（「遼寧省 2001 年統計年鑑」中国統計出版社，2001：52）。調査地域の村の 1 人当たりの年収は 1008.0 元であり、人々の生活水準は全省農村部の 2355.6 元と比べてまだまだ低い。遼寧省では平均水準を下回っていると言える。

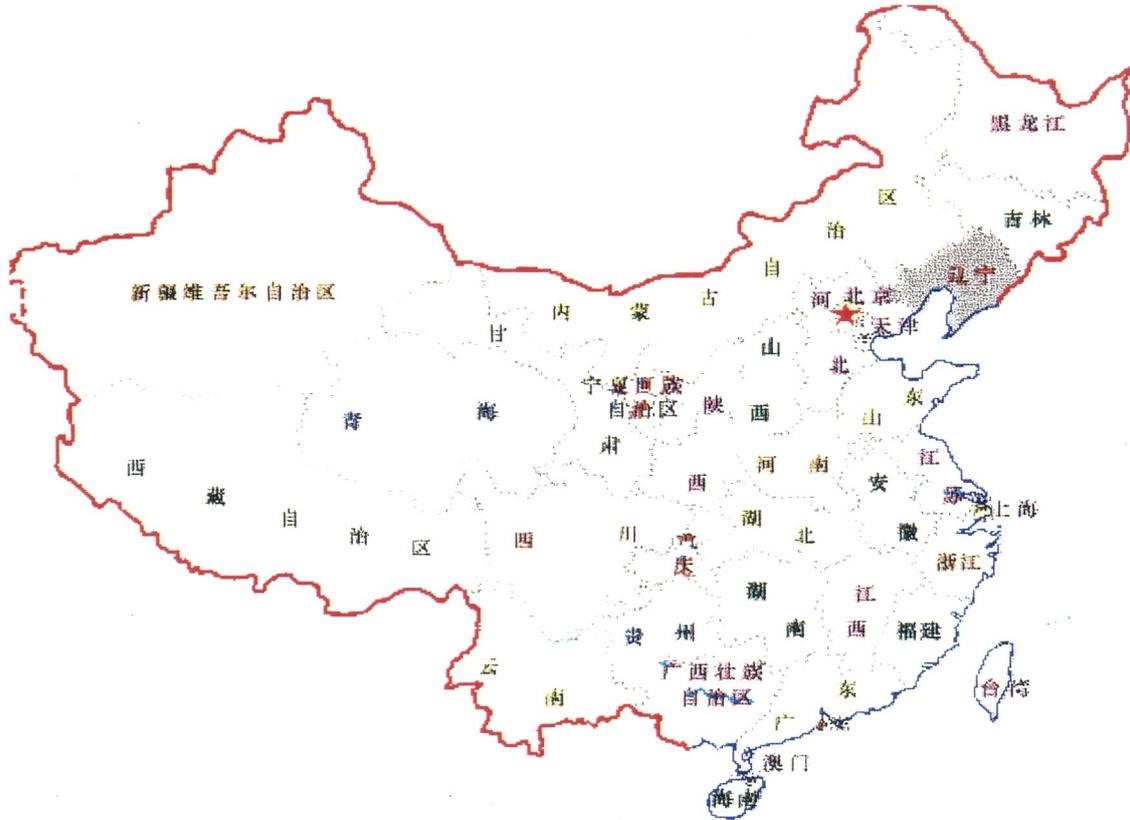


図 0-3 調査地域の遼寧省の位置

調査地域は漢民族が集中して生活していて、耕地面積は一人当たり約 1 ムーぐらい（1 ムー＝6.667 アール、日本：1 畝＝1 アール）である。殆どの人々が第一次産業に従事している。改革政策が実施される前から農業で生活を維持していた。改革政策が実施された後、耕地の部分を利用して、商品作物を植えるようになってきた。例えば、現在、村では果物の木（主に林檎である）を植えるようになり、村人の収入は高くなってきている。しかし一人当たりの耕地面積は少ないので、余剰労働力の問題が表面化している。家族の生活を補助するために都市部へ出稼ぎに行き、男性は建築などのような厳しい肉体労働をし、女性はレストランのウェイトレス、家政婦等に従事する人が多い。都市部へ出稼ぎに行く人数は多い。

## (2) 調査地の社会状況

## ① 経済

中国で 80 年代から経済改革政策が実施されたことによって、この地域は生産請負制を実施した。生活レベルは昔より高くなり、テレビを持っている家は 85% ぐらい、交通手段は自転車からバイクになってきた。

表 0-1 一人あたりの平均年収と収入源 (2001 年末)

| 生活レベル   | 割合      | 収入額 (年間 1 人あたりの収入) | 家庭収入源                         |
|---------|---------|--------------------|-------------------------------|
| 余裕がある家庭 | 30% ぐらい | 2000 元～3000 元      | 公務員；商人；建築工事を請負人；<br>果物の栽培の請負人 |
| 普通      | 67%     | 1000 元～1500 元      | 出稼ぎ；農業；果物栽培の請負人               |
| 貧困      | 3%      | 200 元～300 元        | 農業の他に収入はない人                   |

(注：調査地域の 2001 年統計資料に基づいて、筆者が作成した)

調査地域は遼寧省の中では経済的には普通の水準より下のレベルの地域である (表 0-1)。当該地域では約 30% の家族は一人当たりの年収は 2000 元～3000 元になった。2000 年に省の農村人口の平均収入は 3588.6 元に達したが、調査地の約 65% の家族は 1 人当たりの年収が 1000～1500 元で、経済的に標準的な生活を送っており、約 3% の家族は 100 元～300 元ぐらいの収入で、とても貧しい生活をしている。全村人平均収入は 1000 元ぐらいで、遼寧省では生活レベルは中の下レベルに位置している。

## ② 教育

1998 年の統計では非識字率は遼寧省が 8.17% であり、1990 年の 11.51% より下がった (『遼寧省 1998 年年鑑』中国統計出版社, 1999)。調査地区で就学児童年齢になった子どもは 100% 入学できる。しかし中学校卒業まで学校にいける子供は約 60% である。高等学校まで行ける人は中学生の 70% ぐらいである。専門学校以上の学歴をもっている人は高校卒業生の約 10% である。45 歳以上の人のあいだでは非識字者もある程度存在している。

## ③ 老人扶養方式

『中華人民共和国老年人權益保障法』により、「親の財産は子ども平等に配分され、親の老後の面倒をみる義務がある」と決められている (1996 年第 2 章第 11 条) が、普通の農村では、男子しか親の財産をもらえず、男子が親の老後の世話をするのが通例である。また、中国で農業に従事している人たちは、日本と違ってほとんど年金制度がない。調査地の状況も同じで、高齢者を扶養する方法は主に息子による扶養である。娘の生活に余裕が

あれば、経済的な面でも部分的に援助している。高齢者は農業に従事できない状態になった場合、子どもと同居しなくても、日常生活の食糧や生活費用、病気になった時の治療費など、ほとんど息子が負担する（複数の息子がいる家族は息子たちが分担し、娘は分担しない）。農業に従事できる間（普通は69歳ぐらいまで）は、ほとんど自立して生活を送っている。夫や妻が亡くなった高齢者は、子どもと同居する人が多い。何人か息子がいる高齢者は、住まいや食事は長男から末子まで順番に息子の家に世話をしてもらうのが慣行となっている。

#### ④ 家族の規模

表 0-2 遼寧省における人口の変動

| 年    | 総人口<br>(万人) | 出生率<br>(0/1000) | 死亡率<br>(0/1000) | 自然増加<br>率 (0/1000) | 文盲率<br>(%) | 家庭規模<br>(人/戸) |
|------|-------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|---------------|
| 1990 | 3946        | 15.60           | 6.01            | 9.59               | 11.51      | 3.59          |
| 1991 | 3990        | 12.10           | 6.64            | 5.46               | —          | 3.60          |
| 1992 | 4016        | 12.57           | 6.11            | 6.46               | —          | 3.57          |
| 1993 | 4042        | 12.43           | 6.11            | 6.32               | —          | 3.53          |
| 1994 | 4067        | 12.26           | 6.03            | 6.23               | 10.46      | 3.48          |
| 1995 | 4092        | 12.17           | 6.15            | 6.02               | 9.31       | 3.49          |
| 1996 | 4116        | 12.15           | 6.20            | 5.95               | 8.86       | 3.44          |
| 1997 | 4138        | 11.78           | 6.38            | 5.40               | 8.21       | 3.31          |
| 1998 | 4157        | 11.39           | 6.81            | 4.58               | 8.17       | 3.27          |

出所：「遼寧省 1998 年年鑑」中国統計出版社， 1999， p 49 より

表 0-2 に示すように、遼寧省人口の家庭規模は 1990 年の 3.59 から 1998 年の 3.27 ままで減少した。調査地区の変動は省と大体同じであるが、調査地区の高齢者は子どもと別居して生活しているのは多く、3 世代家族は少ない。

#### ⑤ 親族援助的なネットワーク（地域構造）

調査地域の 5 つの村の人の苗字を見ると、一つの村は幾つかの小さい組から成り立っていて、小さな組の苗字がほとんど同じであることが分る。

例えば、N 村（第 4 章その 1 を参照）は 9 つの組により成り立っている。その中で、1 組は 60 世帯、175 人で、そのうち蘇姓は 48 世帯、142 人である。2 組は 16 世帯、50 人、全部梨姓である。3 組は 40 世帯、140 人、その中で衣姓は 22 世帯、70 人で、蘇姓は 17 世帯で、66 人である。梨姓は 1 世帯、4 人である（村の戸籍資料より）。

また、通婚圏は小さく、結婚相手はほとんど近い村の人で、村人の間と、それに隣接の村人の間にはきわめて緊密な親族のネットワークが存在している。

### 第3節 本論文の構成

本論文は3部構成になっている。研究の目的、研究の方法・研究調査の概要、論文の構成、研究の意義、本論文の学術領域的位置づけについて記述する序章に続き、第1章から第3章までの第Ⅰ部を【理論編】、第4章から第6章なる第Ⅱ部を【実証編】、本研究の総括、政策的な提言および今後の課題について記述するのを第Ⅲ部（第7章と終章）とする（図0-4）。

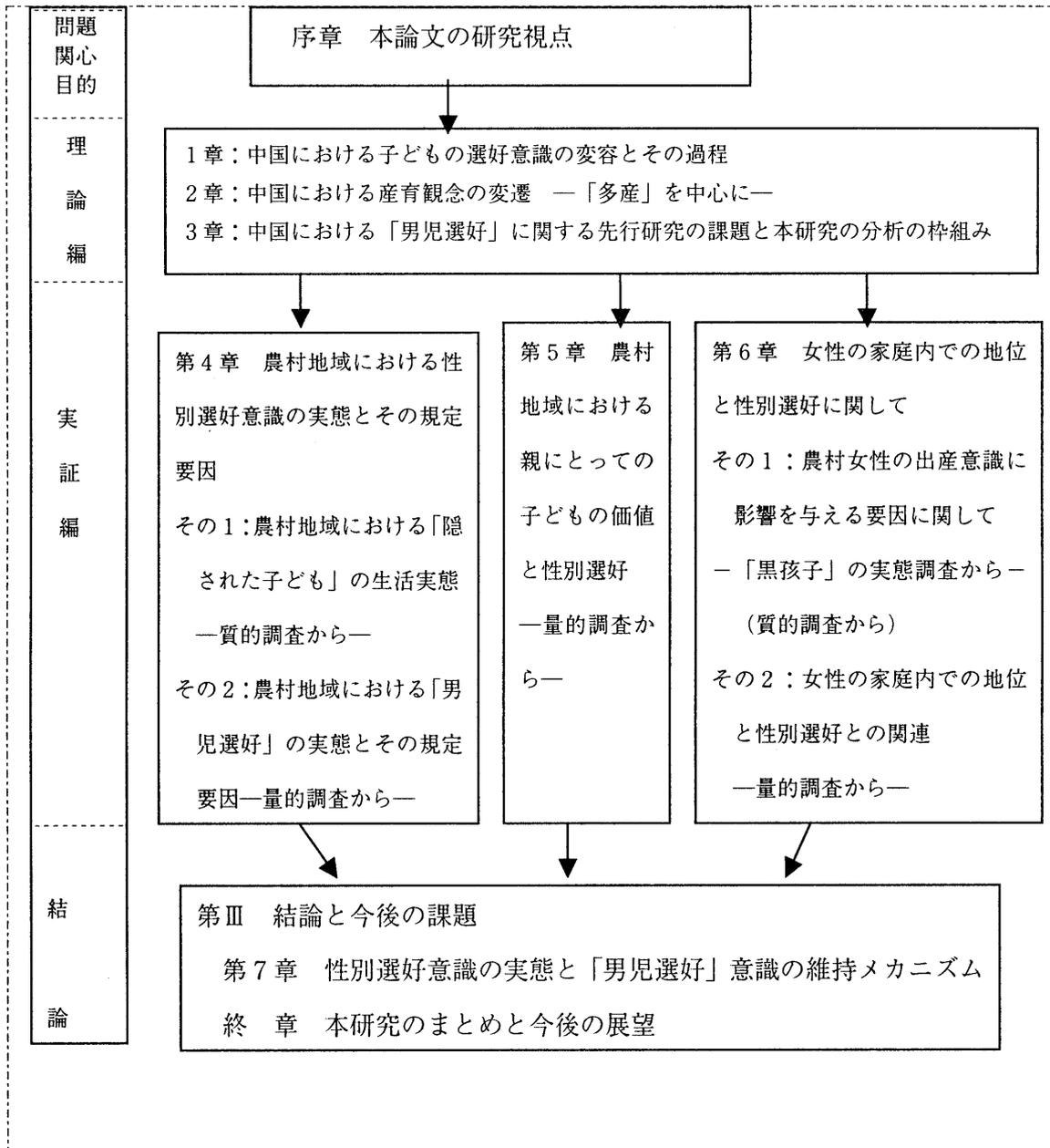


図0-4 地域・家族・個人意識に視点を置いた本論文の実証編の構成概念図

第Ⅰ部から第Ⅲ部までの具体的な研究展開は、以下の通りである。

### 第Ⅰ部 「中国における『男児選好』の現状と研究の課題」【理論編】

中国における子どもの性別選好意識を中心に据え、まず、中国における子どもの性別選好意識の現実をみて、「男児選好」意識の実態とその問題を提示する。続いて、伝統的な産育観念の変遷から、「男児選好」意識に影響を与える重要な要因の一つとして「多産」（多子多福：子どもが多いほど福が多い）の歴史的変遷とそれに影響を与える要因を明らかにする。最後に、現在中国、および諸国における「男児選好」に関する先行の概観を通して、個人意識（親にとっての子どもの価値に関する意識）、家庭生活領域・地域生活領域という新しい視点から「子どもの性別選好」意識に影響を与える要因の分析の枠組みを構成する。

第1章「中国における子どもの性別選好意識の変容とその過程」では、まず、清代における「溺女」（女児間引き）という現象および「男児願望」に関わる文化的な慣習—「祈子風俗」から、歴史的に「男児選好」と女児差別の実態を把握する。そして、近年中国の社会難題としての性別アンバランスの問題と「漏報」問題に関する考察を通して、現在農村における「男児選好」意識が強く存在している現実とその要因を把握する。最後に、現在中国における「男児選好」意識が強くなった社会的な背景である「一人っ子政策」の変遷を通して、「一人っ子政策」を実施する必要性を明確する上で、それによって生じた社会問題を明らかにする。

第2章「中国における産育観念の変遷—『多産』を中心に—」では、中国における産育観念の中核である「多産」を中心に、その歴史的変遷と特徴、及び「多産」に影響を及ぼす要因を考察し、伝統的な「多子多福」という産育観念が子どもの性別選好意識に影響を明らかにした。

第3章「中国における〈男児選好〉に関する先行研究の課題」では、「男児選好」意識に関する先行研究のレビューを行い、調査対象者と研究視点に関する問題点を指摘した。さらに、本研究の独自の三つの視点、すなわち①地域共同体的要因、②家族的要因、とりわけ女性の家庭内地位、③親にとっての子どもの価値を抽出した上で、本研究の枠組を提示した。

第Ⅱ部 「子どもの性別選好意識の実態および『男児選好』意識の維持メカニズムの個人・家庭・地域的な要因」【実証編】では、第1章から第3章までを総括して、子どもの性別選好意

識の実態および「男児選好」意識の維持メカニズムを、地域・個人意識（子ども観）および家庭（女性の家庭内での地位）視座に据えて分析考察した。

第4章「農村地域における性別選好の実態とその規定要因」その1「農村地域における〈隠された子ども〉の生活実態」では、筆者は2000年に行ったインタビュー調査によって、「隠された子ども」の多くは女兒であり、教育と生活の両側面で差別されていることを明らかにするとともに、「隠された子ども」の発生要因として、①強い男児願望意識、②老後の世話を息子に依存する意識、③「跡継ぎ」意識、④出産に対する意思決定権が夫にあること、⑤親族的援助ネットワークの存在などの要因があることを指摘した。

それに続いて、その2「農村地域における性別選好意識の実態とその規定要因」では、主に上述のアンケート調査に基づいて、当該地域においては、「男児選好」意識が依然として根強く存在し、特に男性にその意識が強いことが示された。子どもの性別選好意識を規定する要因として、①伝統的な「家の継承」という家父長制的意識の残存、②老後の社会保障制度の未整備、③地域共同体における規範維持メカニズムの存在を指摘した。

第5章「農村地域における親にとっての子どもの価値と子どもの性別選好」では、アンケート調査の結果、「男児選好」意識の強い当該地域では依然として子どもを「経済的な価値」「家の継承的な価値」とみなしていることが明らかになった。しかし一方で、「子どもは夫婦の絆を深める」「子どもは生き甲斐」という「情緒的な価値」も重視する傾向がみられた。また、「年齢」「教育歴」「老親の世話と介護意識」「老後の生活を子どもに頼る意識」などの要因が、親にとっての子どもの価値に影響を与えていることが明らかになった。

第6章「農村地域における性別選好意識と女性の家庭内での地位との関連」その1「農村女性の出産意識に影響を与える要因に関して」では、インタビュー調査に基づいて、農村女性の出産意識に影響を与える要因として、①老後の社会保障制度の不備、②「跡継ぎ」という伝統観念、③地域慣習と周囲のプレッシャー、④女性の家庭での低い地位、⑤女性の低い教育レベルがあることを指摘し、特に、女性の家庭内での地位と性別選好意識と関連していることが明らかになった。これを受けて、その2「女性の家庭内での地位と子どもの性別選好意識との関連」では、家庭内の役割分担・意思決定の実態と「男児選好」意識との間には有意な関係は確認できなかった。

### 第Ⅲ部 終章、本研究の結論と今後の課題

第Ⅲ部第7章「性別選好意識の実態と〈男児選好〉意識の維持メカニズム」では、第Ⅱの実証研究の知見に基づいて、子どもの性別選好意識の実態と、「男児選好」意識の維持メカニズムについて総合的な考察を行った。調査によって、当該地域において「男児選好」

意識がまだ根強く存在しており、「男児願望」のため、女兒と女兒を産んだ女性に対する差別現象が存在していることが明らかになった。そのような「男児選好」意識を維持するメカニズムとして、①「跡継ぎ」という家父長制意識の残存と女性への役割期待観、という文化的な要因、②生産力の低下という経済的な要因、と③制度・政策、などの背景的な要因の影響、④福祉制度の未整備、地域慣習と周囲のプレッシャー、政策と管理、及び親族的ネットワークの存在などの地域的な要因、⑤女性の低い家庭内での地位という家族的な要因、⑥子どもを「経済的な価値」、「家の継承的な価値」とみなす子ども親の影響が明らかになった。

終章「本研究のまとめと今後の課題」では、「男児選好」の維持メカニズムを弱めるために必要な、農村地域の社会保障制度の整備、高齢者の自立を支える地域的な援助のネットワークの形成、女兒と女性の教育レベルの向上、地域住民の自治力の向上などの諸課題について具体的に提言を行った。

#### 第4節 本研究の意義と位置づけ

##### 1. 本研究の意義は次の3点にある。

- (1) これまで、子どもの性別選好意識によって生じる社会問題はマクロな視点から多く検討されてきた。しかし、性別選好意識についての研究では、地域慣習、家庭内での女性の地位、親にとっての子どもの価値意識などのミクロな視点が欠けていた。  
子どもの性別選好意識について、マクロ、ミクロという両視点をふまえた研究は、中国における「一人っ子政策」など、人口問題に関する研究に新しいインパクトをもたらさうだろう。さらに、その成果は、人口問題に関する研究のみならず、家族研究やジェンダー研究などの領域においても大きな意義を有するものである。
- (2) 子どもの性別選好意識は、子どもの出生性比アンバランスを崩すだけではなく、女兒と女性差別という人権問題にもかかわるものである。本研究は、性差別をなくす方法を模索するための、ひとつの切り口になりえるという点で、有意義だと思われる。
- (3) 親にとっての子どもの価値及び女性の家庭内地位が性別選好意識に与える影響を明らかにすることによって、中国における性別選好意識に関する研究に新しい視点を提示するだけではなく、進行しつつある少子化、高齢化に急速な対応を迫られている社会福祉制度の整備や女性の地位の向上などの諸問題の解決について、社会的にも重要な意味を持っている。

## 2. 本研究の位置づけ

- (1) 子どもの性別選好意識に関する先行研究では、文化、制度、経済といった社会的な影響要因に着目し、分析している。だが、女性の家庭内地位は子どもの性別選好意識にどのような影響を与えているかなど、女性の家庭内地位、子どもの価値変化など、ミクロな視点からの研究ははじまったばかりである。本研究は、子どもの性別選好意識について、マクロ、ミクロという両方の視点をふまえた、全く新しい研究である。
- (2) 諸外国の先行研究では、子どもの性別選好意識に影響を与える要因について研究されたが、中国を対象とした研究はなかった。欧米の研究枠組みは社会環境が違う中国に当てはまられない部分が多いと考えられる。農村部における子どもの性別選好意識の実態及びその影響要因に関する実証研究は行われていない。本研究で調査分析することによって、マクロな要因とミクロな要因の関係性が、より明確になる。
- (3) 激変している社会の中で、価値観の変容、急速に進行する高齢化・少子化は、子どもの性別選好意識に大きな影響を与える。したがって、性別選好意識に影響を与える要因を分析するとき、男女とも対象とした調査が必要である。これにより、中国に根強く残存している男児選好意識の存続メカニズムが明らかになるだろう。その上にどのような対策をとったら「男児選好」意識を弱めさせることが可能かという対策を提言する。

したがって、本研究では、家族研究やジェンダー研究といった学術的研究の新しい試みであるだけでなく、性別アンバランス問題や女性の地位向上の達成など、社会的にも重要な意味があるといえよう。

### 【引用文献】

- 鐘家新, 1995, 「宗族の紛争と自衛士としての男児—『一人っ子政策』の難航の一要因」『家族研究年報』(20), 家族問題研究会編集発行。
- 楊善華, 1991, 『中国農村現代化過程中的家庭生産功能的變遷—中国農村的一個文化比較研究』, 北京大学学報。
- 梁中堂・閻海琴, 1992, 『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』, 山西高校連合出版社。
- 遼寧省統計局編, 1999, 「遼寧省 1998 年年鑑」中国統計出版社。
- 李銀河ら著・江上幸子訳, 1998, 「中国人の出産・育児観」『中国の女性学』, 勁草書房。

- 李冬莉, 2001, 「經濟發展和家庭制度變遷對農民性別偏好的影響」『婦女研究論叢』(3).
- 劉梨ら, 1997, 「城市中生兒子意願的文化含意」『平等与發展』李小江ら編, 三聯書店.

## 第1章

### 中国における子どもの性別選好意識の変容とその過程

## 第1節 本章の目的

出生を意図的にコントロールすることは出生抑制だけではない。出生児の性別に嗜好性を示す文化をもつ中国や韓国、インドあるいは他の国や地域では、何らかの性別選択が行われている (Reprtto, 1972 ; Das, 1987 ; Goodkind, 1996)。性別選択は、親が子どもの性別に対して持つ関心である性別選好を背景にしている。

男の子が欲しいか、女の子が欲しいという親の希望を「子どもの性別選好」(Sex Preference) という (坂井, 1994 : 17)。性別選好は①男児選好、②女児選好、③同等選好、④無性選好の四つに類型化することができる。「男児選好」と「女児選好」は、それぞれの一方の性の子どもを選択的に希望する性別選好である。また、「同等選好」とは最小限一人の男児と女児を希望する性別選好であり、無性選好とは父母が子どもの性について無関心な場合である (Lee, 1996)。Lee の分類の中で、③同等選好は、中国の政府が「一人っ子政策」を実施して以来、親の理想的な子どもの構成に関する意識を反映している。したがって、筆者は、子どもの性別選好が二種類あると考えている。一つは生まれてくる子どもの性別への希望である。すなわち、①男児選好、②女児選好と③「同等選好」(男児でも女児でもよい) である。

中国では、伝統的に農業を中心とした儒教文化を背景とした家父長制に基づく大家族が基本で、伝統的に強い「男児選好」と「多産」社会が支配的であった (杜芳琴, 1994 : 152)。80年代以降、「計画政策」の実施、特に1979年の「一人っ子政策」の実施と経済改革・開放に伴う近代化に並行して、多産の傾向は失われ、出生率は急激に低下した。しかし、「一人っ子政策」が実施されて以降、農村部では「一人っ子政策」に違反して子どもを産むと罰則が加えられるようになった。そのために罰則から免れるために、戸籍に登録されない子どもが大量に生み出された。この子どもたちは「黒孩子」と呼ばれる (『人民日報』1988. 6. 30) 「黒孩子」たちは戸籍がないため教育、医療などの行政サービスを受けることができず、人生の最初から社会差別の対象になっている。

また、女児より男児が多いという出生性比のアンバランスが、一つの社会問題として注目されている。女児間引きや捨て子などの結果、1990年には出生性比が112で正常値(103—107)を大きく上回ってしまった。2000年の中国の第5回人口センサスでも出生性比が116.7で依然として高い水準を維持している。

本章では、まず、「男児願望」と関わる風俗と中国清代における「溺女」(女児間引き)

を歴史的に考察する。次に、現在の「漏報」（戸籍に登録しない）と出生性比のアンバランスの考察を通して、中国における「男児選好」の歴史的な変遷を把握する。そして最後に、現代中国における「男児選好」意識が強くなる要因として「一人っ子政策」の歴史的な変化とそれによって生じた社会問題を紹介し、現代中国における「男児選好」の社会的な背景を描写したい。

## 第2節 中国における「男児選好」意識の変容

### 1. 「男児願望」と関わる文化的慣習—祈子風俗（子どもを授かるための祈りの風俗）

「男尊女卑」意識が強く存在している中国において、出産をめぐる「男児選好」は中国産育文化の基盤といってもよい。それは、「祈子風俗」などの慣習に現れている。

中国の人々は、歴史上、ずっと子授けの神をあがめ祭ってきた。宋代以降、儒教・仏教・道教が合流する大勢となり、仏教と道教の二つが民間に浸透して、徐々に世俗化し、そこへ原始的な民間信仰による多数の子育て神が融合していった。当初は男性が、従前からあった神仏に子育てを祈念する宗教を女性に拝ませた。例えば、観音は本来仏教の四大菩薩の一つの男性神だったが、衆生を済度し危難を救う神だからということで、後には女性の姿に改変され、女性大衆に近づきやすくなった。その後徐々に観音は女性たちにとって、出産をつかさどる「子授けの神」となった。道教が崇拜する泰山の碧霞元君なども、子授けの機能を兼務する女神となった（杜芳琴，1998：171）。

「送子観音」は人々の意識の中で、子授けの神さまとして祭られていた。『稽古略』には「山東省の劉氏は、50歳でも子どもが授からなくて、妾をとって何年経っても妊娠していなかった。観音経を千回読んだ後妊娠して、男の子が産まれた」という逸話が記録されている（鄭小江ら，1999：153）。観音は子どもがほしい人に子どもを授けるだけではなく、男児がほしい人に女児を男児に変えせるという霊力があると記録されている。その結果、観音に男児を授かるようにという「祈子習俗」が全国的に存在することになった。各民族、各地域には様々な女性子育て神が造られ、出産神として崇拜された。不妊の既婚女性と男児を生みたい女性たちが観音様にお願いをすると、願いとおりに男児を生むことができるという伝説が各地に伝えられていた（杜芳琴，1998：154）。各地の「娘娘廟」（ニヤニヤミョウ）は線香をあげる者たちで賑わい、子どもの無い者は拝み、廟の中の泥人形か

ら気にいった人形を持ち帰り、子が生まれたら線香を焚いてお礼参りをするという風習が存在していた（鄭曉江ら，1999：154）。このような観音様に子授けを祈る習俗は古代における強烈な「男児願望」の意識が反映されたものである。

年中の祭りの中にも様々な「祈子習俗」がある。例えば、古代の安徽省の地方において、正月2日に、「宗族の男児を産む」という爆竹を鳴らす習慣がある。正月八日、浙江省の興化地方などでは、男児が生まない親族の家に男児の形の「孩子灯笼」を送る習俗があった。三月三日、安徽省では女児だけ産む家に準備したカボチャを煮て、昼食に出して、夫婦が並んで座って同時にお箸を使ってそのカボチャを全部食べたら「男児が生める」と信じる風習があった。「南瓜」（ナングウア）の発音が「男娃」（ナンワア）と似ているからである。

さらに、「男児願望」は、家の飾りにも反映されている。古代では弓と剣は男性のシンボルである。春秋戦国時代から、男児を産むために、剣と弓を家の壁にかける慣習が存在していた（鄭曉江ら，1999：158）。現在の農村部の漢民族の間にも、

「祈子」の正月の「年画」（農村の伝統習慣で正月の時、壁を飾る絵である）で家を飾る習俗も残されている。「年画」には「可愛い男児は一匹の大きな鯉を抱いている」という内容がもっとも多い。

“風水地理”は家の新築、お墓などを作る際に、適切な場所を選択するために使われていた観念である。しかし、中国人の大部分が、先祖のお墓は子孫の興亡に影響を与えると信じていたため、風水地理説は死者の埋葬地を吉地に選ぶ方法として使われると同時に、子孫の繁栄と家門をつなぐ家系継承という点から「男児選好」の思想にも影響を及ぼした。

また、結婚式に、新婚夫婦の寝室の周りの何処かに「栗」を置く習慣がある。「栗」は中国語で「立子」（リーズ）と発音が同じで、結婚して早く男児を産むという意味を込めたもので、この習慣は現在でも残っている。

そのほか、「命名」の時にも、「男児選好」の思想が反映される。「男児願望」が子どもの「命名」に現れており、男児を願う意味の男名を産まれた女児の名前に付けていた。例えば「来弟」（ライデイ）「連弟」（レンデイ）「招弟」（ゾオデイ）（男児を連れてくる）などである。

このように、子どもを授かる祈願、俗信、胎児の性別の判断などの民間伝承が、いかに無数に存在したか、男児祈願や女児間引きがいかに広範に漢民族の文化圏に浸透していたか牧挙に暇がない。山東省は、儒教の始祖である孔子の生誕地であり、安徽省と並んで「男児願望」が伝統的に強い地域である。儒教の普及から人々の間に「男児選好」の思想が根

強く浸透したこともうかがえるのである。

## 2. 「溺女」（女兒「間引き」）の問題とその影響

### （1）「溺女」とは

「溺女」は女兒を間引きすることであり、中国の古い習慣である。中国の封建社会は父系社会であり、家の後継者は男の子に限られていたので、貧しい家庭では、子どもを産んだ直後、女兒と判明すると、産湯の入ったバケツの中に女の子を沈めて殺す習慣があった。また娘の結婚に多大な持参財を持たせる地域では、持参の負担ができない貧しい家において、女の子を間引きすることがあった。女の子を水に浸けて（窒息）死すことを「溺女」と呼ぶ（西山栄久，1944：624）。

建国後、中国社会は安定した。経済と出産技術の発達によって、現代的な医学技術や知識を利用して、出産をコントロールすることができるようになった。したがって、「間引き」現象はほとんどなくなった。だが、「一人っ子政策」が実施されるようになると、中国で消えたはずの「間引き」現象が再び現れてきた。常に指摘されている問題は女兒殺し、女兒捨て、性別選択の中絶問題である。それは、中国人口の七割を占める農村部における「一人っ子政策」が実施の過程で直面している難題の一つである。

1983年4月5日付け『経済日報』が「警戒すべき新しい人口問題」と題して「現在中国において新生児の男女比率に生じているアンバランスは、驚くべき程度に達している」とし、安徽省懷遠県で「81年の新生児に、男児は58.2%、女兒は41.8%を占め、性比は138.9に達したと報じている。こうしたアンバランスが生じた直接的な要因は、大量に見られる女兒間引き現象である。「安徽省全山椒県だけで1978年から1989年までに女兒の溺殺事件が195件起きている」と報じた（何雲伝，1988：121）。なぜ、現在の中国では「女兒間引き」問題が生じているのか。現在の「女兒間引き」問題は、中国建国以前の「溺女」とどのように関係しているのか。ここでは、主に清代に全国的に存在していた「溺女」問題とその要因を考察したい。

中華人民共和国の成立以前、1840年のアヘン戦争時から1949年までの109年間で、中国の人口は4億1000万人から5億4000万人へと、1億3000万人増加しただけで、人口増加率は年平均0.26%に過ぎなかった。内戦や自然災害も多く、「人口転換」前の「多産多死」段階であり、人口が停滞し続ける状態であった。その時代では多産が普通のことであった。多産によって生じた問題では「溺女」（間引き）が最も注目される問題であった。

## (2) 「溺女」(女兒「間引き」)発生地域の特徴

中国の歴史を見ると、「産まれたばかりの子どもを溺れさせる」問題は封建社会に入ってから、ずっと存在しており、特に清代に盛んであった。清代の「間引き」についての研究では、中国の歴史界で馮尔康が最も早く取り組んでいた。彼らは「清代の婚姻制度と女性の社会論述」で清代の溺女風習の地域的な特徴、要因などについて初めて研究を行った(馮尔康ら, 1990: 355 - 359)。その後、徐永志、趙建群、王衛平らが清代の「間引き」について多くの研究を行った。そのうち趙建群は『清代“溺女の風俗”についての論述』で、溺女問題を社会問題として分析した(趙建群, 1993)。多くの研究により、「溺女」が多く起こった地域は、広東省、福建省、浙江省、山西省、江蘇省、安徽省、江西省、河南省、湖南省、湖北省、四川省、広西など12地域であり、そのうち江西、湖南、浙江、福建に溺女(間引き)が多く、性別を見ると、清の時代に「溺死」した子どもの殆どは女の子であることが判明されていた。また、「女兒間引き」の多発地域は経済発展が遅れる地域が多いことも明らかにされた(常建華, 2000: 197)。

## (3) 「溺女」の発生要因に関して

清代の「産まれたばかりの女の子を溺れさせる」風俗が盛んになった要因について、常建華は継ぎのようにまとめている。①家庭生活が貧乏であり、結納の費用が高かった。②「男尊女卑」の観念、③避妊技術が発達していなかった、④財産は男児だけに譲られる、⑤未婚で産まれた子どものため、の5点と論じている。女嬰児が殺された結果、人口性別のアンバランスが生じた。女兒の数が男児より少なくなったので、男性が結婚難になった。

常建華は「清代の間引きは主に女兒の『間引き』問題である」とし、実は「男児選好」の意識が女兒を「間引き」する要因であると論じた。それは「男尊女卑」の出産観念が反映されたものである(常建華, 2000: 203)。

## 3. 現在の中国における「溺女」と「漏報」問題

近年の生殖技術の進展は中国においても、胎児の性別を羊水の穿刺で判定し、受胎や出産をコントロールする方法が急速に普及しつつある。この胎児の性別予告が普及することにより出生性比の不均衡がさらに深刻化し、地域差も拡大した。1986年6月、中国衛生部は、全国の諸病院が胎児の性別鑑定を止め、人工授精を厳しく制限することを呼びかけた(『北京週報』1989年6月20日)。しかし、1990年に第四回人口センサスで、産まれなが

ら戸籍に登録されない「黒孩子」が多数存在していることを判明した。表1-1に示すように、1991年の漏報率は24.8%から、1999年の34.5%までに上昇し、2000年の中国第5回人口センサス実施に当たっての最大の問題は、漏れた子ども、すなわち、「黒孩子」の統計問題であった。

表1-1 1991～1999年における国家統計局と計画出産組織の統計の比較(単位:万人,%)

| 年     | 国家統計局のデータ | 計画出産組織 | 漏報率  | 年     | 国家統計局のデータ | 計画出産組織のデータ | 漏報率  |
|-------|-----------|--------|------|-------|-----------|------------|------|
| 1991年 | 2258      | 1697.1 | 24.8 | 1996年 | 2067      | 1455.3     | 29.6 |
| 1992年 | 2219      | 1595.5 | 28.1 | 1997年 | 2038      | 1388.3     | 31.9 |
| 1993年 | 2126      | 1569.6 | 26.2 | 1998年 | 1991      | 1383.1     | 30.5 |
| 1994年 | 2104      | 1574.9 | 25.2 | 1999年 | 1950      | 1276.5     | 34.5 |
| 1995年 | 2063      | 1521.3 | 26.3 |       |           |            |      |

漏報率=計画出産組織による統計した出生数/国家統計局の出生数 X100

「漏報」の地域特性をみると、1990年中国の人口センサスによれば、図1-1で見ると、子どもの漏報率は地域別にバラツキがあり、漏報率が最も高いのが甘粛省で51.3%、なんと出生の半数も登録されていないのである。ついで江西省47.7%、広西チワン族自治区43.7%、貴州省40.4%という驚くべき数字である。河南省39.2%、広東省38.9%、山西省38.0%、海南省37.2%、湖北省36.8%、河北省35.8%、安徽省35.5%の順になっている。他方、漏れの少ないのは、上位から順に上海市1.2%、浙江省9.5%、北京市15.9%であった。「漏報率」が高い地域では、「出生性比のアンバランス」問題が著しく、このような地域では「男児選好」意識が強く存在していることが推測できる。

なぜ、生まれながら戸籍に登録されない子どもが多く存在しているのか。これらの登録漏れが生じた理由として、①「超過出産ゲリラ世代」、②男尊女卑の伝統思想による女嬰兒の遺棄が生じたこと、③計画外出産児を養子縁組することなどが考えられる。そしてその総数が、1980年に15万人、1987年に49万人と激増している(「中華人民共和国養子縁組法」は、1992年4月より施行されている)(南吉忠, 1993: 48)。(次のページに続く)

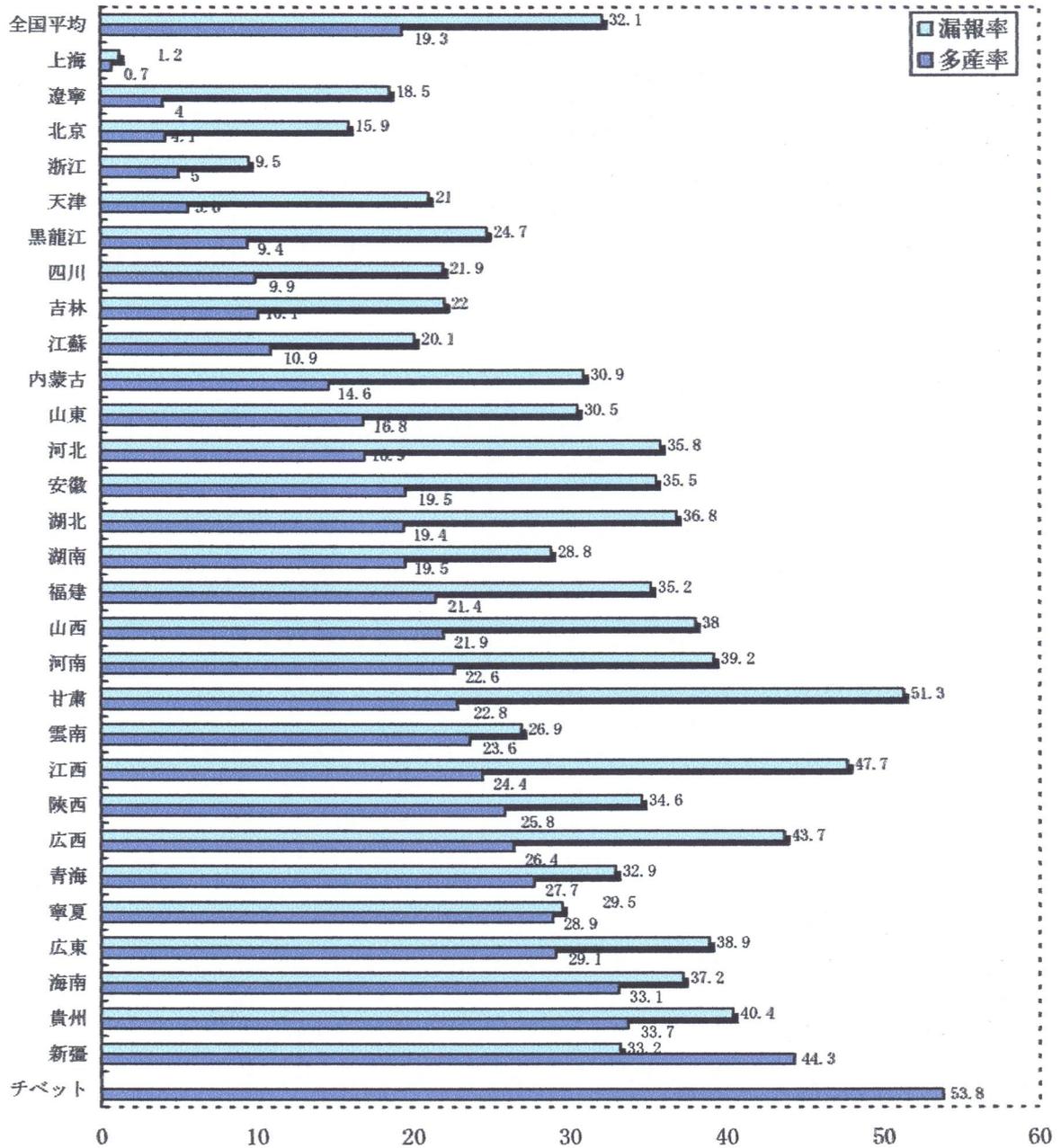


図 1-1 多産率・漏報率 (1989 年)

注：①チベット自治区の多子率は 53.8%で、中国では人口政策を実施されていない唯一の地域である。

②出所：南忠吉，1993，「展望 90 年代中国的生育転変」『人口研究』第 3 期（『中国計画生育年鑑』1990）

③李咏華，1992，「論八十年代中国婦女生育水平的变化」，引用出所：若林敬子，P43 と P111 表により作成。

④多産率=第 3 子以上の子ども出生人数/出生した子ども数 X100 （単位%）

また、④計画外出産による産児制限違反の罰金（「超過子女撫養費」「多子女費」とも）支払を免れるため、届けを出さなかったことも一つの理由である。⑤人民公社解体後の流動人口の急増に、戸籍管理がついていけなかったことからくる戸籍漏れの問題も一つの理由として指摘されている（若林，1994：108～112）。男児は、出生した後すぐに出生登録をするが、女児は養子に出すケースが増え、その際産みの親も、養子として引き取る親の側も、容易に出生登録をしない慣習があることが指摘されている。

「漏報」した子どもは、すなわち「計画外出産の子ども」である。そのような現象から、「男児願望」のコインの表裏関係として、女児虐待の現象が起こっているのである。

清代の「溺女」と現代の女児中絶と女児隠れという問題の考察によって、次のことが明らかになった。

第一は、清代の「溺女」と現代の「溺女」との差異は、清代の「溺女」は一つの出産調節の手段であり、「男尊女卑」意識が強く存在していたため、女児を溺死させたケースが多かった。現代の女児間引きは、1979年以降の一組夫婦には子ども一人また最大で二人までという人口政策に関連がある。すなわち出産の選択範囲に制限があることが強い男児出産願望に強烈なインパクトをもたらしたのである。しかし、望まない子どもは、昔では第半が殺された。けれども現在では「一人っ子政策」違反の重罰を逃れるため、戸籍に登録されないケースが多いのである。

第二は、清代の「溺女」と現代の「女児間引き」との共通点であるが、殺された子どもは圧倒的に女児である。特に、現代の中国において、捨てられ、中絶されたのはほとんど女児である。すなわち、「男児選好」が同時に女児への差別になっている現象が現代の出産の特徴だと言える。

第三は、「男尊女卑」という伝統的な父系観念が、古代での「溺女」問題を生んだ重要な要因の一つである。それは、人々の性別選好意識に現在でも影響を与えている。

### 第3節 1980年代以降の出生性比の動向とその要因

先に述べた現代の中国では、「女児中絶」、女嬰児捨ておよび戸籍漏れの子どもの多く存在していて、「男尊女卑」という伝統的な思想の影響が大きいことを明らかにした。続いて、女児中絶などの結果として、80年代から出生性比の歪みの問題に焦点あてて、その

特徴と影響要因を考察したい。

### 1. 中国における出生性比の特徴

中国において、長年にわたって全国の出生性比は比較的安定していた。けれども、1979年に「一人っ子政策」が実施されて以降、出生性比に大きな偏りが見られるようになった。これは一時的なものでもなく、また特定の地域に限られたことではなく、地域的に広く、また時間的にも継続した現象である。出生性比は1981年に107.1から1991年には年116.4に大きく上昇し、なお2000年にも116.7と高い水準を維持している（図1-2）（国務院人口事務室、人口統計局和社会科学技術統計局，2002）。

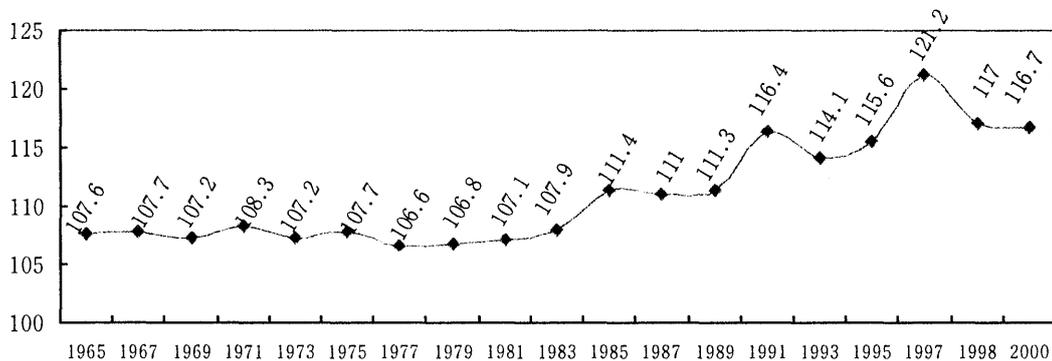


図1-2 1965年～2000年における出生性比

出所：①蔡昉ら編，2001，『2001年中国人口問題報告—教育・健康与経済成長』，社会科学文献出版社，p. 9より。

②李伯華ら，1988，「出生嬰兒比的对中国估計」，『人口与経済』（4） pp. 19-23.

③国務院人口事務室，2002，人口統計局和社会科学技術統計局。

統計分析によって、80年代以来の出生性比異常が以下の3点にみることができる。

- ①地域的には、都市と農村の間に明らかに差異が存在しており、農村部は都市部より高い。
- ②出生性比は出生した子どもの順序の下がると共に上昇する。
- ③現実に持っている子どもの数と関係がある。

次に、先行研究に基づいて中国における出生性比の特徴を具体的にみてみたい。

#### 第1に、地域間の差異

近年の生殖技術の進展は、中国においても著しく、胎児の性別を羊水穿刺で判定し、出

産をコントロールできる方法が急速に普及しつつある。この胎児の性別予告が普及することにより、人口の性比アンバランスはさらに深刻化し、地域差も拡大した。1981年に、全国の出生性比は正常値よりやや高かった。110より高かったのは河南省、広西省、海南省と安徽省だけであった(国務院人口普查事務局:『中国1982年人口普查資料手工報総資料』, 1983)。1982年の安徽省の112.5:100を最大値に、上海市を除く沿岸部漢族の比率が高く、男子労働力の需要の高い農村部19区に比107以上が集中した。他方、107未満は、少数民族の居住比率が高い西南の辺境などの10地区である(若林, 1994:103)。地域別では、浙江117.8が最高値で、広西117.7、河南116.6、山東116.0と華北東南の農村部が異常に高いことが明らかになった(若林, 1994:43)。1990年の出生性比の低い順に各行政区の数値をみると、広西、浙江がもっとも高く117前後に達する。貴州101.8、チベット103.0がもっとも低かったが、30省市のうち21地域はいわゆる正常値を超え108.0以上を記録した(表1-2)。

表1-2 地域別にみる2000年中国における出生性比

| 地域     | 嬰兒出生性比      |        | 地域         | 嬰兒出生性比      |        |
|--------|-------------|--------|------------|-------------|--------|
|        | 1989.90年上半期 | 2000   |            | 1989.90年上半期 | 2000年  |
| 北京市    | 106.2       | 110.56 | 河南省        | 109.5       | 128.18 |
| 天津市    | 110.6       | 112.51 | 湖南省        | 110.5       | 126.16 |
| 河北省    | 112.3       | 113.43 | 広東省        | 111.8       | 130.30 |
| 山西省    | 109.7       | 112.52 | 広西壮族自治区    | 117.7       | 125.55 |
| 内蒙古自治区 | 107.4       | 108.45 | 海南省        | 115.6       | 135.64 |
| 遼寧省    | 110.1       | 108.45 | 重慶市        | *           | 115.13 |
| 吉林省    | 108.1       | 111.23 | 四川省        | 111.5       | 116.01 |
| 黒竜省    | 107.4       | 109.71 | 貴州省        | 101.8       | 107.03 |
| 上海市    | 104.4       | 110.64 | 雲南省        | 106.8       | 108.71 |
| 江蘇省    | 114.5       | 116.51 | チベット       | 103.0       | 102.73 |
| 浙江省    | 117.8       | 113.86 | 陝西省        | 111.1       | 122.10 |
| 安徽省    | 110.5       | 127.85 | 甘肅省        | 110.3       | 114.82 |
| 福建省    | 110.5       | 117.93 | 青海省        | 104.6       | 110.35 |
| 江西省    | 110.6       | 114.74 | 寧夏回族自治区    | 110.0       | 108.79 |
| 山東省    | 116.0       | 112.17 | 新疆ウイグル族自治区 | 103.7       | 106.12 |
| 河南省    | 116.6       | 118.46 |            |             |        |

出所: ①1990年人口センサスの結果、出生性比は89年及び90年上半期の数字。

李咏華, 「論八十年代中国婦女生育水平的变化」, 中国1990年人口センサス北京国際会議討論會論文1992年を一部参照にした(引用出所: 若林敬子, P43より作成)

\*重慶市は90年に直轄市ではない。

②国务院人口事務室, 2002, 『中国2000年人口センサス資料』, 国家統計局人口和社会科技統計局.

表1-2に示したように、2000年の中国第5回人口センサスの結果、全国では28の地域の出生性比は依然として108.0以上高い水準を維持している。107以下の地域は、貴州、チベット自治区、新疆ウイグル族自治区だけである。115.0以上を超える地域は江蘇省、安徽省、福建省、河南省、湖北省、湖南省、広東省、広西壮族自治区、海南省、重慶市、四川省、陝西省であり、さらに、安徽省、湖北省、湖南省、広東省、広西壮族自治区、海南省などはすでに120.0を超えている。全体的な印象では「一人っ子政策」が行き届いているかもしくは少数民族人口割合が高い地域の出生性比は相対的に低く、逆の状況では性比が高い（国务院人口事務室・国家統計局人口和社会科技統計, 2002）。男児が女児より多い問題を解決することは現在の社会が直面する課題であり続けている。

第2に、中国における出生順位別出生性比に関して

1979に「一人っ子政策」以降、第一子が女児であれば、第2子に男児出産を待望し、胎児性別鑑定、女児間引きなどの問題が生じるようになった。1980代の初頭においては第2子まで性比は正常の範囲であったが、1985年から性比の歪みが第2子に現れた。1989年における第1子の出産は全出産の50%を占めており、その性比は105.0である。第2子出産は全出産の31%を占め、この時点で性比は121.0に急増する。さらにピーク時1991年では第1子でも出生性比は110.8に上った（図1-3）。

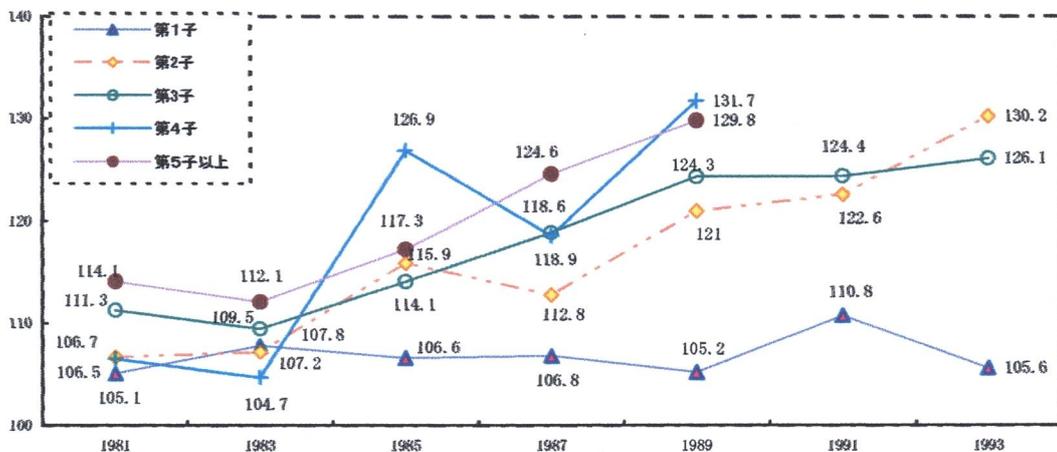


図1-3 中国における出生順位別の出生性比

出所：阿藤誠・早瀬保子編, 2002, 『ジェンダーと人口問題』, 大明堂, p31より

図1-3に示したように、出生順位が高くなるほど、出生性比は、「正常値」107.0をはかるに超える値となる。そして、第四子以上の89年値では、131.7まで上昇していた。

### 第3 既存子どもの数と出生性比

表1-3 中国における合計特殊出生率と出生性比（1989年）

| 順位省・地域    | TFR  | 出生性別比 |       |       |       |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|
|           |      | 平均    | 都市部   | 鎮     | 郷村    |
| 全国        | 2.25 | 111.3 | 108.9 | 111.9 | 111.7 |
| 1. 貴州     | 2.96 | 103.4 | 99.4  | 109.0 | 103.7 |
| 2. チベット   | 4.22 | 103.6 | 112.4 | 106.0 | 102.8 |
| 3. ウイグル   | 3.16 | 104.1 | 106.6 | 104.6 | 103.6 |
| 4. 上海     | 1.34 | 104.1 | 103.9 | 104.0 | 104.7 |
| 5. 青海     | 2.47 | 104.6 | 115.3 | 92.5  | 103.9 |
| 6. 北京     | 1.33 | 107.1 | 106.1 | 105.8 | 108.9 |
| 7. 雲南     | 2.59 | 107.3 | 103.9 | 105.3 | 107.6 |
| 8. 黒竜江    | 1.71 | 107.3 | 105.5 | 106.4 | 108.6 |
| 9. 吉林     | 1.81 | 107.8 | 106.0 | 112.6 | 108.5 |
| 10. 甘肅    | 2.34 | 108.4 | 106.6 | 112.6 | 108.5 |
| 11. 内モンゴル | 1.97 | 108.5 | 105.2 | 105.3 | 110.1 |
| 12. 湖北    | 2.50 | 109.5 | 108.8 | 115.0 | 109.4 |
| 13. 寧夏    | 2.61 | 109.7 | 111.8 | 110.0 | 109.4 |
| 14. 福建    | 2.36 | 109.9 | 109.4 | 124.0 | 108.9 |
| 15. 山西    | 2.46 | 110.1 | 111.5 | 109.3 | 109.9 |
| 16. 湖南    | 2.40 | 110.1 | 105.6 | 111.1 | 110.5 |
| 17. 陝西    | 2.70 | 110.3 | 113.6 | 116.7 | 109.6 |
| 18. 天津    | 1.66 | 110.4 | 106.4 | 107.6 | 115.4 |
| 19. 江西    | 2.46 | 110.4 | 112.8 | 112.1 | 109.9 |
| 20. 遼寧    | 1.50 | 110.5 | 107.5 | 107.0 | 113.2 |
| 21. 河北    | 2.33 | 110.9 | 104.0 | 108.4 | 111.9 |
| 22. 安徽    | 2.51 | 111.3 | 108.9 | 107.8 | 111.0 |
| 23. 広東    | 2.51 | 111.3 | 114.0 | 120.5 | 109.1 |
| 24. 西川    | 1.76 | 112.1 | 108.9 | 106.0 | 112.8 |
| 25. 江蘇    | 1.94 | 113.8 | 112.0 | 107.3 | 115.2 |
| 26. 山東    | 2.12 | 115.0 | 113.3 | 117.2 | 115.2 |
| 27. 海南    | 2.93 | 116.1 | 111.1 | 136.2 | 114.7 |
| 28. 河南    | 2.90 | 116.2 | 113.0 | 113.9 | 116.6 |
| 29. 浙江    | 1.40 | 116.7 | 107.5 | 119.2 | 118.2 |
| 30. 広西    | 2.73 | 117.4 | 113.2 | 110.4 | 118.1 |

出所：阿藤誠ら編，2001，『ジェンダー問題としての出生性比』，大明堂，p32より

注：鎮は町、郷は農村を指す。

既存の子どもの数と出生性比の関係をみると、表1-3に示したように、子どもが1人もいない場合では中絶性比は約108であり、正常値に近い。子どもが1人いる場合では性

別によって中絶性比が異なっている。すなわち、生存児が男の場合中絶性比は108ぐらいであるが、女兒の場合では51ときわめて低い。つまり、すでに1人の女の子がいる時に2回目の妊娠が再び女の子であれば中絶となる確率が非常に高いことを示している。生存児が2人の場合はどうか。2人とも男であれば3回目の妊娠での中絶性比は97であり、男女いずれが多いとはいえない。逆に2人とも女の子の場合の中絶性比は56であり、中絶となった胎児は女兒がはるかに多い。では1男1女の場合はどうであろうか。この場合まったくの正常範囲の数値である。このことから明らかのように、単に既存の子ども数が関係しているというよりは生存児の性別が問題であり、少なくとも1人の男の子がほしいという願望から2番目以後の性別選択が行われているのである（林謙治, 2002: 32）。

## 2. 出生性比アンバランスの影響とその要因

### (1) 出生性比アンバランスの影響

出生性比のアンバランスは、同じ国内での将来結婚相手がない男性が増加する事態をもたらすことになる。近年「大男大女」問題に社会的関心が集まり、30歳前後の未婚青年は北京に16万人、上海に12万人もいて、他の都市にも多い（『北京週報』1984年7月24日）。中国の有配偶率は男子35-39歳まで91.08%とピークを示し、それ以上は年齢があがっても、率は高まらないのに、女子は30-34歳で98.51%と高い（85年の人口変動サンプル調査結果でも98.51%とほぼ同様）。日本では40歳で男子の有配偶率が女子を大きく上回っているのと著しい対照を示す。つまり中国における出生性比不均衡による“男子結婚難”の様相が顕著に示されているのである。鄭也夫は、「北京市街区域における男女の配偶者選択比率不均衡の原因を探る」の論文で、その原因を1) 出生数の増減、2) 初婚年齢差と指摘しているが、その背景にはこうした性比のアンバランスがある。

82年の国勢調査では男性人口が女性人口より3千万人多いことが判明した。この結果を受けて中国のある学者が推計したところ、高齢人口で女性が多数を占めていることを考えあわせると、総男性人口の約9.3%は、配偶者となる女性がいないうえに将来結婚できないという驚くべき結論に達した（莫邦富, 1989: 78）。

また、ここ数年、極端な女性不足により女兒と女性を誘拐する犯罪が近年になって頻発している。現在農村部では結婚適齢期に達した男性の嫁不足が深刻な社会問題になっている。

## (2) 出生性比アンバランスに影響を与える要因

### 1) 経済発展レベルの影響

出生性比アンバランスが最も高いのは、経済発展が遅い農村域であることが判明している。農民たちは子どもが男児でなければ計画出産政策を無視して産み続け、男児が産まれてようやく出産を止めるのである（李小江，1997：228）。胎児の性別検査の技術が急速に普及して、「…女子より男子をほしがると多くの夫婦が病院を訪れ、胎児の性別を検査してもらい、女兒と判明した場合はみな人工中絶を決めた。こうして性別鑑定サービスは、国の計画出産政策に脅威をもたらした」と指摘している（『北京週報』，1989.6.20）。1990年の人口センサスの結果によって、全国の都市部では109.0弱であり、鎮（日本では町）と農村部のほうが高く110.0を超えている（林謙治，2002：31）。

### 2) 女兒中絶などの影響

以上のように、中国における出生性比アンバランス問題が生じた要因として、いくつかの報告で性選択による人工妊娠中絶、女兒捨てが挙げられているが、女兒出生の届け漏れも一つ重要な要因として指摘されている。

### 3) 「一人っ子政策」の影響

中国において、出生性比アンバランスの問題が顕在化する直接的な契機は出生率の低下である。伝統的な家族意識が残存したまま、強力な「一人っ子政策」による急激な出生率の低下が相乗的になって引き起こした現象である。そして選択する基準は、現存の子どもの性別に依存しているのである（林謙治，2002：39）。貴州、チベットと新疆ウイグル族自治区はすでに、表2-2示したように全国の出生性比が111である。それらの地域では1989年の時点でも104以下であり、省別順位も低い。出産の選択範囲に制限があるということが、「一人っ子政策」が緩やかな当地域にも「男児願望」に強烈なインパクトをもたらしたからであると考えられる（梁中堂ら，1992：282；嚴梅福ら，1999）。

## 第4節 「一人っ子政策」の歴史的変遷とそれによって生じた社会問題

先述したように、1979年以降の「一人っ子政策」実施により、効果的に人口増加が抑制された。それと同時に、女兒間引き、性別選択中絶、「漏報」と出生性比アンバランスなど様々な社会問題が生じた。ここでは、まず「計画出産政策」（中国語で「計画生育」という）について紹介し、「男児選好」意識が強化される直接的な背景である「一人っ子政策」の変

遷を考察し、「一人っ子政策」によって生じた社会問題の文脈に位置づけて「男児選好」の問題を検討してみたい。

## 1. 中国における「計画出産政策」と「計画外出産」

### (1) 「計画出産政策」

「計画出産」は、他国で一般に使われる家族計画 (family planning), 産児制限 (birth control) という語であるが、中国では50年代からその用語が一貫して用いられている。

中国の「計画出産政策」は、経済発展の一つの戦略として、人口発展を直接コントロールする手段としてとった国家政策であり、中国における人口政策の主要な内容である。「計画出産政策」の目的は「人口数量を抑え、人口の素質を高める」ことで、支柱は、「晩婚、晩産、少生、稀生、優生」(中国語で「晩婚、晩育、少生、稀生、優生」という)であり、いわゆる一人っ子の奨励政策である(鄭曉英, 1995: 241, )。この5つの柱のうち、「晩婚」「晩産」「少生」「稀生」は人口数量を抑えること、「優生」は人口の素質を高めることを目的としている。人口数量をめぐる「晩婚」とは、中国の『婚姻法』に決められている結婚年齢の男性22歳、女性20歳より3年以上遅らせて結婚すること、「晩産」は、女性は24歳を過ぎてから出産すること、「少生」は少なく生むこと、「稀生」は出産間隔を3、4年あけることである。また人口の質をめぐる「優生」、すなわち遺伝的障害がなく、次世代が徳、知、体の全面的成長を遂げ、「四つの現代化」(工業、農業、国防、科学技術という四つの現代化である)に役に立つ人材になること。中華民族の素質を高めることである(『關於計画生育工作情况報告』(中央7号文件), 1980. 9. 25)。

「計画出産政策」は、出産政策、出産のコントロール政策、奨励と処罰という三つの内容からなっており、現行の「計画出産政策」の具体策が「一人っ子政策」なのである。

### (2) 「計画外出産」とは

中国において「計画出産政策」が実施された後、各地域は計画出産政策の内容によって、出産を「計画内出産」と「計画外出産」に分けるようになった。

「計画内出産」(中国語で「計画内生育」という)とは、当該地域の政策、あるいは法規に符合し、許可されて出産することである。

「計画外出産」(中国語で「計画外生育」、あるいは「超生」という)とは、当該地域の政策、あるいは法規に違反して出産することである。「計画外出産」に関しては次のように

規定されている。1)『婚姻法』に決められている結婚年齢以前に結婚して出産した場合と、結婚年齢になっても当地の政府から許可されず出産した場合、2)「計画出産管理規定」に違反して出産した場合、3) 第一子が女兒の場合、当地の計画出産規則に決められている間隔を置かないうちに第二子を産んだ場合(具体的な内容は本章の第2節(4)「一人っ子政策」の変遷参照)である。基本的な原則として、3番目に出産した子どもは、少数民族を除いて、すべて「計画外出産の子ども」とみなされている(梁中堂ら, 1992: 251)。

実際問題として、「一人っ子政策」が意味するものは、一組の夫婦間に一人又は二人の子どもを持つことを指導機関が許可するということである。世界一の人口を持つ中国では、2000年の人口を12億にとどめるという国家目標をめざして、1979年以降、いわゆる「一人っ子政策」が推進され、賞罰制度を含めた厳しい経済措置がとられている。この政策では、女性は郷鎮、町<sup>(1)</sup>内会等の地域の末端機関に申請し、「出産許可書」を取得後、出産することができるのである。許可を受けていれば国の計画枠内の出産で、もしそうでなければ計画外出産と認定される(「遼寧省計画出産条例」第7項)。

政府の計画出産管理では、「計画内出産」(政策を遵守している出産)の家庭に対しては通常、子供の教育や医療面で優遇装置を取るほか、奨励金を支給するケースもある。逆に「計画外出産」の場合、優遇措置が受けられないだけでなく、職場で両親の昇進に影響があったり、多額の罰金が課せられたりする場合もある(韓文, 1998: 26)。

## 2. 建国後の人口変遷と「一人っ子政策」

なぜ中国は「一人っ子政策」を実施しなければならないのか。ここでは主に先行研究を利用して、中国の人口変遷から、「一人っ子政策」実施の必要性和「一人っ子政策」の変遷について素描したい。

### (1) 人口の変遷と人口政策

中国における人口の歴史的変動は図1-1示す通りであり、二つの高峰と一つの鋭い谷というきわめて特異な起伏を示す動態である。中国における人口の歴史的変動については、研究者に大きな見解の相異はない。中国の人口問題の研究者である日本の若林氏と中国の鄭曉英、楊子慧、続西堯の研究に基づいて、中国の人口政策と人口の変遷を区分すると、次のように四つの時期に分けることができる。

#### 1) 1949年～1957年の人口増加期(人口増加奨励政策と計画抑制政策の提言)

第一期前半の1952年までは、出生率の急上昇と死亡率の急低下により、自然増加率は2%

前後の高水準にあった。また 1950 年に制定された「婚姻法」<sup>(2)</sup> を徹底させる運動が展開され、結婚ブームが巻き起こり、出生率が急速に上昇した。

この時期の出産の特徴は無計画の“早生”（早く結婚して子供を産むこと）“密”（間隔が短い）“多”（多産）であり、人口政策は子どもに対する特別手当支給、不妊手術や人口中絶の禁止など出産を積極的に奨励するものであった（楊子慧，1996：1223）。

建国当初の人口動態は、建国前と同様に高出生・高死亡であったが、国民経済の回復につれて、急激に死亡率が低下した。52年の人口1000人当たり17から1957年の12へ約30%低下した。建国当初、毛澤東は人口増加が経済活動を活性化させ、貧困を解消するものと考え、人口増加を奨励した。

1953年に第一回人口センサスが実施された結果、政府の予想をはるかに上回る6億の人口を抱えていることが判明した。そのため、建国以来はじめて人口政策が実施された。これにより一部の都市では、実験的に無料の避妊サービスなどがおこなわれたが、食糧生産の増大による人口増加の楽観論が根強く、圧倒的に楽観論が支配していたため、ほとんど普及しなかった。つまり巨大な人口は、生産力発展のための貴重な人的資源として歓迎されていたのである。「人口が多いのは中国の武器、財産である」と提唱するこの時期の誤った人口政策が、60年代に大ベビーブームを生む契機になったのである。この時期、1950年の5億4000万人から58年には6億6000万人へ、8年間に1億2000万人の人口が増加した（鄭曉英，1995：237）。

また、一夫一婦制度を基礎とする男女の平等な婚姻を目指した民主主義的な婚姻制度への移行により、結婚ブームが起こり、合計特殊出生率は1950年の5.7から1952年の6.3へ上昇し、1957年まで高い出生率が持続した（鄭曉英，1995：239）。

## 2) 1958年～1961年の鋭い谷間の人口絶対減の時期（人口抑制政策）

1958年～1961年の人口動態は、図1-4で見たように特異なカーブを示している。1960年の死亡率が出生率を上まわる「絶対減」、つまり自然増加率がマイナス0.45%となり、年平均の人口増加率が-1.0%となった。この時期、異常な自然災害が発生した。また、1958年から始められた「大躍進」（速く共産主義を実現する）という経済政策も失敗し、旧ソビエトに対する債務返済のため無理な農産物輸送という三つの要因から「2000万人非正常死」（災害などの原因で食糧は足りないため2000万人餓死した人こと）となったのである（若林，1989：38）。

1958年に始まった大躍進運動は、農業の集団化や工業の地方分散化を図るものであったが、人口増加を経済発展の原動力とする考え方が主流であり、結局この時の人口抑制政策は、早くも中止されることになった（楊子慧，1996：1523）。

建国以来1959年から中国の人口が初めて減少した。その原因は、大躍進政策の失敗によるものと3年連続の自然災害が重なったものだった。したがって、人口1000当たりの死亡率が建国史上最高の25へ急騰し、また1961年に出生率が18へ低下した。その結果人口は、1959年の6億7200万人から1961年には6億5800万人へと1400万人の減少を示した（若林，1994：36）。

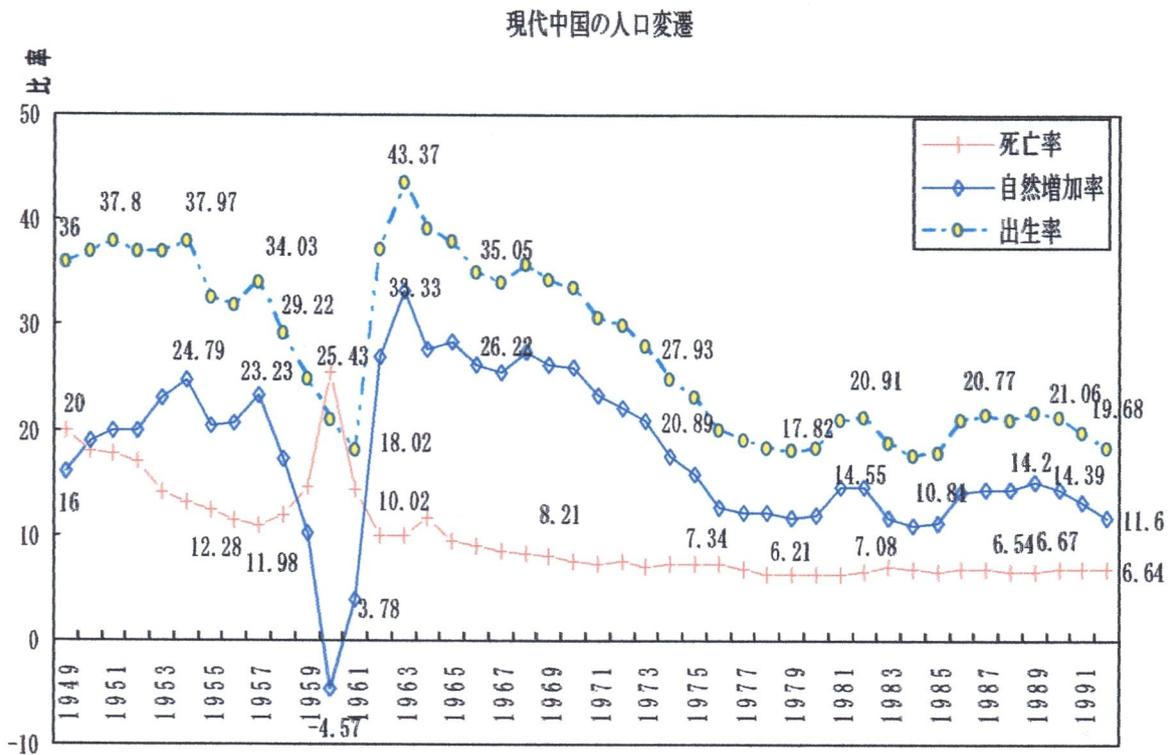


図1-4 現代中国の人口動態（1949-1992）（単位：%）

出所：『中国統計年鑑』1988年；若林敬子，1989，『中国の人口問題』，東京大学出版会，p.10.

鄭曉英，1995，『中国女性人口問題』 p.238 表8-1より作成

### 3) 1962年～1972年の人口増加期（1960年代からの家族計画運動試行段階）

一般的に出生率は、何らかの原因によって急低下すると、その直後に反動や揺り返しがあるといわれる。1963年の出生率は4.3%という数値になったが、まさにそれである。1962年ごろから農業生産に好転の兆しが見え始め、過去3年の出生率の急落に対する反動とも

言うべき第一次ベビーブームが引き起こされた。1963年には、人口1000人当たりの出生率は43へ、死亡率は10に低下したため、人口の自然増加率は、人口1000人当たり33となり、年平均人口増加率が2.6%となった。そして再び国家による人口抑制政策が計画された（鄭曉英，1995：239）。

60年代の初期に公表した『全国農業発展綱要』<sup>(3)</sup>（『全国農業発展要綱』）に「少数民族のほかに、すべて人口密度が高いところで、計画出産を宣伝し、それを促進する」という「計画出産」が提唱され始めた（馬寅初，1997：1）。その内容は、都市部と人口稠密な農村部で家族計画を実施して、人口増加率を適正にすることを目標にするものであった。国家による避妊手術費用の減免などを柱にしたもので、若干の成果を得た。1963年から1965年の間に出生率が、44/1000から27/1000へと大きく減少した。ところが、1966年後半から1972年まで、文化大革命<sup>(4)</sup>の影響で計画出産という人口政策は中止された。1966年から1972年にかけて、毎年出生した人口が2500万以上であった。自然増加人数は毎年約2000万人である。結果的にこれが後の「大ベビーブーム」（80年～84年出生人数が多くなった）になった。この時期の合計特殊出生率は、人口置き換え水準の2.1を大幅に上回るものであった（楊子慧，1996：1523）。

4）1973年～現在までの人口増加率の減少期（「晩、稀、少」から「一人っ子政策」）。

1973年以降の今日まで（人口政策としては79年以後を別段階とするが、人口動態としては同一期とみてよい）の段階である。1969年に34.11/1000と高かった出生率は、1979年に17.8/1000と、10年間に半減した。わずか10年間にこのような出生減を達成した経験は、終戦後の日本以外、世界的にも極めてまれな事例である（若林，1994：38）。

1973年から中国政府は計画出産指導機関を設立して、家族計画推進運動を再開した。70年代、中国の「計画出産政策」の主旨は、「晩婚、晩産、少生、稀生、優生」（第1節参考）を柱に、すべての国民は（チベットは87年より対象外）国の「計画出産法」（続西発，1995：125）に従い子どもを生まなければならないというものである。1973年から実施された「計画出産政策」は、明確に言えば「最好一個、最多二個」（一番いいのは子ども一人、一番多いのは子ども二人であるという政策であった（鄭曉英，1995：240）。

1979年から厳しい「一人っ子政策」が実施された。その後段階的改正を加えながら、この重要な政策は今なお一層強力に、中国の人口を抑えることに効力を発し続けている。

## (2) 「一人っ子政策」とは

「一人っ子政策」(独生子女政策)は、一組の夫婦が子供を二人以上生まないように奨励する政策で、具体的に言うと、「晩婚晩産、少生優生、一組みの夫婦が一人の子どもを産むことを提唱する」(晩婚、晩育、少生、優生、一对夫婦一個孩子)という人口政策である。

しかし、一人っ子政策に対するアメリカなどの先進国からの批判や、「黒孩子(ヘイハイズ)」(生まれても戸籍に入れない子どものことである)の増加が表面化したことにより、84年に計画出産政策の一部が見直され、1)農村部では第一子が女子の場合、第二子の出産を認める、2)少数民族は第二子を、特に人口の少ない少数民族は第三子まで認める等、出産条件が緩和された。ただし、これらの条件は各省の条例で定められており、全国一律の内容ではない。ちなみに、チベットと新疆ウイグル自治区は最初から計画出産政策範囲外となっている。

一組の夫婦に子ども一人という、いわゆる「一人っ子政策」は、1979年から国策として始められた。70年代の人口政策より厳しい人口政策である。一人っ子夫婦は表彰され、3人以上子どもをもった時には、経済的な制裁が加えられる賞罰制度が導入された。この事が出産の自由を規制した。具体的な内容は、これ以上子どもを産まないと宣言した夫婦は、「一人っ子光栄証」(独生子女光栄証)が配布されて、これを受領する夫婦は様々な優遇政策を享受することができた。月5元(79年当時の平均月給の約1割)の奨励金を子供が14歳になるまで受領できるなどである。その他、省により異なるが、一人っ子は保育・入学・医療・就職・進学・都市住宅・農村宅地用地配分などにおいて優遇されたりする一方、計画出産に従わない者には、超過出産費の徴収、月10~20%の賃金のカット、社会養育費の徴収、医療費と出産入院費の自己負担、昇給昇進の停止などの罰則が定められている。かつ多子女費や超過子女撫育費という罰金が徴収され、農村では超過出産に対して罰金が科された(続西発, 1995:123)。

「一人っ子政策」は、労働力が不足している農村部や少数民族地区には適用されていない。1984年ころより、国際世論に配慮し、また各地の事情の違いに配慮し、政策を義務づける全国統一の法律を設けず、各都市が独自に条例などの形で細目を取り決め、執行する方式を取っている。つまり、農村の特に老後扶養に困難がある家庭は2子、少数民族は3人まで子どもを産むことが認められた。たとえば調査地域である遼寧省の1988年『遼寧省計画出産条例』では、第2子出産に関して次のように規定されている。

一組の夫婦は子供一人だけしか産めない。下記事情の一つに当てはまる夫婦は県(自治県、

市、区以下同じ) 計画主産行政管理部門に対し審査承認の申請を行い、出産間隔規定に基づき第二子出産が認定される。

①子供一人でその子が非遺伝性の身体障害者と認定され、正常に働けない場合。②夫婦ともに一人っ子で現在子ども一人の場合。③再婚前に一方が一人のみ出産し、片方が出産したことがない場合。④再婚前に一子を出産したが、もとの配偶者とは死別しており、片親が出産未経験の場合。⑤夫婦とも農民で片親が一人っ子で、かつ子ども一人だけの場合。⑥夫婦とも少数民族で女性が農民かつ子供一人の場合。⑦夫婦ともあるいは女性が特に人口の少ない少数民族であってかつ子ども一人の場合。⑧夫婦とも農民で一方が特に人口が少ない少数民族であってかつ子供一人の場合。⑨二人、あるいは2人以上の兄弟のうち、一人しか生殖能力がないとき。かつ子ども一人の場合。⑩農民であって一人娘と結婚し、女性の家の戸籍に婿入りしている時。現に子ども一人のみの場合。⑪夫婦とも農民で、そのうち一方が身体障害者で、傷痍軍人の二等甲級以上に相当するもの。⑫双方とも島に居住しており、かつ子供一人の場合。(13) 省計画出産行政管理部門が許可するその他特別の事情がある時(『遼寧省計画生育条例』第2章第8条、1988年)。

上に述べたように中国の人口政策は、中国の政治経済の変動とともに変遷しており、また、それは常に巨大人口を抱えている人口問題への解決を目指して展開されてきた。中華人民共和国の成立後の人口政策の歴史は、二転三転と紆余曲折し、苦難の道のりであった。人口抑制が推進された時期と否定された時期、また大躍進と文化大革命により中断された時期における時代的変遷が著しいが、70年代からは中国の実情を考慮して、世界から非難を浴びながらも厳しい「一人っ子政策」が実施されてきている。

### 3 「一人っ子政策」を実施する必要性

なぜ、中国は欧米諸国の人権批判を受けているのに、「一人っ子政策」を強行しなければならなかったのであろうか。中国では人口の加速増加のため、生態環境破壊、食糧と水などの資源不足、交通、就職、教育発展など、自然、社会、経済などの諸問題が発生した。その現状から中国は1979年から必然的に「一人っ子政策」を実施した。

#### 1) 資源問題

##### ① 耕地不足と食糧問題

人口爆発が引き起こす問題として、今もっとも問題視されているのがこのトピックであ

る。中国の陸地面積は960万平方キロで、利用できる面積は627万平方キロ、総面積の約65%を占め、耕作面積は総面積の約14%である。世界耕地面積の約7%である中国は、世界人口総数の22%の人口を養っている。一人あたり耕地面積は1949年の2.7ムー（1ムー＝6.667アール）1988年に一人当たり1.3ムーまで下がり、世界での一人あたり耕地の面積25%に過ぎない（続西発，1995：18）。

1988年の食糧の生産量が1952年の2倍多く増加したが、一人当たりの食糧はまだ低いレベルに留まっている。1960年以来、穀物の消費量が増え続け、その量は94年までに3倍まで伸びた。もともと中国内陸の耕作可能な土地は国土の1/10しかなく、残りは砂漠と山という状態で、食糧の輸入量が徐々に増加してきた。年間輸入量は、1969年から1971年の間に300万トン、1973年から1975年の間に390万トンであり、2000年の輸入量は予測1000万トンである（続西発，1995：18）。中国は確かに国土の広い国ではあるが、それを人口で割れば、1人当たりの面積は世界ワーストクラスに入ってしまう。10数億の人口が世界に向けて食糧を求め始めたら、まさに「地球危機」の到来である。

## ② 水と石炭の問題

人口の増加に伴って、水不足も深刻化した。例えば、1982年大連市は工業の用水問題で、工業の総生産値が6億元減少した。中国の淡水資源は世界で6番目であるが、人口基数が大きいので、一人当たりの量は世界一人当たりの25%である。全国の約400都市のうち、200都市が水不足問題を抱えている（続西発，1995：19）。

## 2) 環境問題

中国が直面するジレンマの一つは、人口の大きさに比べて保有する資源が少ないことである。国土の面積はアメリカとほぼ同じであるのに、人口は4.5倍である。その一方で世界の人口の22%が居住しているにもかかわらず、世界の資源に占めるシェアは淡水がわずか7%、耕地も7%、森林は3%、石油は2%にしか過ぎない（続西発，1995：74～76）。1978年に「経済改革開放政策」をとって以来、中国経済は急激に発展し、それにとまってエネルギー消費量も急増した。

また、石炭に含まれている硫黄は酸性雨の主な原因で、まさに温室効果の主役なのである。二酸化炭素の排出についても、中国はアメリカと並ぶ超大国である。目下アメリカが二酸化炭素排出量是一位で、中国は2位である。けれどもアメリカはCO<sub>2</sub>規制が徹底され、技術開発も進んでいるため、二酸化炭素の排出量も徐々に減っていくはずである。したが

って、中国が近い将来、世界一のCO<sub>2</sub>排出国になるのも時間の問題といえる（続西発, 1995：77）。

### 3) 貧困問題

70年代末に始まった経済の改革開放政策によって、中国は著しい発展を遂げたとはいえ、1990年の第四回人口センサスによれば、少なくとも8,000万もの人が未だに貧困に喘いでいる。貧困が原因でより多く労働力として多産を求め、その結果、十分に教育を受けさせることができない。このような悪循環こそが貧困の原因である（桂世勛, 1994：43）。

1978年から1992年の間に、中国経済の成長率は年平均8.4%と、世界の主要国のなかで、もっとも高い数値を示し、さらに90年代初期には10%を超える伸びを記録している。中国経済の規模は21世紀初めまでに再び倍増すると予測されている。発展途上国においては、出生率が非常に高く、出生率が高いほど生産人口に対する年少人口の比率が大きくなり生産の多くが年少人口の扶養に費やされてしまっている。生産拡大のための蓄積が切りつめられ、発展途上国の多くが貧困に悩まされている。経済が発展して国民の所得水準が上昇しても、その分が人口増加率に相殺されてしまって、結局は貧困から抜け切れないというのが途上国の現状である（桂世勛, 1994：45）。

### 4) 農村余剰労働力の問題

1978年から経済開放改革政策が実施されてから、中国は決然と市場指向の経済戦略を追求してきた。人口増加率が高いため高生産部門の成長によっても容易に労働力が吸収できないで、農業部門に労働者が堆積し続けているのである。また都市部と農村部の収入には大きな差があり、所得格差は各省の貧困率にはっきりと表れている。沿海部は内陸部よりも、経済改革からはるかに大きな利益を得ている。生活を改善するために、いまでは年々何百万人もの農民が豊かな暮らしを求めて村をあとにしており、政府の推定でも、都市に流入する余剰労働力は1988年段階で1億3000万人にのぼっているとされる（孫常敏, 1999：408）。都市の貧困率は現在1%以下と推定されているが、余剰労働力が都市に流入すると、それが急上昇し、さまざまな社会問題が増大することが懸念されている。

中国の農村部の余剰労働力は2002年1億5000万であり、日本の全人口を上回る。中国の春節（旧正月）が終わってから、農村の余剰労働力は経済発展の著しい沿海地域や大都市を目指して、出稼ぎに行くという空前の人口大移動が始まった。しかし、これらの大都市では労働力需要の伸びは人口増加のスピードに追いつかず、街は失業者で溢れ始めた。

これがやがては治安の悪化につながっていくのである（孫常敏，同書：408）。

以上の問題に共通する原因と言えば、「人口過剰」である。2000年の中国の人口は12億人7千万人に達し、年間1000万人以上が増えている。この増加は、東京都の人口よりも大きな人口が毎年膨張していることになる。「人口爆発の世紀、時代」であり、中国の人口問題は中国の問題だけではなく、人類に大きな影響を及ぼす地球規模の問題になっている。したがって、中国は欧米諸国から人権批判を受けているが、「一人っ子政策」を断行したのはこれらの問題を解消し、経済の発展を加速するためなのである。

#### 4 「一人っ子政策」の変遷と現状

人口政策の目標を達成のために、従来子ども二人を持つのはごくありふれたことであったにもかかわらず、1979年以降中国は「一人っ子政策」を一貫して堅持している。早々と一組の夫婦には子ども一人という「一人っ子政策」を決定し実行したのは、総人口を12億以内に抑制しようとする一大長期計画に基づいている。

1979年8月、陳慕華は『人民日報』にて「夫婦ごとに一人以上の子供を持てばこの数字を大幅に超えてしまう」と予測している（『人民日報』1979.8.21）。しかしながら、政策が実施されてから10年の間に、人口統計及び特殊出産制限実行の過程で絶えず変更がなされた。このため1988年に、中国政府は政策の実施状況を点検した。政治局は現行の人口政策を継続することを決定したが、より効果的に政策の実施を求める意見もあった。1991年国家経済並びに社会発展10年計画、及び第8次5ヶ年計画（1991年～1995年）の中では、人口統計目標は次のように定められた。今後10年以内に年間人口増加率を1000分の12.5以内に厳しく抑制する。人口政策の実行は経済建設と等しく重要であるとするものである（若林，1989：78）。

「一人っ子政策」の変遷について、若林は①1979年～1984年—試行の段階、②1984年～1985年—第二子出産条件の拡大・緩和へ転換する段階、③1986年～1987年—修正段階④1987年以降—全国的に各地区レベルの「計画出産条例」を制定・改定していった確定整備期、という四段階に分けている（若林，1994：65-67）。以下、若林の四段階を紹介する。

##### 1) 試行の段階（1979年～1984年）

1979年1月全国計画出産弁公室主任会議に始まり、80年の「公開書簡」によって国策として本格的に軌道にのせられた。82年頃になると、以下の特殊事情の三条件が全国に共通して示された。

①第1子が非遺伝性の身体障害者で働けない場合、②再婚で一方に子があり、他方が初婚の場合、③長年不妊で養子をむかえた後で懐妊した場合、それぞれ該当者は申請し、許可を受けた場合、計画的に第二子を生むことができる。いずれにしても第三子は許されない。なお少数民族に対しては、計画出産は奨励するが、第二子を生む枠は拡大されている（韓文,1998:25）。

## 2) 緩和段階（1984年～1985年：第二子出産条件の拡大・緩和への転換）

1984年8月にメキシコで国連の国際人口会議が開催された。またアメリカのレーガン政権が強制中絶・女嬰殺害の手段で人口抑制しているとの見地から中国政府を批判し、国連人口基金への援助停止を決定した。このような国際世論への配慮に加え、厳しく政策どおりに農村では実施することが困難である現状を踏まえ、第二子のお産条件の拡大・緩和策へと転換した。

具体的には、「農村で女兒1人しか出産しておらず、生活に困難があることが確認され、第二子のお産を望む」場合が追記され、実質的な農村二子政策に転じた。その他、一人っ子同士、帰国定住した華僑、革命に貢献した「烈士」の子女、農村での婿入り、鉱山作業員や漁民などの場合に、若干の地域差をもってではあるが各地区計画出産条例に第二子のお産を認めることが列挙された（『中国共産党中央委員会七号文件』1984）。

この背景には、「中国共産党中央委員会七号文件」（1984年）が「異なった地区、異なった民族には異なった指導の原則に照らし、政策を情理に合わせ、大衆が受け入れやすく、幹部の活動もしやすくする」と規定し、これを各地区が追認したことがあげられる（若林,1989:77）。

## 3) 修正段階（1986年～1987年）

農村では、第1子が女兒で政策どおりの実施に困難がある場合に、四年の間隔において第2子のお産を許可することが浸透していった。農村のお産政策の調整は全国的に広げられていった。この時期は各種条件の「分類」思想による緩和修正期といえよう。

## 4) 確定整備期（1987年～2000年全国的に「計画出産条例」を制定・改定していった）

新疆ウイグル自治区は1991年8月に「新疆ウイグル族自治区計画生育方法」を制定し、現在チベットのみを除く29地区で制定が完了したことになる<sup>(5)</sup>。現在はベビーブームのピークにあるため、計画出産政策の安定性を保つためにも、少なくとも今世紀末までこの政策は変えないというのが、最近の国家出産委員会の公式見解である（『人民日報』,2000.9.22）。

「一人っ子政策」は人類史上に残る壮大な実験と言える。1979年から実施されてからすでに24年が経過し、人口増加は効果的に抑制されたものの、同時に様々な社会問題が出てきた。21世紀に向けて中国では「一人っ子政策」の検討に余念がない。最近になって「2010年ごろには一人っ子政策を打ち切る」との合意が政府内で成立したことを、中国社会科学院人口問題研究所の田雪原所長が明らかにし（『人民日報』, 2000. 9. 22）、「夫婦双方が一人っ子の場合、二人まで子どもを産んでもいい」ということを認めた。2002年9月、中国政府は、「人口・計画出産法」を施行し、『一人っ子政策』を初めて詳細に成文化している。各地で一人っ子同士が結婚した場合には第二子を認めるなどの動きが進んでおり、これを認知するものである。当局者は「基本的には『一人っ子政策』の緩和はしない」としているが、一人っ子政策が施行されて20年余りがたっており、適齢期を迎える男女の大半が一人っ子同士の結婚になることから、事実上、大体の家庭で子供は二人目まで産めることになり『一人っ子政策』も徐々に形骸化するものとみられる。同法では法定の結婚年齢（男22歳、女20歳）より3年以上遅い「晩婚」と「一人っ子」を国家の政策として奨励することを明記し、これを守っている家庭には教育や医療、住宅政策などで優遇する方針を打ち出した。

一人っ子世代が結婚した場合、一組の夫婦が子どもを2人まで産むことを認めるなら、中国の人口にどのような影響を与えることになるのだろうか。中国人口研究田雪原所長も「中国の人口は毎年1000万人増加して、本世紀末13億人に達し、2010年は14億、2050年に人口が16億になってから減少に転じる」と予測されている。

表1-4 中国21世紀人口についての予測

| 年度/内容 | 総人口   | 労働人口  | 出産年齢女性 | 65歳以上人口 | 総扶養率  | 自然増加率 | 出生率   | TFR  |
|-------|-------|-------|--------|---------|-------|-------|-------|------|
| 単位    | 億人    | 億人    | 億人     | %       | %     | /1000 | /1000 | /    |
| 2000  | 12.69 | 8.61  | 3.46   | 7.13    | 47.84 | 8.56  | 16.16 | 1.87 |
| 2005  | 13.19 | 9.26  | 3.58   | 7.80    | 42.71 | 7.10  | 14.50 | 1.85 |
| 2010  | 13.66 | 9.72  | 3.68   | 8.44    | 40.65 | 6.99  | 14.67 | 1.84 |
| 2015  | 14.10 | 9.99  | 3.61   | 9.76    | 41.53 | 5.95  | 13.99 | 1.82 |
| 2020  | 14.46 | 10.00 | 3.44   | 12.04   | 45.14 | 4.26  | 12.73 | 1.80 |
| 2025  | 14.69 | 10.07 | 3.31   | 13.53   | 46.38 | 2.45  | 11.53 | 1.77 |
| 2030  | 14.80 | 9.89  | 3.30   | 16.46   | 50.11 | 0.91  | 10.87 | 1.74 |
| 2035  | 14.82 | 9.56  | 3.25   | 19.73   | 55.84 | -0.30 | 10.78 | 1.72 |
| 2040  | 14.73 | 9.24  | 3.10   | 21.98   | 60.40 | -1.69 | 10.53 | 1.69 |
| 2045  | 14.54 | 9.05  | 2.97   | 22.61   | 61.53 | -3.22 | 10.10 | 1.68 |
| 2050  | 14.25 | 8.82  | 2.87   | 23.31   | 62.66 | -4.68 | 9.62  | 1.66 |

出所：于学軍・楊書章，1998，「21世紀上半期人口変動看出生率安定的必要性」『人口科学』（1）p3より

もし一人っ子世代が結婚した場合でも「一人っ子政策」が続いて実施した場合の人口に関して、于学軍と楊書章らは21世紀の中国の人口発展について表1-4のように予測をしている（于学軍，1998：1-9）。世界で最多の人口数を抱える中国政府は、中国のため、人類の将来のため、やむを得ず「一人っ子政策」を実施した。政府の計画出産政策の総括報告によると、この計画出産政策により20年間に2億5,000万人の人口抑制効果があったという。また、1995～2000年における合計特殊出生率（一人の女性は生涯に産む子どもの数）は1.8人で、70年代に5～6人であったことと比較する、人口増の速度が緩やかになったことが分かる。

とはいえ、中国人口の年平均自然増加数は1,300万人と依然として楽観を許さない。政府は今後、人口の自然増加率を10%に抑え込んで、21世紀半ばまで人口の総数を15億人ないし16億人に抑え、人口のゼロ成長を実現した後、さらに緩やかに引き下げることを長期的戦略目標にしている。いずれにしても21世紀においても計画出産は中国にとって依然として重要な課題である。

### 1.5 「一人っ子政策」によって生じた社会問題

「一人っ子政策」が実施されてからすでに24年が経った。この政策は各地方政府と人民の努力によって効果をあげ、都市の出生率は1.2～1.3パーセントとなり、当初の目標は達成された。「一人っ子政策」の成果としては、①人口増加の抑制（鄭曉英，1995：238；（「人民日報」1999.9））、②生活水準の向上（「人民日報」，1999.9.25）、③、女性と乳幼児の保健の発展と女性地位の向上（続西発，1995：13）、④人類の危機を緩和したと発展途上国の人口問題の解決への貢献、などが挙げられる（続西発，1995：14）。しかし、同時に以下のような困難な問題に直面していることも看過できない。

第1には一人っ子の教育問題があげられる。

一人っ子の教育問題において常に議論される一つは「小皇帝」「小公主」である。現在の中国の家庭は普通「四二一家庭」といわれている。つまり、父方と母方あわせて四人の祖父母と両親に子ども一人という構成である。子ども一人に対して六人があれこれと面倒をみるという甘やかされた環境で育てられた一人っ子のことを「小皇帝」と呼ぶのである。まわりの溺愛を一身に受けて育った彼らは、苦勞しらずで、自分勝手、精神力が弱く屈折に耐えられないというのが一般的な分析である（莫邦富，1996：81）。

北京、上海、広州、重慶など四つの大都市で行われた幼児がいる家庭教育状況について

の調査結果によれば、大都市の幼児の生活自立生活が低いことが分かった。調査対象は3歳～6歳の子どもである。そのうち、自分で衣服を着ることができる子どもの比率は、3歳児で25%、6歳児で45%である。さらに生活自立能力はあるが、子供が親の介助を求める比率は、3歳の時点で21%であったものが、6歳になると11%に下がった。自分で衣服を着られる子どもは年齢が上がるにつれて多くなるが、調査の結果をみると、6歳になっても自分で衣服を着られない子どもが数多く存在している（「新華社 2000.5.26」）。

調査の結果により、家庭では父母が子どもの代わりに子どものことをする事が多すぎて、子どもの自立能力、独立意識を養成する教育がなされていないことが分かった。一人っ子世代が成長して中国の将来を担う時、どのような状態になるのか深刻な課題である。

億単位の「一人っ子」集団をつくってしまったことは、計画出産政策が残した、未曾有の負の遺産と言える。両親+祖父母、場合によっては両親+両親双方の祖父母に囲まれて、過保護に育てられた一人っ子は、その自立性・協調性・他者への配慮に欠けるなど多くの問題が指摘されており、教育現場をはじめ、社会全体が対応を迫られている。

第2は、人口高齢化の問題及び老人扶養問題である。

高齢化の問題は、出生率の低下と平均寿命が延びたことによるものである。「一人っ子政策」が、人口動態に対して非常に大きな影響を与えてきた。長寿化と少子化社会の進展に伴って、高齢化がますます進んでいる。中国の人口構成を見ると、児童の比率が下がっている。2000年に60歳に達した人口は1.3億人となり、人口の10%であり、老年人口(65歳以上)の割合は、世界全体で6.9%、先進国が14.4%、途上国が5.1%である。中国の老年人口は82年調査で4.9%だったのが、2000年調査では6.96%と世界平均に並び、2025年の60歳以上の人口は2.8億人となり、総人口の18.4%になり、2028年に14%に達すると予測されている。「一人っ子政策」による出生率の低下によって、今世紀にはさらに急ピッチで高齢化が進展すると予想され、2032年に年少人口(0～14歳)と老年人口(65歳以上)がほぼ等しくなり、2050年にその人口は4億人になり、中国人口の25%となる(孫常敏, 1999: 87)。その後は老年人口が上回ると予測されている。これは先進諸国の老人総数に匹敵する。このように、目標値を一つとってみても中国の人口政策は、紆余曲折の議論の中で、懸命にそのあるべき制御値を求めて模索中である。

「一人っ子政策」を国策として実施してから、「養児防老」(老後保障のため、子どもを産む)と「多子多福」(子どもが多ければ老後に心配はない)といった伝統的な子女観をどう払拭するかという中国が直面した課題は、同時にそのまま人口高齢化にともなう老人を

どうするか、という社会保障制度の整備問題につながっている。中国では「一人っ子政策」により、一人の子どもに両親が二人、祖父母四人という世代間構成が生じた。このような世代間構成は、扶養問題や子どもへの甘やかしなどの問題をもたらし「四二一総合症」と呼ばれて、将来に影を落とし、深刻な問題となっている（若林，1994：119）。

少子化による親世代にとって、最大の不安は老後であることも事実である。子どもが親を扶養する、介護するのは四千年続いた中国の伝統で『孝』が最高の美德とされてきた。社会主義になってもその伝統は守られてきており、老人ホームは子どものない人たちのための施設だった。しかし、今では結婚した二人が四人の親の扶養や介護をするのは現実的でないと、どの親も思うようになってきている。日本のような老後に頼みのホームは民間の施設は多くない。さらに、公的な施設も増えているがまだ少ない。少子化により空白化した学校施設を高齢者の養護ホームに転用するよう求める議論も出ている。そのような状況で、四十、五十歳代の親は老後に備え、今、懸命に貯蓄に努めている。したがって、高齢社会へ急進中の中国にとっては、老人扶養体制の確立と年金など社会保障制度の改革が緊急の重要課題である。

第3は、教育機会の不均等の問題である。

「一人っ子政策」は都市部では一貫して厳しく実施されているが、農村部では管理が緩く、「計画外出産」が多く存在している。出生率は教育レベルと大きな関わりがある。貧困地区では伝統的に多産の意識が強く、子どもを多く産むにもかかわらず、高い教育を受けられる金銭的な余裕がないため、農村の基礎学力の低下を招いている。一方、都市部では「一人っ子政策」によって、親が一人の子どもに高い教育を受けさせるようになり、都市部と農村部では教育の機会に差が広がっている（鄭曉英，1995：244）。

民族の生存と国民の生活向上を賭けた人口抑制政策「一人っ子政策」と、農民が将来の生活保障を得るための手段としての子作りとの間には、克服し難い矛盾が広く横たわっている。

第4は、女兒と女兒を産んだ女性が虐待される問題である。

男の子が欲しいという希望は、一方で女兒を産んだ女性に対する蔑視と虐待を引き起こすこととなる。この因習を打破すべく 1992年に中国は女性の権利保障を制定し「女兒を産んだり、子どもを産めない人に対する蔑視や差別虐待を禁止する」（「中華人民共和国女性権利保障法」第6章第35条1992）と明確に定められている（李少江他，1997：226）。

「一人っ子政策」に伴う「大量に見られる女兒間引き現象」は、今にして始まったこと

ではないことが判明したとはいえ、21世紀初めにはかなりの男子人口が配偶者をもてず、社会問題となって人口の正常な成長に影響が出ることは否定できない(若林, 1994:105)。こうした現象の源泉は、長期にわたる封建社会から伝承・継続された概念にあり、それが「一人っ子政策」の推進過程で表出したと言えよう。「1988年6月30日、『人民日報』には「…ところで近年、戸籍のないヤミの子供(黒孩子)が、100万人もいる」と報じられている。また、「流浪児」(ホームレスの子ども)も増えている。「流浪児」は親に捨てられたり、親の死亡で身寄りがなくなってしまった子どもたちのことであり、1995年で15万人と推定される。女の子の捨て子が目立つ。これは男尊女卑の影響であると考えられている(莫邦富, 1996:78)。

第5は、女兒「間引き」<sup>(6)</sup>などによる出生性比のアンバランスの問題である。

中国ではまだ男尊女卑の思想が強く、特に人口の6割以上を占める農村部では男子選好の傾向が顕著に見られる。計画出産初期に見られた女子間引きなどの問題を反映して、1982年の人口センサスの結果、中国全人口の性比(女性を100とした男性の割合値)は、105.46と判明した。なお1987年の出生性比は110.51である。さらに、90年調査では男女性別比が112で正常値(103—107)を大きく上回っていた。世界的にみても生物人口学的にみても、中国の性比の高さは類をみないものとなっている(若林, 1994:113)。「男児願望」のため、胎児性別の判定方法は不幸にも今日の不法な女兒間引きに使われた。バランスが崩れた性別の不均衡が社会問題として、「一人っ子政策」の推進と中国人口の正常な成長に脅威をもたらすことは否定できない。

## 第5節 本章のまとめ

「一人っ子政策」は、ある意味では家の崩壊を招き、老後を子どもに頼るという家族制度など社会的な慣習の根本的な変革を招いた。また人民共和国成立以前からも広範囲にみられた「女兒間引き」問題と、女兒中絶などによる出生性比のアンバランス問題が生じた。全国の7割を占める農村では、「男児選好」意識が「一人っ子政策」実施後強くなったことが明らかになった。

人口抑制政策実施した80年代以来、伝統的な男児選好意識が出生率の低下によって大きな阻害要因として政府によっても認識されてきた。そのため、政府は家族計画事業を推進する上で、男児選好意識の払拭を目指した女性権益の保障、避妊の普及などに焦点をおいた活動を展開してきた。その結果は「一人っ子政策」は社会経済の発展と共に、「多子多

福」という伝統的な出産観念が大きく変化してきた。合計特殊出生率は2.0前後という低出生力が実現し、「少産小死」の人口学の転換期を迎えた。しかし、低出生力が実現すると共に、1980年から第2子と第3子以上における出生性比のアンバランスが新たな社会問題として社会に注目された。このような性比不均衡の現象は避妊と人工妊娠中絶の一般化、1980年代以降に発達した胎児性別鑑定などの医学技術の導入、さらに、伝統的な男児選好意識が強く存在していることが大きく影響していると考えられる。

近年「一人っ子政策」の浸透によって、多くの夫婦は少なくとも1人の男児を希望する傾向が高まると同時に、胎児性別鑑別検査などの生殖医療技術を利用することが一般化し、女児捨てと女児を産んだ女性への蔑視という現象が生じた。このような傾向に対して、89年6月、中国衛生部は、全国の諸病院が胎児の性別鑑定を止め、人工受精を厳しく制限することを制限する通達を出した。「胎児性別の鑑定は、意思のモラルに反するだけではなく、産み分けによる性比のアンバランスの諸問題を生じる恐れがあるため、当然禁じされるべきである」（『北京週報』，1989年6月20日）。また、女性労働者の権益を保護するために、80年代の後半から中国は女性の権益と労働保護問題を重視し、女性の権益保護に関連する法規を相次いで公布、実施した。特に1992年に施行された中華人民共和国婦女権益保障法は、「…女嬰兒の溺死、遺棄、殺傷を禁止、女嬰兒を出産した婦女への差別、虐待を禁止」することが明記されている。さらに「婦女の拐取り売買・拉致を禁止し、拐取売買・拉致された婦女を回収することを禁じる」「女性権益保障法」が作られた。しかし、1990年全国女性地位に関する調査により、「少なくとも男児が1人ほしい」と回答した者は58.6%をしめており、女性の地位が向上したにもかかわらず、人々の意識の中で男児選好意識が根強く存在していることがうかがえるのである。

男児選好意識は小農経済、「家父長的家制度」の確立とともに生じて、「男尊女卑」「多子多福」という産育観念が人々の意識の中に浸透され、現在でも「男児選好」にかかわる文化的な慣習として残存しているのである。

人口問題に関する伝統的な倫理観念は、小農経済、すなわち、家族を生活単位とし、肉体労働を主とした農業経済の産物である。この経済体制にあつては、多くの男児を生むことは実質的な経済価値があり、労働力の強弱が、家族の収入と生活の良否とに密接に関係していた。その傾向は建国後50年間、農村にあつてはほとんど不変であつたのである。

合計特殊出生率が低下した状況の中で、中国における「男児選好」という伝統的な出産意識がどのように変容し、それが人口学、社会学、家政学的な側面にどのような影響を及

ほすのか、今後さらに検討する必要がある。

【引用文献】

- 馬寅初, 1997, 『新人口論』, 吉林大学人民出版社.
- 馬瀛通他, 1998, 『出生性別新理論と応用』, 首都經濟貿易大学出版社.
- 韓文編, 1997, 『公民婚姻家庭法律手冊』, 法律出版社.
- 何雲伝著・大野静三訳, 1990, 『中国・未来の選択』, 日本放送学会.
- 国務院人口事務室・人口統計局和社会科学技術統計局, 2002, 『中国 2000 年人口普查資料』.
- 桂世勛ら, 1994, 『人口与我们』, 上海科学教育出版社.
- 嚴梅福他, 1995, 「探索降低出生性別比的治本之途—湖北大治市实践」『人口与經濟』第 5 期
- Goodkind Danicl, 1996, 「On substituting sex preference strategies in East Asia:Docs prenatal sex selection reduce postnatal discrimination?」, Population and Development Review. 22(1), pp. 111-125.
- 坂井博通, 1989, 「現代日本人の性別選好について」『社会心理学』第 4 卷 2 号.
- 蔡昉ら編, 2001, 『2001 年中国人口問題報告—教育・健康与經濟成長』, 社会科学文献出版社.
- 蔡昉ら編, 2000, 『2000 年: 中国人口問題報告』, 社会科学文献出版社.
- 周清, 1992, 『当代中国婚姻家庭与人口發展』, 中国人口出版社.
- 常建華, 2000, 「清代溺嬰問題新探」『婚姻家庭与人口』, 北京大学出版社.
- 人口問題審議会厚生省官房政策課編, 1988, 『日本の人口・日本の家族』, 東洋經濟新報社.
- 孫常敏, 1999, 『世界轉換中的全人口与發展』, 上海社会科学院出版社.
- 続西發, 1994, 『中国少数民族計画生育概論』, 新疆人民出版社.
- Das Narayan, 1987, 「Sex preference and fertility behavior:A study of recent Indian data」. Demography. 22 (2) p.280.
- 鄭曉英, 1995, 『中国女性人口問題与發展』, 北京大学出版社.
- 鄭曉江・万建中編, 1999, 『中国生育文化大觀』, 百花洲文芸出版社.
- 杜芳琴, 1994, 「産育文化的歴史考察」『性別与中国』, 三聯書店.
- 南吉忠, 1993, 「展望 90 年代中国の生育転变化」『人口研究』第 3 期
- 莫邦富, 1992, 『一人っ子』(独生子女), 河出出版.
- 莫邦富, 1996, 「中国を蝕む一人っ子政策の弊害」Foresight December.

山西栄久, 1944, 『支那の姓氏と家族制度』, 六興出版.

楊子慧, 1996, 『中国一歴代人口統計資料』, 改革出版社.

李伯華ら, 1988, 「出生嬰兒比的对中国估計」, 『人口与經濟』第4期, pp. 19-23.

李小江他, 1997, 『平等与發展』, 三聯書店.

Reprtto Robert, 1972, 「Son preference and fertility behaviors in developing countries」, *Studies in Family Planning*(3), p. 70.

Lee Sung-Yong, 1996, 「行為模型による 26 カ国非西欧国家の性別選好の類型」, 『韓国人口学』19(2), pp. 19-25.

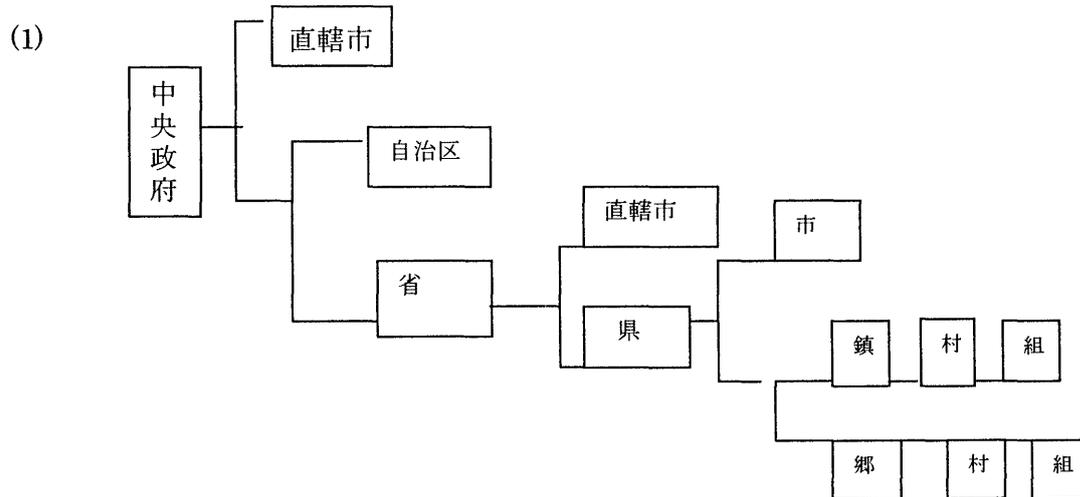
林謙治著・阿藤誠ら編, 2001, 「ジェンダー問題としての出生性比—アジア諸国からの考察—」  
『ジェンダーと人口問題』, 大明堂.

梁中堂・閻海琴, 1992, 『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』, 山西高校連合出版社.

若林敬子, 1994, 『中国 世界超大国のゆくえ』, 岩波新書.

若林敬子, 1989, 『中国人口問題』, 東京大学出版会.

【注】



(1) 郷、組は中国の行政単位(上の図参照)。

(2) 『婚姻法』: 中国人民共和国が1949年に成立した後、1950年に『中華人民共和国婚姻法』を發布した。それ以前の中国では、結婚年齢に関して明確な定めはなかった。普通結婚年齢は、女性は大体満16~18歳で結婚する人が

多く、男性は普通女性より年上であり、女性より年下の人もいる。

1950年の『婚姻法』で「男性は満20歳、女性は満18歳になってから結婚できる」と決められ、この法律は政府の晩婚を提唱する意図が含まれている。しかし、中国は建国後、社会が安定し、医療衛生の発展によって出生率が高くなった。したがって人口増加のピークを形成した。

1980年9月10日、中華人民共和国人民代表常務委員会にて新しい『婚姻法』が可決された。新しい『婚姻法』は「結婚年齢は男性が満22歳、女性は満20歳であり、晩婚を提唱する」と規定している。また「直系血族、3世代以内傍系血族関係がある人と結婚するのを禁じ、ハンセン病にかかって治っていない人、医学的に結婚するべきではない人が結婚することを禁じる」と規定している。新しい『婚姻法』が公布された直後の1981年は結婚ブームが起り、結婚する人が2.3万組に達していた(楊子慧, 1996:1723~1733)。

- (3) 『農業大綱』: 中国の人口は、1953年に中華人民共和国が成立してから初めて行なった第一回人口センサスによって60,193.8万になり、そのうち台湾、ホンコンとマカオを除いて大陸人口は58,062万人に達したことが分った。1956年に毛澤東は自身で主張して『全国農業発展綱要』(全国農業発展要綱)を制定し、1960年4月10日第二回人民代表大会にて通過した。『全国農業発展綱要』の第29条で、「少数民族地域を除いて、人口密度が高い全ての地域で計画出産を提唱し、それを実行する。この活動によって、家庭の負担を軽減することになり、子どもは高度な教育を受けることができ、十分な就職チャンスを得ることを保証する」と述べていた。このときから中国の加速する人口増加の問題を解決する手段として、計画出産を重視することを表した。
- (4) 文化大革命: 中国において1966年~1976年の10年間にわたる政治運動である。
- (5) 胡喬木「經濟發展にてらして事を運び、四つの現代化の実現を速めよう」は1978年7月、国務院のある会議で発言され、10月6日の「人民日報」に全文掲載された。一人当たりの耕作面積は、1952年には19アール、285キロ(これで世界平均半分)であったものが、81年には9.93アールと半減し、一人当たり食糧も326キロしかない。
- (6) 「間引き」: 口へらしのため親が生児を殺すこと。

## 第2章

中国における産育観念の歴史的変遷—「多産」を中心にして—

## 第1節 本章の目的

「多子多福」（子どもが多いほど幸せが多い）と「男児選好」（不孝は三つあり、一番悪いのは跡継ぎなし）は中国の伝統的な産育観念の一つの重要な特徴である。しかし、産育観念は昔から不変であったわけではなく、社会の変動とともに変遷してきた。例えば、1990年の全国調査の結果、理想的な子どもの数は2人がもっとも多い（陶春芳，1993：265）。また、1993年に北京市で行った調査においては、子どもを産み育てる意味に関して、「情緒的な満足」（27%）と「自分の夢を託す」（23.4%）の二項目が最上位項目として挙げられた（社会科学院，1994：221）。その意味では伝統的な産育観念が変化したといってもよい。しかし、農村部では「一人っ子政策」<sup>(1)</sup>に違反して子どもを産む現象が依然として多く存在し、その根本的な要因は「男児願望」のためである（梁中堂ら，1992：77）。

1979年に中国政府が人口増加を抑制するために実施した「一人っ子政策」は人口の抑制に一定の効果をもたらす一方で、様々な社会問題を生み出した。中でも難題の一つとされているのは、「計画外出産」<sup>(2)</sup>という問題である。「計画外出産」とは、中国の「計画出産政策」<sup>(3)</sup>と当該地域の政策に違反して出産することである。

「一人っ子政策」は都市部では厳格に実施されたが、農村と少数民族に対してはそれほど厳格ではなかった。農民の「戸籍」者は第一子が女兒の場合、4年の期間を空けて第二子まで許可された。また、都市部の少数民族も二人まで子どもを持つことができ、少数民族が集中的に生活している地域では三人まで子どもを持つことができる。当然この規則に違反する者には罰則が課せられる。この重い罰則から逃れるために、「戸籍」に登録されない子どもが大量に生み出された。1990年の人口センサスでは、このような子ども（「黒孩子」ヘイハイズと呼ばれる）が1513万人に達することが判明した（若林敬子，1994：108）。都市部では「一人っ子政策」が徹底的に実施され、「一人っ子政策」に違反して産まれた子どもはほとんど存在しない。「多産」が多いのは圧倒的に農村においてである（梁中堂ら，1992：77）。農民たちは産まれた子どもが男児でなければ計画出産を無視して産み続け、男児が産まれてようやくやめるのである（李小江，1997：228）。この現象は農村地域において「男児選好」意識がまだ根強く残存していることの反映である。経済が急速に発展している中国において、なぜ、「多産」現象が依然として残っているか。伝統的な「多子多福」出産観念は子どもの性別選好意識に及ぼす影響はなんだろうか。「男児選好」意識の維持のメカニズムを明らかにすることが必要である。

なお本論においては、産育観念とは、ある社会の経済、文化の背景の下に形成された出産と育児に関する観念で、子どもを産み育てる意味（産育の目的）、子どもの性別選好、理想的な子どもの数、子どもの教育への期待感、子どもを産むタイミングと産む方式（どこで産むか）などに関する意識である。

本章では、まず、中国における産育観念の特徴を明らかにする。次に、産育観念の中核である「多産」を中心にして、その歴史的変遷と要因・特徴、及び「多産」に影響を及ぼす要因を明らかにするとともに、子どもの性別選好意識に影響を与えるより重要な要因にアプローチする。

## 第2節 中国における「産育観念」に関して

### 1. 伝統的な産育観念の特徴

中国における伝統的な産育観念の形成とその存続は農業の生産方式と関連しており、その特徴は次の5点である。

- ①子どもを産み育てる目的は、一族の繁栄、跡継ぎのためである（「不孝有三、無後為大」、  
「養兒防老」）。
- ②子どもの性別選好は「男児選好」である。
- ③子どもの数に関して、「多子多福」、すなわち、多子志向である。
- ④子どもの将来に「立身出世」を期待している。
- ⑤早婚、早育。

その中で「多子多福」と「男児選好」は伝統的な産育観念の根本的な特徴であるといえる。

伝統的な産育観念の形成に影響を与える要因として、①自給自足の生産方式、②祖先崇拜、③伝統的な「孝」道徳観念、④「男尊女卑」の秩序、⑤宗族組織、⑥統治者の政策、などが挙げられる（穆光宗、1996：25～33）。

農業大国として知られている中国では、建国以前の生産方式は伝統的な自給自足型の農業生産で、生産力も低い。農業は肉体労働を中心に行っている社会では、子ども、特に男児が家族にもたらすメリットが大きい。また、伝統的な社会においては、祖先崇拜意識が強く存在していた。婚姻の目的は祖先への祭祀を行なう男児を産むことにあり、「跡継ぎ」を残すことは人生では最も重要な使命と見なされた。

さらに、伝統的な農耕社会では、宗族組織は政治、経済、宗教、教育、生活活動に大きな役割を果たしていた。

最後に、中国の伝統的な家族制度は「家父長制」であり、女性は封建的な秩序に拘束され、政治、経済、人格的な自由をすべて失い、ほとんど男性の従属物になっていた（常建華，2000：197～218）。

上述のように、遅れている生産方式と「家父長制度」が産育観念に大きな影響をもたらしたといえるだろう。

## 2. 新中国建国後の産育観念の特徴

新中国成立後、土地改革によって、個人財産は没収され、生産方式は個人経営から集団経営に変換した。また、1950年に「中華人民共和国婚姻法」の実施により、「一夫一婦制」「女性の権益を保護する婚姻制度」の改革を行った。特に、「男女平等」のスローガンにより、伝統的な血縁集団としての「家父長制」的な家族はその経済基盤を消失させ、氏族組織も崩壊の道をたどった。さらに、80年代から女性の地位の向上と生活レベルの向上、及び「計画出産政策」の実施、特に、1979年に「一人っ子政策」の実施により、合計特殊出生率（TFR）が大幅に下がった。その中で、中国政府は「一人っ子政策」を徹底的に実施させるために、1980年9月10日、中華人民共和国人民代表常務委員会にて可決された新しい「婚姻法」を可決した。そこには、「計画出産」が義務として付け加えられた。そのことが合計特殊出生率の低下の一つ重要な要因と言える。80年代から国家政策の国民への浸透により、生涯に子どもを1人しかもたないと考える人が増えている。また、たとえ結婚しても子どもを産まないカップルが大都市部で増えている（李銀河，1997：244）。

総じて、現代の産育観念の特徴は次の通りである。

- ①「養児防老」意識がまだ強く存在している。しかし、都市部をはじめ、子どもを産み育てる目的は「経済的価値」より「情緒的な価値」を重視する方向へ移向してきている（中国社会科学院，1994：221）。
- ②男児選好意識は薄れてきた。しかし、農村地域ではまだ強く存在している（李東輝，2003：15）。
- ③「多子多福」から「理想は2人」に変化した（陶春芳ら，1993：265）。
- ④自分の子どもに受けさせたい教育程度は、1990年の全国調査の結果、「大学以上」が31.6%、それに続いて「高等学校」19.9%、「中学校」14.2%の順である。うち「大

学以上」の回答者は、農村部女性では 29.5%であるが、都市部女性では、49.3%と約半数を占めている。都市部では教育水準が高い（陶春芳ら，1993：269）。

⑤結婚と出産に関する傾向は、昔の早婚・早育から現在の晩婚・晩産に変わってきた。

上述のように、中国における伝統的な産育観念は大きく変化している。

次節では中国における「多産」の変遷の歴史から、中国の産育観念の変遷に影響を与えた要因と今後の課題を明らかにする。

### 第3節 中国における「多産」の変遷

中国において「多産」の意味は時代とともに変化し、現在は、3人以上子どもを産むことを指す。これは70年代から推進されてきた「計画出産政策」で提唱され、80年代初めに明確化された（梁中堂ら，1992：77）。

#### 1. 家族経済状況と「多産多死」—建国以前

中国は伝統的に大家族制の社会であるというイメージが世界で広く持たれているが、現実には核家族が支配的である。漢代からの戸口統計によると、古代中国における一世帯平均人数は、漢代でも、唐代でも5人前後であることが明らかとなっている（若林敬子，1989：217）。国民党の南京政府は1928年から南京、上海、広州、北平（現在の北京）など16省、市についての調査を行なったが、それによれば平均的な家族規模は5.24人であった（陳景漢，1933：19）。

国民党政府による1929年の北平など6つの都市を対象とした調査の結果は、合計特殊出生率が6.20人で高い。しかし、その時代においては医療水準が低いため嬰兒死亡率が高かった。また、新中国建国以前においては、特に清代に中国全体に存在している「溺女」（女児間引き）の慣習が、乳幼児死亡率を高めていたと推測できる。

近代の産育観念に密接に影響を与える要因として、鄧偉志は①女性の社会的地位、②家庭内の経済状況、③教育歴などを指摘している（鄧偉志，1994：171）。例えば、夫が商業に従事している、または社会的地位が高い女性は、合計特殊出生率は3.76である。一方、社会的地位が低い、または夫が労働者である女性は2.62である。1930年に河北省の定県において李景漢が行なった調査によっても、家族成員数と貧富との間に比例関係があるこ

とが統計的に確認されている（李景漢，1933：86）。

## 2. 「多産多死」から「多産少死」への変化—新中国建国してから1974年まで

1949年に中華人民共和国が成立してから、社会が安定し、経済の発展と医療レベルの向上に伴って、中国は「多産多死」から「多産少死」への人口学的な転換期を迎えた。

建国後の人口の歴史的変動は、図2-1に示す通りである<sup>(4)</sup>。女性の合計特殊出生率の変動を見ると、図2-1に示すように、合計特殊出生率は1950年の5.81から1957年の6.41まで高い水準を持続した（鄭曉英，1995：239）。その要因としては、まず、1950年に制定された「婚姻法」を徹底させる運動が展開され、一夫一婦制度を基礎とする男女平等の婚姻を目指した婚姻制度への移行により、結婚ブームが起こった。また、国民経済の回復と医療水準の上昇につれて乳幼児の死亡率が急激に低下した。さらに、伝統的に小農経済＝家族を生産単位とする経済体制の歴史が長い中国では「多子多福」「不幸有三、無後為大」などの倫理観念の影響が強く、「子どもが多ければ」が福をもたらすという考えがある上、「人口が多い方が戦争にも生産力増加にもよい」、「人口が多ければ多いほど生産力の発展にもよい」という「人口資本説」を当時の最高指導者、毛沢東が考え出し、多産を奨励したため人口が爆発的に増加した（楊子慧，1996：1223）。

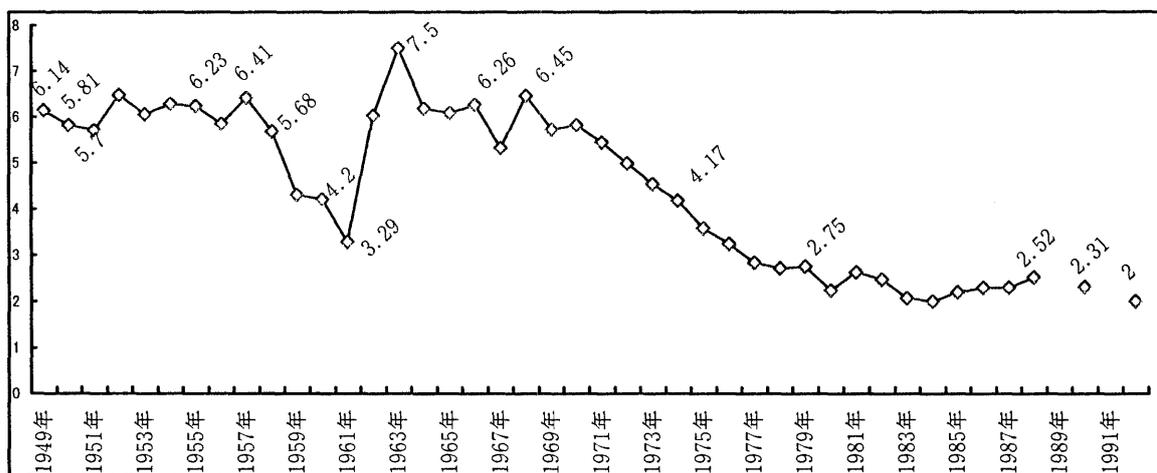


図2-1 建国後の合計特殊出生率の推移

出所：若林，1989，『中国の人口問題』，東京大学出版社，p18表I-3により作成

しかし、1958年から1961年までに、女性の合計特殊出生率が1958年の5.68から1961年の3.29までに減少した。短い期間のうちに経済を速く発展させるための大躍進（早く

共産主義を実現する)という経済政策の失敗、異常な自然災害の発生および1958年からの始められた旧ソビエトに対する債務返済のため無理な農産物輸送、という三つの要因により、自然増加率が1960年-4.57%というマイナスになった特別な時期を経過した(若林, 1989:38)。しかし、1962年から1971年にかけて自然増加率と合計特殊出生率が再び上昇する。1963年には7.50、1968年には6.45というように、1974年まで4.17以上の高い水準を維持し(図2-1参照)、人口置換水準の2.1をはるかに大きく上回るものであった(楊, 1996:1523)。

建国後の経済発展と医療条件の改善により、嬰兒の死亡率が下がった。その結果、建国以前の「多産多死」は「多産少死」へと変化した。

### 3. 「多産少死」から「少産少死」への人口変動—1975年から現在まで

先述したように、もともと、中国では「多子多福」という考え方が伝統的に強く、1950年代、とりわけ「大躍進運動」において、毛沢東の「人口資本説」の影響、及び1962年から農業生産の発展によって、人口の合計特殊出生率は再び高いレベルで推移した。1970年代に入り、過剰人口が国の発展に妨げになるとして、「晩婚、晩産、少生、稀生、優生、優育」(中国語で「晩婚、晩育、少生、稀生、優生、優育」という)という「家族計画推進運動」が開始され、晩婚と少子が奨励されるようになった。そして経済改革開放という政策の実施とともに、1979年から強力な「一人っ子政策」の実施に踏み切った。その後、さらに段階的に改正を加えながらも、この重要な政策は今もなおいっそう強力で推進されて、中国の人口増加を抑える効果を上げている。

80年代以降の人口変動をみると、合計特殊出生率は、1974年の4.17から1979年の2.75にまで大幅に低下した。第4子及び第5子以上の出産は1979年からの「一人っ子政策」の実施と経済の発展に伴って大幅に減少した。合計特殊出生率は、88年2.52、90年2.31、92年2.00と減少し続け、ついに人口置換水準を下回った。すなわち、「一人っ子政策」実施以後、80年代から中国は「少産少死」という人口学的な転換期を迎えたといえよう。

合計特殊出生率の変動を見ると、70年代の女性の合計特殊出生率が大幅に下がっていることが観察される。しかし80年代に入ると、変動は緩やかになった。その要因に関して、鄭曉英は次のように分析した。①70年代以前の出生率が高かったゆえに、大きな変動が起きたように見える。それに70年代に入ってから都市の女性がたくさん子どもを産まなくなった。②70年代に早婚から晩婚へと変動する過程で、出産女性が相対的に減少した。③医

療条件の改善により、嬰兒の死亡率が下がった。旧中国の嬰兒の死亡率が高かった時代に、保障のために多く子ども産んだ。建国後、社会安定、医療条件に改善にしたがって、多く子どもを産む必要がなくなってきた。それに70年から「計画出産政策」が実施され始めた。以上の要因により70年代の女性合計特殊出生率は大幅に下がった。しかし、80年代には、「一人っ子政策」が実施されているにもかかわらず、一人の女性は平均して2人子どもを産んだ（1985年は2.20）。理想的な子どもの数が2人で、それより更に低くするのは困難であった（鄭，1998：244）。

中国出生率変動の原因について、鄭曉英は①中国の人口政策、②社会経済の発展、③文化教育レベル、④医療衛生の条件の改善、⑤避妊率の上昇、⑥都市化の進展を指摘している（鄭，1995：245-247）。

中国では1979年からの「一人っ子政策」の実施と経済の発展に伴って、第4子及び第5子以上の出生は大幅に減少した。88年以降の合計特殊出生率は、88年2.52、90年2.31、92年2.00と公表され、ついに人口置き換え水準2.1を下回った（鄭，1995：244）。

現在中国に多産現象が存在していないのではなく、「多産」の意味が変わっただけである。

#### 4. 日本の「少子化」現象に関して

なぜ中国では厳しく「一人っ子政策」が実施されても、2.0より少なくならず、日本は現在奨励政策を実施しても、女性の総合特殊出生率が上がらないのか。

出生率と合計特殊出生率により、日本の人口の変動では5つの段階にわけている。第1期は大正9年から昭和14年までで出生率は36.2/1000から26.6/1000へと低下し合計特殊出生率は5.24から3.75へ低下した。第2期は昭和15年から昭和24年までであり、第2次世界大戦のために出生率が大きく乱された。この時期に生まれた人々がいわゆる団塊の世代を形成している、第3期は昭和25年から昭和32年までであり、普通出生率は、合計出生率ともに前例のない低下した。第4期は昭和33年から昭和48年にかけての時期であり、昭和41年の「ひのえうま」による突然の出生率低下を例外として出生率は比較的安定していた。第5期は昭和48年から現在にいたる時期であり、再び出生率は大幅な低下した。合計特殊出生率は昭和48年の2.14から昭和56年の1.74まで急減し、その後若干の揺り戻しを示したものの、昭和62年にはあらたに1.69までに低下した（『日本の人口・日本の家族』，1988：46）。90年代から日本政府は真剣に「少子化」問題を取り込んだ。育児手当、育児休暇などの政策を出しても、合計特殊出生率はずっと低下し、1990年1.57を記録し、

1999年1.34にまで下がった。

現在合計出生率が低下する要因に関して、①晩婚化と有配偶者出生率低下、②子どもの経済価値が下がった。義務教育の確立などを通して子どもの生産財としての価値が低下したため、日本において希望子どもの数が徐々に減少し始めた、戦後の出生抑制方法の自由化によって出生抑制コストが下がり、実際の子どもの数が希望子ども数の水準まで低下した。③女性の学歴の上昇が妻の家事労働の機会費用を増大させ、家庭外での労働を促し出生力を低下させたという見解もある。それと異なって子どもに高い教育を受けさせたいとする教育熱の増大が戦後の出生力低下に大きく貢献したという見方がある（人口問題審議会厚生省官房政策課編，1988：47）。

中国は厳しい「一人っ子政策」で人口の増加を抑えると同時に、日本の人口変遷から何か学ぶべきか。

#### 第4節 中国における「多産」の特徴

##### 1. 「多産」における都市部と農村部の差異とその要因

###### (1) 「多産」における都市部と農村部の差異

中国の国土面積は960万平方キロと広大であり、出産に関しては、経済と文化の発展、国の政策、民族信仰などの要因で、都市と農村、地域別に大きな差が存在している。

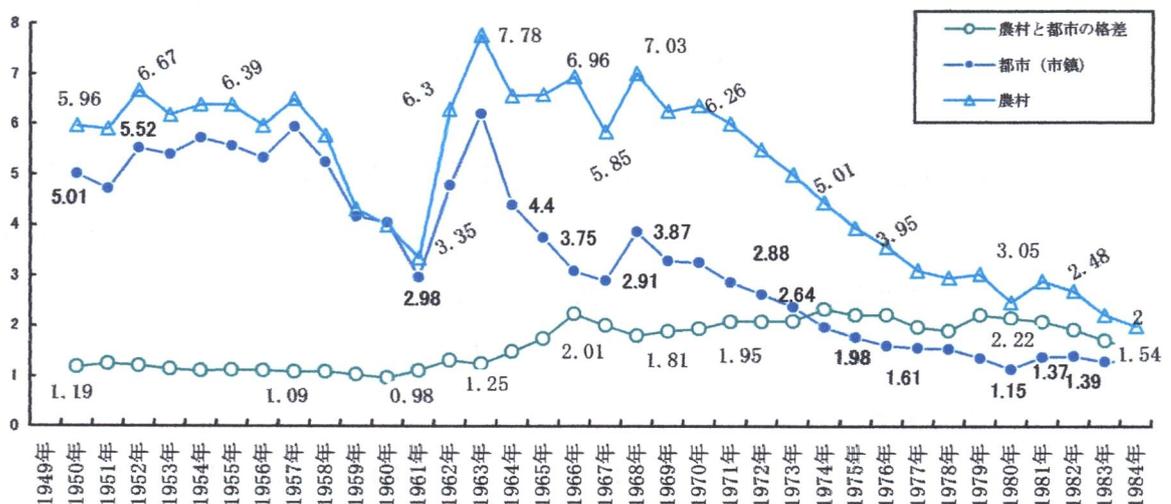


図 2-2 1949年～1983年までの合計特殊出生率の推移と地域の差異

出所：若林，1989，『中国の人口問題』，東京大学出版社，p18表I-3により作成

中華人民共和国が成立してから、都市の嬰兒死亡率の低下は農村よりも先行して進み、また都市に出産適齢期人口が多く増加したこともあり、都市の普通出生率は当初農村のそれよりも高かった。ところが、63年より、まず都市から計画出産政策が始められた結果、都市と農村の出生率の格差が拡大していく（図2-2）。農村でも計画出産が始められ、その効果が現れてくるのは70年代に入ってからであるが、それでも都市・農村間で約5割の出生率の格差が認められた（若林，1994：18）。

中国の都市部では、原則として一組の夫婦は子ども一人しか産めないが、少数民族と帰国華僑については、出産間隔を4年措くことで第二子が認められている。「一人っ子政策」が都市で厳しく実施される一方で、農村では1984年から第一子が女兒の場合、第二子出産を許可する緩和政策が実施された。それにより都市と農村部女性の合計特殊出生率の差は一層広がった。

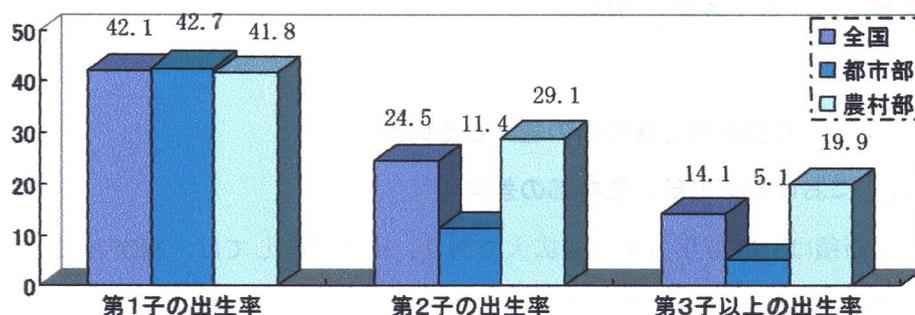


図2-3 1986年中国における農村部と都市部の多産状況（単位：％）

出所：国家統計局，1987年全国1％人口標本抽出調査，梁中堂ら，1992，p81より作成

図2-3でみるように、国家統計局が行った1987年全国1％人口標本抽出調査によれば、都市と農村において、第一子の出生率には差が大きい。しかし、第二子の出生率が農村は29.1％、都市は11.4％で、農村は都市より17.7％多く、第三子以上の出生率は都市が5.1％、農村は19.9％で、農村は都市より14.8％多い（梁中堂ら，1992：81）。

1980年から1988年上半期まで、全国で出産された子供は2100万人、毎年の第3子の平均出産数は247.4万人。農村で八年間に出産された第3子の人数は1373.2万人、年平均161.5万である（若林，1994：98）。

(2) 都市部と農村部における出生率に差異がある要因に関して

都市と農村に出生率の差が大きいことに関する要因について若林は、「普通出生率」（全人口を分母とした）で見れば、50年代までは、結婚・出産適齢期の若い人が都市に多かったため、都市の出生率の方が高かったが、63年以後は農村の方が一貫して高くなると指摘する。それは60年代にすでに都市では計画出産活動が始まっていたが、農村まで拡大するのは70年代になってからという事情による、と論じた（若林，1994：41）。

この差異が生じる要因としては、都市と農村の経済水準、教育水準や少数民族優遇政策などが上げられるが、最も強く影響を与えたものは、若林が指摘するように、60年代にすでに都市部では計画出産政策が始まっていたのに、農村部へ拡大したのは70年代以降だったという事情による。また、1979年から都市では「一人っ子政策」が厳しく実施されたが、農村では難航したからである（若林，1994：41）。

都市部の状況をみると、上海では1990年の「一人っ子」への奨励金額は毎月5円で、79年と変わらないが、「一人っ子政策」に違反して生まれた子どもに対する罰金は、79年には子が満16歳になるまで夫婦双方の賃金の10%が課され、81年でも同じだが、90年には収入総額の25%を下まわってはならないと大幅に上昇した。極端なケースとしては、解雇もあった。（若林，1992：192）。

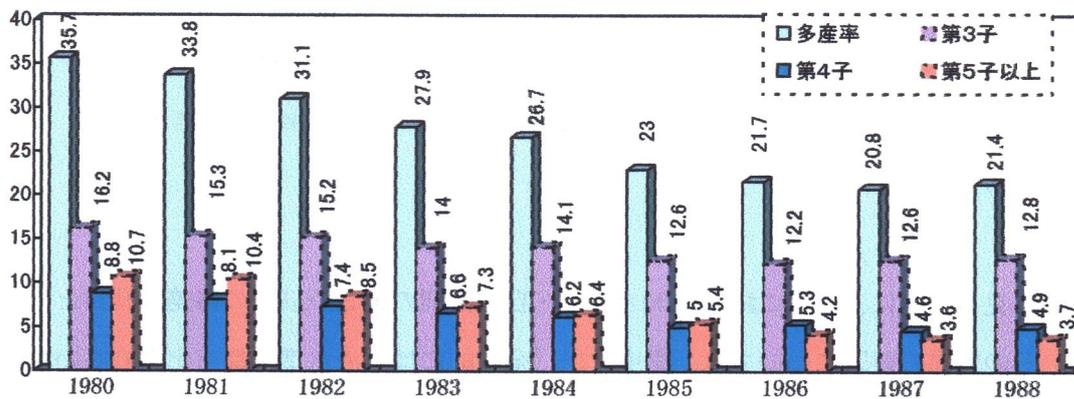


図2-4 1980年～1988年中国農村女性の多産率の変動

出所：梁中堂ら，「中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究」，山西高校連合出版社，1992：78表39より作成

都市部の家族ではほとんど一組の夫婦が子ども1人である一方で、農村部の多産率は

1988年においてまだ21.4%であり、さらに第5子以上の子どもをもつ夫婦の割合は3.7%である(梁, 1992: 78)。歴史の流れを見ると、70年から農村女性の多産率低下のスピードが速くなったが、都市のそれと比べると、農村における多産問題は今なお深刻である(図2-4)。

## 2. 「多産」における地域的差異

中国の人口問題を研究する場合、地域間の差を無視してはならない。中国の人口特色<sup>1)</sup>の一つは、広大な国土にあって、都市・農村間だけではなく、地域により、出生率が著しく異なっていることである。

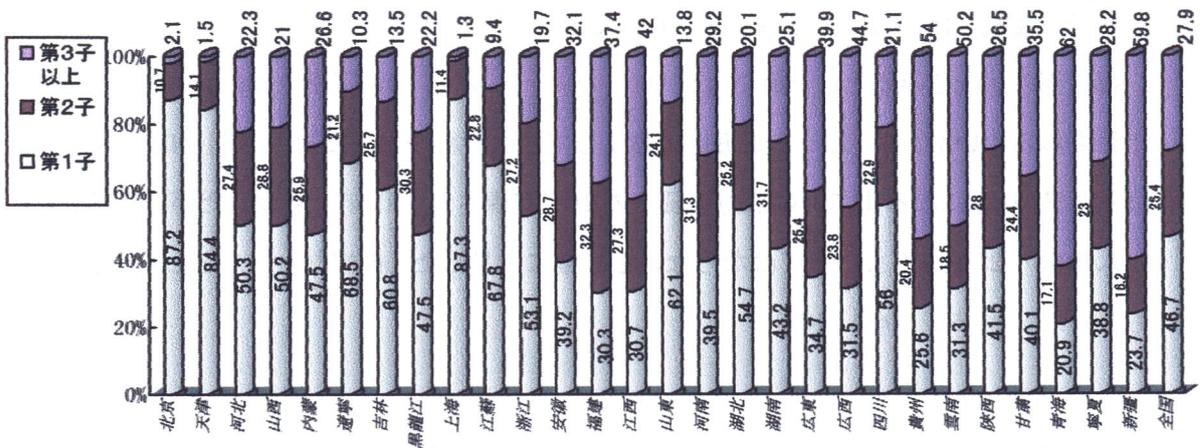


図2-5 1987年各省、市、自治区の多産状況(単位: %)

出所: 国家計画委員会 1988年全国2/1000計画出産状況調査, 梁ら, 1992, pp99~100; 若林, 1994, p 42により作成

図2-5に見るように、中国における30省・市・自治区別の第3子以上の格差は歴然としている。その差異の要因については、梁中堂は「全般的には経済水準、都市化率の高い地区で合計特殊出生率は低く、経済・都市化率の低い地区では、合計特殊出生率は高い」と分析している(梁中堂ら, 1992: 109)。

1982年の全国1/1000出生率抽出調査によると、1981年に全国で生まれた嬰兒のうち、第1子は46.7%、第2子は25.4%、第3子以降は27.9%である。同時期、多産率が全国の平均値より高い省は安徽省、福建省、江西省、河南省、広東省、広西省、貴州省、雲南省、陝西省、青海省、寧夏、新疆など13地域である。比率が一番低いのは上海市で、一番

高いのは青海省である（梁中堂，1992：110）。

1988年の全国2/1000（計画出産の状況を把握するため、国は1000人の出産年齢になった既婚女性のうち2人を抽出する調査）計画出産状況標本抽出調査によれば、1987年度に全国で2番目以降出産された子どもは39万1253人である。1987年において、多産がほとんどない地域は上海市だけである。多産と見なされた子どもが1万人になっていないのは北京市、天津市だけである。1～5万人以下の省は遼寧、吉林、浙江、青海省、寧夏回族自治区などであり、5～15万人の省は内蒙古自治区、江蘇省、黒竜江省、甘肅省、山西省、福建省、四川省、など七つの地域であり、15—25万人の間の地域は新疆ウイグル族自治区、陝西省、湖南省、安徽省、江西省、山東省、河北省、湖北省、雲南省、貴州省など10地域である。25万人以上は広西和族自治区、河南省、広東省などの三つの地域である。多産と見なされた子どもが15万人以上いる「多産地域」は、新疆ウイグル族自治区、陝西省、湖南省、安徽省、江西省、山東省、河北省、湖北省、雲南省、貴州省、広西壮族自治区、河南省、広東省など13地域である（梁中堂ら，1992：96）。

「多産」現象の地域差の要因について、先行研究では具体的に分析されていないこともあって、これからの課題だが、一つの仮説としては経済発展の程度と伝統的文化の影響を考えてもよいのではないかと思われる。

### 3. 少数民族における「多産」に関して

中国に暮らす55の少数民族の人口は、比率で見ると全国の8.04%に過ぎないが、中国の国家統一にとって重要な意味をもっている。国境地帯の9割は少数民族の居住地であり、そこは資源・エネルギーの宝庫でもあり、かつ漢族の膨大な過剰人口を吸収する潜在的な場所である可能性も大きい（若林，1994：85）。少数民族の独自の文化、民族慣習、信仰の影響で出産に関しては、少数民族は漢民族と区別があり、各民族間にも差が大きく存在している。

#### （1）少数民族の人口変遷

少数民族は主に中国の東北、西北、西南などの辺境地に分布している。少数民族の自治区は5つであり、人口は1億近く、自治区の面積は中国の64%を占めている。人口が一番多いのはチワン族で1549万人、一番少ないのがロツパ族で2312人である（1990年人口センサスの結果より）。人口が100万人以上の少数民族は、82年の15から90年に18に増大し、その人口の総数は6,041万人から8,541万人へ増加した（続西発，1995：21）

表 2-1 中国少数民族の人口変動 (1953～1990 年)

| 地区   | 1953 年<br>(万人) | 1964 年<br>(万人) | 1982 年<br>(万人) | 1990 年<br>(万人) | 1953 ～<br>1964 年平均<br>増長率 | 1964 年～<br>1982 年平均<br>増長率 | 1982 年～<br>1990 年平均<br>増長率 |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 全国   | 52260.34       | 69458.18       | 100817.53      | 113368.25      | 1.62%                     | 2.09%                      | 1.48%                      |
| 少数民族 | 3532.4         | 3988.39        | 6729.52        | 9120.00        | 1.11%                     | 2.95%                      | 3.87%                      |

出所：張天路、張梅，1993，『当代中国藏族人口』，《中国社会科学》（第5期），p. 175

注：続西発，1995，『中国少数民族計画生概論』，p. 21 より作成

表 2-1 でみると、1953 年から 1964 年の間に、全国人口の平均増加率は 1.6%、少数民族の増加率は 1.11% であるが、1964 年以降、少数民族の人口増加が加速した。少数民族の増加を次の三つの段階を分けている。第一段階は 1953 年から 1964 年にかけて、人口の増加は全国のレベルより低い。1953 年～1964 年の間に、全国の人口増加年平均増加率は 1.62% であるが、少数民族は 1.11% である。第二段階は 1964 年～1982 年の全国より増加率が高くなった段階。この段階で少数民族の増加率は 2.95% で、全国の年平均増加率の 2.09% より、0.86% を高くなった。第三段階は 1982 年～1990 年、全国の人口年平均増加率の 1.48% より 2 倍以上の 3.87% というスピードで増加している段階である。

## 2) 少数民族の「多産」状況

図 2-6 に表示しているように、1987 年において、ほとんど多産がみられない地域は上海市だけである。1988 年全国人口 1/1000 標本抽出調査により、1988 年の多産率は北京、天津、上海は 1% ぐらいである。しかし、少数民族が集中的に居住している新疆は 44.3%、海南 33.1%、広西は 26.4%、寧夏 28.9%、貴州は 33.7% である（続西発，1995：22）。  
(次ぎのページへ続く)

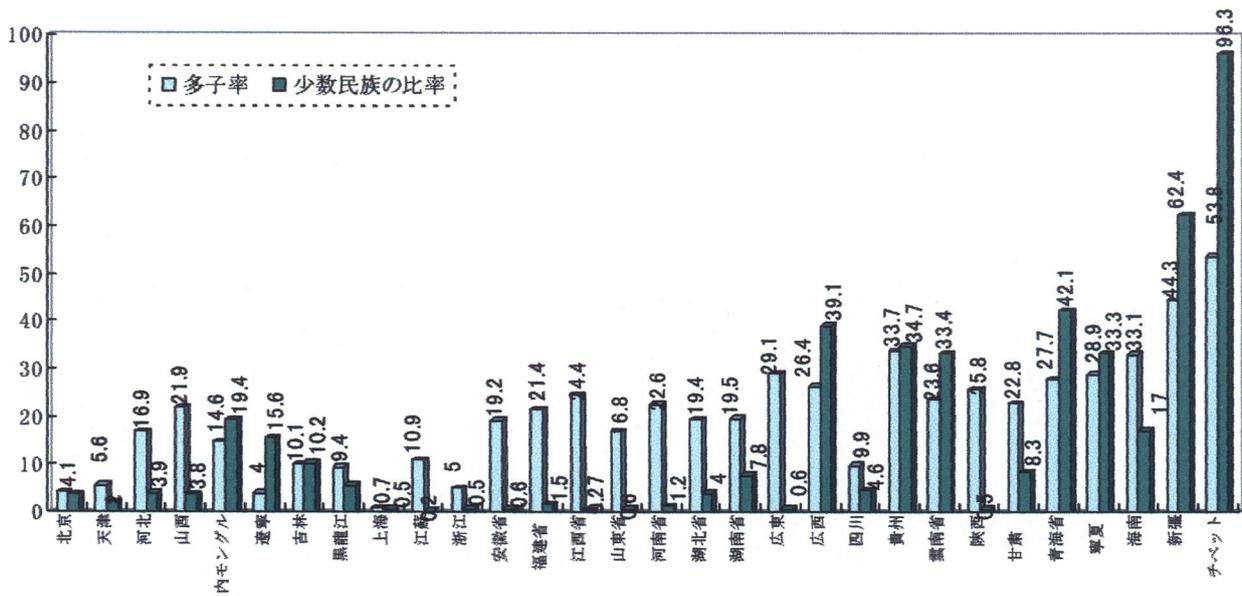


図 2-6 1989 年の各地域における多産率と少数民族の比率

出所：参考若林敬子 1994：p 43 と梁中堂らの一部を参照して作成。使う数値は 1990 年の第四回人口センサスの結果により

注：少数民族率=少数民族人数/全人数 X100 (単位%)

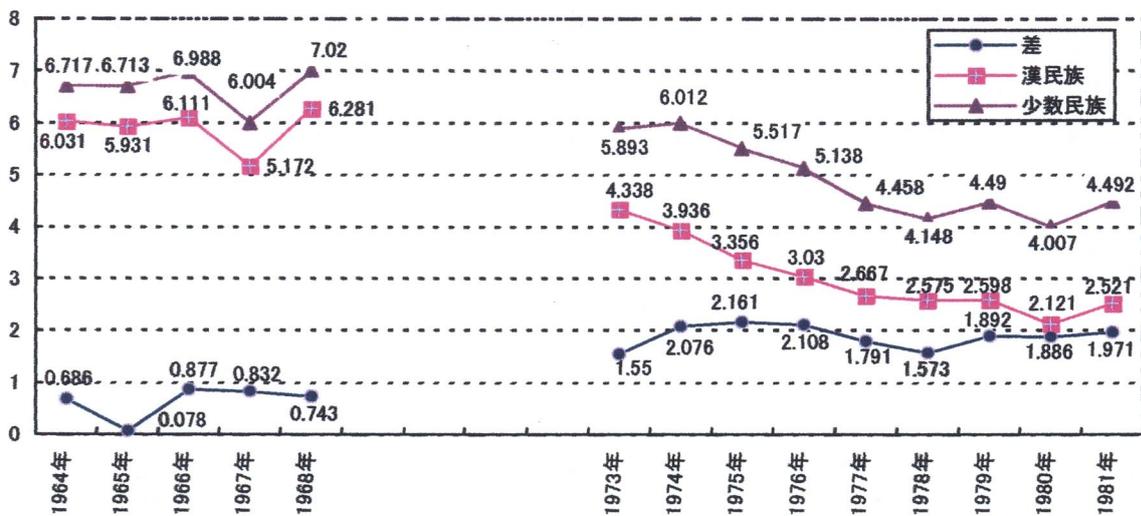


図 2-7 少数民族女性と漢民族女性の合計特殊出生率(1964年-1981年)

出所：査瑞傳，1991，《人口普查資料分析技術》中国人口出版社，p 408 表 8-3-10 と表 8-3-11 より作成

注：1987年全国1%人口標本抽出調査資料より，1969年～1972年の統計データはないため空白になった。

女性の合計特殊出生率でみると、図 2-7 に表示しているように、70 年代以前、少数民族は漢民族とほとんど差はない。70 年代に入ってから少数民族と漢民族の出生率が下がると同時に合計出産率の差が大きくなった。1973 年から計画出産政策が実施されてから、少数民族と漢民族女性の合計出生率の差が 1.5~2.2 であり、これは漢民族女性の出生率が少数民族の女性より早く下がったためである。1964 年に少数民族の、女性の合計出生率は 12.8% に下がり、漢民族の女性は 20.7% に下がった。1973 年から 1981 年まで、少数民族女性の合計出生率は 23.8%、漢民族女性は 41.9% 低下しており、漢民族女性より降下率は 12.9% 少ない。

80 年代に入ってから、少数民族の合計特殊出生率 (TFR) は、81 年に 4.49、86 年 3.40、89 年 2.88 と低下してきたが、いずれにしても全国の平均 (89 年は 2.25) よりかなり高い (若林, 1994 : 90)。また新疆ウイグル自治区の少数民族は 89 年に 4.47、ウイグル族のみでは 81 年が 5.46、86 年 4.90、89 年 4.65 と特異な高さを示す (張天路, 1993 : 71)。

表 2-2 45 歳以上の女性合計特殊出生率 (1982 年)

| 年齢        | 少数民族 (1) | 漢民族 (2) | 差 = (1) - (2) |
|-----------|----------|---------|---------------|
| 45 歳-49 歳 | 5.90     | 5.13    | 0.77          |
| 50 歳-54 歳 | 5.85     | 5.58    | 0.27          |
| 55 歳-59 歳 | 5.66     | 5.48    | 0.18          |
| 60 歳-64 歳 | 4.26     | 5.30    | -1.04         |
| 65 歳-69 歳 | 5.04     | 5.17    | -0.13         |

出所：国家計画出産委員会 1982 年 1/1000 人口出生率標本抽出調査, 查瑞傳, 1991, p407 表 8-3-9 により

1989 年の全国出産現状を図 2-8 でみると、漢民族の第一子、第二子、第三子、第四子、第五子の出生率はそれぞれ 50.4%、31.30%、12.3%、3.9%、2.0% であり、少数民族はそれぞれ 40.8%、29.9%、13.6%、6.7%、8.9% である。少数民族は第四子以上の子どもの出生率が漢民族より大きい (継, 1995 : 24)。

第四回人口センサスの結果によれば、少数民族別の合計出生率は著しく違う。1981 年合計出生率は四川省の彝族 (イー族) が 7.60 で一番高い。雲南省の苗族は 7.27 で、高いレベルに入っている。また雲南省のヤオ族、貴州の水族、寧夏の回族などは 6.5 ぐらいである。一番低いのは朝鮮族で 1.79 であり、漢民族より低い。雲南省の納西族、モンゴル族などは 3.0 より低い (查瑞傳, 1991 : 408)。

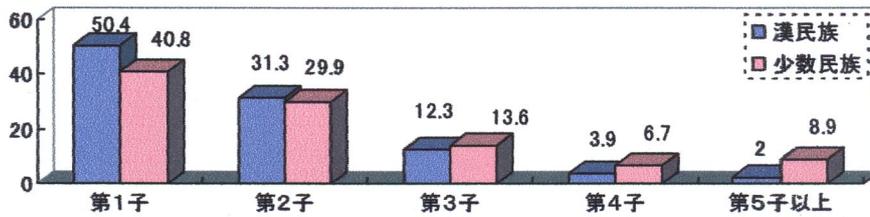


図 2-8 漢民族・少数民族の多産現状 (1989年) (単位：%)

出所：『中国 1990 年人口センサス、1/1000 人口標本抽出調査』；続西発，1995，『中国少数民族計画生育概論』，新疆人民出版社，pp. 24-25 より作成

(3) 少数民族の多産要因に関して

なぜ少数民族は 70 年代から「多産」が多く存在するのかについて、査瑞傳は①教育レベル、②少数民族の計画出産優遇政策<sup>(5)</sup>、③医療レベル、④少数民族の婚姻状態、と 4 つを挙げている。

① 教育レベルの影響

歴史などの要因で、中国少数民族の教育と経済発展が遅れ、教育チャンスが少なかったため、非識字率が高かった。1949 年の時点で少数民族の在学している学生は全国の 2% ぐらいである。建国してから中国は少数民族の教育、経済発展に様々な優遇政策を出して、1982 年までに教育が著しく発展した。少数民族のうち、文化水準が高い民族は朝鮮族、高山族、モンゴル族などがある。様々な研究によって、文化水準が出産に大きな影響を与え、文化水準が高い民族は多産が少ない(表 2-3) (梁中堂，1992：129)。

表 2-3 漢民族と少数民族の文化水準の比較

| 民族   | 10000 人のうち各レベル教育を受けた人数 |       |        |        | 12 歳以上人口のうち半非識字者と非識字者の比率 (%) |       |       |
|------|------------------------|-------|--------|--------|------------------------------|-------|-------|
|      | 大学                     | 高等学校  | 中等学校   | 小学校    | 合計                           | 男性    | 女性    |
| 漢民族  | 61.8                   | 677.7 | 1814.7 | 3577.0 | 31.16                        | 18.46 | 44.52 |
| 少数民族 | 37.3                   | 454.4 | 1222.7 | 3019.7 | 42.54                        | 29.66 | 55.85 |

出所：1982 年第三回人口センサス資料により、査瑞傳，1991，『人口普查資料分析技術』(中国人口センサスに関する分析技術)，p 410 表 8-3-12 より

②少数民族の計画出産優遇政策の影響

70年代からの計画出産政策は、少数民族を例外としていた。新疆ウイグル族自治区とチベット少数民族が集中的に生活している地域は、計画出産政策を実施する対象外の地域である（漢民族は対象内）。

### ③医療レベルの影響

医療レベルが発達していないので、嬰兒の死亡率が高い。保障のため子どもを多く産んだ。

### ④婚姻状態の影響。

少数民族の初婚年齢は、70年代以前は漢民族と差が大きくないが、70年代に入ってから差が大きくなった。1982年の調査結果によれば、1972年～1982年の間、漢民族の女性初婚年齢は2.28歳高くなったが、少数民族の女性は1.74歳高くなったにとどまっている。1980年漢民族は23.03歳、少数民族の女性は20.096歳が初婚平均年齢であり、平均的に1.5～2.0歳差がある（査瑞伝ら、1991：406-407）。

少数民族の多産の要因に関する査瑞傳の指摘は、少数民族の計画出産優遇政策と教育レベルの影響の点については、続西發と同じである。そのほかに続西發は、1)少数民族の社会経済発展は沿岸都市により遅れていること、2)少数民族の宗教と風俗の影響であると経済要因のほかに文化的な視点などから分析した（続西發、1995：61）。

央吉は二人の研究を踏まえつつ、少数民族の多産には、少数民族の女性の地位が低いという点に由来している、という社会学的視点を提示した（央吉、1999.11：P67-70）。

少数民族地域の経済を発展させ、教育レベルを高め、女性の社会的地位を向上させることが人口を抑制する鍵である。この点は漢民族と共通である。しかし、少数民族の慣習、宗教信仰の影響は出産に大きな影響を与えている。これは今後の大きな課題だろう。

## 第5節 中国における「多産」に影響を与える要因

先述したように、中国における「多産」現象は中国の農村部を中心に存在している。また、地域によって相違している。本研究では、農村部における「多産」現象に影響を与える要因を、先行研究に基づき、社会経済的要因、文化的要因、政策と人口学的要因に分けて整理し考察する（図2-9）。

特に注目される要因としては、①農村の生産方式、②老後保障制度、③医療レベル、④都市化レベル、⑤低い教育レベル、⑥伝統文化、⑦人口政策、⑧婚姻状態の変化、がある。

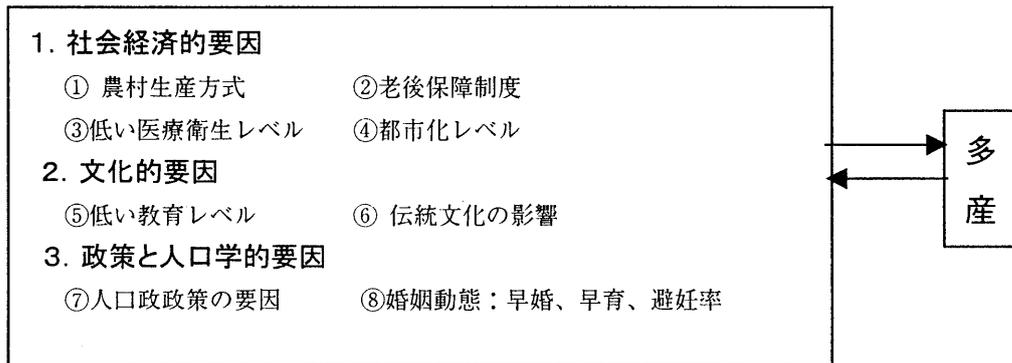


図 2-9 先行研究における多産に影響を与える要因

### 1. 社会経済的要因

#### ① 農村生産方式の影響

人口の再生産は経済的な生産方式と密接に関わっている。中国農村に伝統的な「自給自足」生産方式の下では、農民は労働力を増やすために、多く子どもを産む。梁中堂は「中国の出産率が高い要因は、生産方式により求められる。現在中国の生産力はまだ低い。特に農業は主に肉体労働である。また、半数以上の農民は自給自足的な生産方式の下にある。このような生産方式こそが、農村が多産を求める要因である」としている（梁, 1992:282）。

#### ② 老後保障制度の不備

中国には国民の老後を保障する経済的な基盤がなく、農村部では社会保障制度がほとんどない。個人の経済収入では老後生活を維持できない人が多い。また、農村部においては伝統的に男子が老親の面倒をみる傾向がある。従って農民は自分の老後保障のため、子どもを多く産み、男児を望む意識が強い（殷豊, 1989:27）。

#### ③ 低い医療レベル

農村部では生活水準と医療水準が低い。そのことが、農村部の女性に都市部より多産が多い要因の一つである。中国の人口の歴史をみると、医療水準が低い時期では乳児の死亡率が高く、多くの子どもを産む傾向があった。また、中国の貧困地域では、医療水準が都市より非常に低く、「多産」という現象が多い（鄭曉英, 1995:246）。

#### ④ 都市化のレベルの影響

国全体に占める都市人口は、国家（地区）商業発展のレベル、経済発展のレベルの指標である。都市化のレベルは出産に影響を与える要因の一つと言える。都市化の進展は出産レベルと逆相関の様相を呈しており、都市化のレベルが高ければ高いほど、合計特殊出生

率と多産率は低くなる。反対に、都市化のレベルが低ければ低いほど、合計特殊出生率と多産率が高い（鄭曉英，1995：246）。

中国の人口センサス資料によれば、都市部の人口が全国人口に占める割合は、1964年は18.4%、1982年は20.6%、1990年は26.3%であり、徐々に上昇してきた。同時期の女性の合計特殊出生率は、1964年6.18、1982年2.86、1990年は2.31と、低下の一途にある。

## 2. 文化的要因

### ⑤低い教育レベル

農村部は都市部と比べて教育レベルが低い。これが農村女性の多産要因の一つである。農村部の経済発展が遅れており、また農民は子どもに高い教育を受けさせる必要はないと考えているため、農村の子どもの教育を受ける機会は少ない。特に高い教育を受けない女性が増加し、その結果、多産現象が中国の農村で広範囲にみられるようになっている。非識字率が高い地域では女性の合計特殊出生率も高い（鄭曉英，1995：246）。

### ⑥伝統文化の影響

農村部では「不孝有三、無後為大」と「早得子早享福」（早く結婚して、早く息子を産んで老後に心配はない）、「多子多福」などの伝統的観念の影響が強く残っている。中国において、1978年の経済改革により、「人民公社」という集団所有・集団労働システムが解体され、「生産請負制」という家族を単位とする生産体制になった。「この生産体制の変換が、農村の親族思想とともに、それらは農村の親族組織文化の復興にとって発酵の素となりうるのである」（王瀟寧，1991：63）。ということは、生産体制の転換によって、集団からの公的な援助が少なくなり、経済がまだ発展しておらず、社会保障制度が整備されていない農村部では、親族ネットワークが援助資源として、重要な役割に担っている。また、周知のとおり、中国人は昔から家族本位であり、家族主義と宗族（男系血縁を重視する）主義をもっとも尊重してきた。中国では、慣習的に親族同士が集まって住み、互いに助けあい、支え合うため、村落も、ほとんど血縁関係の人々で構成されており、特に男系の血縁関係による人々の結び付きも非常に発達している。宗族の力は日常生活だけではなく、村の幹部の選出にも影響を与えている。農村部における早婚、早育、多産は「宗族」意識による影響と言える（梁中堂ら，1992：279～283）。

### 3. 政策要因と人口学的要因

#### ⑦人口政策の影響

特に中国建国初期の出産奨励政策と少数民族への民族保護政策の影響がある（鄭曉英，1995：259）。

#### ⑧婚姻状態の変化の影響

婚姻状態変化を構成要素の中で、農村の早婚、早育の傾向及び、避妊率<sup>(6)</sup>の程度が出生率に直接に影響している。例えば、1970年から1990年までの間に、全国の結婚女性の避妊率が13.5%から83.0%までに上昇した。それとともに出生率が大幅に下がった（梁，中堂ら，1992：229）。

### 第6節 本章のまとめ

本章の結論は次の3点である。

第1に、中国において、かつて「多子多福」の伝統的な産育観念は、大きく変化した。その変化に影響を与えた重要な要因の一つとして、中国政府による1979年から実施された「一人っ子政策」が挙げられる。

「一人っ子政策」の特徴としては、①都市部には厳しく、農村部には寛容、②漢民族には厳しく、少数民族には寛容などの点が挙げられる。例えば、農村部では1人目が女兒の場合、2人目を持つことが認められる。一人っ子家庭に優遇や特典を与える一方で、2人目を産んだ場合は、出産費・産休期間の賃金カットなどの罰則が課せられるなどの具体的な政策が取られた。また、地域の共産党幹部などが2人目を産もうとする夫婦に対して厳しく指導するなどの方法が取られている。1979年から「一人っ子政策」の実施によって、効果的に人口増加が抑制された。現在、中国の人口増加率は2%を下回り、先進国の水準近くまで減少している。21世紀半ばまでに16億人ほどに抑えるという目標も達成可能かもしれない。

一方、人類史上にも類を見ない壮大な実験である「一人っ子政策」の実施は、人口抑制に一定の効果をもたらしたが、様々な社会問題を生み出した。例えば、①人口の高齢化。2030年ごろには65歳以上の高齢人口が15%になる高齢社会の急激な到来が予想される。②男女比のアンバランス。農村部での伝統的な男児選考は、女兒の間引き、捨て子などの女兒差別問題、嫁不足問題などをもたらした。③「黒孩子」の問題。望まれない子どもを

戸籍に入れないというような子どもの教育の問題、④「小皇帝」といわれる一人っ子に対する過保護問題、などが指摘されている。その中で出生性比は男児が女児より高いというアンバランス問題が一つ難題としてあげられる。バランスが崩れた性別の不均衡が社会問題として、「一人っ子政策」の推進と中国人口の正常な成長に脅威をもたらすことは否定できない。

第2に、「多産」に影響した要因に関して、1978年以降、農村の生産方式の変革及び農村部の老後保障の未整備の影響が大きいと言える。

中国では経済的及び歴史的原因のため、依然として経済・社会的に都市と農村の典型的な二元的構造を持っており、都市と農村間の経済の発展水準、収入水準、経済構造など様々な面で差異が非常に大きい。社会保障の面においても差異が極めてはっきりしており、農村の社会保障の社会化の程度は都市部と比べて低い（大塚，2002：32）。農村の高齢者の経済収入が大変低い水準に止まり、農村住民の年金保険制度は確立されていない。そのために、高齢者が一旦現役から引退すると、収入はほとんどゼロになり、その生活は家族からの援助に頼らざるを得ない（王文亮，2001：73）。近年、急速な高齢化の進行に伴う老後扶養・介護問題を解決するために、社会保障制度を整備すると同時に、家族養老の役割を一層重視すべきだというのが中国政府の一貫した基本姿勢である<sup>(7)</sup>。経済保障の資源から見て、1992年1月、中国老齡科学研究センター主催の国連人口基金プロジェクト「中国高齢者扶養システム研究」が上海で調査を行なった<sup>(8)</sup>。調査の結果は都市の高齢者が子どもから得た経済的援助を見てみると、殆どの場合、経済状況が困難であるほど子どもから得た純経済的援助の総額が大きくなる。一方、農村の高齢者の大部分は、毎年子どもから経済的援助を受けており、依然として家族養老に頼り、いまだ「養兒防老」の局面から脱出していない（王，2001：74～79）。特に、生産力がまだ遅れている農村部では、農民の老後は伝統的に男子が老親の面倒をみる傾向があるため、自分の老後保障のため、男児を望む意識が強い（李，2003：18）。したがって、今後子どもの人数の減少、とりわけ21世紀の30、40年代に入ると、現在多くの一人っ子の親が高齢者になるにつれて、彼らが老後を安心して送れる福祉施設の整備が求められる。そのために、自助と地域互助の方法を今から考えるべきである。

第3に、伝統的な産育観念の中で根本な特徴の一つは「男児選好」であり、この意識は都市部では薄れてきたが、農村部ではまだ根強く存在している。

農村部において、「男児選好」意識が根強く残存していることは農村地域の経済状況と老後保障制度の整備と密接に関連していると考えられるが、そのメカニズムを維持する要因として、伝統文化の影響が大きい。「家父長制」が残存しているため、女性の地位が男性よりまだ低い。1990年の全国女性の地位に関する調査の結果、「男女の不平等現象に対する感じ方」に対して、一番多かった回答は「女兒を生むと蔑視される」43.6%であった。続いて「遺産相続が困難」(27.8%)、「雇用機会不均等」(21.6%)である(陶春芳, 1993: 337)。「男児でも女兒でもよい」という新しい産育観念を形成させるために、社会の産業構成の変化、女性地位の向上などが今後の社会の課題であると考えられる。

#### 【引用文献】

- 阿藤誠・早瀬保子編, 2002, 『ジェンダーと人口問題』, 大明堂.
- 殷豊, 1986, 「談談農村生育与養兒防老」, 『人口与経済』第6期.
- 大塚正修, 2002, 『中国社会保障改革の衝撃—自己責任の拡大と社会安定の行方』, 勁草書房.
- 王文亮, 2001, 『中国の高齡者社会保障—制度と文化の行方』, 白帝社.
- 王瀟寧, 1991, 『当代中国村落家族文化: 对中国社会現代化的一項探索』, 上海人民出版社.
- 查瑞伝ら, 1991, 『人口普查資料分析技術』, 中国人口出版社.
- 人民日報, 1998. 10. 28, 「做好中国老齡工作、喜迎國際老年人年—訪中国老齡協會會長張文範」.
- 常建華, 2000, 「清代溺嬰問題新探」, 『婚姻家庭与人口行為』, 北京大学出版社.
- 続西發, 1995, 『中国少数民族計画生育概論』, 新疆人民出版社.
- 鄭曉英, 1995, 『中国女性人口問題与發展』, 北京大学出版社.
- 中国社会科学院社会学研究所婚姻家庭研究室, 1994, 『現代中国における都市家族の意識と生活に関する研究—北京調査及びバンコク・ソウル・福岡との比較』, (財) アジア女性交流・研究フォーラム.
- 趙文圳, 2001, 「論生育文化」, 『人口研究』第25期.
- 鄧偉志, 1994, 『近代中国家庭的變革』, 上海人民出版社.
- 穆光宗・陳俊潔, 1996, 「中国農民生育需求的層次結構」, 『人口研究』第3期.
- 楊子慧, 1996, 『中国—歷代人口資料研究』, 改革出版社.
- 梁中堂・閻海琴, 1992, 『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』, 山西高校連合出版社.

- 李景漢, 1986, 『定県社会問題外況調査』(1933) (1986年に中国人民出版社より復刊).
- 李東輝, 2003, 「中国農村地域における子どもの性別選好意識に関する一考察(第1報) — 男児選好の実態とその規定要因 —」, 『家政学研究』, 奈良女子大学家政学学会, (2003.10).
- 李銀河, 1997, 「自願不育現象研究」, 『平等与発展』, 三聯書店.
- 若林 敬子, 『中国の人口問題』, 東京大学出版社, (1989).
- 若林 敬子, 『中国超大国のゆくえ』, 岩波新書, (1994).

## 【注】

- 
- (1) 「一人っ子政策」の骨子は「一組の夫婦には子ども一人だけである。実際問題として、一組の夫婦が子どもを一人、又は二人もつことに対して指導機関が許可を与えるということである。人口1000万以下の少数民族は3人まで子どもを産むことを認め、具体的な規定に関しては、各自治区と各省は実際の状況によって決める(《關於計画生育工作情况的匯報》, 1984年4月3日)。具体的な内容は第1章第4節参照。
- (2) 「計画外出産」は「計画外生育」、あるいは「超生」と呼ばれる。すなわち、「計画政策」及び当該地域に政策に違反して子どもを産む現象である。具体的な内容は第1章第4節参照。
- (3) 中国の「計画出産政策」の主な目的は「人口数量を抑え、人口素質を高める」ことで、出産政策、出産コントロール政策、奨励と処罰という三つの内容を含む。具体的な内容は第1章第4節参照。
- (4) 若林敬子は、中国の人口特色について、次のように論じている。
- ① 1949年～1993年まで44年間の人口動態は、二つの高峰と一つの低谷という四段階で、きわめて特異な形状がある。②早婚、多産、狭間隔の「密育型出産」パターンから、晩婚、少産、広間隔の「稀育型出産」パターンの大転換である。③広大な国土にあって、都市・農村間、地域間、学歴別などにより、出生率が著しく異なっている。具体的な内容は第1章第4節参照。
- (5) 78年以降に少数民族への保護と特権が与えられるようになったという政策の転換によるものがある。つまり漢民族に対する厳しい「一人っ子政策」が少数民族には行われず、少数民族に対する計画出産の緩和政策による増大である。
- (6) 避妊率とは、20～54歳の既婚女性の内、避妊している人と20～54歳既婚女性全体の割合を指す。避妊の方法に関して、主に2種類に分けられている。第1種類は、不妊手術である。第2種類は、子宮内に装着避妊器具、経口避妊薬(ピル)、男性用のコンドームなどの方法で避妊を

行なうことである。1988年に全国の0.2%サンプル調査の結果は、1987年に20~54歳の既婚女性は避妊を行なう方法は次のようである。子宮内に装着避妊器具 40.1%を占めるのが一番多かった。続いて、男性不妊手術は 11.6%、女性不妊手術 36.1%、ピル 7.0%、男性用のコンドーム 3.8%、その他 0.8%（梁, 1992: 225）。

(7) 1998年10月28日の人民日報では、高齢者の扶養に関して「中国の養老形態は家族と社会養老の結合であり、高齢者の扶養は主に家族に頼っている。血縁関係と婚姻関係によって形成されている家族の中で、目下の者は高齢者に対しての経済扶養、生活の面倒、精神的配慮などの責任を当然果たさなければならない。……中国の経済、政治、文化伝統、高齢者と家族の耐えられる経済力を踏まえて、高齢者に幸せな晩年を保障するには、家族養老と社会養老の二者結合という道が、あくまでも中国の養老問題を解決するための正しい選択となる」と述べられている。（人民日報, 1998年10月28日）。

また、2001年4月28日に、第九届全国人民代表大会常務委員第21回会議によって決定された「《关于〈中华人民共和国婚姻法〉の修正に関する決定》修正」（《关于修改〈中华人民共和国婚姻法〉的修改的决定》修正）にて、「子女は親を扶養する義務がある」（第21条）、「家族の遺棄の禁止」（第44条）、それに、「負担能力がある孫（内孫、外孫を含む）は、子女が死亡あるいは子女に親の面倒をみる能力がない祖父母に対して、扶養する義務がある」などの内容を盛り込んで、家族の扶養義務が一層強調された。

(8) 1992年1月1日、中国老齡科学センター主催の国連人口基金プロジェクト「中国高齢者扶養システム」が上海市60歳以上の高齢者を対象に調査を実施した。調査対象者1,911名のうち、子どもを持つ高齢者は1,887名（都市住民1,092名、農村住民759名）。

### 第 3 章

中国における「男児選好」意識に関する研究課題と研究の枠組み

## 第1節 本章の目的

子どもの性別選好には、生まれてくる子どもの性別に対する親の願望と、生まれた子どもの扱い方が性別によって異なっているという2側面の課題が含まれていると解釈される。すなわち、「親の男児出産願望」と、「生れた女兒への差別と虐待」という二つの問題が内包されている。

中国においては、中華人民共和国建国以来、「男児選好」意識は弱まっていたが、「計画出産政策」、特に「一人っ子政策」が実施されて以降、農民たちの「男児選好」意識は依然にも増して一層強くなった傾向がある（梁中堂ら，1992）。また、科学技術の進展により、胎児の性別鑑定が可能になり、この技術を利用して性別選択のための中絶が多くみられるようになった。また、女兒出産の場合には、「漏報」（戸籍に登録しない）が全国的にみられるようになったため、1980年代から中国では出生性比の偏りは顕著である。第一子の性別には偏りがみられないが、特に、第二子以上の子どもの性比の偏りは大きく、男児の出生が多い。都市より農村においてこの差は大きい。農村部では都市部に比べて「多産」の者が多く、性別のアンバランス現象も農村に顕著である。

また、李樹苗（1994）は人口センサスのデータを使って分析を行った分析によれば、男嬰児の死亡率は1981年の3.6%から1998年の3.2%までに下がったが、女嬰児の死亡率は1981年の3.4%から1989年の3.6%までに上がった。その原因として、女嬰児は男嬰児より生存環境が悪いことを指摘している。すなわち、女兒が病気になった時、男児より治療を受けるチャンスが少ないという現状もあり、嬰児にも男女の性差別が反映されることを示唆している。これから、中国における「男児選好」と女兒差別の要因を明らかにすることは、人口学的な課題だけではなく、女嬰児、女兒、及び女性の生存と健康、さらには男女平等のためにも必要であると考えられる。

人口過剰という社会問題を解消することは非常に重要な課題であり、子どもの性別選好意識は、世界の多くの国々で研究されている。しかし、中国では「男児選好」意識が社会問題化されているものの、これに関する研究はまだ始まったばかりであり、「男児選好」意識の実態とその背後要因に関する研究は非常に少ない状況である。中国における先行研究ではそれを伝統的な儒教文化の影響として片付けている傾向がある。しかし、それだけでは、この現象を十分に説明できず、問題解決の糸口にはならない。

本章では、まず、中国における子どもの性別選好意識に関する既存研究を概観し、その中

から研究手法を整理し、そこに残された課題を見出す。次に、中国における家父長制的家制度の変遷と親にとっての子どもの価値、性別選好意識と女性の家庭での地位、及び日常生活における価値観を考察し、最後にこの考察から本研究の枠組みの概念図を提示する。

## 第2節 現代中国における「男児選好」意識に関する先行研究の現状と課題

### 1. 性別選好意識に関する先行研究の現状

中国において、「男児選好」意識は新中国建国以前の1950年代まで広く存在していた。その背後要因に関して、①男性中心の「家父長制的家制度」(杜芳琴, 1994: 152-171)、②伝統的な小農経済、③「多子多福」という出産観念、④「不孝有三、無後為大」という家と宗族繁栄と祖先への孝の観念、⑤「養児防老」(老後のために子どもを産む)、などの経済的・文化的な要因が指摘されている(鄭曉江ら, 1999: 143-165)。

中華人民国建国後、「家父長制的家制度」への批判と女性の地位向上にともなって、大都市部を中心にして男児選好意識は弱まっていた。1993年に中国社会科学院(1993: 223)が北京で実施した調査の結果、対象者のうち、「男児が望ましい」と回答した人はわずか4.5%であり、「男児選好意識」が薄れていることが明らかになった。また、劉梨(1997: 244-261)が1992年に実施した北京、天津、瀋陽市における一人っ子の母親を対象とした訪問調査や、楼超華ら(1999: 235-238)が実施した上海市の新婚夫婦に関するサンプリングの結果でもこの傾向が確認された。

その一方で、農村部では、1979年に「一人っ子政策」が実施されて以降、女兒より男児が多いという出生性比のアンバランス問題、「計画外出産」による子どもへの養育問題、女兒殺し、女兒捨て、女兒の死亡率が男児より高い、などの諸問題が社会的に注目されるようになった。これらに関する研究の結果、現在の農村部では男児選好意識が依然として根強く残存していることが明らかにされた。例えば、曾毅らは1980年代から生じた出生性比のアンバランス現象に視点を置き、出生順位別の性比を分析した。その結果、出生順位が高くなるほど、男児の出生性比は、その「正常値」107をよりはるかに超え、1989年の第4子以上の出生性比は131.7まで上昇していることが判明した。これらから、明らかに男児待望による多子出産にいたっていると指摘した(曾毅ら, 1993)。

また、梁中堂ら(1992)は、「早婚、早育、多産」に関する研究によって、現在の中国の農村地域では、「多子多福」(子どもが多ければ福が多い)と「不孝有三、無後為大」(不孝

が三つあり、跡継ぎがないのは一番悪い) という出産に対する伝統的な観念が存続しており、「多産」の者が今なお多いことを明らかにした。

1981年に趙立仁ら(1982:36-39)は、「一人っ子政策」に違反して「計画外子ども」を含め二人以上を出産した親を対象にして、陝西省の9つの県において調査を実施した結果、「労働力の不足」と「跡継ぎの確保」という理由で「一人っ子政策」に違反して二人以上を出産した人が多いことを明らかにしている。そのほかに、李樹苗(2001:6)が行った子どもの死亡率に関する調査の結果、「男児選好」意識が強く存在している地域では、女兒の死亡率が高く、また、漢民族、母親の教育歴が低い、あるいは男児がない家庭では女兒の死亡率が高いことが明らかになった。これらの研究によって、貧困な農村地域では現在も男児選好意識がまだ根強く存続し、男児選好のために女兒への差別が多く存在していることが明らかにされている。

## 2. 「男児選好」意識に影響を与える要因に関する先行研究の視点

先述したように、研究者たちは中国における「男児選好」意識問題に多く触れているが、「男児選好」意識に焦点を絞った研究は少ない。以下に、現代中国における「男児選好」意識に関する先行研究の視点を整理しておきたい。

### (1) 「男児の役割」の視点からの研究

中国において「男児選好」問題を初めて取りあげて論じたのは鐘家新である。鐘(1995:53-64)は、改革開放後の広東省・浙江省・湖南省・江西省など中国の東南農村地域における宗族の復活と宗族間の紛争事例の考察を通して、男児は家族間・宗族間における「自衛士」(宗族と家族を守る機能を果たす)としての価値を付与されるため、農民たちは、自分の家族・宗族(特に家族)の生活資源や名誉を守るために、多くの男児をもとうとしていることを明らかにした。すなわち、男児を生むのは伝統的な「宗族繁栄」という意識と異なり、現代の中国東南農村部においては、「家族・宗族の自衛士」としての役割を男児に求めているためであることによると結論づけた。これらは、現代農村の変容を理解するには非常に興味深い成果といえよう。しかし、この研究は歴史的に宗族意識が強い東南中国農村<sup>(1)</sup>の一部の地域を対象とした調査結果であり、中国農村全土に一般化することはできない。

### (2) 社会的・経済的、および文化的な視点からの研究

1988年、李冬莉は、子どもの性別選好意識について、主に儒教文化の家父長家制的家制度の視点から農村部における「男児選好」意識に与える要因を考察した。李(2001:21-28)

は1993年と1996年に中国の人口情報研究センターの寧夏、広東、および浙江で実施した訪問調査のデータに依拠して分析を行い、「男児選好」意識に影響を与える要因として、①伝統的な家制度の変化、②父権、父系、父居という家制度の影響で女性の経済的地位の低さ、③経済発展などの影響があると指摘されている。李冬莉は、経済発展は「男児選好」意識に影響を及ぼす重要な要因であると述べる。すなわち、経済発展は、伝統的な家父長家制度儒教文化の影響を弱化させると指摘し、「男児選好」意識の弱化に向けた一つの視点を提供した。

前述のこどく、「男児選好」意識は農村地域を中心にして存続しており、都市部においても、男児出産への熱望はいまやそれほど強固ではないものの依然として存在していることが、劉梨は北京、天津、瀋陽都市部で行った調査と、楼超華らは上海市で行った調査の結果によって明らかにされた（劉梨，1997；楼超華ら，1999）。都市部における「男児選好」意識に影響を与える要因に関して、①姑舅の「一家の苗字を受け継ぐ孫を望んでいる」プレッシャーの影響、②「女性の役目は跡継ぎの男児を生むことである」という意識の影響（劉梨，1997：244-261）、③結婚年齢、教育歴、両親の教育歴、家族収入、住宅の有無、男性のきょうだいの有無、職業などの個人の属性の影響（楼超華ら，1999：235-238）があると指摘されている。

上記の事例の多くは、伝統的な儒教文化の規定が見られる。また、現在の農村部では、残存している伝統的な家父長制意識が性別選好意識に影響を与えている。しかし、「一人っ子政策」と経済の改革開放の政策の実施により、少子化・高齢化が急速に進行している中国では、「男児選好」に影響を与える要因として、人々の日常生活に密接にかかわる他の要因もあると考えられる。たとえば、「一人っ子政策」の浸透により、従来の「家の継承」のための子どもの存在価値に対する親自身の意識の変化や、日常生活の基盤となる地域やそこに共存する人々とのかかわり方などから影響も受けていると考えられる。さらに、女性の社会的・経済的地位だけでなく、家庭内での女性の地位などの文化的な影響もあるだろう。こうしたミクロの視点からの研究がまだ行っていないため、これを明らかにすることは中国の人口問題だけではなく、性差別の解消にむけても非常に有効であろうと考える。

### 3. 中国における子どもの性別選好に関する研究課題

#### (1) 研究視点の問題

以上のように、中国における「男児選好」意識に関する研究は始まったばかりであり、しかも、経済発展と伝統的な儒教文化の影響というマクロの視点から研究が蓄積されつつある。

アメリカでは1940年代から、「男児選好」は、社会学、人口学、経済学などの視点から多く研究されてきた<sup>(2)</sup>。「男児選好」意識に影響を与える要因として、①性別、人種、教育、収入、居住形態、信仰など個人属性の影響 (Winston, 1932; Rainwater, 1965)、②家庭内での役割分担と意思決定、③伝統的な儒教文化 (F. Arnold, E. C. Y. Kuo, 1984)、④家父長的家制度の社会システムの影響などがあると指摘されている (Mead, Cain, 1993)。だが、諸外国の先行研究では、アジアと南アジアに関して研究されていたが、中国を対象とする研究は見当たらなかった。世界人口の5分1を占めている中国における「男児選好」意識に関する研究する必要があると考えられる。

また、諸外国における先行研究によって「男児選好」意識に影響を与える諸要因は明らかにされたが、独自の文化と社会状況をもっている中国に当てはまらない点が多いと考えられる。例えば、中国において、男児選好意識には女性の低い社会的な地位と関係していると指摘されている (社会科学院家族研究室, 1993)。さらに、中国における「男児選好」の背後要因として、「家の継承」「老後扶養」が指摘されている、急速に経済的な進展がみられる社会状況の中で、親にとっての子どもの価値の変化と、性別選好意識への影響、あるいは、慣習や規範などの地域的要因の影響などの視点からの研究が欠如していたと解釈される。

## (2) 調査対象者の問題

現在の中国の農村部では「男児選好」意識が根強く残存していることが指摘されているが、それに関する実態調査や実証研究もほとんど実施されていない状態である。

また、性別選好に関する研究調査は、例えば、既述の李冬莉と劉梨の研究にみられるように女性を調査対象とするものが多く、男性を含めた両性を対象とする調査は非常に少ない。たとえ男性が研究対象になっていても、例えば前述した楼超華らの調査では、その内容は偏っており、年齢、文化程度、職業、きょうだいの有無などに個人の属性に関する決定から分析したものである。

## (3) 「男児選好」意識に関する研究課題の提起

中国における「男児選好」に関する先行研究の問題点を概観すると、今後の「男児選好」意識に関する課題として、次の3点を明らかにする必要がある。

①中国では1970年代以降、社会経済政策の転換、社会構造の変化、「一人っ子政策」の実施などにより、価値観、結婚観、出産観念、慣習などが変化した (若林, 1994: 106) とい

われる。このように急速に変化している社会的状況の中で「男児選好」意識が今なお維持されている。人々の様々な価値観の変化と「男児選好」意識の持続との関連は、果たしてどのような因果的関係構造を呈するのかを明らかにする必要がある。

②子どもの性別選好意識に影響を与える要因を検討するに当たって、親にとって子どもの価値は重要な変数であると考えられる。したがって、親にとっての子どもに対する価値観がどのように変化したのか、その変化が性別選好意識にどのような影響を及ぼしているのかを検討することは重要な課題となる。

③中華人民共和国（本文の〈中国〉と同じ意味合いで使われている）が成立後、男女平等への認識が少しずつ進展し、「男児選好」意識が薄れている傾向も出てきたが、1980年代から実施された経済改革と「一人っ子政策」をめぐって、農村地域では、「男児選好」意識がさらに強まる傾向もある。「家庭」は女性にとって重要な生活空間である。家庭内での役割分担、意思決定などに関してどのように変化したのか。変化があるとすれば、それは子どもの性別選好意識にどのように影響を与えているか。「男児選好」意識を弱める要因として、女性の家庭内での地位が「男児選好」意識に及ぼす影響を明らかにする必要がある。

先に述べた「男児選好」意識に関する先行研究や議論を踏まえて言えば、①日常生活における価値観の影響、②親にとっての子どもの価値の影響、③家族・親族的な要因、とりわけ、家庭内女性の地位の影響という視点から中国農村地域における「男児選好」意識の維持メカニズム研究が行われる必要がある」というのが本研究の課題である。

### 第 3 節 「男児選好」意識に関する各視点からの考察

#### 1. 「家父長制家制度」の変遷と「男児選好」意識

##### (1) 「家父長制家制度」の形成と男児選好意識

中国の歴史の流れをみると、母系社会では女児選好であったが、仰韶晩期（紀元前 16 世紀）から商代末まで、伝統的な農業社会では、私有財産が蓄積されるようになるにつれ、父権的な家父長制家族が成立していった。家族・氏族における男性の地位が日増しに重要になるにつれ、父親たちは切実に「父子の確認」を通して自己の有限な生命を延長し、かつ権力・財産を後代に引き継ぎたいと望んでいるため、男児選好意識が生まれた（杜芳琴，1998：159～163）。

しかし、男児選好意識が中国の伝統産育観念として確立されたのは、周代以降の私的所有

の確立に対応して成立し、家長としての父が権威と権力をもって妻や家族構成員を支配統率する家制度が確立されるとともに、「多産」と「男尊女卑」という産育観念が形成された。

周代以降、父系本位の家父長的家制度の維持を目的とする産育制度と観念体系へと質的に変わった。祖先の祭りと相続、そして現実の経済と権力保持の必要から、家父長が産育権を掌握し、女性が必ず自分のために血筋の正しい息子を産むように要求し、また子孫が多ければ多いほどよいとした（杜芳琴，1998：164）。また、宗族拡張のために多くの子を得ようという目的で、一夫多妻＝嫡妾制度を実施した。この制度のもとで、必然的に女性たちは性の対象・出産の道具として位置づけられるようになった。さらに、儒教文化の地位の確立と「多子多福」「不孝有三、無後為大」という生育観念は一種の社会通念になった。多産を重視しつつ、男を重んじ女を軽んじたことは、周代から一貫して二千年もの間続いてきたのであった。清代における全国にわたる「溺女」現象を生じる現象も強く存在していた「男尊女卑」の観念を反映していた（常建華，2000：197～218）。「多子出産」と「男尊女卑」意識が人々の意識の中に浸透し、長い間人々の意識に強く影響していた。

## （2）「家父長制家制度」の変化と子どもの性別選好意識

1949年の新中国成立以降、伝統的な「家父長制家制度」への批判、土地改革により伝統的な家父長制の基盤たる既存の家族を崩壊し、特に、1950年の中華人民共和国の新しい《婚姻法》の実施により、建国前の「父系家父長制」から明確に変換することになった。子どもは均等に親の財産を継承し、女性は社会への参画が飛躍的に進み、男性中心とする家の継承と社会のシステムが変わった。また、伝統的な個々の家族生産の方式は1950年代を通じて集団化され、特に、1958年5月の第8回共産党大会議で、急速な社会主義経済の路線が確認されて本格化する。これによって個人による土地所有は基本的に廃止されたわけであるから、伝統的な家父長制の経営的基盤たる土地を社会主義化、集団化を通じて公のものとし、女性に対する家族の支配を弱化させることになった。

しかし、1979年から「一人っ子政策」が実施されて以後、特に経済発展が遅れている農村部では、「一人っ子政策」に違反して生まれた子どもが多く存在し、男児が女児より多いという出生性比アンバランス問題が社会に注目されている。例えば、1983年4月5日付け『経済日報』が、安徽省懷遠県で「81年の新生児に、男児は58.2%、女児は41.8%を占め、性比は138.90。……こうしたアンバランスが生じた直接的要因は、大量に見られる女児間引き現象である。安徽省金山椒県だけで1978年から1989年までに女児の溺殺事件が195件起きている」と報じた。この問題が生じた根本的な要因として「男児を希望するため」が

指摘されている（何博伝ら，1990：121）現在の中国において、「男尊女卑」の意識がまだ根強く残存していて、女性の地位はまだ低いことが反映されている。

## 2. 日常生活における価値観と性別選好

先述のように中国の東南農村地域においては、「宗族」が最も強い地域である。「宗族」とは、ある共同祖先をもち、父系血縁で結ばれた男子を中心として組織される祖先祭祀集団、相互の安全確保のための組織、換言すれば女系を排除した男系の親族概念であり、共同の祖先から分かれた男系血統の枝々のすべてを包括した祖先祭祀集団が伝統的に根強く存在していた。

また、中国では、慣習的に男系を中心にする親族同士（宗族）が集まって住み、村落や郷などの地域も、ほとんど血縁関係の人々で構成されており、互いに助け合い、支えあいなど地縁による人々の結びつきも極めて発達している。

さらに、通婚圏は狭く、人口の流動性が悪い。したがって、農村地域では家族・親族のネットワークが濃密で、お互いに支えている一方で、個人の生活、出産観念などに対する周りの人々の意識、地域慣習などから影響が大きいと考えられる。だが、「男児選好」意識に関する先行研究では地域的な要因の視点が欠けている。地域的な要因は人々の性別選好意識にどのように影響を与えているのか。これを明らかにするのは、地域の人口問題の解決などに必要であると考えられる。先行研究では、農村地域における「男児願望」の一つ重要な理由は「老後の扶養のため」と指摘されている。ここで、中国における高齢化の現状と農村部社会保障制度の特徴を整理しながら、農村部における高齢者の扶養問題を明らかにした。

### （1）高齢者の現状

中国の人口は世界で一番多く、高齢者人口も世界一である。1950年、60歳以上の人口は4160.7万人、世界高齢人口の13.4%を占めた。80年代以降、60歳以上の人口は年平均3.2%のスピードで増加している。1990年9935万人、世界高齢人口の21%に占め、1999年末、65歳以上の人口の比率は6.9%、高齢人口は8687万人に達した（中華人民共和国国家統計局，2000：14）。また、世界銀行長期推計によれば、2010年には、7.7%、2035年には17.1%になると予想している。国連による分析でも、2010～2030年は高齢化の加速段階とされているとおり、中国社会は急速に高齢化している（熊，2002：260）（図3-1を参照）。

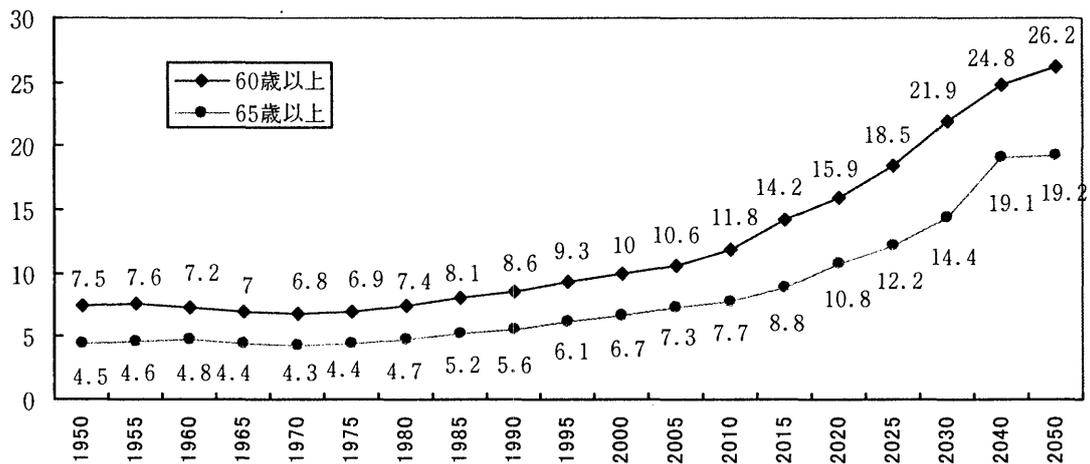


図3-1 中国における1950～2050年の高齢化発展の統計と予測

出所：熊必俊，2002，『人口高齢化与可持続發展』，中国大百科全書出版，p265表18-4より作成

国家統計によると、1995年大陸の人口総数は12億を超え、そのうち60歳以上人口はすでに1億を超えており、2003年ごろには中国の60歳以上高齢者人口は1.4億に達し、全国人口の10.2%を占め、65歳以上人口は8811万人、全人口の7%（6.96%）を占める（2003年第5回全目人口センサス主なデータ公報）。それ以降も増加していく傾向にあり、21世紀中葉に65歳以上人口は18%に達すると推定される（熊必俊，2002）。中国の人口構成は高齢型人口国家になっていくことは人口学的な宿命であると言える。

## （2）中国農村部における「年金制度」の特徴

年金制度は、安心して老後生活を送れる社会保障の重要な内容である。中国の年金制度は、他国にあまり例を見ない独特の労働者雇用の形式が前提となって構成されており、中国の特有の雇用形式を示すのみならず、労働者の生活実態を決定する重要な社会的枠組みともなっており、次のような特徴をもっている（劉曉梅，2001：36-37）。

- ①退職年金制度の適用範囲は狭く、正規の国有企業と事業単位の従業員及び国家公務員のみ年金が支給され、農村住民には適用されない。
- ②年金の財源は、事業主が全額を負担する。企業は、営業外費用から年金を支出する。
- ③給付額は、本人の勤続年限に応じて、退職時給与月額額の60～100%相当額である。
- ④年金は、一度その額が決定されると、変更されることはない。物価の上昇に伴い、若干の補助金が給付されるだけである。

⑤財政方式は「現金現付」であり、積立てではなく単年度ごとの会計制度であるため、後年への繰り起し・蓄積はゼロである。

⑥管理方式は企業に任されている。すなわち年金のことは、全て企業の内部で処理される。

中国では経済的および歴史的な原因のため、依然として経済・社会的に都市と農村の典型的な二元的構造を持ち、都市と農村との間の経済発展水準・収入水準、経済構造などのさまざまな面における差異が比較的大きい。農村の社会保障の社会化の程度は都市と比べて低く、保障項目は少なく、保障は初歩的・応急的特長を備えている。

中国の農村社会保障も社会救済、社会保険・社会福祉と社会優待の 4 つの部分を含んでいる。都市と違う点は、現在、社会救済が依然として農村社会保障の主体的内容であり、現代の社会保障の中核である社会保険制度は中国農村でようやく始まったばかりである。経済保障の資金源から見て、農村の人々はまだ主として伝統的な家庭保障に依存しており、社会保障は大部分の農村地区において家庭保障の補助的な役割を提供することだけしかできない。具体的な保障内容には主として次のものが含まれる（劉燕生,2002：32-35）。

①“五保戸”制度。すなわち農村の集団経済組織が農村の頼る人のいない老人、弱者、孤児、寡婦（夫）、身障者に対して基本生活の保障を実施する制度。

②合作（協同）医療制度。農村の集団経済組織と住民個人が協同で資金を集めて農村住民のために疾病の治療と予防を提供する医療保障制度。この制度は 1976 年に全国 90%の農村人口をカバーした。しかし、1977 年に土地の請負が実行されて以後、縮小している。

③農村貧困救済（扶貧）。最初は国の貧困地区に対する資金・物資の援助策であったが、後に貧困原因に対抗する地域開発計画の制定に方向を転換し、貧困地区を段階的になくす方向にある。

④農村社会養老年金。農村社会年金は中国の社会保障体系の重要な構成部分であり、これを展開することは中国共産党と政府が農民高齢者の基本的生活を保障するために実施する 1 つの重要な社会政策である。しかし、中国の都市と農村の二元的な経済構造と経済水準の差異は中国農村が都市と同じ社会保険を同時に確立することはできないということを決定づけており、中国農村の社会保険は必然的に初法的で低級であるといった特徴を備えている。

### （3）農村地域における老人扶養の現状と課題

都市部の住民は、老後の生活を安心して送れるような手厚い社会福祉を享受している一方で、

約中国人口の70%を占めている農民は、依然として社会福祉の恩恵を受けていなく、老後は主に子どもに頼っている現状である。

1986年に中国農村部における調査において、老後の扶養に関して、被調査者の75.4%は「息子に頼りたい」と回答した(社科文献出版社, 1993)。1994年中国統計局の統計によれば、中国全国における老人の収入は、第1位は老人の子女あるいは親戚の援助で、57.1%を占めている。第2位は自分の労働収入で25.0%、第3位は退職年金15.6%、社会保険、社会救済と他の援助の比率はとても低い。年齢、性別と地域により差が存在しているが、総体的に「高齢者の生活費用は主に子どもと親戚の援助を中心になっている」(杜鵬, 1998: 51-57)。

中国の伝統文化の代表は儒教思想であり、高齢者扶養についても依然としてその「孝行」という道徳観・家族観によって支えられていた。しかし、中国は封建時代から建国後の人民公社時代へ、さらに改革開放時代へと変化していた中で、集団的な生産方式が個人経営への変化に伴い、高齢者扶養と家族関係、孝行観念も大きく変容した。もはや今日では家庭は高齢者扶養の主な場として機能できなくなっている。また「四・二・一」家族構成の出現も家庭における伝統的な養老方式を一層弱めていった。このような現状の中で、年金改革、医療保険改革など高齢者扶養の社会的環境整備が行われてきたが、いまやその社会化の一層の前進が望まれる。とりわけ相続法など法整備では、もはやこれさえも限界にきていると言える。特に中国人口の約70%を占める年金のない農村部の高齢者の扶養問題が緊要となっていると考える。

### 3. 親にとっての子どもの価値変遷と子どもの性別選好意識

「一人っ子政策」を国策として推進して以来、「養兒防老」、「多子多福」といった伝統的な子ども観をどう払拭するか、という中国が直面した課題は、同時にそのまま、人口高齢化にともなう老人扶養をどうするか、という社会保険制度の整備につながる。

1989年に四川省の自貢県で行った調査によれば、第二子目の子どもがほしい理由は多い方から、①「老後を子どもに養ってもらいたい」(41.4%)、②「子どもの死亡率が高いため、多くの男児を望む」(39.5%)、③「労働力を増やしたい」(13.7%)、④「男児を生んで家を継いでほしい」(5.1%)、という順位であった(『北京週報』1989.4.23)。すなわち、男児への期待が大きいことは親にとっての子どもの価値と密接にかかわっていることが示唆されている。中国における大人にとっての子どもの価値に関して、費孝通は「宗教的・倫理的な面」

と「現実面」から次のようにまとめている。

「宗教的・倫理的」考えでは、子どもは、第一に、家系の継続を保障するものであり、第二に、父親となるものの、祖先に対する孝行の具体的な表現なのである。また、「現実的な意味合い」では、第一に、子どもは家庭内の諸々の関係を安定させるし、第二に、子どもの経済的な価値も重要である。例えば、男の子が成長して結婚すれば、若い夫婦によって両親は農作業や家事の負担から解放される。両親が年老いて働けなくなったとき、息子たちが養ってくれる。こうした意味では、子どもは老後のための保険なのである（費孝通，1994：40）。

ここで、中国人民共和国建国以前から現在まで中国における家族の変化と子どもの価値の変遷をみてみよう。

#### （1）中華人民共和国建国以前の家族様式の変遷と子どもの価値—「宗教的・倫理的価値」の重視

中国の伝統的な家族様式は、総じていえば長男又は男子を中心にした「家父長制的システム」であった。親にとっての子どもの価値は家族の様式の変遷とともに変化してきた。費孝通によれば、中国農村家族は次のような特徴を持っている（費孝通，1986）。

- ①基礎的な社会集団は家族である。この家族とは大家族であり、息子たちは結婚後も両親から独立しない（少なくとも息子のうちの1人は親と住む）。子どもたちはこの集団の中に生まれ、育てられ、その財産や知識や社会的地位を継承する。
- ②家族の財産は家父長の管理下におかれる。家父長は家族の重要な収入をコントロールする。
- ③家系は父方によって継承され、子どもたちは父親の氏を与えられる。社会的地位や財産は男子だけによって相続され、代わりに彼らは親を扶養する義務をもつ。
- ④子どもの結婚は両親に従う。結婚の主な目的は、家系の継承を保障することである。女性は出産後、特に男児を出産した後にだけ、その社会的地位が安定したと確信できる。
- ⑤家族員の間における不平等な関係が存在し、嫁の地位が一番低い。

中華人民共和国建国以前、家族が多くの社会機能を担っていたため、家系や財産、社会的地位などの継承、祖先への孝行の表明、家庭内の労働力、親の老後保障などに直視し、子どもの価値が形成されている。

## (2) 中華人民共和国建国から1980年代まで—「宗教的・倫理的価値」から「経済的価値」へ

1949年中華人民共和国が建国されて以降、女性の社会的地位が上昇し、結婚様式と家族関係などは民主的で男女平等なシステムへと転換した。例えば、女性の教育機会の変化を見ると、1950年に7～11歳の女童の就学率は20%だけであったが、1995年に98.1%までに増加した。また、結婚は、親の意志より自分の意思で決めたものが多くなってきた。1991年の全国調査の結果を参照すると、都市部と農村部において、自分の意思で結婚するものはそれぞれ94.64%と70.88%と、圧倒的多数となった(沙吉財, 1998, 20)。しかし、建国してから経済の改革・対外開放政策が実施されるまで、中国の工業生産は主として都市に集中していた。中国の多くを占める農村地域では依然として農業に専従し工業生産を行なうことは稀であった。その結果、都市部では急速でより安定した経済的变化をとげたが、農村は変化が遅く経済的には不安定であった。

また、経済・文化的発展が遅れている農村では、伝統的な観念や慣習の影響もより強く存在し、生産力が低いため、「人は生産力である」という時代において、家庭の経済状況は家族の労働力、特に男性労働力の数によって決定されていた。したがって、多子志向と男児志向が生まれてくる<sup>8)</sup>。さらに、中国の年金制度と医療保険制度は主として都市部の企業の職員・労働者を対象にしたものであった。農村部の社会保障の中核は依然として住民による相互扶助であったため、「男児選好」、「多子多福」の意識がまだ強く存在した。老後は息子にしか頼れないため、宗教的・倫理的「家の継承」「祖先への孝行」といった価値よりも、子どもは「労働力」「老後の保障」などの「経済的価値」が優先されるようになった。

## (3) 1980年代から現在まで—「子どもの価値」の多様化

1979年「一人っ子政策」及び、1978年「経済改革・開放政策」の実施によって、親にとっての子どもの価値が大きく変わった。生産力の発展、都市化の進展、地縁や血縁の弱体化、社会保障制度の整備と市場経済の発展により、都市部を中心に、結婚や家族生活における個人の独立したパーソナリティを求めるようになった(楊善華, 1991)。子どもの「経済的価値」は減少し、相対的に「情緒的価値」が上昇した。中国社会科学院が1993年に北京市で行なった調査によれば、「子どもの価値」は、「情緒的満足」(27.0%)と「親の理想の実現」(23.4%)がもっとも多く、続いて、「老後の保障」(11.8%)と「家系の連続」(8.9%)という順位であった(18.8%)(中国社会科学院社会学研究所, 1994: 221-223)。

しかし、広大な農村部では、未だに小規模農村生産のための商品経済しか形成していない。農村の結婚様式は、経済のさまざまな地域的相違により異なっているが、概していえば、親の意思に従って結婚する現象がまだ多く存在していて、1991年に全国調査の結果は、都市部では親の意思に従って結婚するものは4.8%であったが、農村部ではまだ27.7%を占めている。農村家族、特に経済発展が遅れている農村における家族の様式は「家父長制度」を守っている。それが家系の継承や財産の相続の点から、家族内の人間関係の中心であることに変わりはない(李東山, 1989)。子どもの価値に関して、「頭の中に‘自分の老後保障’と‘家の存続反映’ばかりである」(李銀河, 1998)と考えられているようだ。また、社会保障などの社会福祉制度がまだ整備されていない地域では、老後生活を殆ど子どもに頼っている。薛興利らの調査によると、山東省の農村高齢者の扶養は子どもに頼る者が3分の2強を占めていた(薛興利ら, 1998: 1)。

総じて、改革・開放後の農村部において、子どもの価値は、「祖先の祭祀」と「家系の存続の欲求を充たし得る」ことにある。こうした使命は男性に課せられたものであるため、男児の出産は不可欠となってくる。現実には、子どもは農民の「経済的、社会的欲求」を充たし得る。「労働力の確保」や「老後の保障」は殆ど男性と関連する。一方、女性は男児出産によって社会的評価と支持を受け、親族関係を通じて生活の必要な資源を手に入れる。以上のことから男児出産の重要性が一層強化された(王文亮, 2001: 26)。

#### 4. 「男児選好意識」と女性の地位との関連

先に述べたように、周代以降、「男尊女卑」の思想は一般化した。周代以降の家父長制時代(周代から清代まで)において、女性の最も重要な役割としては、家系の継承と家門の繁栄をもたらす男児を出産することであった。当時の人々は、男児を生むことが祖先に「孝」をあらわす「至善の行為」であると考えている。男児を生むことによって、家を保ち、祖先の祭りを維持し、老年に備え、宗族の勢力を拡大し、仕事を成就することで、たくさん「子宝」を生むことを求めたばかりでなく、女性自身もまた「息子を生め」という要求を、「息子を生みたい」という自己の強烈的な念願に内在化した。

すでに周代の『詩経』の中にはっきりと、男児だけが「跡継ぎ」であり望みを託すことができる価値ある者、女兒は生れつき低く卑しい者であると謳われている。古代の「七去」(中国語で「七出」と言う)(女性が離婚させられる理由)には明確に「子どもを産まない、あるいは、家の〈跡継ぎ〉としての男児を産まない女は離婚されても文句は言えない」(陳鵬,

1992:118)。女の価値はただ男児を産むことによってのみ認められたので、跡継ぎを得るために、神頼みに走って多い迷信の神を拝む、という哀れな立場におとしまれたというのが（近代以前の）産育文化である。

また、財産相続に関し、女性（娘）は財産相続から除外されている。清代の『大清律例』では、規定の「七出」（妻を離縁できる七つの条件）の上の中で「子無き」を第一条に格上げしていた、これにより、正室に子が無ければ側室庶出の子が相続できることになったので、官方民間・知識人庶民のいずれを問わず、どこでも息子を産む女性を持ち上げた（陳鵬，1992:119）。父権・夫権社会が子生子育てについていかに様々な抑圧を女性に押し付けたか、女性は男児を生む道具にされてしまった。

このように子どもの性別選好意識が大きく変換した時期に、母親の社会的地位も変化したことが指摘できる。すなわち、殷代以降男女の社会経済的地位が不平等となる性別役割分業体制が発生し、女性は家父長の嫡出子の母となって初めて、家内に安定した地位・権限を獲得していた。つまり当時の女性にとって、子どもを産み育てることは、自らの地位の確立のために不可欠な行為だったのである。新中国成立するまで、伝統的家父長制の家制度の影響により女性の地位はずっと低かった。

新中国成立後、女性の地位の向上と生活レベルの上昇、及び「計画出産政策」の実施、特に、1979年に「一人っ子政策」の実施により、合計特殊出生率（TFR）が大幅に下がった。80年代から国家政策の国民への浸透などにより、生涯に子どもを1人しかもたないと考えている人が増えており、結婚しても子どもを産まない夫婦が大都市部で増えてきた（李銀河，1997:244-261）。しかし、女性の地位も向上してきたにもかかわらず、農村部において男の子を持つことにこだわる慣習は、依然として強く残っている（梁中堂ら，1992）。換言すれば、農村部における計画外出産、一人っ子政策が受け容れられるか否かの鍵は、農村での伝統的な家族意識、出産観念である「多子多福」「男尊女卑」「不孝有三，無後為大」「幼児防老」（年老いたら子どもに扶養してもらおう，児は男児を意味し女児を意味しない）などをいかに払拭するかに関わっているといっても過言ではない。

#### 第4節 本研究における分析枠組の概念図の提示

近年指摘されているように、「男児願望」のため、生まれた女兒と、女兒を産んだ女性に対する蔑視と虐待の問題が存在している。このことは、①日常生活における価値観、さらに

は②大人にとって子どもの価値変遷と、③家庭内での女性の地位といった、ミクロな視点の研究の必要性を要請している。本研究の分析の枠組みは図3-2に示した。図3-2の中で強調している部分は本研究の分析の枠組みの中心である。

図3-2で示しているように、背景的な要因としては、(1) 文化的な要因、(2) 経済的な要因、(3) 政策・制度的な要因という3つの要因を中心に検討する。また、背景的な要因は、地域的・共同体的な要因を通して、子どもの性別選好意識に影響を与えていると考える。地域共同体的な要因としては、(1) 老人扶養現状と慣習、(2) 周囲の人々の性別選好意識、(3) 地域福祉制度の整備、(4) 政策と管理と、(5) 地域における社会関係のあり方、など5つの要因を考察する。家族的な要因としては、(1) 家庭内での女性の地位、(2) 家族状況の2つの要因を中心にして分析する。また、子どもの性別選好意識に影響を与える要因として、を考察する。

「男児選好」意識は、幾つもの要因が相互作用するとともに、さらに「親にとっての子どもの価値」と「属性」の影響を受けて維持すると考えた。

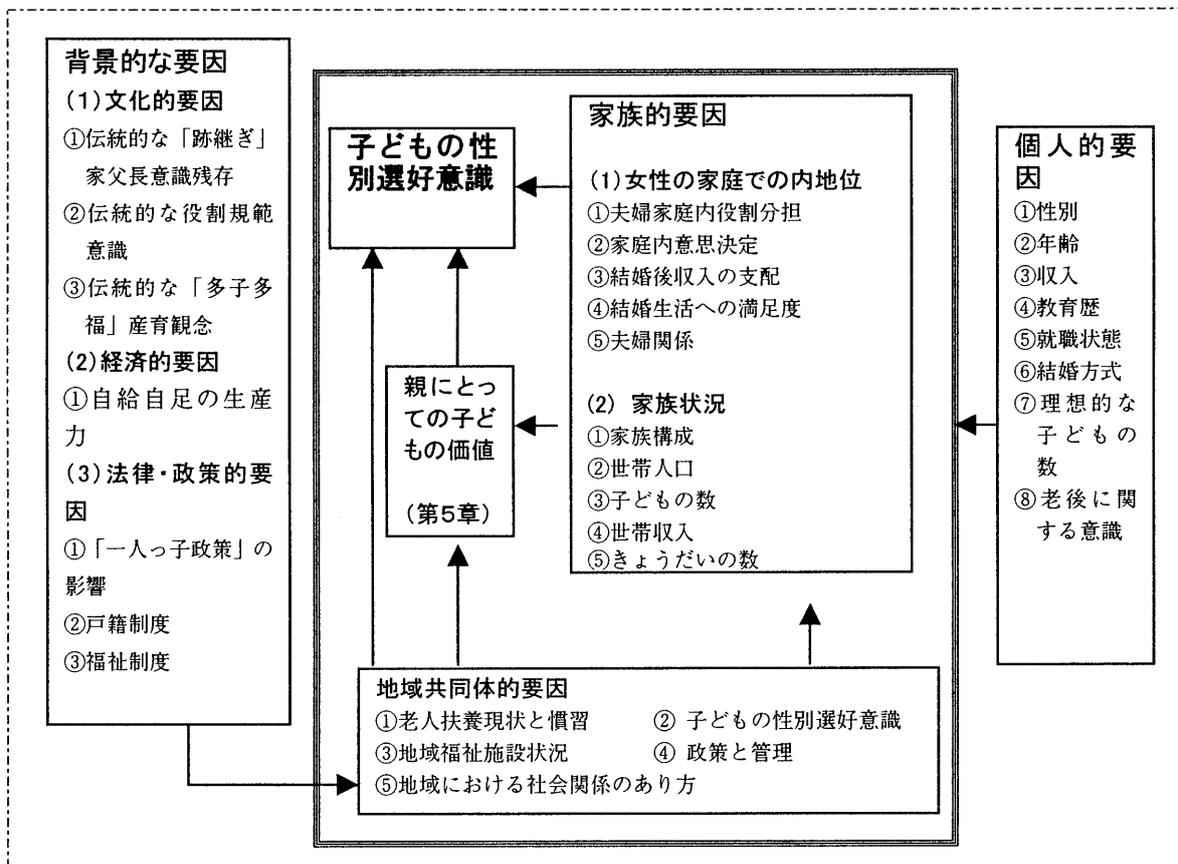


図3-2 本研究の分析の枠組み

したがって、第IIでは、子ども性別選好意識の実態を把握するために、上述の3つの要因から統合的に子どもの性別選好意識に与える影響を明らかにする。すなわち、分析の枠組みの概念図3-2に沿って、実態調査分析を通して、それぞれの課題を検討しながら、研究を進みたい。

#### 【引用参考文献】

- 常建華，2000，「清代溺嬰問題新探」『婚姻家庭与人口』，北京大学出版社。
- 薛興利ら，1998，「農村老年人口養老問題の実証分析与基本対策—対山東農村の問卷調査」，『科学・経済・社会』（1）。
- 鄒滄平，1996，「The Ageing Process and Income Security of the Elderly Under Reform in China」。
- 王文亮，2001，『中国の高齢者の社会保障—制度と文化のゆくえ』，白帝社。
- Comes, L., C. 1977, “Preference for Sex of Children Among U.S. Couples.” *Family Planning Perspectives* 9 (6) pp. 259-265.
- 何雲伝，・大野静三訳，1990，『中国・未来の選択』，日本放送学会。
- 郭振羽，1991，『家族主義与社会変遷』，香港垂太研究所出版社。
- 桂世勲著・大野静三訳，1983，「人口の抑制と経済政策」，若林編集・解説『現代のエスプリ No.19 中国の人口問題』，至文堂，1983年。
- 金玉吉，1972，『韓国の女性史』，梨花出版（Seoul）。
- 熊必俊編，2002，『人口高齢化与可持續發展』，中国大百科全書出版社。
- Bernice Lott, 1994, ‘Women’s Lives’, Broods-Cole Publishers, U.S.A.
- J. Cleland, J. Verbally, and M Vaessen, 1983, ‘Preferences for the Sex of Children and their Influence on Reproductive Behaviour’, *WFS Comparative Studies*, 27, Voorburg.
- 曾毅・顧宝昌，1993，「我国近年来出生性比升高原因及基後果分析」『人口与經濟』（1）
- 趙立仁・朱楚珠，1982，「農村第二胎生育研究」『人口研究』（4）。
- 鐘家新，1995，「宗族の紛争と自衛士としての男児—『一人っ子政策』の難航の一要因」『家族研究年報』，家族問題研究会編集発行。
- 中国老齡科研中心編，1994，『中国老年給養体系調查数拠？編』，華齡出版社。
- 中国老齡科研中心編，1993，『当代中国農村家庭』，社科文献出版社。
- 中国社会科学院社会学研究所婚姻家庭研究室，1994，『現代中国における都市家族の意識と生活に関

する研究—北京調査及びバンコク・ソウル・福岡との比較』, (財) アジア女性交流・研究フォーラム。

陳鵬, 1992, 『中国婚姻史稿』, 中華書局。

杜鵬, 1998, 「中国老年的主要經濟来源分析」『人口研究』(4)。

杜芳琴, 1994, 「産育文化的歴史考察」『性別与中国』, 三聯書店。

費孝通, 1986, 『江村經濟—中国農民的生活』, 江蘇人民出版社。

費孝通著・小島晋治訳, 1994, 『中国農村の細密画—ある村の記録—1936~1982』, 研文選書。

Fred A mold and Eddie C. Y. Kuo, “The Value of Daughters and Sons : a Comparative Study of the Gender Preferences of Parents’ East-West Population Institute te, U . S. A.

Mead T. Cain, 1993, ‘Patriarchal Structure and Demographic Change’ , ‘Women’ s Position and Demographic Change’ , Clearendon Press-Oxford, p.43.

Maurice Freedman, 1958, Lineae Organization in Southeastern China. Athlone Press, London. 末成道男ら訳, 1991, 『東南中国の宗族組織』, 弘文堂。

梁中堂, 閻海琴, 1992, 『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』, 山西高校連合出版。

劉梨ら, 1997, 「城市中生兒子意願的文化含意」『平等与發展』李小江ら編, 三聯書店。

劉曉梅, 2002, 『中国の改革開放と社会保障』, 汝文社。

李東山, 1989, 「婚姻, 家庭模式探討」, 『社会学研究』。

李冬莉, 2001, 「經濟發展和家庭制度變遷对農民性別偏好的影響」『婦女研究論從』(3)。

李樹苗ら, 1994, (1999) 「陝西省涇陽県 1994~1996 年兒童死亡調查結果分析」『中国人口科学』(2) pp. 43-52.

Rainwater., “Family Design: Marital Sexuality, Family Size, and Contraception.” Chicago, Illinois: Aldine.

樓超華, 1999, 「上海市新婚夫婦对孩子性別偏好狀況及其影響因素的分析」『中国公共衛生』(第 15 卷第 3 期)。

Winston, S, “Birth Control and Sex Ratio at Birth.” American Journal of Sociology 38(July, 1932-May. 1933);225-231

若林敬子, 1994, 『中国 人口超大国のゆくえ』, 岩波新書。

## 【注】

---

(1) 宗族とは、同じ「苗字」をもち祖先を共通する血縁に基づく親族組織であり、中国（特に東

南中国)の末端にあるインフォーマルな権力組織である。それは中国の伝統的な社会組織の一形態であった。1949年以前の福建・広東などでの制度化された頻発な宗族間の争いは、常に社会秩序を混乱させたため、地方政府はその対応に苦慮することが多かった(Maurice Freedman, 1958 著・末成道男ら訳『東南中国の宗族組織』)。1950年代の初めから、中国政府は土地制度の改革を行った。宗族の共同財産としての「水田」・「山」なども国有化された。宗族組織は強制的に解散させられた。しかし、1970年代の末から、中国農村における経済の自由化と政治の改革に伴い、広東省、江西などの中国の東南部においては、宗族組織とその活動についての活動の報告が多く出始めた。近年、江西、湖南省、浙江省における宗族の問題はすでに政府およびマスメディアによって社会問題視されているほどである(桂世勳, 1983)。

- (2) 子どもの性別選好意識に関して、最初に研究したのはアメリカのWinstonである。彼は50名の男子大学生の将来持つ子どもの性別に関する調査により、「男児願望」の人が「女児願望」の人より多い(男児:女児=165:100)ことを明らかにした(Winston, 1932:225-231)。また、1973年にComesは家族増加に関する国家調査のデータの分析の結果、既婚女性のうち、50%は「男児選好」の傾向があることを指摘した(Cooms, 1977:259-265)。以前にも、アメリカでは「男児選好」意識が強いことが明らかにされた。1984年にF. Arnoldは8地域(マレーシア、フィリピン、インドネシア、韓国、ドルコ、シンガポール、アメリカ、台湾)を対象とした調査によって、儒教の「父権主義」伝統を持っている韓国と台湾が「男児選好」意識は最も強いことが明らかにされている(F. Arnold, E. C. Y. Kuo, 1984:300)さらに、Meadは父権主義の社会システムと女性の地位は子どもの性別選好意識に影響を与えていることが指摘されている(Mead, T. cian, 1993)。

## 第4章

農村地域における子どもの性別選好実態とその規定要因

その1：農村地域における「隠された子ども」の生活実態  
—質的調査から—

第1節 問題関心と目的

1979年に中国政府が人口増加を抑制するために実施した「一人っ子政策」は人口の抑制に一定の効果をもたらす一方で、様々な社会問題を生み出した。その中の難題の一つが「計画外出産」である。それは、「計画出産政策」と当該地域の政策に違反して出産することである。生まれた子どもは「計画外出産の子ども」（「超生的孩子」）と呼ばれる。図1に示すように「計画外出産の子ども」は、両親に育てられている子ども（A）と養父母に育てられている子ども（B）に大別できる。そのうち産みの親が罰金を払って戸籍に登録され育てられている子ども（Aの①）はほとんど普通の子どもとして生活していて、それほど問題がみられないが、「隠された子ども」には教育をはじめとして様々な差別事象が存在している。

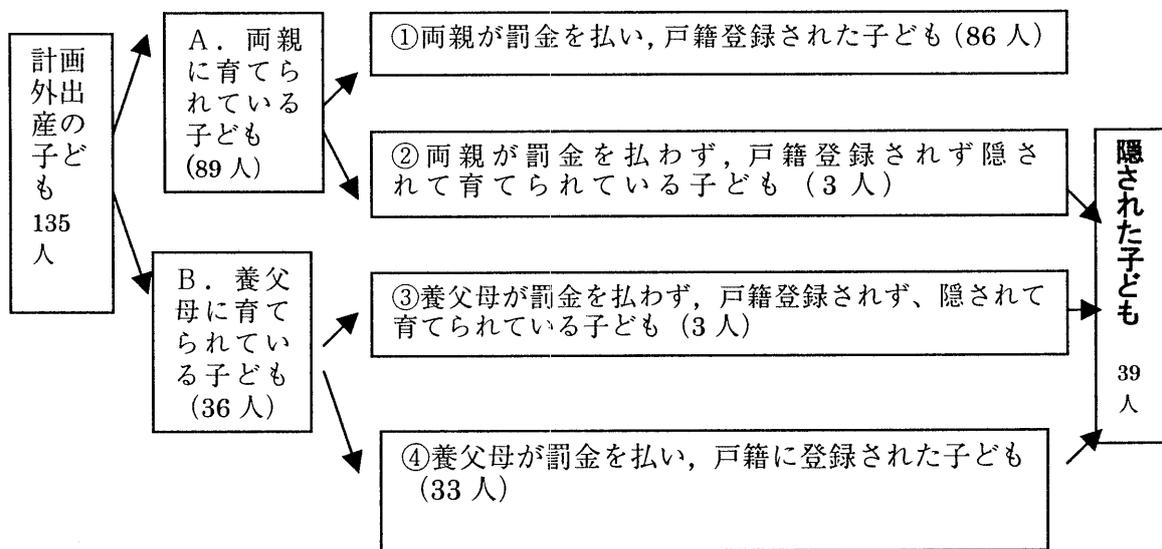


図4-1-1 「計画外出産の子ども」と「隠された子ども」

「隠された子ども」とは、図4-1-1に示しているように、産みの親がその処罰を免れるために、子どもが生まれた直後、罰金を払わず、戸籍に登録されず「隠されて」育てられた（図1の②③④）多数の子どものことである。その中には養育の親が受け取ってから何年も経って罰金を払い、戸籍に登録された子ども④と今日までも戸籍に登録されないままの子ども②③がいる。

「隠された子ども」の問題は、近年社会問題の一つとして注目されているが、中国における人口問題に関する研究には、「隠された子ども」を主要な対象にした研究はほとんどみ

られない。「隠された子ども」の生活実態はいかなる調査によっても現在まで明らかにされてこなかった。今日「隠された子ども」の最年長者はすでに20歳以上になっている。このような子どもの生活にどのような問題があるのか、また、その発生要因は何であろうか。

本研究の目的は次の2つである。一つは、調査地域の「隠された子ども」の生活実態を明らかにすること、その二つは、「隠された子ども」が生じた要因を探ることである。

そこで、本研究では中国東北部における遼寧省にある二つの村に生活している「隠された子ども」の生活実態調査を行った。今回の調査は「隠された子ども」が全国的に発生した要因とその生活実態を明らかにする最初の一步となるだろう。

また、中国における「男児願望」による生じた人口問題を解決するために、「隠された子ども」の生活実態及び発生要因を明らかにすることは、効果的な人口政策を制定するために不可欠な基礎的な資料を提供するものである。

## 第2節 先行研究と調査の概要

### 1. 先行研究の概要

中国の人口問題については、経済問題、環境問題、一人っ子の教育問題の視点から研究が進められてきた。例えば、「計画外出産」現象は圧倒的に貧困な農村地域に生じていることが梁中堂らの研究によって明らかにされた（梁中堂ら，1992：77）。中国における「多産」<sup>(1)</sup>現象についての研究では、「多産」に関する経済的な要因として、主に①農村生産方式、②社会保障制度（梁中堂ら，1992：282）、③衛生医療水準、④都市化レベルなどが挙げられる。文化的な要因としては、①伝統的文化（鄭曉英，1995：246）、②低い教育レベルなどが指摘されている（梁中堂ら，1992：283）。また、朱礎珠らによって1981年11月に行なわれた陝西省の「計画外出産」実態に関する調査によれば、農村地域では「労働力の不足」と「跡継ぎの確保」という理由で「一人っ子政策」に違反して出産した人が多いことが明らかにされている（趙立仁・朱礎珠，1982：36 - 39）。

若林敬子の研究では、近年重視されるようになった「黒孩子」（ヘイハイズ）<sup>(2)</sup>は、「一切の公的な支援から除外され、教育や就職時に著しい不利益を被る」ことが推測されている（若林敬子，1994：113）。しかし、その実態に関する具体的な調査はいまだ行なわれていない。1979年から生まれた数多くの「隠された子ども」の生活実態と発生要因は依然として明らかにされていない。

## 2. 調査概要

### (1) 調査地の概要

今回の調査対象地域は中国遼寧省におけるM村とN村である。調査地域においては1998年の出生率は11.2%、死亡率は5.1%で、自然増加率は6.1%になり、全国的にも高いレベルにある（遼寧省統計局，1999）。M村とN村の経済の発展状況は遅れ、全国の貧困農村状況と共通するところが多い。

N村は9組<sup>(3)</sup>からなり、全員漢民族である。2000年8月現在村の人口動態は325世帯、人口は1034人で、家族規模は3.18人で、高齢者比率は14%に達し、耕地面積は約1400ムー（1ムー＝6,667アール）、1人当たり約1ムーである<sup>(4)</sup>。

M村の自然環境はN村とほぼ同様で、10組からなり、総人口は2512人、630世帯で、家族規模は3.98人で、高齢者比率は7%に達し、全て漢民族である。1人当たりの耕作面積は約1.2ムーであり、二つの村のほとんどは第一次産業に従事している。1999年現在の村民の平均年収は両村とも1000元～1500元である<sup>(5)</sup>。全省の1998年の統計では、都市住民の平均年収は4617.24元、農村住民の平均年収は2579.8元となっているから、この二つの村は、中国内で極めて貧しい地域であると言えよう。

### (2) 調査対象の属性と調査内容

本研究では、主に10人の既婚女性を対象として、一人約2時間のインタビュー調査を行った<sup>(6)</sup>。その内訳は、「隠された子ども」の育て親3人（A1、A2、A3）、「隠された子ども」の産みの親3人（B1、B2、B3）、その他の既婚女性4人（C1、C2、C3、C4）である。

調査内容は、全ての調査協力者に対して、子どもに関する意識、子どもの数に関する意思決定、自分の老後に関する意識を尋ね、また、養育親には「隠された子ども」を受け取った契機、産み親には「子どもを養子（女）に出す意識」を尋ねた。

さらに、N村とM村の村長、会計、婦女主任（表4-1-6の注参照）及び小学校の先生2人、計8人に聞き取り調査を行い、M村とN村の「隠された子ども」の状況を把握した。こうした調査によって「隠された子ども」の生活実態を明らかにしたうえで、インタビューで得た資料をもとにして「隠された子ども」の発生要因を分析した。対象者の属性は表4-1-1に示す通りである。

表4-1-1 調査対象者の属性 (2000年8月現在)

|    | 特性              | 年齢  | 学歴      | 家族構成と人数           | 職業 |
|----|-----------------|-----|---------|-------------------|----|
| A1 | 「隠された子ども」の育ての母親 | 53歳 | 小学校卒    | 夫婦、息子2人と養女(5人)    | 農民 |
| A2 | 同上              | 46歳 | 小学校4年中退 | 夫婦、息子1人と養女(4人)    | 農民 |
| A3 | 同上              | 67歳 | 非識字者    | 夫婦(2人)            | 農民 |
| B1 | 「隠された子ども」の産みの母親 | 45歳 | 小学校5年中退 | 夫婦、次女と長男(4人)      | 農民 |
| B2 | 同上              | 40歳 | 中学校卒    | 夫婦、長女と3女(4人)      | 農民 |
| B3 | 同上              | 45歳 | 小学校4年中退 | 夫婦、長女と次女と長男(5人)   | 農民 |
| C1 | 計画外出産の母親        | 48歳 | 小学校3年中退 | 夫婦、長女と次女と長男(5人)   | 農民 |
| C2 | 計画内出産の母親        | 40歳 | 小学校5年中退 | 夫婦、長女と長男(4人)      | 農民 |
| C3 | 女兒を3人産んだため離婚された | 49歳 | 非識字者    | 夫婦、夫の息子と自分の3女(4人) | 農民 |
| C4 | 計画内出産の母親        | 37歳 | 中学校卒    | 舅姑、夫婦、長女と次女(6人)   | 農民 |

注：非識字者とは、小学校に行っていない人、すなわち読み書きができない人のことである

### (3) 調査期間

調査期間は2000年3月(29日～31日)と8月(9日～18日)である。

## 第3節. 「隠された子ども」の生活実態

### 1. 「計画外出産」子どものタイプ

表4-1-2 「計画外出産の子ども」と「隠された子ども」の数 (2000年8月現在単位：人)

| 村名 | 「計画外出産の子ども」の人数と性別   | 「隠された子ども」の人数と性別      | 図1に対応するタイプ            |                    |                    |                      |
|----|---|----------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
|    |   |                      | A                     |                    | B                  |                      |
|    |   |                      | ①                     | ②                  | ③                  | ④                    |
| N村 | 合計：43 (21+ <b>22</b> )<br>男：12 (9+ <b>3</b> )<br>女：31 (12+ <b>19</b> )  | 合計：22<br>男：3<br>女：19 | 合計：21<br>男：9<br>女：12  | 0                  | 合計：2<br>男：0<br>女：2 | 合計：20<br>男：3<br>女：17 |
| M村 | 合計：92 (75+ <b>17</b> )<br>男：44 (41+ <b>3</b> )<br>女：48 (34+ <b>14</b> ) | 合計：17<br>男：3<br>女：14 | 合計：75<br>男：41<br>女：34 | 合計：3<br>男：1<br>女：2 | 合計：1<br>男：0<br>女：1 | 合計：13<br>男：2<br>女：11 |
| 合計 | 合計：135<br>男：56 (50+ <b>6</b> )<br>女：79 (46+ <b>33</b> )                 | 合計：39<br>男：6<br>女：33 | 合計：96<br>男：50<br>女：46 | 合計：3<br>男：1<br>女：2 | 合計：3<br>男：0<br>女：3 | 合計：33<br>男：5<br>女：28 |

注①村からの統計による (男=男児、女=女児)。

②「計画外出産の子ども」の数=両親に育てられている子ども+養育父母に育てられている子ども(出生地がこの二つの村であることが確認できる子どもは115人、別の村から預けられた子どもは20人)。

③表の中の強調数字は「隠された子ども」の数字である。

表4-1-2に示したように、2000年8月現在この二つの村に生活していて、「計画外出産」と認められている子どもの総数は135人(表4-1-2参照)、そのうち男児は56人、女児は79人である。また、図4-1-1に対応すると、両親に養育されている子ども(A)は102人、養父母に育てられている子ども(B)は36人、である。表4-1-2に表示した「計画外出産した子ども」135名の内「隠された子ども」(②③④)は39名である。表4-1-3に示しているように39名の「隠された子ども」の居住地は、N村22人、M村17人である。そのうち男児は6人、女児は33人である。

「隠された子ども」の出身地は表4-1-3に示すように、N村の22人のうち、4人は村内の人から、3人はM村から、他の15人は別の村から預けられた。M村の17人のうち、村内の人から預けられたのは11人、N村からが1人、他の村からが5人である。

表4-1-3 「隠された子ども」の出身地・性別・人数(2000年8月現在、単位：人)

| 村名    | N村              |    |     | M村              |    |     |
|-------|-----------------|----|-----|-----------------|----|-----|
|       | N村              | M村 | 別の村 | M村              | N村 | 他の村 |
| 人数    | 4               | 3  | 15  | 11              | 1  | 5   |
| 人数と性別 | 22 (男児：3、女児：19) |    |     | 17 (男児：3、女児：14) |    |     |
| 合計    | 39 (男児：6、女児：33) |    |     |                 |    |     |

注：①筆者の調査に基づいて作成 ②N村とM村の総世帯数は955世帯

また、「隠された子ども」を育てているのは、表4-1-4に示すように、(1)両親に育てられている(39名中3名、7.7%)、(2)親族の家(39名中28名、72%)、(3)不妊夫婦など非親族の家(39名中8名、20.5%)、の三種類がある。

さらに、表4-1-4に示したタイプ(2)、すなわち「隠された子ども」が預けられている親族の家庭の状況をみると、表4-1-5に示したように①男児しかいない家族、②女児しかいない家族、③産みの母親の実家、など3つに分類される(表4-1-5)。

表4-1-4 「隠された子ども」の行先(2000年8月現在、単位：人)

| タイプ    | ①両親が育てる<br>(隠した家族) | ②親戚の家に<br>預ける | ③親戚以外の家族に養子にいかせる |            | 合計 |
|--------|--------------------|---------------|------------------|------------|----|
|        |                    |               | 不妊夫婦             | 結婚できない男性の家 |    |
| 子どもの数  | 3<br>7.7%          | 28<br>72%     | 7<br>17.9%       | 1<br>2.6%  | 39 |
| 子どもの性別 | 女児：2               | 女児：24         | 女児：6             | 女児：1       | 33 |
|        | 男児：1               | 男児：4          | 男児：1             | 男児：0       | 6  |

注：①筆者の調査に基づき作成

②「隠した家族」とは、もともとは調査地域に生活し、男の子を産むために、家族の戸籍を戸籍所在地から抜いてもらった。家族5人は全部「黒戸」（戸籍がない）である。

その内①の男児しかいない親族の家に預けて育てている家族が多い。そのような家族に預けられる子どもは20人が全員女児である。②のタイプでは、産みの親は女児が欲しかったが、「一人っ子政策」に違反して生まれた子どもが再び男児だったので、男児のいない親族の家に養子に行かせている。このようなケースは「隠された子ども」の中で多くなく、N村に1人、M村には3人と少数である。③のタイプ、すなわち、産みの母親の実家に預けられる子どもは、二つの村で合計4人いる。このうち、後に生家に男児が生まれた場合、何年か後に両親のもとに帰ることになっている子どもは2人、その後も祖父母のもとにとどまる予定の子どもは2人である。

表4-1-5 「隠された子ども」を引き取った親族と子どもの状況（単位：人）

| 養育家族の状況 | ①男児しかいない         | ②女児しかいない       | ③産みの母親の実家      | 合計               |
|---------|------------------|----------------|----------------|------------------|
| N村      | 7（女児）            | 1（男児）          | 4（女児）          | 12               |
| M村      | 13（女児）           | 3（男児）          | 0              | 16               |
| 合計      | 20<br>男児：0 女児：20 | 4<br>男児：4 女児：0 | 4<br>男児：0 女児：4 | 28<br>女児：24 男児：4 |

注：調査地の状況に基づき作成

- ①は、男児しかいない親族の家に預けられている「隠された子ども」である。
- ②は、女児しかいない親族の家に預けられた「隠された子ども」、全部男児である。
- ③は、産みの母親の実家に預けられている「隠された子ども」。そのうち、何年の後、両親のもとに帰った人が2人、ずっと祖父母に育てる子どもが2人である。

## 2. 「隠された子ども」の生活実態

「隠された子ども」のうち非親族の家へ養子に行せる「隠された子ども」（表4-1-4に示した③）の生活はほとんど普通の子どものと同様である。しかし、両親に養育されている「隠された子ども」（H8、H9、H10）と親族に養育されている「隠された子ども」の生活には様々な問題が存在している。本研究では主に表4-1-6で示したH1～H10の10人の「隠された子ども」のケースに基づいて、「隠された子ども」の生活状況を明らかにしていく。

表4-1-6 「隠された子ども」に関する情報源と「隠された子ども」の生活実態  
(2000年8月現在)

| 子ども | 生年  | 性別 | 情報源      |                  | 「隠された子ども」の生活実態                           |                                     | 生活 | 居住地 |
|-----|-----|----|----------|------------------|--|-------------------------------------|----|-----|
|     |     |    |          |                  |  |                                     |    |     |
| H1  | 89年 | 女  | A1<br>B2 | S1, K1<br>F1, R1 | 産みの親の<br>兄の家                             | 教育・躰<br>厳しくできない                     | 普通 | N   |
| H2  | 89年 | 女  | A2       | 同上               | 同上                                       | 教育・躰<br>厳しくできない                     | 余裕 | N   |
| H3  | 90年 | 女  | A3       | 同上               | 産みの母親の叔母の家に7<br>年、現在両親に育てる               | 戸籍がなく入学でき<br>ず；明るくなく、臆<br>病で他人の物を盗む | 普通 | N   |
| H4  | 86年 | 女  |          | 同上               | 産みの母親の実家                                 | 戸籍なし、小学校4<br>年まで退学                  | 貧困 | N   |
| H5  | 85年 | 女  |          | S2, K2<br>F1, R2 | 産みの母親の実家                                 | 小学校6年まで、                            | 貧困 | M   |
| H6  | 80年 | 女  | B1       | S1, K1<br>F1, R1 | 産みの母親の姉の家                                | 小学校6年まで、                            | 普通 | N   |
| H7  | 84年 | 女  | B3       | S2, K2<br>F1, R2 | 8歳まで産みの母親の実家<br>に預けられ、8歳以後両親<br>に養育されている | 特に無い<br>兄弟から虐められた<br>ことがある          | 余裕 | M   |
| H8  | 89年 | 女  |          | S2, K2<br>F1, R2 | 両親に養育されている                               | 戸籍なし、生活貧困                           | 貧困 | M   |
| H9  | 91年 | 女  |          | 同H8              | 同上                                       | 同上                                  | 貧困 | M   |
| H10 | 94年 | 男  |          | 同H8              | 同上                                       | 同上                                  | 貧困 | M   |

注：①中国農村の基礎行政単位村の委員会は主に村長（S1、S2）、会計（K1、K2）、婦女主任（F1、F2）

によりなっている。村長と会計は男性で、“婦女主任”は農村基礎組織の女性問題を管理する女性幹部で、現在主に「計画出産」を管理している。

②H8、H9とH10は「隠された家族」の子どもである。

③表に示している人の他に、M村とN村の村長、会計、婦女主任およびN村とM村の小学校教師R1とR2、合計8人に聞き取り調査で得た資料に基づいて整理した。

### 1)現在の生活に特に大きな問題がない「隠された子ども」

「隠された子ども」の大半は生後すぐどこかで隠されて育てられている。両親に育てられている「隠された子ども」（H8、H9、H10）、男児ないし女児しかいない親族の家に預けて育てられている「隠された子ども」（H1、H2）は、育ての親が子どもを欲しがり、喜んで引き取られたので、育ての親に可愛がられ、実子同様に育てられている。このような「隠された子ども」の生活には、特に大きな問題はない。しかしインタビューでは他の人から虐められたことが、普通の子どもより多いことがうかがわれた。

また、筆者が2000年3月に行った「隠された子ども」のアンケート調査<sup>(7)</sup>によると、18人の調査対象の中で、現在の生活に対する質問項目に、「幸せでない」と回答した者は6

人で、そのうち「隠された子ども」は5人、普通の子どもは1人であった。また、「どちらでもない」と感じる子どもは3人、そのうち「隠された子ども」が2人、普通の子どもは1人である。「隠された子ども」は普通の子どもより生活への満足度は低いと言える。

「隠された子ども」の育ての親と産みの親たちは、子どもの教育に悩みを持っている。例えば、「隠された子ども」の養育家庭の多くは産みの親と親戚関係にあるため、養女のしつけや教育に対して、産みの親たちに気がねして、自分の子どものように厳しく教育できないと述べている (H1、H2)。

A1「この子 (H1) はとてもわがままでした。私に言い返すことが多く、私は本当に怒りました。でも、自分が産んだ子どもではない。実子である二人の息子が小さい時、私が怒っても誰も私に言い返すことをしなかった。でも養女を厳しく教育したら、彼女の両親はどう思うでしょう。」

産みの親は自分の娘を養女に行かせたが、その子どもの教育に関心を持ち続けている。例えば、B1は自分の姉(養育者)が娘に高い教育を受けさせないことに不満をもっている。

B1「娘 (H6) は姉が育てているが、姉は自分の子どもは中学校卒業まで行かせたのに、私の娘は小学校を卒業したら、家の手伝いをさせられました。いつも娘に彼女の孫の面倒をみさせます。やはり自分の孫は私の娘より大事ですよ。自分の娘だったら、少なくとも中学校まで行かせるでしょう。」

## 2) 生活に大きな問題がある「隠された子ども」

生活に大きな問題がある「隠された子ども」は、主に養育者が仕方なく引き取って育てている子どもである。例えば、産みの母親の実家に預けられている H4、H5、H7 と親族に7年預けられていた H3 はそのようなケースである。このような「隠された子ども」の生活には主に、①教育、②差別、などの点で問題が存在している。

### ①子どもの教育問題

「隠された子ども」の教育機会は、普通の子どもより少ない。まず、「隠された子ども」の養育家庭の経済状況を見ると、貧困な家庭で養育されている子どもが5人いる。そのうち養育家庭に経済的余裕がないので、学校を中退しなければいけないケースが2例 (H4 と H5) ある。

例 H4 (N村)、女、1986年生まれ、現在祖父母に育てられている。生家は二人兄弟の家庭で、産みの親は長男が生まれたが、もう1人子どもが欲しかったので、二人目の子どもを妊娠した。「一人っ子政策」によって、農村では第1子が男児の場合は、特別の要因(子どもは身体障害があるなど)がなければ、第2子を産むことが許可されない。処罰を免れるため、産みの親は実家で出産し、産まれた H4 をそのまま実家に預けた。1995年に産みの親が病気で亡くなってから、父親は来なくなった。H4はずっと祖父母に

育てられていた。しかし祖父母は現在 70 歳を超え、農作業に従事できず、自分の生活費用を息子に提供してもらっている状態であり、H4 を小学校に行かせるお金もない。学費は半分以上免除されるおかげで、小学校 4 年まで学校に行くことができたが、その後退学した。

例 H5 女 1985 年生まれ、現在祖父母に育てられている。産みの親が早婚（婚姻法に決められた結婚年齢 20 歳になっていない）で子どもを産むことが許可されなかったため、親は実家を出産したが、その際、産みの親が難産で亡くなった。そのため H5 は 2000 年 8 月までずっと祖父母に育てられた。父親は再婚後、H5 に連絡しなくなった。

「祖父母の家がすなわち私の家です。私は今祖父母と母のきょうだいである二番目の叔父の家に住んでおり、私の家には何の家具もなく、家の中で唯一価値があるものと言えば一頭の子牛くらいでしょう。

祖父母の家での三人の生活は苦しいものでした。祖父母は実の親のように私の面倒をみてくれました。私が覚えているのは、四年生になったとき、家に本代もなく、祖母があっちこっちで借りて、やっとお金を揃えたことです。祖父母は少しも休まずに、山への薬草を取りにいたり、アンズの実を取りにいたりして、学校に行かせてくれました。祖父母の家では別のお金の出所はなく、祖父母ともに年をとって、出稼ぎにも行けず、家の中にはお金がありません。…

私は小さい頃からずっと将来医者になる夢を持っています。死にかかっている病人を救い、…ところが私の夢は実現できませんでした。祖母がアンズを取りにいったとき転んで足の骨を折ったため、私は学校に通うことができなくなったのでした。」<sup>(8)</sup>

H5（N村）は小学校を卒業したものの、経済的理由により中学校に行けなかった。H8、H9、H10 の家族は全員戸籍がないため、耕作面積を持っておらず、父親の出稼ぎで家族 5 人の生活を維持しており、家族経済は貧困である。そのような家庭の経済状況は、彼らの将来の教育に影響を及ぼすと予測できる。

また、戸籍がないために入学年齢になっても学校に行くことができない子ども（H3）がいる。N村とM村に生活している「隠された子ども」の多くは、1995 年に国の政策により罰金を支払って戸籍に登録された。しかし、罰金を払えず、今なお戸籍に登録されていない子どもが 6 人いる。そのうち養育者に養育されている子どもは 3 人（H3、H4、H5）、産みの親に養育されている子どもは 3 人（H8、H9、H10）いる。H3 は戸籍がないため、入学年齢になっても、入学できなかった例である。

H3 は生まれた直後から 7 歳まで養父母の家に預けられ、その後生家に戻った。しかし、産みの親は他の人に知られたくないので、外へ出さなかったため、友達がなく、家でもきょうだいから虐められた。しかも戸籍がないために、学校に行けなかった。9 歳になった時、両親は郷<sup>(12)</sup> 役所の責任者に頼んで承

認をもらい、戸籍に登録しないまま初めて学校に行けるようになった。

中国においても、戸籍は人々の重要な証明書であり、戸籍がなければ、中国語で「黒戸」(ハイフー)と称され、社会に認められない存在である。高等学校以上の入学、就職、結婚の際に戸籍が必要である。日常的にも、旅行やホテルの宿泊などにも、戸籍証明書が必要である。したがって、中国では戸籍がないことは極めて不利である。「隠された子ども」の中でも戸籍がない子ども(H3、H4、H5、H8、H9、H10)は、教育、就職、結婚などに超えられない壁が存在している。

②「隠された子ども」には、女性差別と地域差別という二重差別問題がある。

第1に、性差別問題が存在している。

「隠された子ども」には女性ゆえに差別を受け、女兒であるため隠される事例が多く見られた。産みの親の多くは男児願望のため、生まれた子どもが男児である場合、ほとんどは罰金を払って戸籍に登録する。しかし生まれた子どもが女兒である場合は、隠して育てることが多い。この2つの村では「隠された子ども」の総数39名中、84.6%は女兒である(33名)。

第2に、地域的な差別問題が存在している。

調査地域の政策では、「一人っ子政策」にしたがって男児1人しか産まない夫婦に、2人分の耕作面積を分配していた。これに対し、1995年に罰金を払って戸籍に登録された「隠された子ども」は、当地域の政策により、14歳まで耕作面積を与えられないというハンディを抱えている。つまり、「隠された子ども」は登録されても普通の子どもの同等の権利を持たない存在である。

このように当該地域の「隠された子ども」は女性差別と社会的差別の二重の差別構造が存在していることが分かる。

#### 第4節 「隠された子ども」の発生要因に関して

本研究では「隠された子ども」の発生要因を、聞き取り調査に基づき(表4-1-7参照)、社会的・文化的要因と家族的・親族的要因にわけて考察する。

特に注目すべき要因として6点を指摘できる。そのうち、社会的・文化的要因としては、①強い男児願望意識、②老後の世話を息子に依存する意識、③「跡継ぎ」意識、④当該地

域の政策と政策実施の地域差などがある。また、家族・親族的要因としては、⑤夫優位の  
 出産に対する意思決定が強く働くこと、⑥親族の援助ネットワークの強さ、が指摘できる。

表4-1-7 インタビュー調査の内容と回答

| 対象者   | 子どもに関する意識  | 自分の老後に関する意識   | 子どもを出す意識と、子どもを受け取る意識   |
|-------|--|---|--|
| Aグループ | 1) 3人が十分 (A1)<br>2) 1人だったら寂しい、1人息子と1人娘がいい (A2)<br>3) できるなら養女を大学に行かせる (A1、A2)<br>4) 養女に何も期待していない (A3)   | 1) 息子に世話してもらおう<br>(A1、A2、A3)  | 1) 親戚に頼まれて、自分も女兒が好きだから (A1、A2、)<br>2) 親戚に頼まれて、仕方がない (A3)             |
| Bグループ | 1) 3人がいい (B1)<br>2) 子ども2人がいい (B2)<br>3) どうしても男児が必要である、息子が生まれた時、主人は喜んでくれた (B1、B2)<br>4) 女の子がいいと思っています。娘は親に思いやりがあり、息子の妻より頼みやすい (B2)<br>5) 主人はどうしても男の子がほしいですから、男の子を産むために、私は何度も中絶しました (B3)<br>4) できるなら長男が大学まで (B1)   | 1) 息子に世話してもらおう<br>(B1)<br>2) 子どもは将来大変だから、自立しかない (B2)  | 1) 男の子がほしい<br>(B1、B2、B3)<br>2) 親戚に預けたら安心であるし、逢いたいときに逢えるから (B1、B2、B3) |
| Cグループ | 1) 男がいると、鼻が高い (C1)<br>2) 主人の方が頑固ですよ、首になっても男の子がほしい (C1)<br>3) 1人が寂しいから、どうしても男の子がほしい (C2)<br>4) 娘が結婚したら子どもの苗字を変えるでしょう。お墓を守ってくれるのは息子です<br>5) 男の子が1人いるならいいですが、3人娘で十分です。しかし、主人はそう考えていません (C3)<br>6) 主人のために1人男の子が産みたい。農村のことを考えると男の子が必要 (C4)<br>7) 娘たちに大学に行かせたい (C4)。 | 1) 息子に世話してもらいたい (C1、C2)<br>2) 娘に世話をしてもらいたい (C3)<br>3) 自立しなければならない (C4)、<br>4) 将来のためお金を貯めたほうがいい (C4) |  |

注：調査対象者は次のように分類した。Aグループは「隠された子ども」の養育母親、

Bグループは「隠された子ども」の産みの母親、Cグループはその他の結婚女性。

## 1. 社会的・文化的要因

### ①強い男児願望意識

今回の調査で、農民自身の話から、「隠された子ども」が生じる要因として、強い男児願望意識がうかがわれた。表5に示したように、10人の調査者のうち「隠された子ども」の産みの親3人 (B1、B2とB3) が、男児願望のために、産まれた女兒を隠して育てている。

調査地域で男児願望意識が強い理由の一つは、当該地域の農作業が機械化されてなく、生産力が依然として低いことにある。中国の広大な農村部では1979年以降の生産責任制の実施と、現在の農村の生産力低下とがあいまって、農村家庭の男児の肉体的な労働力の必要性和経済的価値が高まった。このことは、農民自身の話によってもうかがわれる。

「農村の実際の状況を見ると分かると思います。農村では女子しかないというのはだめです。井戸を掘ったり、土地に水をやったり、農作業をしたりする肉体労働は女の子にはできないからです。」(B3)

### ②老後の世話を息子に依存する意識

「一人っ子政策」実施以降、農村の人々が考えなければならないことは、老後の生活を誰に世話してもらうのかという問題である。

「農村では、息子がいなければ、老後はどうなるでしょう。都市は年金もあるし、生活も便利だし…農村では息子しか老後の頼りがない。」(B1)

老後生活をほとんど子どもに頼らなければならない中国の農村部では、子ども、特に男児は老後の生活保障をしてくれる人として期待されている。調査対象者では、老後の世話を息子に頼ると考えている人が6人(60%)である。

村の統計により、当該地域では、2000年8月現在65歳になった人322人のうち316人、約98.1%を占める高齢者が息子に扶養されている。高齢者が農業に従事できない状態になった場合、子どもと同居しなくても、日常生活の食糧や生活費、病気になった時の治療費などほとんど息子が負担し、娘は負担も分担もしない。娘は生活に余裕があれば、経済的な面での部分的な援助にとどまる。

中国において改革開放政策が実施された後、農村では国が老後生活を部分的に世話する機能が失われ、家庭で老人を扶養する必要ができたため、さらに男児選好願望を刺激したと考えられる。

### ③「跡継ぎ」意識

中国において、「不孝有三、無後為大」(不孝は三つあり、一番悪いのは跡継ぎのないことである)という伝統的な意識が人々の意識の中でまだ強く残っている。これは伝統的な儒教文化の影響である。儒教文化の重要なことの一つは、家は男性の子孫によって継承されるべきだという観念である。調査地では、父系の血統を重視していることが顕著に見られた(調査対象者10人の中に、5人(B1、B2、B3、C1、C2)がそのような考え方をもっている)。

「娘が結婚すると、別の家の人になりますが、息子はずっと家にいます。私の宝物です。娘は両親のことをいつも考えてくれますが、結婚したら婿の家族の人になるし、できた子どもも婿の家を継承するでしょう。私たちが年老いて死んだ時、お墓を守ってくれるのは息子ですよ。」(C2)

男児を切望していたC2は、息子を産むため、風水を信じて姑のお墓までも移動し、何度も中絶した。B1の夫は長女を養女に出し、その後息子の誕生により家庭生活は安定するよ

うになった。M村のB3によると、彼女の夫は息子が生まれるまで、農業などに何の関心はなく、息子が生まれてからやっと落ち着いて生活するようになった。

男児を願望するため、次女を養女に出すB1も「…どうしても男児が必要である、…」と語った。

「跡継ぎ」という伝統的観念の影響で、女兒しか持たない親は依然として「跡継ぎ無し」、「死んだ後の供養を誰もしてくれない」などと他人に言われる。B2が結婚してから夫とずっと仲良く暮らしているが、長女が生まれた後、他の人にいやみを言われたので、彼女の夫はどうしても男児が欲しくなり、次女を自分の兄の家に隠して育てている。

また、C1の夫は2人の娘がいて都市に就職していたが、どうしても男児が欲しくて人口政策に違反して男児を産んだため、19年間勤めた会社を解雇され、老後が保障される職場から、農村に戻っていた。C1は夫のことについて次のように語っている。

「主人はとても頑固な人です。私は二番目の娘が生まれた時には、本当にかっかりしました。私は女の子が二人でもいいと思いますよ。退職してから年金もありますし、老後生活は保障されているし、でも主人はどうしても男の子が欲しかったです。息子を産んでからそのことが会社に知られてしまい、主人はクビになってしまいました。農作業は会社より苦勞が多いですが、主人は今まで一度も後悔したことはありません。」(C1)

さらに、女兒を産んだため離婚させられた女性C3がいた。

今まで農村における多産についての先行研究では、多産の要因を記述する時、一番目の要因として常に「労働力が必要である」(趙立仁ら, 1982)ことが指摘されているが、今回の調査によってこの地域では、「隠された子ども」が発生する要因に関しては「労働力が必要」、「老後扶養のため」という理由だけでなく、「跡継ぎ」という伝統的な観念の影響が強いことが確認された。

#### ④当地域の政策と政策実施時期の地域差

1979年～1984年は、「一人っ子政策」が実施され始めた段階であり、その時期に調査地域では、「一人っ子政策」に従って、子どもを一人しか産まない夫婦に、子ども1人に2人分の耕作地を与え、家を建てる時に優遇政策を与えていた。また、他方で「計画外出産の子ども」には、500元～1500元の罰金を払わなければならない、しかも罰金を払っても子どもが14才になるまでは耕作地は与えられない。第一次産業で生活を維持し、年収が低い当該地域の農民に対して、現実の生活のためもう1人子どもを産む考えを抑えたのであった(表4-1-8)。

表 4-1-8 「隠された子ども」の出生と当該地域の政策と管理の関係（2000年8月現在、単位：人）

| 地域 | 「隠された子ども」の数と性別    | 出生期間           |                |                |
|----|-------------------|----------------|----------------|----------------|
|    |                   | 1979-1984<br>① | 1985-1990<br>② | 1991-2000<br>③ |
| N村 | 合計：22（男児：3 女児：19） | 3              | 15             | 4              |
| M村 | 合計：17（男児：3 女児：14） | 1              | 12             | 4              |
| 合計 | 合計：39（男児：6 女児：33） | 4              | 27             | 8              |

注：筆者の調査に基づいて作成 ①1979年～1984年の時期、1979年に「一人っ子政策」が開始される。

②1985年～1990年の時期、政策の緩和時期 ③1991年～2000年8月現在、政策の整備時期

1984年から農村では厳しい取り締まりが困難であることや国際世論の動向を踏まえ、中国政府は第二子の出産条件の拡大・緩和策へと転換した。具体的には、「農村で女児1人しか出産しておらず、第二子の出産を望む場合それを認める」ことが追記され、実質的には「農民戸籍者」<sup>(9)</sup>に対する2子政策に転じた。この背景の下で、当該地域の管理も緩和された。

B2は「…その時村では、『計画外出産の子ども』が多かった。生まれた子どもをこっそり親戚に預けている人も多い。村の責任者が『一人っ子政策』に違反したことが分かっても、なんの処罰もしないので、私たちが産まれた次女を同じ村の不妊夫婦に養女に出して、もう1人の子どもを産むことを決めました…」と語った。

また幹部の中には、男児願望で「一人っ子政策」に反して子どもを産んだ親たちに同情し、子どもを親戚に預ける人を処罰しなかった者が多かった。加えて、分配可能な耕作面積が不足していたため、この時期に「一人っ子」への耕作地が1.5人分になった。以上の影響で、1985年～1990年の間に「隠された子ども」が多く産まれた。

1991年以降は、国家政策の浸透、村民の生活レベルの上昇により、「隠された子ども」が徐々に減少した。

第1に、結婚年齢に達していない人には結婚証明書を発行しない、第2に、既婚女性は3ヶ月ごとに郷の病院で妊娠しているかどうかをチェックする、第3に、「一人っ子政策」に違反して産まれた子どもに5,000元～10,000元の高額の罰金を課すというのがこの政策の内容である。

## 2. 家族・親族的要因

⑤出産に関わる意思決定に関する妻より夫の意向の強さ

中国全国女性連合会と国家統計局が1990年に行った「中国女性の社会的地位の調査」によれば、家庭内での重要な権利について、都市部と農村部とに関わらず、女性が中心になって意思決定することの割合は、男性に常に及ばず、権利のバランスは、男性の方に大きく傾いている。全体からみると、家庭内での重大事項を決定する際に、夫婦が共同で決めることが、一般的になりつつあるが、男性の家庭内での地位は女性より高いことが明らかにされている（陶春芳ら、1992：226）。今回の調査でも、農村女性の社会的地位は昔よりは高くなったものの、家庭内地位はまだ低く、都市部女性が達成したレベルには及んでいない。特に子どもを産むことに関しての意思決定は、男性の方が絶対的に優位であった。夫の意思に従って次女を隠したB2と次女と3女を隠したB3の例をみてみよう。

B2「二番目の娘を産んだ時、主人は男児願望を持っていたので、2番目の娘が生まれた次の日に実家の兄の家に預けに行きました。でも私は本当に辛かった。娘が2人いるのはいいことだと思うのに。私は女の子が好きです。」

B3「…2番目の子どもはまた女の子だったが、主人はどうしても男の子が欲しかったので、もう一人の子どもを産む資格をもらうため、2番目の娘を主人の兄の家に養女に行かせた。その後私は何度も中絶したことがあります。3番目の娘を産んだ後、すぐ実家の母に預けに行きました。幸い今回男の子が生まれました。」

調査対象者の中には子どもの出産に関して、自分よりも夫が決める場合が多かった。夫の意思に背いたため、虐待され、離婚させられた女性（C3）もいる。女性にとって男児を出産することは、家庭内の地位を高める一つの手段になっている。

「私は息子が生まれるまで、夫の前で話をする時、立場が弱いと感じていた。農村では男の子がいなければ、威張ることができないのですよ。男の子を産んだ女性も主人と主人の家族から大事にしてもらえます。」（B3）

「隠された子ども」の産み親からは「夫のほうは男の子が欲しい」（B1）、「主人はメンツのためにどうしても男の子が欲しいですから…」（B2）、「主人はどうしても男の子が欲しかったから。息子が産まれなかった時、何もする気がないです…」（B3）という言葉が聞かれた。

女性の地位が高くなってきた現代においても、農村ではなお女性は出産に関する意思決定権が小さく、自分で決められない場合がかなりある。中国農村の女性の地位はまだ低い。調査対象者から、「主人（当家的）はどうしても男児がほしいですから」「主人は周りのプレッシャーを感じているから、どうしても男児がほしいです」という声が聞かれ、このよう

な話から、妻より夫の意向の強さが「隠された子ども」の発生に強く影響していることが分かった。

#### ⑥親族の援助的なネットワークの強さ

「隠された子ども」を受け入れ育てる親族や知人の援助的なネットワークが存在している。すなわち農村部では、血縁、地縁に基づく生活環境が「隠された子ども」の生存場所を提供している。

若林は「黒孩子」に関して「一切の公的な支援から除外され、教育や就職時に著しい不利益を被る」<sup>(10)</sup>と指摘した。しかし本研究では当該地域に生活している「隠された子ども」の生活実態の調査により、「隠された子ども」の中で戸籍がない「黒孩子」の大部分は普通の子どもと同じように学校に通っていることがわかった。さらに生活に困窮している「黒孩子」には授業料が免除されていた。調査によってこの地域の親族ネットワークが「隠された子ども」の存在や支援に大きな影響を与えていることもわかった。

第1に、この地域では通婚圏が狭い。ほとんどの人々は同じ村や隣接の村の間で結婚の相手を選択する。村内で生活している同士の間には何らかの親族関係がある。このため村民と村の責任者たちは、学校に行けない「隠された子ども」に対する授業料の免除にも肯定的な意識を持っている。

第2に、親戚の間に強力的な相互扶養的なネットワークが機能している。調査対象者の意識として、困ったことがある時、自分が頼みやすいのは、自分の親族であるという考え方もみられた。表4-1-3に示したように、調査地域の39名の「隠された子ども」の28名、約72%が親族の家で養育されている。このような血縁、地縁的な援助的なネットワークが「隠された子ども」の発生に大きな影響を与えている可能性がある。

中国では社会主義制度が確立した後、生産方式の変化とともに、生存のための資源を提供する主体は親族組織から国家に変化した。しかし、1978年の経済改革開放政策の実施によって、「生産請負制は生産と家庭を再び結びつけ、家庭の強化はまた農村の親族組織の強化と結びついたので」(王瀟寧, 1991: 132)。中国数千年来の親族思想は近代化を進める「改革開放路線」の中で復活し、少なくとも当面中国人口の7割を占めている中国農村地域において、重要な役割を果たしている。「一人っ子政策」が強化されても、中国の農村部で「隠された子ども」が依然として多く発生した背景には、農村部では「隠された子ども」を受け入れ育てる社会システム、親族の援助ネットワークが存在しているからだと考えられるのである。

## 第5節 分析結果から得られた知見の整理と課題

### 1. 当該地域における子どもの性別選好意識

今回の調査分析を通して、当該地域における子どもの性別選好意識に関して明らかになったことは以下の2点である。

第1に、調査地域では「男児選好」意識が根強く存在していて、男性は女性より男児選好意識が強いと指摘できる。

まず、調査地域における「隠された子ども」は39人いる。そのうち男児は6人で、女児は33人で、圧倒的である。「隠された子ども」の行き先をみると、そのうちの6人男児は、1人が生まれ家族は男児がいないため、「男児願望」のために生まれた子どもなので、自分の両親に育てられている。ほかの5人は、産みの親は女児が欲しかったが、「一人っ子政策」に違反して生まれた子どもが再び男児だったので、男児がいない家族に養子に行かせている。そのうちの1人は不妊夫婦に引き取られて育てられており、ほかの4人は女児しかいない夫婦に引き取られて育てられている。

また、「隠された」子どもの33人の女児のほとんどは望まれない子どもであった。産みの親は「男児願望」のため、産まれた女児を男児しかいない親族（24人）に、あるいは不妊夫婦などの家族に養女に行かせている（7人）。産みの親に育てられているのはただ2人である。

さらに、「子どもの性別選好意識」に関して、夫婦間の差が見られ、調査対象者の話の中でも自分（女性）より男性（夫）の「男児願望」のため、「一人っ子政策」に違反して子どもを産んだケースが多い傾向がみられた。

第2に、当該地域では女児と女性の差別問題が存在している。

「隠された」子どもの生活実態からみると、「隠された子ども」には女性ゆえに差別を受け、女児であるため隠され育てられている。生まれた子どもが望む男児である場合、ほとんど罰金を払って子どもの戸籍に登録する。しかし、生まれた子どもが望まない女児の場合は、隠れて育てることが圧倒的に多い。

また、生活上、大きな問題が存在している5人の「隠された子ども」はすべて女児である。この5人の子どもは現在でも戸籍に登録されていない。戸籍がないため、生活を維持する耕作地が与えられない。さらに、戸籍はない子どもは、将来の就職、結婚などに乗り越えなければならない壁が存在していることが予測できる。「隠された子ども」の教育機会

は普通の子どもより少ない。経済発展が進んでいる中国では高い教育を受けなければ、将来就職する時、不利を被ると予測され、将来にわたって新しい貧困が生まれることになりうる。

さらに、当該地域では、女兒を産んだため離婚させられた女性がいた (C3)。当該地域において、「男尊女卑意識」がまだ強く存在していると言えるだろう。

## 2. 今後の研究課題

今回の調査結果を踏まえると、今後研究課題は3つにまとめられる。

### 第1に、調査地域と調査対象の問題。

今回の調査で得られた知見を一般化するには慎重でなければならないことである。その理由としては、調査地域が遼寧省の貧困な農村部であり、地域的に偏っていたことがあげられている。「隠された子ども」の多発地域はほとんど辺鄙な農村部であることが明らかである (李東輝, 2002: 1-12)。しかし、経済が発展している中国の広東省においても、「男児選好」のため、「隠された子ども」が多く存在していると報道されている。したがって、中国における「子どもの性別選好」意識の実態とその影響要因を明らかにするために、経済が発展している地域を取り込んで、広範囲にわたる調査が必要である。

また、調査の時、「男児願望」に関して、夫婦間の差が見られたが、調査対象者を女性に限定していたことで、この知見を断定することができなかった。さらに、男性を取り入れて調査する必要がある。

### 第2に、調査方法の問題

当該地域において「男児選好」意識が根強く存在していることが明らかになったが、訪問調査という方法を取ったため、この結果の確認、そして中国農村部における「男児選好」意識の実態を明らかにすることに量的な調査が必要であると考えられる。

### 第3に、研究視点の提示

#### (1) 日常生活に関わる地域環境の視点

調査地域における「隠された子ども」が多く存在している重要な要因の一つとして親族の援助的なネットワークの強さが挙げられた (李, 2002: 1085)。すなわち当該地域において、「隠された」子どもの多くは親族の家に引き取られた (39人の中で28人)。通婚圏の狭さと当該地域の経済発展が遅れているため、地縁と血縁関係は一つ重要な生活資源として重視されている。このような地域社会では個人の子どもの性別選好意識は、周りの人々

の意識及び自分は生活環境の状況から影響されているだろう。これを明らかにするのが今後の課題である。

### (2) 親にとっての子どもの価値の視点

中国における「多産」についての先行研究では、「多産」の要因には経済的な理由があると指摘されている（梁，1992：231）。今回の調査では「隠された子ども」の発生の社会的要因には、経済要因が大きく影響していることがうかがえた。例えば「労働力が必要」「養児防老」（老後の保障のため、男児を産む）などの要因である。経済要因とならんで「跡とり」としての親にとっての子どもの価値が農村部の人々の子どもの性別の選好意識に大きな影響を及ぼしていることが明らかになった。79年に「一人っ子政策」が実施されてからすでに25年の歳月が流れた。一組の夫婦は子どもが1人しかもっていない（あるいは）少子化、及び高齢化社会の急進な進行とともに、親にとっての子どもの価値はどのように変化しているのか。変化があるとすれば、それは子どもの性別選好意識にどのように影響しているだろうか。ほとんど老後保証制度は整備されていない中国の農村部において、今後少子農村部の「男児選好」という問題を解決するためには、親にとっての子どもの価値とその影響要因を明らかにすることが重要である。

### (3) 女性の家庭内での地位の視点

今回の調査では、「男児選好」意識は女性より男性に強い。特に、出産に関わる意思決定は、男性の方が絶対的に優位であったことが明らかになった（李，2002：1084）。女性にとって男児を出産することを通して、夫の家での地位を高める一つの手段になっている。男性は女性より優位な家庭では「隠された子ども」を産むことが多い。それは、家庭内役割分業、意思決定、収入の配分などに関わる女性の家庭内地位と子どもの性別選好意識と関係している視点が示唆された。

社会的に弱い立場に立っている女性の地位向上をはかり、女性の経済的独立能力を高めることと、農村女性の教育レベルを向上させることは、農村地域に存在している「隠された子ども」の問題を解決するための重要な政策である。中国は農村人口が総人口の63.9%を占めており、その農村地域における家庭内の男女平等を実現し、女性の地位を高めることが人口問題を解決する緊要な課題であると考えられる。

【引用文献】

- 王濂寧, 1991, 『当代中国村落家族文化：对中国社会現代化的一項探索』, 上海人民出版社.
- 沙吉財, 1994, 『当代中国女性家庭地位研究』, 天津人民出版社, p 110.
- 趙立仁・朱楚珠, 1982, 「農村第二胎生育研究」『人口研究』(4) pp36—39.
- 鄭曉英, 1995, 『中国女性人口問題与發展』, 北京大学出版社, p 246.
- 陶春芳ら著・山下威士・山下泰子訳, 1995, 『中国婦女社会地位概観』『中国の婦女』, 尚学社.
- 遼寧省統計局編, 1999, 『遼寧省 1998 年統計年鑑』, 中国統計出版.
- 梁中堂・閻海琴, 1992, 『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』, 山西高校連合出版社.
- 若林敬子, 1994, 『中国 人口超大国のゆくえ』, 岩波新書.

【注】

- 
- (1) 現在中国では「多産」とは、3人以上の子どもを産むことである。これは中国の「計画出産政策」が実施される流れの中で、70年代から現われ、80年代初めに明確化された概念である（梁中堂他 1992, 77）。具体的な内容は第2章を参照。
- (2) 1988年6月30日の『人民日報』には「近年、戸籍のないヤミの子ども（黒孩子）が100万いる」と報じられている。この記事が初めて戸籍のない子どもを「黒孩子」と呼んだ。本文は実態の調査の上で「黒孩子」に関して次のように定義した。「黒孩子」とは、両親が罰金を払わず、戸籍に登録されず、隠されて育てられている子どものことである（図1の②と③）。
- (3) 中国では一番基礎の行政単位、日本の町と同じである。第1章の注1を参照。
- (4) 中国では土地の所有者は国家である。農村部では農民の生活を維持するために、当地域所有している耕作面積によって、1人ずつ平均的に耕作面積を配分される。
- (5) 村の統計資料による。
- (6) 調査方法は、半構造面接調査である。10人の調査対象の中で、録音できるのは4人である。その他の人についての調査は、録音を断られたため、聞き取りしながらメモした。その後に関想して補充した。
- (7) 2003年3月、N村小学校では、作為抽出方法で、18人（そのうち「隠された子ども」は8人、普通の子どもは10人）を対象として、アンケート調査を行った。

- 
- (8) 先生 R1 から提供していただいた H5 の作文「私の家」と「私の夢」による
- (9) 中国では都市部と農村の二元的社会構造による農業戸口と非農業戸口の二分類がもっとも基本的区分である。農民戸籍を持っている人より、非農民戸籍を持っている人の社会地位が高い。
- (10) 若林敬子は『『黒孩子』の境遇は多くの場合、学校にも行けず、一切の公的支援から除外され、もとの職業にも就けない彼や彼女らに、希望に満ちた未来が存在するはずがありません。』というように悲しい存在であることを指摘している（若林 1994, 109—113）。

## 第4章 その2

農村部における「男児選好」の実態とその規定要因

## 第1節 問題関心と目的

「男児選好」は中国の伝統的な産育文化の重要な特徴の一つとして知られ、20世紀半ばまで全国にわたって存在する現象であった。1949年の新中国成立以降、伝統的な「家父長家制度」への批判、女性の地位の向上及び社会保障制度の整備などにより、「男児選好」意識は弱まってきた（中国社会科学院社会学研究所，1994：29 - 32）。しかし、1979年から「一人っ子政策」が実施されて以後、合計特殊出生率が顕著に減少すると共に、男児が女児より多いという出生性比のアンバランス問題が明らかになった。この問題が生じた根本的な要因として「男児を希望するため」が指摘されている（劉梨，1997：221 - 239）。また、都市部では「男児選好」意識が薄れてきた一方で、農村部では「男児選好」意識が強く、特に経済発展が遅れている農村部では、「一人っ子政策」に違反して生まれた子どもが多く存在し、「男児選好」意識がまだ強く存在していることが明らかになった（梁中堂ら，1992：77）。

「子どもの性別選好」意識は、家族の子どもの数や家族の構成、さらに人口過剰という社会問題を解決するために非常に重要な要因であるという考えから、従来から研究されてきた<sup>1)</sup>。しかし、中国において「男児選好」は一つの社会問題として注目されているものの、「男児選好」意識の実態及び「男児選好」意識に影響を与えている要因についての実態調査はなされていない。子どもの性別選好意識の実態及び子どもの性別選好意識に影響を与える要因を明らかにすることは、急速に進行している少子化、高齢化社会へ対応を迫られている社会福祉制度の整備や女性の地位の向上実現に対しても、重要な意味を持つと考えられる。

そこで本稿では、中国における「男児選好」意識の維持メカニズムを明らかにする研究の一つとして、中国の農村地域に焦点を当てて、アンケート調査を通し、①子どもの性別選好意識の実態、②子どもの性別選好意識に影響を与える要因を明らかにすることを目的とする。

## 第2節 先行研究と調査概要

### 1. 先行研究の総括

子どもの性別選好意識に関して、①中東国家、東アジアと南アジアのような経済発展が

遅れている地域と、②韓国、中国のような伝統的な儒教文化の影響が強い国では、「男児選好」が強く存在していると指摘されている（李冬莉，2001：21）。中国における子どもの性別選好意識に関する先行研究では、主に伝統的な儒教文化と経済的要因というマクロな視点から考察したものがみられる。「男児選好」意識に影響を与える社会的・文化的要因として、①「家の継承」意識の存在、②女性の低い経済的地位（李冬莉，2001：21）、③社会保障制度不備による「老後は子どもに頼る」という生活実態の影響が指摘されている（趙立仁ら，1982：39）。また、筆者が2000年に実施した「隠された子ども」<sup>(2)</sup>の生活実態に関する調査で、「周りの人々の意識」、すなわち「メンツのために」男児が生まれるまで産み続ける現象が多く存在していることが明らかになった（李東輝，2002：1-12）。だが、「地域慣習」「老人扶養意識」などの視点からの研究がまだ手薄な状況である。

本稿では主に子どもの性別選好意識に焦点を当てて、その実態を明らかにした上で、「地域慣習」「老人扶養意識」が子どもの性別選好意識に及ぼす影響を探る。

## 2. 調査概要<sup>(3)</sup>

### (1) 調査地の特徴

調査対象地域は、中国の東北部に位置する遼寧省におけるA郷である。2001年村民の年収は一人当たり約1,000～1,500円で、2001年全省農民年平均収入2355.6元より大幅に下回っている。小学校の就学率は100%であるが、中学校の進学率は20～26%、高等学校進学率は10%ぐらいであり、教育水準が高いとは言えない。人口自然増加率は2000年が0.76%で、出生率が高い農村地域である（遼寧省統計局編，2002：223）。低収入、低学歴、高出生率という特徴は全国の貧困農村地域の状況と共通している。

### (2) 調査方法

本調査は、1979年「一人っ子政策」が実施されて以降の子どもの性別選好意識とその要因を明らかにするために、1979年全国平均結婚年齢22.7歳に基づいて、2002年5月現在で50歳以下の既婚者で、子どもをもっている夫婦を対象とした。A郷にある5村のうち2村の協力を得て、子どもをもっている50歳以下の夫婦397世帯の内、夫婦ともに家にいて、協力してくれるすべての夫婦を調査対象とした。調査は家庭訪問式で調査員を通じて249世帯に質問紙を配付し、2日後に回収した。非識字者の回答は調査員により記入した。有効回収票は465票（男性232、女性233票）、有効回収率は93.4%。調査対象者のほとんど

は、出産、育児が「一人っ子政策」に関わっている世代である。

調査期間は2002年4月から5月までの間である。

### (3) 調査項目と分析の枠組

#### ①子どもの性別への関心の有無

(ア)第1子と第2子が生まれる前の子どもの性別への期待<sup>14)</sup>、(イ)子どもの追加希望および追加理由、(ウ)理想的な子どもの性別組み合わせ(坂井博通, 1989:117)と言う項目を設定した。

第1子と第2子の性別への期待に関して、「男児がほしかった」「女児がほしかった」「男児でも女児でもよい」「考えたことはなかった」という4つのカテゴリーの内、1つを選択するという形で回答を求めた。子どもの追加希望の有無について尋ね、追加希望がある人に「追加の理由」を尋ねた。次に「理想的な子どもの数」及び「理想的な子ども性別組み合わせ」などについて回答を求めた。

#### ②子どもの性別選好

現在の子どもの性別選好意識を考察するために、「子どもが1人だけとする場合、選択できるとすれば、どちらの性別の子どもを希望しますか」という項目を設定し、「女児がよい」「男児がよい」「男児でも女児でもよい」「考えたことはない」という4つのカテゴリーから一つを選択するという形で回答を求めた。

#### ③子どもの性別選好意識に影響を与える要因

(A)②で設定した「子どもの性別選好意識」の問いに「男児がよい」と回答した者に「男児選好理由」を尋ねた。また、子どもの性別選好意識変化の有無とその影響要因を考察するために、「以前(結婚当時)、子どもの性別に関して、貴方はどう考えましたか」という質問を設定した。「男児がよい」「女児がよい」「どちらでもよい」という三つのカテゴリーから一つを選択するという形で回答を求めた。さらに、「男児がよい」と回答した人に対して、「男児選好意識変化の有無」をたずね、「変化した」と回答した者にその「変化の理由」を聞いた。その他に、(B)親に関する扶養実態と経済的扶養意識、及び自分の老後に関する意識、(C)個人の属性などについて尋ねた。

本研究分析の枠組は表4-2-1に示している。

表4-2-1 分析枠組み

|                     | 本研究の視点            | 経験的指標                               |
|---------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 子どもの性別選好意識に影響を与える要因 | 男児選好及び男児選好意識変化の理由 | ①子どもの性別選好と選好理由<br>②男児選好意識の変化とその変化理由 |
|                     | B. 老後に関する意識       | ①親の扶養実態と経済的扶養意識 ②自分の老後生活に関する意識      |
|                     | C. 個人の属性          | 性別、年齢、子どもの数、自分のきょうだい数、学歴、職業形態、個人の収入 |

### 第3節 調査の結果と考察

#### 1. 調査対象者の属性

今回の調査対象者、男性の平均年齢は38.2歳、標準偏差は5.6、女性の平均年齢は37.6歳、標準偏差6.1である。平均結婚年数は15.5年で、標準偏差5.7であり、初婚平均年齢は男女とも同じ22.2歳、標準偏差は2.2で、ほぼ全国平均に等しかった(1985年の全国調査によれば平均結婚年齢は22.8歳;1990年の全国調査によれば全国農村家族規模4.27人)。家族構成は平均で4.08人、対象者全体の68.8%が核家族である(表4-2-2)。

表4-2-2 対象者の基本属性(N=465)

| 項目   | 区 分               | %    |      | 項目    | 区 分            | %    |
|------|-------------------|------|------|-------|----------------|------|
|      |                   | 男性   | 女性   |       |                |      |
| 性別   | 男性                | 48.9 |      | 民族    | 漢民族            | 96.7 |
|      | 女性                | 51.1 |      |       | その他            | 3.3  |
| 年齢   | 20代               | 21.1 |      | 子どもの数 | 1人             | 46.9 |
|      | 30代               | 46.5 |      |       | 2人             | 48.6 |
|      | 40代               | 32.4 |      |       | 3人以上           | 4.5  |
| 雇用形態 | 正社員<br>自営業<br>その他 | 男性   | 女性   | 教 育   | 学校教育を受けなかった    | 1.8  |
|      |                   | 16.0 | 10.4 |       | 小学校            | 30.3 |
|      |                   | 71.4 | 84.2 |       | 中学校            | 48.2 |
|      |                   | 12.6 | 5.4  |       | 高等学校           | 10.4 |
|      |                   |      |      |       | 専門学校・短期大学・大学以上 | 9.0  |
|      |                   |      |      |       | 未回答            | 0.3  |

注：雇用形態のうち、自営業＝農業経営＋農業以外の自営業（男性：71.4%＝53.2%＋18.2%

女性：84.2%＝73.3%＋10.9%）

雇用形態としては、男性は自営業が全体の71.4%（そのうち農業経営者が53.2%、農業以外の個人経営者が18.2%）、正規社員は16.0%、パートなどは12.6%であり、農業に従事している者が最も多い。女性は自営業が全体の84.2%（そのうち家事及び農業経営者が73.3%、農業以外の個人経営者が10.9%）、正規社員は10.4%、パートなどは5.4%であっ

た。学歴は中学卒以下が 80.3%を占めていた。民族はほとんど漢民族であった(表 4-2-2)。

## 2. 子どもの性別選好意識の実態

### (1) 実際の子どもの数と理想的な子どもの数

当該地域における実際の子どもの数は、2人が 48.6%で一番多く、次は1人 46.9%で、3人以上子どもを持っている人はわずか 4.5%にすぎない。一元配置分析の結果、現実を持っている子どもの数は親の年齢と有意な関係があることがわかった ( $F=25.8$   $P<0.001$ )。すなわち、対象者の年齢が高いほど実際の子どもの数が多くなる。

ここで、今回の調査の結果と 1990 年に行った全国調査の農村部の結果を比較すると、当該地域では1人しか子どもをもっていない者が 1990 年調査の 17.2%よりも、また、2人しか子どもをもっていない者は同調査の 30.9%より大幅に上まわっている。その一方で、3人以上子どもを持っている者は 1990 年調査の 18.7%より大幅に下回っていることがわかった(図 4-2-1)。

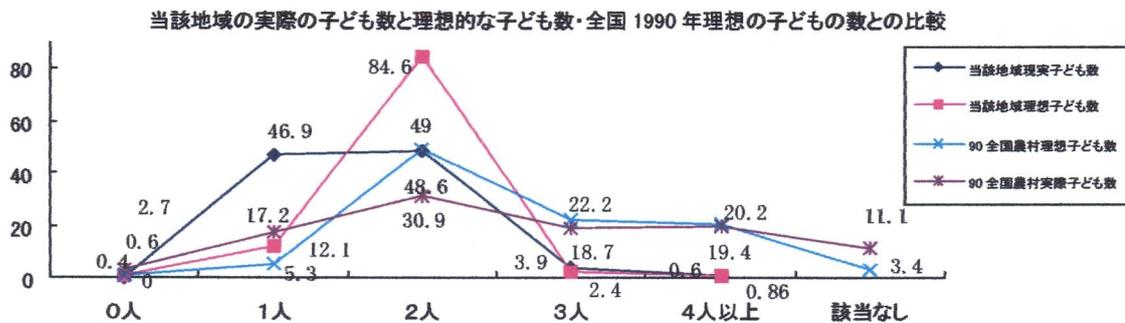


図 4-2-1 当該地域と 1990 年全国調査の実際の子どもの数・理想的子ども数との比較 (%)

また、理想の子どもの数に関して、「1人」と回答した者は 12.1%、「2人」と回答した者は 84.6%、「3人以上」とした人はわずか 3.3%であった。1990 年調査の結果と比較すると、当該地域調査は、2人の子どもの理想とする人が 1990 年 49.8%より大幅に上まわっていて、3人以上とした人が 1990 年 38.2%より大幅に減少している(陶春芳編, 1993: 260 - 285)。この結果からだけ見ると当該地域の人々の「多子多福」(子どもが多ければ、老後に心配はない)という出産観念が変化した可能性は高いと言える。

ところが、実際の子どもの数と理想の子どもの数の差異を比較すると、実際の子どもの数は平均 1.58 人で、理想の子どもの数は平均 1.92 人である。理想の子どもの数と実際の

子どもの数の間には0.34人の差がある。すなわち人々の意識と国の政策で決められている子どもの数との間に依然として大きなギャップが存在していることが分かった（表4-2-3）。

表4-2-3. 既存子ども数・理想的な子ども数・追加子ども数（人）

|        | 最小値 | 最大値 | 最頻値 | 平均値  | 標準偏差 |
|--------|-----|-----|-----|------|------|
| 既存子ども数 | 1   | 4   | 2   | 1.58 | 0.60 |
| 理想子ども数 | 1   | 4   | 2   | 1.92 | 0.42 |
| 追加子ども数 | 0   | 2   | 1   | 1.50 | 0.50 |

## （2）子どもの性別への関心

先述のように、当該地域においては人々の出産意識は、かつての「多子多福」という考えから、「理想の子ども数は約2人」に集中する形に変わった。だが、「理想的な子どもの性別構成」に関しては、「とにかく男児1人と女児1人がほしい」と考えている人が74.5%で、圧倒的に多い。

表4-2-4 子どもの性別への期待 単位：%（人）（第1子：N=463 第2子=236）

| 内 容       |    | 男児希望       | 女児希望      | どちらでもよい    | 考えたことはなかった | 合計        |
|-----------|----|------------|-----------|------------|------------|-----------|
| 第1子への性別期待 |    | 23.1 (107) | 6.9 (32)  | 55.7 (258) | 14.3 (66)  | 100 (463) |
| 第2子への性別期待 | 全体 | 43.1 (102) | 7.7 (18)  | 42.7 (101) | 6.5 (15)   | 100 (236) |
|           | 男児 | 3.2 ( 1)   | 35.5 (11) | 51.6 ( 16) | 9.7 ( 3)   | 100 ( 31) |
|           | 女児 | 48.3 ( 99) | 3.4 ( 7)  | 42.0 ( 86) | 6.3 (13)   | 100 (205) |

また、表4-2-4に示したように、子ども出生順位別にみると、第1子の性別への関心と第2子の性別への関心を比較すると、第2子の性別に関して43.1%の人は「男児が欲しかった」と考えた。これは第1子の場合(23.1%)より大幅に上まわっている。さらに、第2子の性別への期待と第1子の性別との関係を見ると、第1子が女児である場合第2子への男児願望意識が(48.3%)、第1子が男児である場合(3.2%)より一層強くなった(表4-2-4)。中国における出生性比に関する研究では、子どもの出生順位が下がるにつれ、男児願望のため、出生性比のアンバランスはより顕著になることが明らかにされている(阿

藤誠ら, 2002: 30 - 32)。今回の調査結果でも子どもの性別への関心に関して同じ傾向がうかがえた。

(3) 子どもの性別選好意識に関して

1) 子どもの性別選好意識

「子どもが1人だとする場合、選択できるとすれば」という問いに対して、対象者の30.2%の人が「男児がよい」と答えており、「女児がよい」と回答したのはわずか5.2%であった。「男児選好」意識が「女児選好」意識より大幅に上まわっている。この結果を1993年北京で行った調査の結果と比較すると、北京市の「男児がよい」と回答した者(4.5%)より大幅に上まわっていて、当該地域では「男児選好」意識がまだ強く存在している(表4-2-5)。

表4-2-5. 子どもの性別選好意識—1993年北京市の調査との比較 単位: % (人) N=452

|                        |    | 男児がよい<br>N=137 | どちらでもよい<br>N=291 | 女児がよい<br>N=24 | その他       | 合計         | $\chi^2$ 検定 |
|------------------------|----|----------------|------------------|---------------|-----------|------------|-------------|
| 今回の<br>調査結果<br>(N=452) | 男性 | 35.5 (82)      | 61.0 (141)       | 3.5 (8)       | 0         | 100 (231)  | *           |
|                        | 女性 | 24.9 (55)      | 67.9 (150)       | 8.2 (16)      | 0         | 100 (221)  |             |
|                        | 全体 | 30.2 (137)     | 64.6 (291)       | 5.2 (24)      | 0         | 100 (452)  |             |
| 1993年北京市調査結果           |    | 4.5 (86)       | 78.4 (1505)      | 6.5 (125)     | 9.4 (183) | 100 (1920) |             |

\*: p < 0.05

「子どもの性別選好意識」を性別にみると、カイ二乗検定の結果は有意水準5%で有意な関係がみられた( $\chi^2=8.05$  P<0.05)。即ち、「男児がよい」と考えている人は、男性が35.5%で、女性の24.9%を大幅に上まわっている。一方で、「女児がよい」と考えている人は、男性(3.5%)より女性(8.2%)が上まわっていて、「どちらでもよい」に関しても女性は男性より多い(表4-2-5)。

2) 子どもの追加意識及び子どもの性別選好意識との関連

「もし、一人っ子政策がなかったら、さらに子どもがほしい」人は49.7%で、5割近くの人が「子どもの数を増やしたい」と考えている。子どもへの追加意識に影響する要因を考察するために、まず、「子どもの追加意識」と現実の子どもの性別の関連をみてみよう。

クロス集計の結果、第2子への追加意識の有無は第1子の性別と有意な関連がみられ、第1子が女兒である場合(70.6%)は男児である場合(64.0%)より「第2子への追加意識」が強い(表4-2-6)。

表4-2-6 第2子への追加意識の有無と第1子の性別・「男児選好」意識 単位: % (人)

|                      |    | 第2子への追加意識の有無 (%) |            |           | d. f. | $\chi^2$ 検定 |
|----------------------|----|------------------|------------|-----------|-------|-------------|
|                      |    | あり               | なし         | 合計        |       |             |
| 第1子の性別<br>(N=218)    | 男児 | 67.8 (97)        | 32.2 (46)  | 100 (143) | 1     | **          |
|                      | 女児 | 70.6 (53)        | 29.4 (22)  | 100 (75)  |       |             |
| 男児選好意識の有無<br>(N=460) | あり | 63.3 (88)        | 36.7 (51)  | 100 (139) | 1     | ***         |
|                      | なし | 43.7 (140)       | 56.3 (181) | 100 (321) |       |             |

注: 第1子の性別の対象者は子ども1人しか持っていない人      \*\*:  $p < 0.01$       \*\*\*:  $p < 0.001$

子どもを2人持っている場合、第3子への追加意識の有無は「第1子と第2子の子どもの性別組み合わせ」と有意な関連もみられなかった。しかし、興味深いのは、現実には「男児2人」を持っている場合、第3子以上の子どもへの追加意識が強い。これは中国における高齢社会の急進につれて、自分の老後生活に関して「娘は息子より頼みやすい」という意識と関係があると推察される(表4-2-7)。

表4-2-7 第3子への追加意識の有無と第1子と第2子の性別組み合わせ・「男児選好」意識  
単位: % (人) (N=224)

|                 |       | 第2子以上子どもへの追加意識の有無 (%) |           |           | d. f. | $\chi^2$ 検定 |
|-----------------|-------|-----------------------|-----------|-----------|-------|-------------|
|                 |       | あり                    | なし        | 合計        |       |             |
| 第1子と第2子の性別組み合わせ | 女児+男児 | 25.0 (25)             | 75.0 (90) | 100 (120) | 1     | △           |
|                 | 男児+女児 | 37.5 (9)              | 62.5 (15) | 100 (24)  | 1     |             |
|                 | 女児+女児 | 38.3 (23)             | 61.7 (37) | 100 (70)  | 1     |             |
|                 | 男児+男児 | 60.0 (6)              | 40.0 (4)  | 100 (10)  | 1     |             |

注: 子どもを2人持っている人を対象とする      △:  $p < 0.1$

子どもを3人以上持っている場合、ケースが少ないため(子ども3人:17 子ども4人:3)、第3人以上の子どもへの追加意識の有無と子どもの組み合わせ別とのカイ二乗検定はできなかった。しかし、クロス集計の結果、子どもを3人以上持っている場合は、次の子

どもへの追加意識はない人が多い(20名のうち14名)。これは現在中国における子育てコストの上昇と人々の「多子多福」という意識の変化と関係があると思われる。

次は、子どもの追加意思の有無と「男児選好」意識の関連をみると、次の子どもへの追加意識は「男児選好意識の有無」と有意な関係がみられ、「男児選好」意識がある人(63.3%)は「男児選好」意識がない人(43.7%)より次の子どもへの追加意識が強い(表4-2-6)。

#### 第4節 「男児選好」意識に影響を与える要因に関して

##### 1. 「男児選好」及び「男児選好」意識変化理由

###### (1) 「男児選好」の理由

ここで、「子どもの性別選好意識」に関する問いに、「男児がよい」と回答した人(139名)を対象として「男児がよい」理由を尋ねた。その結果は、「家の継承のため」38.7%、「肉体労働には男児が必要」21.3%、「男児がいないと周りに差別されるため」16.8%、「この社会は男尊女卑のため」11.6%、「女兒よりかわいいため」7.1%となった。そのうちに、男性は女性より「家の継承」を重視しており(男性46.3%、女性30.1%)、女性は「この社会は男尊女卑」という理由で「男児願望」の人が多く(図4-2-2)。

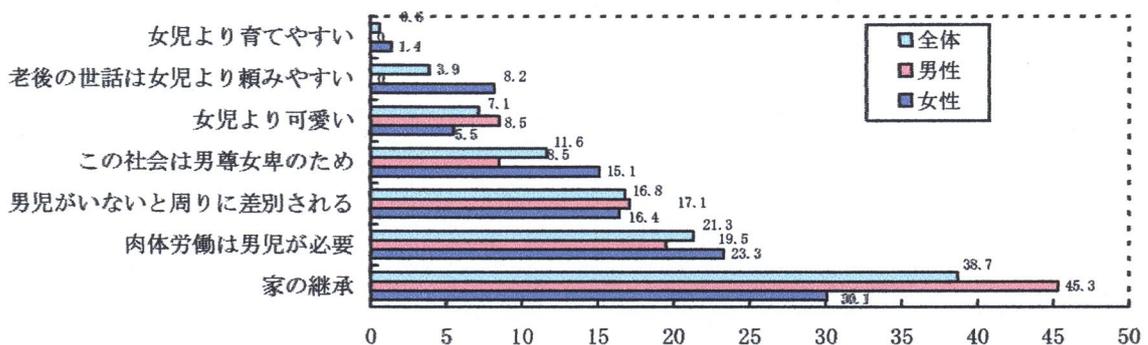


図4-2-2 「男児選好」の理由(単位: % N=139)

また、辜勝祖の研究によれば、農村部における「男児選好」の理由は、「老後の頼り」(82%)、「家の継承」(58%)、「労働力増加」(48%)、「夫婦間の絆」という順位である(辜勝祖, 1089: 30-32)。今回調査の結果は、「家の継承」を重視する点は先行研究と同じ傾向が見られた。息子のみが「家の継承」をするという伝統的な家長意識が子どもの性別選好意識に強く影響していることが明らかになった。

## (2) 「男児選好」意識変化の理由

「以前（結婚当時）、子どもの性別に関して、貴方はどう考えましたか」という問に関して、「男児がよい」と回答した175名のうち、現在「男児がよい」意識は「変化した」と回答した人が64名いる。これらを対象として、その変化の理由を尋ねた。回答者が64名なので統計の結果を一般化できないが、一応の傾向をみるために、64名の回答を取り上げた。

「男児選好」意識が変化した理由として、「現在周りの人も男児でも女児でもよいと考えるようになったから」（20.6%）をあげた人が一番多かった。他方、これに続いて「女児は男児より頼みやすいため」（17.6%）、「女児は男児より育てるコストが少ないため」（12.5%）と続いている（図4-2-3）。この結果から当該地域の人々の子どもの性別に関する意識が子どもの性別選好意識にある程度影響を及ぼしていることが考えられるだろう。

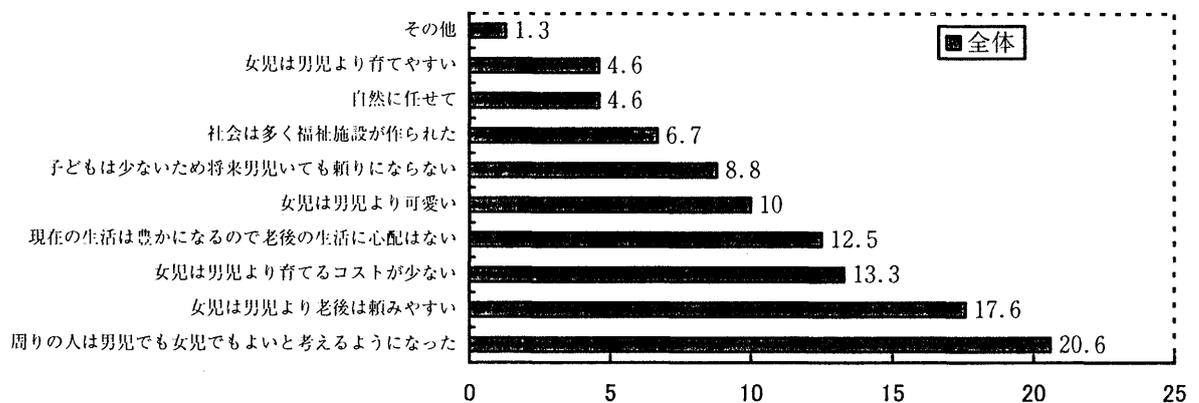


図4-2-3 「男児選好」意識変化の要因（単位：% N=64 男：39 女性：25）

## (3) 老後に関する意識の影響

### ①老親の扶養に関する意識と実態

「老親への経済的な扶養」に関して、全対象者の中で「扶養すべき」と考えた人は87.1%で圧倒的多数であった。また、筆者が2000年8月に実施した調査によって、当該地域では98.1%の高齢者が息子に面倒を見てもらっていた（李東輝，2002：433）。

さらに、調査対象者の中で介護が必要な両親のいる世帯で、介護を担っている人は、いずれも「結婚している息子」と「嫁」が一番多い<sup>(5)</sup>。当該地域では老後は息子に頼っていることが明らかになった。

### ②自分の老後に関する意識

「自分の老後の生活費」に関して、「自分が働けるうちに準備」(45.6%)が最上位項目として挙げられた。自分の老後生活に関して、自立意識が高いと言えるのではなかろうか。先行研究では経済発展が遅れている農村部では、社会保障制度が整備されていないため、「養児防老」といった伝統的な観念がまだ強く存在していることが指摘されている(若林敬子, 1994: 116)。しかし、今回の調査結果は、「男児しか老後の頼りにならない」現実と意識との間にギャップが存在していることが分かった(図4-2-4)。

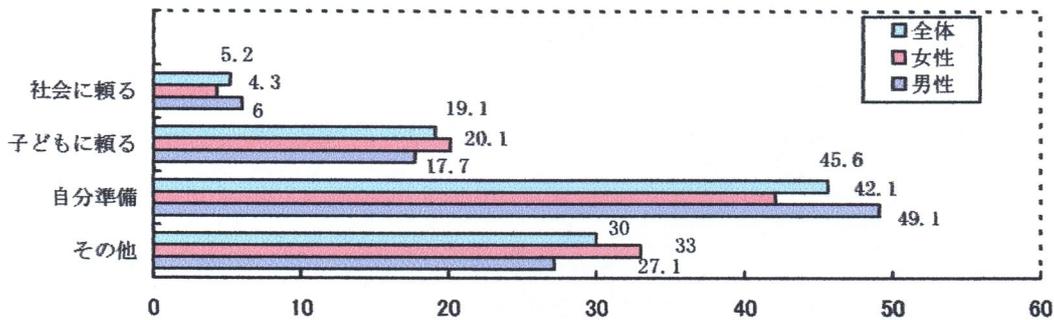


図4-2-4 自分の老後に関する意識 (%)

ここで、子どもの性別選好意識と「親への経済的な援助意識」および「自分の老後意識」との関連をみると、カイ二乗検定の結果は有意な関連が見られなかった。しかし、「男児選好」意識が「変化した」64名のうち、変化の理由では「女兒が男児より老後を頼みやすいため」と回答した人が11名いる。高齢化社会が急進している中国では従来の「家の継承」を重視することより「自分の老後の世話」を重視するようになると推測できる。

#### (4) 子どもの性別選好意識を規定する背景的要因

まず、「子どもが1人だとする場合、選択できるとすれば、どちらの性別を選択しますか」という問いに対して、「女兒がよい」と回答した24名(男性11名、女性13名)と「どちらでもよい」と回答した292名(男性92名、女性200名)、「男児がよい」と回答した137名(男性73名、女性64名)との3群に分類した。これをそれぞれ「女兒選好群」「中間群」「男児選好群」と呼ぶ。ここで「年齢」「子どもの数」「自分のきょうだい数」「学歴」を「子どもの性別選好意識」に影響を与える要因として、これらの3群間で一要因の分散分析を行った結果を表8に示す。F検定の結果は、「子どもの性別選好意識」と「年齢」「子ども

の数]「自分のきょうだい数」との間に有意な関連がみられた(表4-2-8)。

まず、「年齢」について3群間に有意差が示された( $F=4.895$   $P<0.01$ )。多重比較(LSD法)の結果、「中間群」より「男児選好群」の平均年齢が高いことがわかった。また、「男児選好群」と「性別」と有意な相互作用効果がみられ、男性の方は年齢が高い人の方が若い人より「女児選好」意識が強く、反対に女性は年齢が高い人よりも若い人に「女児選好」意識が強い。

表4-2-8. 子どもの性別選好意識における背景的要因に関する一元配置分散分析

|           | 1               | 2                | 3              | 一要因分散分析   |       |
|-----------|-----------------|------------------|----------------|-----------|-------|
|           | 女児選好群<br>(N=24) | 男児選好群<br>(N=137) | 中間群<br>(N=292) | F値        | 多重比較  |
| 年齢        | 37.21 (6.54)    | 39.19 (6.09)     | 37.35 (5.59)   | 4.895 **  | 2 > 3 |
| 子どもの数     | 1.58 (0.72)     | 1.47 (0.53)      | 1.63 (0.61)    | 3.638 *   | 3 > 2 |
| 自分のきょうだい数 | 4.00 (1.52)     | 5.11 (2.02)      | 4.79 (1.68)    | 4.348 *   | 2 > 1 |
| 教育歴       | 3.13 (1.36)     | 3.07 (0.93)      | 2.89 (0.92)    | 1.933 n.s |       |

注:( )内は標準偏差 中間群=どちらでもよい

\*:  $P<0.05$  \*\*:  $P<0.01$

「子どもの数」については、「中間群」より「男児選好群」の「子どもの平均数」が少ないことがわかった。

さらに、「自分のきょうだい数」に関して、「女児選好群」より「男児選好群」の方が「自分のきょうだい数の平均差」が多いことが示され、「中間群」では「自分のきょうだい数」における有意差は示されなかった。すなわち、自分のきょうだい数が多いほど、「男児選好」意識が「女児選好」意識より強くなる。

先行研究では、低学歴ほど「男児選好」意識が強く、なかでも非識字者が一番強く、また年齢別にも差がある(曹景椿, 1986:7-11)と指摘されている。しかし、今回の調査結果は、統計的には「子どもの性別選好意識」と学歴とに有意な関連性はみられなかった。これは調査対象者の学歴が中卒以下に集中していることと関係があると考えられる。また、子どもの性別選好意識と「職業」「個人の収入」とのクロス集計の結果にも有意な関連がみられなかった。

#### 第5節. 分析結果から得られた知見と今後の課題

1. 今回の調査によって、「子どもの性別選好」意識の実態について明らかになったのは次の3点である。

①当該地域ではかつての「多子多福」という出産観念が大きく変化した。

第2章に述べたように、建国後、合計特殊出生率は大きく変化した(第2章p57を参照)。合計特殊出生率の平均値をみると、40年代5.44、50年代5.87、60年代5.68、70年代4.01で減少し続けた。1970年から「計画出産政策」の実施、特に1979年からの「一人っ子政策」の実施によって、合計出生率は大幅に変化し、1980年に2.24まで減少した(李銀河, 1997: 49)。かつての「多子多福」という出産観念が大きく変化したことが明らかになった。今回の調査によって、当該地域でも実際の子どもの数は平均で1.58人、理想の子どもの数は平均1.92人で、全国と同様に「多産」という出産観念が変化したと言えるだろう。

②子どもの出生順位が下がるにつれて「男児希望」意識が強くなり、理想の子どもの数は2人が支持されていると同時に、「最も理想的な子どもの性別構成は、男児1人、女児1人」という意識が強く存在している(76.1%)。また、子どもの出生順位が下がるにつれ子どもの性別への関心が強くなる傾向がみられた。

③「男児選好」意識がまだ強く存在していて、特に男性の方が女性より「男児選好」意識が強く、反対に女性は男性より「女児選好」意識が強い傾向がみられた。中国では男女平等が進んでいるにも関わらず、収入、教育を受ける機会及び家庭内地位において女性より男性が優位を占めている。「男児選好」意識は女性の低い地位と深い関係があると思われる。この検証が今後の課題になる。

2. このような「子どもの性別選好」意識を規定する要因については、以下の3点が明らかになった。

(1) 当該地域には伝統的な「家の継承」という家父長制意識がまだ強く存在している。

1996年11月に人口情報センターは安徽省北部で行った調査によると、当該地域における「男児選好」の理由について、「家の存続」(49.9%)、「養児防老人」(老後のために子どもを産む)(36.5%)、「労働力が必要」(13.6%)が3つの上位の項目として挙げられる(蔡昉, 2000: 118)。今回の結果にも同じ傾向が見られ、「家を継承するため」(38.7%)が一番目の理由として挙げられている。息子を持つことこそが家系を存続させ、「一族の繁栄」、祖先の崇拜を実行することであるという考え方をもつ人々は、依然として少なくない。特に、男性が女性より「男児選好」意識が強い。また「男児選好」の理由には、「この社会は男尊女卑のため」(11.6%)と回答した人も少なくない。中国農村地域において、「男児選好」意識がまだ強く存在していることに、伝統的「家父長制意識」の影響があると考えら

れる。

### (2) 福祉制度未整備の影響

先述の分析によって、年齢が高くなるほど「男児選好」意識は強くなり、自分のきょうだい数が多くなるほど「男児選好」意識が強いことが明らかになった。また、子どもを産みたい理由について尋ねた結果、「子ども同士が互いに援助できるから」(42.3%)、「老後は子どもに養ってもらいたい」(23.7%)が2項目となった。これは社会の福祉制度がまだ整備されていない当該地域において、親族・きょうだいの相互援助が親の老後の生活を支えるものとして重視されていることを示唆している。

さらに、自分の老親を扶養する一方で、自分の老後は子どもに頼らず「自分で老後の生活を準備する」と考える人も多い。「男児選好」意識が変化した理由の中で「子どもが少なく、たとえ息子がいても老後の頼りにならない」(8.8%)と「自然に任せて」(4.6%)という項目を挙げている人も少なくない。それは老後の保障制度が整備されていない当該地域では「一人っ子政策」が実施されて以降、子どもの数の減少により老後は子どもに頼れない状況になったことと関係している。この問題は当該地域だけの問題ではなく、中国の広大な貧困農村地域全体にわたって存在している難題である。したがって、農村地域における「男児選好」意識を克服し、安心して老後の生活を送れるような社会福祉制度の整備が今後の重要な社会的課題になると思われる。

### (3) 地域の人々における子どもの性別選好意識の影響

「男児選好」の理由に関して、「男児がいないと周りに差別されるため」と回答した人が16.8%であり、また、「男児選好」意識が変化した被調査者には、変化の理由として一番多く(20.6%)挙げられた理由は「現在周りの人も男児でも女児でもよいと考えるようになったから」である(図4-2-3)。地域の人における子どもの性別選好意識が個人の意識に一定程度影響を与えていることがわかった。その背景として、1980年代以降の中国の経済政策による農村部の変化がある。中国では1978年以降、農村部での生産請負制の実施により、生産は集団経営から個人経営に変わった。生産方式の変化と家族機能の強化のため、男児の価値が一層上がった。また、農村では人口の流動性が低いため、何世代にもわたって何十年も同じ地域で暮らしているのが一般的である。その環境下で、自分のきょうだい、特に男性兄弟の数が家族の労働力を拡大する手段になっている。「自分のきょうだい数」が

多い人は少ない人より「男児選好」意識が強くなることが想像できる。「男児がいなくて周りに差別される」だけではなく、生活上で様々な不利になる可能性が大きい。当該地域の教育水準の低さもこのような慣習を形成したことに影響があると考えられる。教育水準の低下が新しい産育観念の形成を阻害していると考えられる。したがって、「男児でも女児でもよい」という「同等選好」出産意識を形成するために、当該地域の教育水準の向上が一つの重要な鍵になると考えられる。

【引用文献】

- 阿藤 誠・早瀬保子編，2002，『ジェンダーと人口問題』，大明堂発行。
- 馬瀛通ほか：1998，『出生性比新理論と応用』，pp155－203
- KIHASA：1996，(Korea Institute for Health and Social Affairs) “Sex Preference for Children and Gender Discrimination in Asia ”, Research Monograph , p 2
- 辜勝祖，1989，「中国人的生育意願」，『人口科学的探索と開拓』，北京大学出版社。
- 坂井博通，1989，「現代日本人の性別選好について」，『社会心理学研究』第4巻2号。
- 曹景椿，1986，「農村経済改革と計画生育」，『人口と経済』4期。
- 趙立仁・朱礎珠，1982，「農村第二胎生育研究」，『人口研究』4号。
- 中国社会科学院社会学研究所婚姻家庭研究室，1994，『現代中国における都市家族の意識と生活に関する研究－北京調査及びバンコク・ソウル・福岡との比較』，(財)アジア女性交流・研究フォーラム。
- 陶春方他著・山下威士ほか訳，1993，『中国の女性』，尚学社。
- 西田茂樹ほか：1992，「わが国の1920年以前の婚姻・離婚・身分別出生・身分別死産の動向に関する一考察」『民族衛生』47(4)224-234
- 劉梨，1997，「城市中生兒子意願的文化含意」，『平等と発展』，三聯書店。
- 梁中堂・閻海琴，1992，『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』，山西高校連合出版社。
- 李冬麗，1998，「国外性別偏好對我們的啓示」，『人口研究』1号。
- 李冬麗，2001，「經濟發展和家庭制度變遷對農民性別偏好的影響」，『婦女研究論叢』。
- 李東輝，2002，「中国農村地域における「隠された子ども」の生活実態」，『日本家政学会誌』，社団法人日本家政学会451号。
- 李東輝，2002，「中国農村女性の出産意識に影響を与える要因に関して」，『奈良女子大学大学院人間文化研究科』，奈良女子大学大学院人間文化研究科。

李銀河著，1997，『女性権力的崛起』，中国社会科学出版社。

李銀河著・江上幸子訳，1998，「中国人の出産・育児観」，『中国の女性学』，勁草書房。

遼寧省統計局編，2002，『遼寧統計年鑑 2001』，中国統計出版社。

若林敬子，1994，『中国 人口超大国のゆくえ』，岩波書店。

【注】

- (1) 例えば、アメリカの人口学者 Winston は、男子大学生の将来持つ子どもの性別に関する調査により、「男児選好」意識が強いことを明らかにした（李冬麗，1998：68）。西田茂樹によれば、日本では、江戸時代と大正期における農民の間には、きわめて明白な男児選好が存在していた（西田茂樹ら，1992：224-234）。韓国と中国では、出生率転換後に、超音波診断技術の普及によって胎児の性別判定が可能となったため女兒中絶をする傾向が高まり、一部で出生性比に著しい不均衡が現れている（KIHASA，1996：2；馬瀛通ら，1998：155-203）。
- (2) 「隠された子ども」とは、「一人っ子政策」と当該地域の政策に違反して生まれた子どもの中で、出生届けを出さず隠れて育てている子どものことである（李東輝，2002：1076）。
- (3) 調査地域に関して、2000年に行なわれた調査と同じ郷におけるM村（2000年調査二つの村の一つ）とC村である。C村の状況はM村と同様である。この地域のことに関して具体的に「中国農村地域における「隠された子ども」の生活実態」，『日本家政学会誌』，社団法人日本家政学会 451号 1077（2002）を参照。
- (4) 中国において1979年から「一人っ子政策」の実施により、一組の夫婦は子どもが1人、あるいは2人しかもっていないため、本調査では第1子と第2子と取り上げて性別への期待についての項目を設定した。
- (5) 調査対象者に「自分の父親・母親」と「配偶者の父親・母親」には要介護者がいる方に介護している人はどなたかについて尋ねた。被調査者のうち、要世話がいる方は257名、介護者と要介護者との関係をみると、結婚している息子夫婦によって介護しているのは164人（63.8%）で一番多く、続いて、配偶者41人（15.9%）、結婚していない娘夫婦26（10.1%）という順位で、息子夫婦によって世話している人が多い。

第5章

農村地域における親にとっての子どもの価値と子どもの性別選好意識

—量的調査から—

## 第1節 問題関心と目的

近年日本では、少子化・高齢化の進展とともに、「女兒選好」が強くなっている。その要因の一つとして、高齢化が深刻な問題となるにつれ、「老後は嫁より実の娘に介護されたい」という意識が存在していると指摘されている（若林敬子，1999：98）。ところが、このように新生児への男尊女卑志向がかなり薄れた日本と比べて、中国では「男児選好」意識がまだ強く存在している（李東輝，2003：12 - 21）。特に1979年以降出生数が厳しく制限されている中で、「男児選好」のために、「一人っ子政策」に違反して子どもを産む例が多く存在している。

「一人っ子政策」に違反して子どもを産む理由に関して、趙立仁らは1981年に農村を対象とした調査を行なった結果、「老後は子どもに養ってもらいたい」、「跡継ぎ」と「労働力」を最上位項目として挙げている<sup>1)</sup>。つまり経済的・歴史的な要因の影響で、80年代までの中国農村部における子どもを産み育てる意味（以下では「子どもの価値」と呼ぶ）と、それほど変化していないと言える。

1980年代以降の「一人っ子政策」と「経済改革・開放」政策の実施によって、経済体制、政治体制及び家族の様式が大きく変化した。このような激変の中で、都市部における子どもの価値は、大きく変化したことが明らかになった（中国社会科学院，1994：221 - 223）。しかし、農村部においては、親にとって子どもはどのような意味をもち、どのように変化したのであろうか。変化があるとすれば、人々の子どもの性別選好意識に及ぼす影響は何かなどの不明点が多い。それを明らかにすることは、中国における出生性比アンバランス問題を解決する上で、重要な知見にもなってくる。

本章では、中国農村部に焦点を当てて、①親にとっての子どもの価値の変化、②親にとっての子どもの価値に影響を与える要因、③子どもの性別選好意識と親にとっての子どもの価値との関連の3点を明らかにしたい。

## 第2節 先行研究・調査概要および分析方法

### 1. 親にとっての子どもの価値に関する先行研究の総括と調査の枠組み

中国における「親にとっての子どもの価値」に関して、主に経済的、文化的などの面から研究されている。例えば、陳成文は1992年山東省226の行政村の877高齢者世帯を対象

にアンケート調査を行なった。高齢者の老後扶養に関して、90.1%にも上がる高齢者は依然として家族扶養に頼り、したがって、子どもの価値はいまだ「養児防老」（老後保障のために子どもがたくさん産む）の側面を持ち合わせている（陳成文，1998）。子どもの価値に影響を与える要因として、①「伝統的家父長意識」の残存、②老親を世話すべき社会規範（李銀河ら，1998：118 - 121）、③「養児防老」という伝統的観念、④社会保障制度（殷平，1998：27）などが挙げられる。

しかし、「一人っ子政策」が実施されて以降、親にとっての子どもの価値の変化と、その変化に影響を与える要因について、実態調査によってまだ明らかにされていない。そこで今回の調査では、「親にとっての子どもの価値」と「子どもの性別選好」意識との関連を明らかにすることを課題とする。

本稿の分析の枠組みは表5-1に示す。

表5-1 本研究の分析の枠組み

| 子どもの性別選好意識に影響を与える要因 | 本研究の視点            | 経験的指標                             |
|---------------------|-------------------|-----------------------------------|
| 1) 個人の属性            | 背景的要因             | ・性別、年齢、職業、きょうだい数、個人収入、家庭の収入、教育歴など |
| 2) 大人にとっての子どもの価値    | 子どもを持つ意味          | ①子どもを産み育てる意味<br>②祖先祭祀意識           |
| 3) 老後扶養問題           | 老親の扶養と自分の老後に関する意識 | ①老親の経済扶養に関する意識<br>②自分の老後に関する意識    |

## 2. 調査方法

本調査は1979年の全国平均結婚年齢が22.7歳であったことを基にして、2002年に50歳以下で子どもがいる既婚者を対象とした。中国東北部に位置する遼寧省の内陸地域にある2つの村から、協力が得られた498人に調査員を通じてすべて調査票を配布した。有効回答は465（男性232、女性223）、回収率は93.4%であった。

## 3. 調査内容

今回の分析は、第5章のその2と同様に「家庭意識に関する意識と実態調査」より下記の項目について検討する。

### (1) 個人の属性

属性では、性別、年齢、現実の子どもの数、自分のきょうだい数、職業、家族の収入、個人の収入、教育歴などを尋ねた。

## (2) 子どもを持つ意味と祖先祭祀に関する意識

親にとっての子どもの価値を考察するために、中国における子どもの価値に関する先行研究に基づいて、本研究では子どもの価値に関して12項目を設定した(表2参照)。それらについて「非常にそう思う(5点)～「まったくそう思わない(1点)」までの5段階評価で、対象者の考えを回答してもらった。

また、「祖先を供養することは、子孫の義務である」という項目を設定し、「そう思う」(4点)、「ややそう思う」(3点)、「ややそう思わない」(2点)、「そう思わない」(1点)の4段階評価で祖先祭祀意識に関して回答を求めた。

## (3) 老親の扶養と自分の老後に関する意識

### ①老親の扶養に関する意識

「親に世話と介護が必要になったとき、親が希望すれば、子どもの中で誰かが親を世話すべき」という質問を設定し、「そう思う」(4点)～「そう思わない」(1点)の4段階評価で回答を求めた。

### ②自分の老後に関する意識

まず、「あなたの老後は子どもと同居したいですか」という質問を設定し、「同居したい」「同居したくない」「分らない」の選択肢から一つを選んでもらい、対象者の子どもとの同居意識を尋ねた。

次に、自分の老後の経済保障に関して、「老後の生活費はどのように解決したいと考えていますか」と尋ね、そのほか、「老後の生活に関する行政に対する希望」(図1参照)について、回答を求めた。

さらに、「もし、自身の世話と介護が必要になったとき、主として誰に身の回りの世話を頼みたいと思っていますか」と、自身の老後に関する意識についても尋ねた。

## 4. 分析方法

### (1) 親にとっての子どもの価値に関する構造

表5-2に示すように、子どもを産み育てる意味を問う12項目から4主成分が析出され、「経済的価値主成分」「情緒的価値主成分」「負担・不満的価値主成分」「家の継承的価値主成分」とした。主成分間の差異的特徴を検討するために、因子負荷量の分布に基づいて「子どもの価値」に関する4主成分の得点は近似的計算法により1点～5点に変化させた。

これからの「親にとっての子どもの価値」の4主成分に影響を与える背景的要因として、

4つの主成分と年齢、被調査者のきょうだい数、理想的な子どもの数、現実の子どもの数、個人の収入、家族の収入、教育歴との関連を相関分析により明らかにした。

(2) 子どもの価値と老親への扶養意識、自分の老後に関する意識及び祖先祭祀意識との関連を、F検定とT検定により分析した。

(3) 親にとっての子どもの価値と子どもの性別選好意識との関連を、一元配置分散分析により明らかにした。

### 第3節 親にとっての子どもの価値とその規定要因

#### 1. 親にとっての子どもの価値

「親にとっての子どもの価値」に関する11項目(12項目のうち、分析の時1つを除外した)についてバリマックス回転主成分分析をおこなった。固有値1.0以上の解釈可能な4つの主成分で高い負荷量の項目について解釈した。なお、いずれの主成分にも0.50以下の負荷量を示した1項目を除外し、同じ分析を行った。「子どもの価値」に関する項目から抽出された「親にとっての子どもの価値」の4主成分とその特徴は表2の通りである。4つ主成分の分散は61.75%である(表5-2)。

第一主成分は、経済に関連した項目が高い負荷量を示している。主に子どもを「経済的支え」「老後の世話」と「労働力」とみなす成分であり、「経済的価値主成分」と命名した。寄与率は22.10%である。第二主成分は、子どもが「生き甲斐」「理屈抜きに可愛い」「夫婦の絆を深める」といった情緒的な充足志向を示す項目群で、これらの主成分は「情緒的価値主成分」と命名した。寄与率は18.70%である。第三主成分は、子どもは「育てるのは大変である」「特に必要はない」「見返りは期待できない」といった、子どもを持つことに対して否定的な志向を示す項目群に入るものであり、これらの主成分は「負担・不満価値主成分」と命名した。寄与率は11.70%である。第四主成分は、子どもが「家の存続に必要である」「子どもは血の繋がりの存在」といった、家の継承・存続志向を示す項目に入れている。この主成分は「家の継承価値主成分」と命名した。寄与率は9.26%である。

全調査対象者の「子どもの価値」の4主成分の平均因子得点(近似得点)は表2に示すように、3.43から3.47と全般的に高い傾向があり、特に「情緒的価値主成分」と「家の継承的価値主成分」の平均得点(3.47)が「経済的価値主成分」と「負担・不満的価値主成分」より高い。

表5-2 親にとっての子どもの価値に関する主成分分析の結果

| 子どもを持つ意味に関する項目        | 因子負荷量        |              |              |              | 共通性         |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
|                       | 第1主成分        | 第2主成分        | 第3主成分        | 第4主成分        |             |
|                       | 経済的価値主成分     | 情緒的価値主成分     | 不満・負担的価値主成分  | 家の継承的価値主成分   |             |
| 9. いずれも経済的に支えてくれる     | <b>0.807</b> | -0.022       | 0.125        | 0.020        | 0.668       |
| 8. 老後の世話をしてくれる        | <b>0.765</b> | 0.090        | -0.123       | 0.158        | 0.633       |
| 7. 子どもは一家の働き手として必要    | <b>0.716</b> | -0.007       | 0.186        | 0.101        | 0.558       |
| 6. 子どもは夫婦の絆を深める       | 0.123        | <b>0.800</b> | 0.059        | -0.117       | 0.672       |
| 4. 子どもは理屈抜きに可愛い       | -0.061       | <b>0.712</b> | -0.128       | 0.164        | 0.554       |
| 5. 子どもは生き甲斐           | -0.021       | <b>0.630</b> | -0.082       | 0.423        | 0.583       |
| 11. 親が尽くしても見返りは期待できない | -0.003       | 0.073        | <b>0.756</b> | 0.017        | 0.583       |
| 10. 子どもを育てるのは大変である    | 0.337        | 0.009        | <b>0.679</b> | -0.014       | 0.581       |
| 12. 子どもは特に必要はない       | -0.051       | -0.324       | <b>0.662</b> | 0.141        | 0.565       |
| 1. 子どもは家の存続に必要である     | 0.363        | -0.099       | -0.013       | <b>0.780</b> | 0.751       |
| 2. 子どもは血の繋がりの存在       | 0.005        | 0.338        | 0.115        | <b>0.725</b> | 0.652       |
| 固有値                   | 2.43         | 2.06         | 1.29         | 1.02         |             |
| 累積寄与率(%)              | 22.10        | 40.80        | 52.50        | 61.75        |             |
| 尺度得点統計                | 平均得点 (標準偏差)  | 3.46 (1.02)  | 3.47 (1.03)  | 3.43 (0.97)  | 3.47 (0.99) |
| 相対度数                  | 得点1          | 3.3%         | 3.9%         | 0.4%         | 4.8%        |
|                       | 得点2          | 15.1%        | 10.7%        | 16.4%        | 9.4%        |
|                       | 得点3          | 28.8%        | 37.6%        | 40.0%        | 32.5%       |
|                       | 得点4          | 38.0%        | 30.1%        | 26.0%        | 40.4%       |
|                       | 得点5          | 14.8%        | 17.7%        | 17.2%        | 12.9%       |

注：① 次の分析に使った各主成分の得点は、因子負荷量に基づいて、分布によって5段階を分けて計算した近似得点である。a =0.701 \*\*\*:p<0.001

② 項目3はどの項目に対しても因子負荷量が低いため、分析の時除外した。

## 2. 親にとっての子どもの価値に影響を与える要因

### (1) 親にとっての子どもの価値と基本属性との関連性

「子どもの価値」に関して、1993年に北京市を対象とした調査の結果、男性と女性の間で、大きな考えの違いは見られないが、それでも、「家系の存続」を考えている男性(8.9%)は女性(4.3%)の2倍見られる。年齢別に見ると、「家系の存続」「老後の扶養」は50代以上に多く、「必ずしも子どもを持つ必要はない」というのは20代にかなり多い。また、その調査は、学歴が低い人ほど「家系の存続」と「老後の扶養」を重視し、学歴の高い人ほど「情緒的満足」と「子どもを持つ必要はない」と考えている傾向が明らかになった(中国社会科学院社会学研究所, 1994: 221 - 223)。今回の調査も同じ傾向が見られた。

「親にとっての子どもの価値」の4つの主成分の得点と「性別」「年齢」「教育歴」「個人の収入」「家族の収入」「被調査対象者のきょうだい数」「理想的な子ども数」「現実の子ど

もの数」との相関関係を相関分析により検討した。その結果、表5-3に示すように、「子どもの経済的価値主成分」は、「性別」との有意な相関が見られなかったが、「教育歴」と「家庭の収入」と有意な負の相関が認められ、「年齢」「被調査者のきょうだい数」「理想的な子どもの数」「現実の子どもの数」と正の相関が認められた。すなわち、「年齢」が高いほど、それに「被調査者のきょうだい数」「理想的な子どもの数」「現実の子どもの数」が多いほど「子どもの経済的価値」主成分の得点が高い。「教育歴」と「家庭内収入」が高いほど「子どもの経済的価値」主成分の得点が高い。

「情緒的価値」主成分の得点は、「教育歴」と有意な正の相関、「年齢」と有意な負の相関が認められた。年齢が高いほど「子どもの情緒的価値」主成分の得点が低く、「教育歴」が高いほど「子どもの情緒的主成分」の得点が高い。即ち、教育レベルを高めることは「子どもの情緒的価値」への転換を導くことができることが示唆されている。

「負担・不満的価値」主成分の得点は、「教育歴」「家庭収入」と有意な正の相関があり、「被調査者のきょうだいの数」と有意な負の相関が認められた。すなわち、教育歴が高いほど子どもへの負担・不満足意識が強い。それは自己実現意識と関係があると考えられる。二変数相関分析の結果により、「教育歴」が高いほど家庭収入が高い。すなわち、教育歴が高いほど自己実現意識が高く、育児と自己実現の間の両立が難しいため、「子どもへの不満・負担」意識が強くなると推測できる。さらに、貧困農村地域において、きょうだい数は援助資源として生活上で重要な役割を果たしている。そのため、「きょうだい数」が多いほど「子どもの負担・不満価値主成分」の得点が高い。「家の継承的価値主成分」の得点は個人の属性との有意な相関がみられなかった(表5-3)。

表5-3 「親にとっての子どもの価値」4つの主成分の得点と基本属性との相関

| 大人にとっての子どもの価値  | 性別     | 年齢      | 教育歴      | きょうだいの数  | 現実的子ども数 | 理想的な子ども数 | 個人の収入  | 家族収入    |
|----------------|--------|---------|----------|----------|---------|----------|--------|---------|
| 1 経済的価値主成分得点   | -0.062 | 0.222** | -0.236** | 0.079*   | 0.158** | 0.175**  | -0.039 | -0.107* |
| 2 情緒的価値主成分得点   | -0.012 | -0.108* | 0.089*   | -0.060   | -0.029  | 0.010    | -0.052 | -0.026  |
| 3 負担・不満価値主成分得点 | 0.073  | 0.010   | 0.119**  | -0.120** | -0.068  | -0.069   | 0.045  | 0.098*  |
| 4 家継承価値主成分得点   | -0.036 | -0.007  | -0.053   | 0.008    | -0.067  | -0.033   | -0.032 | -0.056  |

注：Pearsonの相関係数(片側) \*: $P < 0.05$  \*\*: $P < 0.01$

性別に関して、男性=1 女性=0にダミー変数を変換した。

次は、「親にとっての子どもの価値」との雇用形態と相関を検討した。T検定の結果、「経済的価値主成分」のみに有意差がみられた ( $t=3.56$   $P<0.001$ )。すなわち、農業など非正規雇用者は正規雇用者より「子どもの経済的価値主成分」の得点は高い傾向がうかがえた。それは、非正規雇用者の老後生活は保障できないことと関連があると考えられる。本調査では「老後についての社会への期待」という質問に対して、多くの人は「養老保険制度の充実」(50.7%)と「国は老人への経済援助」(37.6%)という項目を挙げた(図5-1参照)。これは近年子ども数の減少により、子どもに頼れなくなり、社会への期待が大きくなっていると考えられる。このことから、老人福祉制度の早急な整備が重要だと言える。

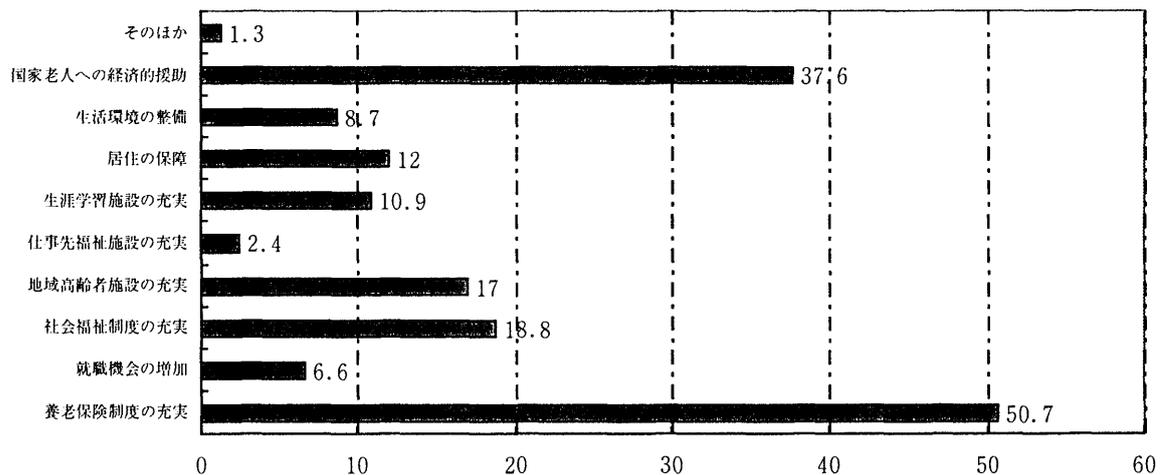


図5-1 老後に関する社会への期待

## (2) 老後意識との関連

### 1) 老親に対する扶養意識との関連

中国の人口の高齢化は近年急激に進んでおり、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は1953年の4.4%、64年の3.6%、82年の4.9%、87年の5.5%、99年6.9%であったが、2025年は11.4%、2050年は15.6%になる見通しである(王文亮, 2001:36)。高齢者の日常生活の世話と介護に関する問題が社会に注目されている。中国の伝統社会では老後扶養は主に家族に頼り、家族は高齢者を扶養しなければならない。1993年9月に北京市を対象として行った調査によれば、「日常生活の中で、あなたは老親の介護や世話についてどう考えますか」という質問に関して、対象者のうち、71.7%が、子どもは「老親の世話をすべきである」と答えていた。ほかの20.5%は、「親が自分のことが出来なくなった時だけ世話

をすべき」としている。後者の意見については、50代と60代以上の方が40代以下の人より賛成である（中国社会科学院，1994：245）。北京市では老後は子どもに頼る意識がまだ高い。

今回の調査では、「親にお世話と介護が必要になったとき、親が希望すれば、子どもの中で誰かが親を世話すべき」に関して、被調査者のうち、「そう思う」人は67.9%で、「そう思わない」人13.2%より圧倒的に多い。

老後に関する意識と「親にとっての子どもの価値」との関連をみると、ここで、F検定の結果、「親は介護が必要になった時、親と同居すべき」という意識は、「親にとっての子どもの情緒的な価値主成分」のみと有意な関係がみられた（ $F=4.67$   $P<0.001$ ）。

その他に、子どもの価値意識と祖先祭祀意識との関連をみると、一元配置分散分析の結果、「祖先祭祀意識」は「親にとっての子どもの情緒的価値主成分」（ $F=3.73$   $P<0.01$ ）と「子どもの家の継承的価値主成分」（ $F=6.23$   $P<0.001$ ）とに有意な関係がみられた。

## 2) 自分の老後に関する意識との関連

現在中国における高齢者の日常生活の世話や介護は、ほとんど高齢者本人と家族によって支えられている。中国社会科学院1992年の全国の都市と農村で実施されたサンプル調査によれば、日常生活の世話の担い手は主に自分自身（湖南省84.5%）であり、その次は子ども（10.2%）と配偶者（5.0%）である。つまり、農村の高齢者の介護はほとんど家庭の中で行なわれている（陳成文，1998）。

今回の調査で、「もし、介護が必要になった場合、介護してもらいたい人が誰ですか」という質問に対して、調査対象者のうち、「配偶者」と回答した人は61.2%、「すべての子ども」は13.7%、「息子」は8.9%、「娘」は8.2%である。老後の介護に関して、伝統的な「息子しか頼らない」傾向が、性別に関わらず「全ての子ども」に頼る傾向へと転換してきたと言えるだろう。また、子どもより自分の配偶者への期待が大きいことが確認された。

老後の生活をほとんど家族に頼っている農村地域では、高齢化社会の急速な進展に伴って、老後に関する意識がどのように変化したであろうか。まず、今回の調査は、老後は子どもとの同居に関して、「同居したい」人が40.0%、「同居したくない」人が31.2%、「まだ考えていない」と回答した人が28.8%の順である。年齢が上昇するとともに子どもと「同居したい」と回答した人が多く、年齢が若いほど「まだ考えていない」と回答した人が多い。また、自分の老後の生活保障に関して、被調査者のうち、「自分で準備」と考えている人は45.6%と一番多くなり、続いて「まだ考えていない」29.9%、「子どもに頼る」と続く。

したがって、自立意識が高いと言えるのではなかろうか。

さらに、「親にとっての子どもの価値」と「老後は子どもに頼るかどうか」「子どもと同居かどうか」との関連を検討した。T検定の結果、「老後は子どもに頼る意識の有無」は、「子どもの経済的価値主成分」のみと有意な関係がみられた。すなわち、「老後は子どもに頼る」と回答した人は「頼らない人」より「子どもの経済的価値主成分」の得点が高い ( $t = -4.41$   $P < 0.001$ )。また、「親にとっての子どもの価値」の4つ主成分は「子どもとの同居意識」との有意な関係がみられなかった。その他に、一元配置分析の結果は、「親にとっての子どもの価値」と「老後の介護意識」とも有意な関係がみられなかった。

#### 第4節 性別選好意識と親にとっての子どもの価値との関連

「子どもが1人だとする場合、選択できるとすれば、どちらの性別を選択しますか」という問いに対して、「女兒がよい」と回答した24名と「どちらでもよい」と回答した274名、「男児がよい」と回答した130名との3群に分類した。これをそれぞれ「女兒願望群」「中間群」「男児願望群」と呼ぶ。ここで親にとっての子どもの「経済的価値主成分」「情緒的価値主成分」「不満・負担価値主成分」「家の継承価値主成分」を「子どもの性別選好意識」に影響を与える背景的な要因として、これらの3群間で一要因の分散分析を行った結果を、表4に示す。F検定の結果は、「経済的価値主成分」と「家の継承的価値主成分」とに有意な関連がみられた。

表5-4 「性別選好」意識と親にとっての子どもの価値の関連に関する一元配置分析

| 親にとっての子どもの価値 | 女兒願望群<br>(N=24) | 男児願望群<br>(N=130) | 中間群<br>(N=274) | 一要因分散分析  |                     |
|--------------|-----------------|------------------|----------------|----------|---------------------|
|              |                 |                  |                | F値       | 多重比較                |
| 経済的価値主成分     | -0.60 (1.22)    | 0.25 (0.88)      | -0.07 (1.00)   | 9.33 *** | 男児願望群 > 中間群 > 女兒願望群 |
| 情緒的価値主成分     | 0.05 (0.98)     | -0.03 (0.95)     | -0.01 (1.03)   | 0.09 n.s |                     |
| 負担・不満価値主成分   | 0.06 (0.68)     | -0.10 (0.96)     | 0.04 (1.00)    | 0.98 n.s |                     |
| 家の継承的価値主成分   | 0.40 (1.10)     | 0.13 (1.03)      | -0.09 (0.96)   | 4.51 *   |                     |

注： \* $p < 0.1$  \*\*  $p < 0.05$  \*\*\*  $p < 0.001$

表5-4に示したように、「経済的価値主成分」について3群間に有意差が示された ( $F = 9.33$   $P < 0.001$ )。多重比較 (LSD法) の結果、「男児選好群」は「女兒選好群」と「中間

群」より「経済的価値主成分」の得点が高いことがわかった。また、「性別選好意識」（3群）と「年齢」「教育歴」との間には有意な相互作用効果はみられなかった。

「家の継承的価値主成分」については、3群間と有意な関係がみられた（ $F=4.51$   $P<0.05$ ）。多重比較（LSD法）をみると、「女兒願望群」「男児願望群」「中間群」の3群間の方に有意差が示されなかった（表5-4）。

## 第5節. 分析結果から得られた知見の整理と課題

今回の調査で「親にとっての子どもの価値」について明らかになったことは次の3点である。

### 1. 当該調査地域において、親にとっての子どもの価値が多様化した。

経済発展、文化教育、生産方式の水準が低い当該地域では、産業構造は農業中心で、肉体労働が生産労働の中核である。そのような自然環境の下で、子どもは「家の働き手」「老後の世話」「いずれも経済的援助をしてくれる」という「子どもの経済的価値」重視の考えが存在すると推測できる。

また、伝統的な儒教の影響で、特に農村部では「父方居住」で、男性によって家の財産が継承されている。第4章のその2において明らかにした通り、当該地域では「男児選好」意識がまだ強く存在している（李東輝，2003：12-21）。男児を産むことによって苗字を持ち、祖先の祭祀を維持し、宗族勢力を拡大する。「不孝有三，無後為大」（不孝は三つあり、一番悪いのは跡継ぎのないことである）という伝統的な意識が人々の中にまだ強く存在している。したがって、「子どもが家の存在に必要」「子どもは血の繋がり」という「家の継承的価値」を重視する考え方が強い。

さらに、興味深いのは、当該地域では「子どもは夫婦の絆を深める」「子どもは理屈抜きに可愛い」「子どもは生き甲斐」という「情緒的な価値」を重視する傾向が伺えた。これは、子どもの数の減少により、中国では一つの家族は子どもが一人、夫婦二人、祖父母六人なら「一二六」家族構造になって、老後の扶養は子どもに頼れなくなる。少子化、高齢化社会の進展にともなって、子どもの「情緒的な価値」が重視されるようになるのを予測できるだろう。したがって、中国農村部の人口問題、特に男児選好のため、出生性比アンバランス問題を解決するために、農村における老後保障制度の整備が今後の重要な課題である。

2. 「親にとっての子どもの価値」に影響を与える要因として、①「低い教育レベルの影響」②整備されていない福祉制度の影響③老後を子どもに頼る意識の影響、などが挙げられる。

今回の調査では、年齢が高いほど、子どもの「経済的価値」を重視し、教育歴が高いほど子どもの「情緒的価値」と「負担・不満的価値主成分」を重視している傾向が見られた。その中で最も重要な要因として「教育歴」が挙げられる。しかし、先行研究では教育水準と子どもの「家の継承的価値」との有意な関係が見られた（中国社会科学院，1994：245）が、今回の分析では教育水準と「家の継承的価値」との有意な関係が見られなかった。これは、当該地域の教育水準が中学卒以下に集中している（80.3%）ことと関係があると考えられる。今後当該地域の教育レベルの向上は子どもの価値意識を変化させるための重要な鍵である。

また、「もし、老親は世話と介護が必要になった場合、子どもの中で誰かが親と同居し世話すべき」という「老親の世話と介護意識」が強いほど「子どもの情緒的価値主成分」の得点が高い。今後高齢化社会の急速な進展とともに、老後の世話と介護が重要な課題になる日本と同様、「子どもの情緒的な価値」意識を重視するようになってくるものと予測される。

さらに、「老後は子どもに頼りたい」人は「子どもの経済的価値主成分」の得点が高い結果から、「男児選好」という出産意識を変化させるために、安心して老後が送れるような福祉施設と老後保障制度の整備必及び「自分の収入」を高めるような地域経済の発展を促進させる政策が必要であろう。

3. 「子どもの経済的価値」と「家の継承的な価値」意識が、「子どもの性別選好」意識に影響を与えている。

「子どもの経済的価値主成分」の得点が高いほど、「男児選好」意識が強くなる。経済発展が遅れている当該地域では、子ども、特に男児の経済的な価値が重視されている。1992年に12省における調査の結果は、農村の高齢者では個人と家族によって扶養しているのは93.5%（そのうち個人52.0%、子ども41.5%）、村によって扶養されているのは6.5%である<sup>(3)</sup>。したがって、中国における経済発展が遅れていて、生産力がまだ低い農村部の男児願望意識を弱めるために、経済の発展に国からの対策が求められる。

また、伝統的な「男児しか家を継承できない」という家父長意識は薄れているものの、依然として存在している。これは中国農村女性の地位の低さと関係がある。中国における

女性の地位は建国以前と比べて大幅に上昇した。しかし、男性に比べ、女性の状況は樂觀できないことが明らかになった。1990年の人口調査によると、15歳以上の教育程度は表5に示すように、教育程度が高くなるほど女性の占める比率が低くなる（譚深，1998：50-71）。女性の社会参加の高度な形としての政治活動への参加は、これまで少数の女性の活動しかなかった。市場経済と民主化に向かう過渡期において女性の政治活動の参加率がかなり低下しまったことが明らかである（黄啓藻，1997：9）（表5-5）。

表5-5 1990年に中国の教育機会における性別差異

| 教育程度      | 15歳以上の人口に占める割合 | その内の男性の割合 | その内の女性の割合 |
|-----------|----------------|-----------|-----------|
| 大学・専門学院以上 | 1.9            | 69.7      | 30.3      |
| 高等学校      | 11.0           | 61.0      | 39.1      |
| 中学校       | 30.3           | 61.0      | 39.0      |
| 小学校       | 34.6           | 52.3      | 47.7      |
| 非識字者      | 22.2           | 29.9      | 70.1      |

出所：譚深，1998，「経済改革と女性問題」，『中国女性学』，勁草書房，p56表2より

子どもの性別選好意識に関して、1990年の全国女性の地位に関する調査の結果、92.8%の女性が、すくなくとも1人の男の子をもつことを希望し、女性の地位も飛躍的に向上してきたにもかかわらず、男の子を持つことにこだわる慣習は、依然として強く残っている（陶春芳ら，1993：285）。人類自身の生産としての産育活動は主に女性によって担われており、子どもの性別選好は、女性の地位にも深く関係していると考えられる。しかし、中国における女性の地位と子どもの性別選好意識との関連は具体的な調査によって明らかにされていない。したがって、これを明らかにすることが今後の研究課題である。

#### 【引用文献】

殷平，1998，「浅谈農村生育觀念与養卹防老」，『人口と経済』(6)。

王文亮，2001，『中国の高齢者社会保障』，白帝社。

黄啓藻，1997，「必須重視女性参政」，『婦女工作』。

沙吉財，1998，『中国婦女地位研究』，中国人口出版社。

中国社会科学院社会学研究所婚姻家庭研究室，1994，『現代中国における都市家族の意識と生活に関する研究—北京調査及びバンコク・ソウル・福岡との比較』，(財)アジア女性交流・研究フォー

ラム。

- 譚 深著・前山加奈子訳, 1998, 「経済改革と女性問題」, 『中国の女性学』, 勁草書房。
- 陳成文, 1998 (6), 「農村老年人的生活状況及社会支持—対湖南省 1,000 名農村老年人的調査」, 『社会科学研究』,
- 陶春芳他編・山下威士他訳, 『中国の女性学』, 尚学社, 1993, p. 285.
- 費孝通著・小島晋治ら訳, 1994, 「中国農村の細密画—ある村の記録 1936~82」, 研文選書。
- 費孝通, 1986, 『江村経済—中国農民的生活』, 江蘇人民出版社。
- 楊善華, 1991, 『中国農村現代化過程中的家庭生産功能的変遷—中国農村的一個文化比較研究』, 北京  
大学学報。
- 李東輝, 2003.10, 「中国農村地域における子どもの性別選好意識に関する一考察」, 『家政学研究』,  
奈良女子大学。
- 李東山, 1989, 「婚姻, 家庭模式探討」, 『社会学研究』。
- 李銀河ら著・秋山洋子訳, 1998, 「個人本位、家族本位と生育観念」, 『中国の女性学』, 勁草書房。
- 若林敬子, 1999, 『中国 人口大国の行方』, 岩波新書。

### 【注】

- (1) 趙立仁・朱礎珠の 1981 年 11 月以来, 陝西省における 9 つの県, 2 つ市の 932 の計画出産政策に違反して出産した事例について調査した。その中に農村家庭は 87%をしめている。「老後は子どもに養ってもらいたい」(27.5%)、「跡継ぎ」(13.9%)「労働力」(9.1%)、である (趙立仁・朱礎珠:「農村第二胎生育研究」, 『人口研究』4号 (1982), pp・36-39.)。
- また、「北京週報」により、四川省自貢県で、第 2 子目の子どもをほしい理由に関して、370 人を尋ねた結果、「老後は子どもに養ってもらいたい」(41.4%)、「子どもの死亡率が高いため、多くの男子を望む」(39.5%)、「労働力を増やしたい」(13.7%)、「男児を生んで家を継いでほしい」(5.1%)であった (『北京週報』, 1985 年 4 月 23 日)。
- (2) 山東省は 1992 年、生活保障能力のない高齢者が家族扶養に頼っているのは 90.1%を占めた。1998 年薛興利らは山東省 226 の行政村の 877 高齢者世帯を対象に実施したアンケート調査によって、高齢者の老後扶養に関する結果は、年間 1 人当たりの純収入 1,600 元以下の高齢者の 86.6%、1,600 元~2,400 元の高齢者の 79.3%、2,400 元以上の高齢者の 69.3%は家族に依存している (薛興利ら:「農村老年人口養老問題の実証分析与基本对策—対山東農村の問卷調査」, 『科学・経済・社会』第 1 期 (1998), pp・52-56.)。

- (3) 1992年、中国高齢者科学研究センターは、全国12省と直轄市を対象として「高齢者の扶養システム」に関する調査を行った。調査の結果は、都市部高齢者の中で、自立で生活しているのは82.3%、家庭によって扶養しているのは17.6%、町内会で扶養しているのは0.1%である。一方で農村部では、自立で生活しているのは52.0%、家庭によって扶養しているのは41.5%、村委員会によって扶養しているのは6.5%である（劉曉志ら：「生育率下降和老年人供養問題」『人口研究』1995年増刊）。

## 第6章

農村地域における女性の家庭内での地位と子どもの性別選好意識との関連

その1:農村地域の女性の出産意識に影響を与える要因に関して

—「黒孩子」に関する調査から—

## 第1節. 問題関心と目的

中国は歴史的には産育を尊ぶ国であり、「多子多福」（子どもが多ければ多くほど老後に心配はない）が伝統的な出産観念である。しかし、1979年からの「一人っ子政策」<sup>(1)</sup>の実施によって、合計特殊出生率<sup>(2)</sup>が顕著に減少した。1992年は2.00と公表され、人口置き換え水準2.1を下回った（鄭，1995：244）。また1993年の調査により、北京市の実際の子ども数は、1人が最も多く（58.6%）、平均の子どもの数は1.4人である。理想的な子どもの数は、2人が最も多い（46.6%）（張車偉，1995：346）。その意味で「多子多福」という伝統的な意識の変化がみられたといってもよい。

人類の出産行為は人々の出産意識によって強く規定される。本稿で使う出産意識とは、出産に関する意識。すなわち、出産の目的、子どもの性別、理想的な子ども数、子どもの将来への期待などに関する意識である。人類の出産行為は社会経済的、文化的な影響を受けた出産意識を基礎にした行為であり、人類の繁栄と進化、社会の維持と発展に関わるものと考えられる。中国において、「一人っ子政策」が効果的に人口増加を抑えた一方で、第2子、第3子を産み、罰則を免れるため、戸籍<sup>(3)</sup>に登録されず隠れて育てられている「黒孩子」<sup>(4)</sup>が多く存在している。このような子どもの存在問題が第5回人口センサス実施にあたっての最大の問題であった。

なぜ、中国の広大な農村地域では「一人っ子政策」に違反して子どもを産む人が多く存在するのであろうか。かつて強く存在していた「多子多福」、「男児選好」（不孝は三つがあり、跡継ぎはないことが一番悪い）という伝統的な出産観（生育観）はどのように変化したのであろうか。出産に影響を与える要因は何であらうか。

本研究では農村地域に焦点を当てて、文献考察と実態調査によって、主に農村の出産実態の変化から農村女性の出産意識に影響を与える要因を考察し分析した。

## 第2節 研究状況と調査概要

### 1. 出産意識に影響を与える要因に関して

出産意識に影響を与える要因に関しては、社会経済的要因、文化的要因、人口政策の要因、早婚・早育・避妊という人口学などの4点からみた研究がなされてきた。

梁中堂は、人々の出産意識に影響を与える要因としては、①低い生産力の背景で男性労

働力の必要性、②国民の老後を保障する経済的な基盤がなく、特に農村部では社会保障制度がほとんどないために農民の老後は伝統的に男の子にしか頼れないという現実、③「不孝有三、無後為大」という伝統的な観念、④人口学と人口政策などの影響があると指摘している（梁，同書：282 - 297）。

鄭曉英は主に経済発展と人口政策の影響の視点から①中国の人口政策、特に中国建国初期の出産奨励政策、民族保護政策、現在の「一人っ子政策」、②社会経済の発展、③文化教育レベルの上昇、④貧困地域での医療衛生レベルの低さ、⑤避妊率の上昇、⑥都市化の進展などが出産に影響を与えていると論じている（鄭，同書：245 - 247）。

人口抑制政策が驚異的な効果をあげている一方で、「農民たちの頭にあるのは『家の存続繁栄』ばかりであり、子どもを産み育てることの経済的得失や、個人の幸福などは、そのために犠牲にされてもやむをえないことなのだ」を、李銀河は農村実態調査に基づいて明らかにしている（李銀河，1998：110 - 111）。李曉江は根本的な要因は男児選好意識の影響であると指摘している（李小江，1997：228）。

ところで、これまでの研究では、2つの視点が欠落していると思われる。第1に、家庭内要因からの研究がほとんどみられないことである。第2に、低い女性の地位が出産意識に及ぼす影響を明らかにしていないことである。

本研究は、80年代以後農村地域には多く存在している「黒孩子」の実態調査を通して、女性の出産意識に及ぼす要因を探ることである。そのため、先行研究を踏まえながら社会的、経済的、文化的などの要因を明らかにすると同時に、主に、①調査地域の出産実態を明らかにし、②農村女性の出産意識に与える要因を特に、家庭内要因と女性の低い社会地位に関係がある観点から明らかにすることを目的とする。

## 2. 調査方法の概要

本研究は2000年3月と8月に「隠された子ども」に関する実態調査で得たものである（第4章その1参照）。

本研究は、主に23人の結婚女性を中心として半構造的面接法で、一人約2時間の聞き取りで得た資料を基にして分析した。23人対象者のうち、「計画外出産の子ども」と関わっている結婚女性13人（Ⅰ）とその他の結婚女性10人（Ⅱ）を大別した。さらに対象者の属性により、（Ⅰ）は「黒孩子」の産み親（A1、A2、A3、A4）、「黒孩子」の養育親（B1、B2、B3、B4）、「計画外出産した子ども」の母親（C1、C2、C3、C4、C5）（Ⅱ）は、一人っ子の母

親 (D1、D2、D3、D4)、2人女児を持っている女性 (E1、E2、E3、E4) と第一子が女児である女性 (F1、F2) を分けた (表 6-1-5 参照)。調査対象者の属性は表 6-1-1 に示している。

表 6-1-1 調査対象者の属性 (単位：人)

|             | 計画外出産<br>の子ども<br>の産み親 (9) | 計画外出産<br>の子ども<br>の養育親 (4) | その他の<br>結婚女性<br>(10) | 割合<br>(%) |
|-------------|---------------------------|---------------------------|----------------------|-----------|
| 【年齢】 29歳以下  | 0                         | 0                         | 1                    | 4.3       |
| 30歳～39歳     | 0                         | 0                         | 4                    | 17.4      |
| 40歳～49歳     | 8                         | 2                         | 4                    | 60.9      |
| 50歳～59歳     | 1                         | 2                         | 1                    | 17.4      |
| 【子どもの数】 1人  | 0                         | 0                         | 5                    | 17.4      |
| 2人          | 7                         | 3                         | 5                    | 69.6      |
| 3人          | 2                         | 1                         | 0                    | 13.0      |
| 【家族形態】 夫婦のみ | 0                         | 0                         | 0                    | 0         |
| 夫婦と子ども      | 8                         | 4                         | 9                    | 100       |
| 親と同居        | 1                         | 0                         | 1                    | 8.7       |
| 【業種】 夫婦とも農民 | 9                         | 3                         | 10                   | 95.7      |
| 自己が農民、夫が公務員 | 0                         | 1                         | 0                    | 4.3       |
| 【教育歴】 非識字者  | 5                         | 1                         | 2                    | 34.8      |
| 小学校中退       | 1                         | 1                         | 2                    | 30.4      |
| 小学校卒        | 1                         | 2                         | 2                    | 21.7      |
| 中学校中退       | 1                         | 0                         | 0                    | 4.3       |
| 中学校卒        | 1                         | 0                         | 1                    | 8.7       |

注：非識字者とは、学校へ行ったことはなく、字を読むことと書くことができない人である。

調査内容は、主に (1) 子どもに関する意識 (子どもを産む意味、子どもの性別選好、理想的な子どもの数と性別構成、子どもの教育への考え方)、(2) 家庭内役割分担状況 (大きなことの意味決定、家事分担) である (表 8-5 参照)。

調査期間は、2000年3月と8月である。

### 第3節. 調査地域における出産実態

調査地域における出産実態について明らかになったのは以下の2点である。

第一に、伝統的な「多子多福」という出産観念が変わった。当該地域では「計画外出産の子ども」が多く存在していたが、徐々に減少する傾向がみられた。

表 6-1-2 に示したように、2000年8月18日まで、この二つの村に生活していて、「計画外出産」と認められている子どもの総数は130人、そのうち男児は64人、女児は75人で

ある。両村の総世帯は955世帯で、ほぼ7.3世帯に1人の割合で「計画外出産の子ども」がいることである。

表6-1-2 N村とM村の「計画外出産の子ども」(2000年8月現在、単位：人)

| 村 / 概況 | 「計画外出産の子ども」の人数と性別                           | 出生時期      |            |           |
|--------|---|-----------|------------|-----------|
|        |   | 1979-1984 | 1985-1990  | 1991-2000 |
| N村     | 総数：38 (21+17)<br>男児：11 (9+2) 女児：27 (12+15)  | 22 (20+2) | 14 (1+13)  | 2 (0+2)   |
| M村     | 総数：92 (75+17)<br>男児：44 (41+3) 女児：48 (34+14) | 18 (17+1) | 62 (51+11) | 11 (7+4)  |

注：①村からの統計による。

②「計画外出産の子ども」の数=N村、M村の出身で戸籍に登録された子ども+「黒孩子」(そのうち出所が確認できない子どももいる)。

③表の中の強調数字は「黒孩子」の数字である。

表6-1-2に示しているように、調査地域の出産状況は、3つの時代区分に分けられる。第1段階は1979年～1984年、「一人っ子政策」が実施された初段階で、その時期にこの2つの村では「計画外出産の子ども」が40人いる。そのうち「黒孩子」が3人である。第2段階は1985年～1990年、1984年から中国政府は中国農村の現実と国際世論を考慮にくわえ、農村では第1子が女児である場合、4年の間隔をおいて、漢民族は第2子、少数民族が第3子の出産を許可するという政策に転じた。この背景の下でこの2つの村では「一人っ子政策」に違反して産まれた子どもが76人、そのうち「黒孩子」が24人いる。第3段階は1991年以後の段階、政策の確定と実施、及び生活レベルの上昇、国家政策の国民への浸透などにより、「計画外出産の子ども」が徐々に減少した。この時期に「一人っ子政策」に違反して産まれた子どもが13人、そのうち「黒孩子」が4人いる。

調査地域において、「一人っ子政策」に違反して産まれた子どもが多く産まれた。しかし、1991年から徐々に減少し、1997年以降2000年8月現在まで「計画外出産の子ども」は1人もいない。

第二に、男児選好意識がまだ強く存在している、ただし「男児選好」観念が薄れていく事例がみられた。

調査地域において「計画外出産の子ども」を産んだ家庭の状況を見ると、二つの村では

「一人っ子政策」に違反して子どもが産まれた家族での出生順番は、表6-1-3に示したようである。

表6-1-3 「一人っ子政策」に違反して産まれた子どもの出生順位（2000年8月現在、N村とM村の数字、単位：世代）

|     |            |    |    |   |   |            |   |   |   |   |   |   |
|-----|------------|----|----|---|---|------------|---|---|---|---|---|---|
| 第1  | 女          | 女  | 女  | 女 | 女 | 男          | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 |
| 第2  | 女          | 女  | 女  | 男 | 男 | 女          | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 |
| 第3  | 女          | 男  | 女  | 女 | 男 |            | 女 | 男 | 男 | 女 | 女 | 男 |
| 第4  |            |    | 男  |   |   |            |   |   |   |   | 男 |   |
| 世帯数 | 4          | 25 | 11 | 8 | 5 | 12         | 1 | 8 | 5 | 1 | 1 | 3 |
| 合計  | 53 (63.1%) |    |    |   |   | 31 (36.9%) |   |   |   |   |   |   |

注：網をかけている子どもが「計画外出産の子ども」であり、3人と4人子どもいって網をかけていないケースが1979年前に生まれた子どものことである。

表6-1-3に示しているように、調査地域では第一子が女兒の場合、「計画外出産した」世帯は53で、63.1%を占めている。第一子が男児の場合、「計画外出産」の世帯は31で、36.9%である。この傾向から男児を産むために、「一人っ子政策」に違反して子どもを産んだ人が多いことが分かった。また、調査地域において、男児願望のため、産んだ女兒を隠した事例が多く存在している。

表6-1-4 N村とM村の「黒孩子」の状況（1995年以前の数字、単位：人）

| 地域特徴 | 人数と性別                              | 生年時期        |               |              |
|------|------------------------------------|-------------|---------------|--------------|
|      |                                    | 1979-1984   | 1985-1990     | 1991-2000    |
| N村   | 総数：17（男児：2 女児：15）                  | 2           | 13            | 2            |
| M村   | 総数：17（男児：3 女児：14）                  | 1           | 11            | 4            |
| 合計   | 総数：34<br>（男児：5（14.7%） 女児：29（85.3%） | 3<br>（8.8%） | 25<br>（73.5%） | 6<br>（17.6%） |

注：筆者の調査に基づき作成

表6-1-4に示したように、この地域では1995年以前にこの二つの村の「黒孩子」の総数は34名、その圧倒的多数は女兒であった（34名中29名、約85.3%）。1995年国の政策によって罰金を払って、戸籍に登録された子どもが28人いる一方で、罰金を払えなかったため、現在でも6人が「黒孩子」のままである。「黒孩子」という問題の発生要因の一つは

強い男児選好意識の影響であることが明らかにされている（李，2002：1075～1086）。さらに、女兒を産んだために、夫と舅姑から虐待され、離婚させられた女性（C5、D4）が2人いる。

以上のことから調査地域では男児選好意識が根強く存在していることが分かった。

また、調査地域では人々の意識の中で男児が必要であるという考えがまだ強く残っている。しかし、「多子多福」というわけではなく、「男児選好」意識が薄れている事例がみられた。例えば、男児がいても女兒が欲しかったため、再び産まれた男児を養子に出した例がある。このように調査地では「黒孩子」のうち6人の男児が皆そういうケースである。理想的な子どもの数に関して、調査対象者のほとんど（23人のうち21人）は子どもが二人で十分であると語った。

「女の子が二人でもいい」と考えている事例がある（23人中4人、約17.4%）、「息子も娘も同じように扱い、どんな苦勞しても娘を大学に行かせたい」という女性（C2）もいる。

その一つの要因としては、子育てコストが昔より高くなっていることが挙げられる。調査地域において、子ども一人の教育費は小学校の雑費など1年間約370元、中学校で一年間で約500元、高校学校になると一年間約2000元である。それ以外、男児の場合、結婚する時に普通は結納金のみ1万元、そのほかに一戸建の家を用意しなければならない。一戸建の家を建てるのは2000年8月現在約2万元、これは収入が低い親にとっては極めて大きな負担になる。息子の養育コストが高くなる一方で、「一人っ子政策」が実施された以降、「四・二・一」（子ども1人、親2人、祖父母4人）という家族構成になり、一人の男児が将来少なくとも、親2人と祖父母4人の面倒を見なければならない状況になり、男児を老後の頼りにすることが困難になりつつある。

#### 第4節 女性の出産意識に影響を与える要因

農村女性の出産意識に影響を与える要因に関して、本研究では聞き取り調査（表6-1-5参照）に基づいて、農村女性の出産意識に影響を与える要因を分析した。

表 6-1-5 調査項目と調査対象者の回答

| タイプ                       | 子どもに関する意識                         |  |   |  | 家庭内状況   |   |   |
|---------------------------|-----------------------------------|--|---|--|---|---|---|
|                           | 出産の目的(子どもの価値)                     | 子どもの性別選好意識   | 理想的な子どもの数と性別構成  | 子どもの教育   | 意思決定  | 家事の役割分担   |   |
| I<br>計画外出産の子どもと関わっている結婚女性 | A.「黒孩子」の産み親 (A1、A2、A3、A4)         | *老後のために男児が必要 (A1、A2)<br>*農村は男児が必要ですから(A1、A3、A4)<br>*夫の家のため(A1)<br>*メンツのために男児が必要 (A3、A4)                            | *夫はどうしても男児が欲しかった (A1、A2、A4)<br>*女の子が2人でもいいですが (A3)  | *二人が十分、多ければ教育は大変である。 (A1、A2、A3、A4)                       | *できるなら大学まで (A2、A3、A4)<br>*子どもは勉強が好きではないから高校までいい (A1)  | *大きなことは夫が決める (A1)<br>*二人が相談したが、夫に従う (A2、A3、A4)        | *夫は家事をほとんどしない (A1、A4)<br>*いつも手伝ってくれる (A2、A3)                  |
|                           | B.「黒孩子」の養育親 (B1、B2、B3、B4)         | *女の子がかわいいから (B1、B2、B3)<br>*親戚に頼まれて仕方ない (B4)<br>*結婚したら当然  | *男の子が必要 (B1、B2、B3、B4)   | *二人では十分男の子と女の子ともいる方がいい (B1、B2、B3、B4)                     | *できるなら大学まで (B1、B2、B3)   | *夫の方が強い (B3、B4)<br>*二人相談で決める (B1、B2)                  | *夫は家事をしないが、子どもの勉強の面倒をみる (B1)<br>*家事と子どもの教育はほとんどしない (B2、B3、B4) |
|                           | C. 計画外出産した子どもの母親 (C1、C2、C3、C4、C5) | *男の子がいるなら誇りを感じる(C1)<br>*老後のために男児が必要 (C2、C3、C4)<br>*夫のほうはどうしても男児を欲しかった (C5)<br>*夫は息子がいないために悪口を言われた (C5)             | *夫は男の子が欲しい(C1、C5)<br>*息子が生まれた時主人はとても喜んでくれた (C2、C3、C4)<br>*息子も娘も同じように扱う (C2)<br>*私は女児でもいい (C5) | *一人が寂しいので、もう一人子どもがほしいから (C2、C3、C4)<br>*子どもが3人のほうがいい (C5) | *経済的な余裕がないので高校までいい (C2)<br>*苦労しても大学まで (C3、C4)<br>*勉強がきらいだから中学校でもいい (C1)<br>*大学に行かせたかったが(C5) | *二人で相談するが、夫の意思に従う (C1、C2、C3、C4)<br>*夫は私の話は全然聞かない (C5) | *夫が家事をしない (C1、C2、C4、C5)<br>*家事をすこし手伝ってくれる (C2、C3)             |
| II<br>その他の結婚女性            | D.一人っ子の親 (D1、D2、D3、D4)            | *男の子がいるなら安心する (D1、D2、D3)<br>*息子がお墓を守ってくれる (D1、D3)<br>*夫のほうはどうしても男児を欲しかった (D5)<br>*男児を産んだため、誇りを感じた (D1、D2、D3)       | *男児がいなければ親が大変です(D1、D2、D3)<br>*私は女児でもいい (D4)   | *子どもが二人の方がいい、一人が寂しいから (D1、D2、D3)<br>*一人で十分 (D4)          | *大学に行かせたかったが、私は娘の力にならない (D2、D4)<br>*苦労しても大学卒業まで (D1、D3)                                     | *二人相談で決まる (D1、D3)<br>*夫に決める (D2)<br>*相談するが、夫が決める (D4) | *家のことは主に自分でする (D1、D3、D4)<br>*農業をするが、家事は主に私がした (D2)            |
|                           | E.2人女の子の親 (E1、E2、E3、E4)           | *老後は子どもしか頼らない (E2、E3)<br>*人に悪口を言われたため、メンツのため男児が欲しかった (E2、E4)<br>*娘しかいないので老後のために貯金したほうがいい (E1)<br>*夫の家に男児を産みたい (E3) | *やはり男の子が一人いるほうがいい(E1、E3、E4)<br>*女の子二人でもいい (E2)  | *子どもが二人で十分、一人男の子と一人女の子がいるなら一番理想であるが (E1、E2、E3、E4)        | *娘が大学に行けるなら、老後の面倒をみることができる。 (E1、E3、E4)<br>*大学にいけるならいいですが、経済的に余裕はない (E2)                     | *主に夫が決める (E2)<br>*二人で決める (E1、E3、E4)                   | *夫は家事を少しもしない (E2)<br>*夫が家事を少しする主に私がやる (E1、E3、E4)              |
|                           | F. 第一子が女の子の親 (F1、F2)              | *老後は息子に面倒をみてもらいたい (F1)<br>*家の苗字を継続できるため (F2)   | *男の子が必要です。でも私は娘も好きです (F1、F2)<br>*息子は私の将来です (F2)   | *子どもが二人育ちやすいし、将来お互いに援助できる (F1)<br>*子どもが2人ちょうどいい (F2)     | *子どもに高い教育を受けてほしいが、子ども自身は勉強が嫌いだ (F1)<br>*できるなら息子が高い教育を受けさせたい (F2)                            | *家のことはほとんど二人で相談して決める (F1、F2)                          | *夫は仕事が忙しいので家事をしない (F1)<br>*子どもがまだ小さいから、夫はいつも家事をする (F2)        |

聞き取り調査の項目は表6-1-5に示しているように、子どもに関する意識と家庭内状況に大別した。子どもに関する意識では、①出産の目的、②子どもの性別選好、③現実の子ども数・理想的な子ども数と理想的な性別構成、④子どもの教育などを尋ねた。家庭内状況に関しては、①家庭内における意味決定と②家事の役割分担について尋ねた。分析によって、農村女性の出産意識に及ばず要因として、特に注目すべき要因としては以下の5点が挙げられる。

#### 第1は、老後の保障制度不備の影響

中国の法律では、親の財産は子どもに平等に相続すると決まっているが、農村では、男児しか親の財産をもらえないのが現実である。そして、男児が親の老後の世話をするのは、今でも普通である。また農業に従事している人達には、日本と違ってほとんど年金はない。老後保障はほとんど子どもに頼っている。当該地域の高齢者は主に男の子によって扶養されている。

表6-1-6 N村とM村の高齢者の生活形態（2000年8月現在、単位：人）

|    | ①自立で生活している (%) | ②息子と同居 (%) | ③娘と同居 (%) | ④息子の家に順番 (%) | ⑤別居であるが、息子に世話をもらう (%) | ⑥孫に世話してもらう (%) | 合計         |
|----|----------------|------------|-----------|--------------|-----------------------|----------------|------------|
| N村 | 18 (12.4%)     | 21 (14%)   | 3 (2%)    | 6 (4.1%)     | 96 (66.2%)            | 1 (0.6%)       | 145        |
| M村 | 58 (31.9)      | 19 (13.2)  | 2 (1.3%)  | 9 (6.2%)     | 89 (50.3%)            | 0              | 177        |
| 合計 | 76 (23.3%)     | 40 (12.3%) | 5 (1.56%) | 15 (4.9%)    | 185 (57.4%)           | 1 (0.3%)       | 322 (100%) |

注：①高齢者とは65歳以上になった人のことである。

②調査した村の統計に基づき作成。

表6-1-6で表示しているように、2000年8月現在、N村には65歳以上になった人は145人、そのうち男性は72人、女性は73人である。N村の高齢者たちの生活形態は次のような6つのタイプに分けられる。

①まだ元気で農業に従事している高齢者は18人、息子と別居して自立で生活している。しかし、病気にかかった時に息子から経済的な援助をもらう。②息子と同居している高齢者は21人、家計などは息子の家族と一緒にしている。③息子がいないため、婿養子をもって、娘と同居している高齢者は3人、家計などは娘の家族と一緒にしている。④息子の家

を順番にまわりながら生活している高齢者は6人、このタイプの高齢者のほとんどは70歳以上になり、農業に従事できなくなった人たちである。彼らの食事と宿泊など、すべて息子の家に順番でまわっている（輪流管飯）（リンリュウグアンファン）。病気にかかった時の治療費は息子たちが平均で分担する。⑤息子と別居して生活している高齢者は96人、このタイプの人の日常の生活費用と食糧、病気にかかった時の治療費などは、ほとんど息子が負担している。⑥息子夫婦と孫夫婦と同居していて、主に孫夫婦に面倒をみてもらっている高齢者は1人、この人はすでに80歳以上で、日常生活の維持は孫夫婦に頼っている。

M村には65歳以上になった人は177人、そのうち男性は90人、女性は87人である。高齢者の生活形態は、①タイプは58人、②タイプは19人、③タイプは2人、④タイプは9人、⑤タイプは89人、⑥タイプは0人である。

両村の状況をみると、322人の高齢者の中で、老後生活をほとんど息子に面倒をもらっている人が240人（②④⑤）、74.5%を占める。息子から部分的な経済援助をもらっているのは76人（①）、23.6%であり、合計で316人、98.1%を占める高齢者が息子に老後の面倒を見てもらっている。娘は生活に余裕があれば、経済的な面でも部分的に援助する。以上のような老後生活をほとんど息子に頼っている現状をみると、調査地域で男児を産むのは自分の生活実態を踏まえた現実的な考えであると言える。

調査対象者のインタビューから、男児を老後の頼りにしている意識が読み取れた。男児を産むために、次女と3女を養女に出した女性は「農村では息子しか老後の頼りがない」（C1）と語った。そういう考えをもっている人が、調査対象者の約70%を占めている（23人のうち16人）。

また、男児を持っている女性は、男児がいるから「将来にも心配はない」（D1、D2、D3）と答えている。しかしそのような人と対照的に、女兒しかもっていない家庭では「老後の保障のため、現在からお金を貯めるほうがいい」（E1）と、自分の老後を心配している。

中国の農村部、特に貧困な農村部では、老後生活をほとんど子どもに頼らなければならないために、子ども、特に男児は老後生活保障として期待されているのである。当該地域では「老有所養」（養児防老）という意識が女性出産意識に大きく影響を与えていた。

## 第2は、「跡継ぎ」といった伝統的な家父長意識の残存の影響

中国の社会では伝統的な儒教の影響が根強く存在している。特に農村社会では結婚して

夫方の家に居住し、男性によって、家財の継承がされ、家では年長の男性の方が絶対的な権利をもっている。そのため、男児が家の中で重視されている。男児を産むことによって、家を保ち、祖先の祭りを維持し、老年に備え、宗族の勢力を拡大し、仕事を成功させることで宗族と祖先との名を挙げることが社会の共通の願いとなっている。宗族の長・家父長・夫が嫁に対して、たくさん「子宝」を産むことを求めるばかりでなく、女性自身もまた「息子を生め」という要求を、「息子を産みたい」という自己の強烈な念願として内在化したと言える。

経済発展、文化教育、生産方式の水準が低い当該地域では、このような観念の影響が大きい。父系原理をとる社会で、目に見える形で「男児選好」が現れることは繰り返し指摘されてきた。調査地域の状況を見ると、「計画外出産」の84世帯には、男児願望のため、「一人っ子政策」に違反して子どもを産んだのは53世帯で、約63.1%を示している（表6-1-3参照）。調査対象者の意識の中で「跡継ぎ」という伝統的な意識がまだ強く存在している。

また、調査対象者の中で、「跡継ぎ」のため、母親は男児が産まれるまで子どもを産み続け、望まれずに産まれた女兒を隠して育てている女性は2人（A1、A4）、また、男児を産むため、性別選択中絶した経験がある女性は3人（A3、C5、F2）、さらに夫が男児願望のため19年間勤めた会社を解雇され、老後が保障される職場から、農村に戻っている事例がある女性が1人（C1）。そして男児を産む目的は「お墓を守ってくれるのは息子だから」であるD1とD3いた。このような事例から農村の伝統的な農耕社会では、伝統的な「跡継ぎ」という家父長意識が出産意識に影響を与えていることが分かった。

### 第3は、地域慣習と周囲のプレッシャーの影響である。

農村の生活習慣、生産方式、居住方式は当該地域の特殊な文化を作った。それが地域の人々の生活、意識に大きな影響を与えている。当該地域では、今でも出産に関する伝統的な慣習がまだ残っている。例えば、結婚する時新婚夫婦寝室の周りの何処かに「落花生」と「栗」を置く習慣がある。「落花生」は中国語で「花生」（ハースン）、これは「男児と女兒を混じえて産む」という意味で、「栗」は中国語で「立子」（リーズ）と発音が同様に、すなわち、「結婚して早く男児を産む」という意味である。

こうした慣習の中に、「男児選好」意識が見られる。男児を産んだ場合は宴会を行なう。しかし女兒を産んだ場合は、第1番目の子どもならお祝いをするが、二番目の子どもが女

児であればお祝いをする家は少ない。女兒しか持たない親はいまでも依然として「跡継ぎ無し」、「死んだ後の供養を誰もしてくれない」(E1、E2、E3、E4)などと他人に言われる。調査対象者の中には結婚してから夫とずっと仲良く暮らしているが、次女が産まれてから周りのプレッシャーを感じて、次女を親戚に養女に出し、もう一人子どもを産んだ女性(A3、A4)もいる。

中国のメンツの概念は公衆の認めている価値観と道德観にまで及ぶので、通常は「メンツを失う」と言い、人が不道德な行為を犯したとか、世間に聞かれたらまずいことをしたときは、その人間への評判はすべて損なわれる。調査対象者のほとんどは周囲のプレッシャーを感じていることがうかがわれた。M村では妻が次女を産んだ後、不妊手術をして、男児を産むのが不可能になってしまったために、相当なプレッシャーを受けて、鬱病になった男性の事例も存在した。

第4は、家庭内における女性の低い地位の影響である。

家庭内における女性の役割に関して、古代から広範に伝えている「女人的天職是伺夫育子」(女性の役割は夫を世話し、子どもを産んで、育てることである)である。また、中国の清代では法律に「七出」(妻と離縁できる七つの条件)の中で「子無し」を一番大きな要因とした(杜, 1994: 152-171)。中華人民共和国が成立する以前、結婚した女性の重要な役割としては、家の跡継ぎの男児を産むことである。女性は伝統的な社会では男児を産むことによって、家庭内地位を得て、肯定的な評価が得られる。建国以後女性の地位は高くなってきたが、家庭内において、男性より女性の地位はまだ低い。1990年の「中国婦女家庭地位」の調査<sup>(5)</sup>で、農村では夫婦が共に家庭収入を管理するのは81%である。しかし、支配権利配分では夫の方が絶対的な権利をもっている。このように家庭内では男性が優位であることが明らかになった(沙吉財, 1994: 146)。

調査地域の女性の社会地位は昔より高くなったが、家庭内地位はまだ低く、家庭のことを夫婦両方で相談して決定する家庭は、まだ少ない。夫婦間の勢力関係が夫優位であるので、子どもに関する意志決定するとき、男性が決定権をもっていることが分かった。家庭内で重大なことを決定するとき、主に夫の意思に従う女性が多く、23人の中に14人、60.9%を占めている。出産に関しては、妻より夫の意向が強い。「夫が男児を欲しいから」と語った女性が多い(23人の中12人、52.2%を占める)。男児を産んだら、その家庭で誇りを感じる女性もいる(D1、D2、D3)。当該地域において女性の家庭内地位の低さが女性の出産

意識に影響を与えていることがうかがえた。

例えば、調査対象者には、「夫の家に男児を産みたい」(E3)、夫と関係が悪くなった要因は「自分が男児を産めなかったから」という人(E2)がいる。女性にとって男児を出産することは、家庭内の地位を高める一つ的手段になっている。さらに女児を産んだため離婚させられた事例(C5、E4)もある。人々の意識の中には依然として女性の役割はとりもなおさず男児を産むことだという考え方が残っている。

第5は、女性の低い教育レベルの影響である。

多くの研究によって、女性の教育レベルが出産意識に大きく影響をしていることが明らかにされている(陶春芳, 1995: 260-276)。第3回人口センサスの結果で、1982年農村女性には読み書きができる人が46.9%、1990年に62.9%までに上昇した。女性の教育レベルの上昇は出産率低下に大きな影響を与えている(菜, 2000: 6)。「計画外出産した子ども」の親の教育歴をみると、高等学校教育を受けた人が極めて少ない。

表6-1-7 N村とM村の「計画外出産の子ども」の産み親の教育歴(2000年8月現在)

|     | 高等学校     | 中学校         | 小学校        | 非識字者       |
|-----|----------|-------------|------------|------------|
| 男性  | 0人       | 109人(83.8%) | 20人(15.4%) | 0人         |
| 女性  | 2人(1.5%) | 65人(50.0%)  | 48人(36.9%) | 15人(11.5%) |
| 合計  | 2人(1.5%) | 174人(66.9%) | 68人(26.2%) | 15人(11.5%) |
| 男女差 | 2人(1.5%) | 44人(33.8%)  | 28人(21.5%) | 15人(11.5%) |

注：①計画外出産の子どもが130人、両親の人数は260人(そのうち130男性+130女性)である。

②高等学校、中学校、小学校の項目の中で中退人を含めている。

③非識字者は学校へいけなかったので、字を読むこと、書くことができない人である。

表6-1-7に示しているように、「計画外出産した」世帯は130、親が260人のうち、中学校教育を受けた人が174人、66.9%で、小学校教育を受けた人が68人、26.2%である。まだ字が読めなく、字を書くこともできない人が15人いて、11.5%である。

当該地域の教育レベルは低いが、男性より女性の教育レベルがさらに低い。表7で示したように、「計画外出産の子ども」の親には、高等学校教育を受けた女性は2人で、男性より多く、中学校教育を受けた女性で家庭のことを夫婦両方で相談して決定する家庭は、まだ少ない。

小学校教育のほうでは男女間に大きな差が存在している。男性の教育歴は女性より中学歴が33.8%、小学歴が21.5%高い。その中で、特に学校に行ったことはない人が15人、11.5%で、すべて女性である。調査地域では多数の「計画外子ども」が存在することが低い教育レベル、特に女性の教育レベルの低さと関わっていると考えられる。

## 第5節. 分析結果から得られた知見の整理と課題

### 1. 出産意識の変化

今回の調査を通して、当該地域における出産意識に関して明らかになったことは以下の2点である。

(1) 当該地域において、「計画外出産の子ども」が多く存在していたが、徐々に減少する傾向がみられた。

1979年から1990年まで10年程度の間、経済発展が遅れている当該地域では「男児願望」のため、「計画外子ども」が多く生まれた。「計画外出産」した子どもの家族に現実の子どもの性別をみると、表6-1-3に示したように、第一子が女兒である場合(63.1%)、男児である場合(36.9%)より「計画外子ども」の数が多い。しかし、1990年から「計画外の子ども」が少なくなってきた。

現在少なくともこの2つの村から見れば「一人っ子政策」が徐々に人々に理解され、「一人っ子政策」に違反して生まれた子どもが少なくなってきたことが明らかになり、当該地域の人々の出産意識は「多子多福」伝統的観念から「少産少子」に転じてきた。しかし、理想的な子どもの数が2人のうち、最も理想的なのは男児1人いるという意識がまだ強く存在している現実から、人口抑制問題は今後とも大きな課題である。

(2) 男児選好意識がまだ強く存在している、ただし「男児選好」観念が薄れていく事例がみられた。

先に述べたように、「計画外出産の子ども」が多く存在する要因は、「男児願望」のためである。男児を産むため、「一人っ子政策」に違反して産んだ子どもが多く、調査地域では男児選好意識が根強く存在していることが明らかになった。しかし、調査対象者の中で「女の子が二人でもいい」と考えている人がいる(A3)。その女性は結婚して、夫と都市部に生活し、夫は老後に保障できる仕事を持っていた。しかし、その夫はどうしても男児が欲し

くて、「一人っ子政策」に違反して男児を産んだ後仕事を失って、農村に戻ってきた。「都市部で19年間勤務もしているし、退職しても年金もらえるし、…」(A3)という話から、女兒でもいい理由はそのとき老後保障であることがわかった。

中国において高齢化社会の急進、家庭内での老後扶養機能の弱化と共に、社会への老後保障の期待が大きくなった。この問題は当該地域の問題のみでなく、中国の広大な農村地域共通の問題と言える。社会保障整備の経済的な実力がまだ揃っていない農村地域では、国への期待のみではなく、当該地域の援助的な資源を効果的に利用することを考える必要がある。

2. 「計画外出産」に影響を与える要因として、①老後保障制度不備の影響、②男児しか家を継承できない「跡継ぎ」といった伝統的な家父長意識の影響、③地域慣習と世論のプレッシャーの影響、④家庭内女性の低い地位の影響、⑤女性の低い教育レベルの影響、などが挙げられた。

当該地域では、60歳以上の322人の中では、息子に面倒を見てもらっている人が240人、74.5%で圧倒的である(表6-1-6の②④⑤)。息子から部分的な経済援助を受けている76人を入れて、ほとんど(98.1%)の高齢者の老後生活は息子に頼っている現状である。また、対象者の話からも、老後は息子に頼る意識(70%)が強く存在していることが明らかになった。

また、男児を産むことによって、家をもち、墓を守り、祖先の祭りを維持する伝統的な観念の影響、また地域慣習の影響で、女性自身も「息子を生め」という要求を、「息子を産みたい」という強烈な念願として内在化したと言える。その根本的な要因は女性の地位が低いからであると考えられる。調査によって、家庭内に平等的な関係がある夫婦は、子どもを産む意思決定に対等であり、家庭内で「黒孩子」を産む可能性が低い。

中国の都市部では男性は多く家事に参加することが世界で知られている。農村部でも男性の家事参加が多くなってきたが、依然として女性によってより多く分担されている。調査対象者の中で、家庭内地位に関して夫と平等と感じている女性は約30%で、夫より高く感じているのは60%、夫より低いと感じているのは約10%だけである。しかし、実際の状況を見ると、当該地域の男性は都市部へ出稼ぎに行く人が多いため、女性は家事・育児・老人の世話、それ以外に農業労働を担っている状態である。「毎年、主人は暖かくなってから、出稼ぎに行きます。私は子どもの世話をし、農作のことをして、毎日とても疲れま

す。…」(B2) という声が多重負担に苦しむ女性の実態を象徴している。

1978年から中国の経済改革開放政策が実施されて以後、農村部と都市部の収入の格差が大きいと、辺鄙な農村地域の青中壮年男性は出稼ぎに行く人が多いことは全国共通である。農村に残るのは女性、子ども、高齢者だけである。女性は社会参加機会（農業）が多くなり、家庭内収入は以前より増加したことが、「黒孩子」の数が少なくなる一つの要因であろう。しかし、女性の教育レベルがまだ低いことから、農村地域における人々の「男児願望」という出産意識を変えるために、経済発展に力を入れると同時に、教育レベルの向上と当該地域の社会文化を発展させるべきである。

最後に今回の調査で女性の家庭内地位は出産意識に影響を与えていることが明らかになった。しかし、今回の調査は聞き取り調査なので、調査対象者は家庭内での役割分担実態と意思決定に関する内容に理解が異なっている。また対象者の数が少ないため、この知見を一般化にすることには慎重でなければならない。したがって女性の家庭内での地位は子どもの性別選好意識にどのように作用しているのか、量的な調査を通して分析する必要がある。

#### 【引用文献】

- 馬瀛通他，1998，『出生性別比新理論と応用』，首都経済貿易大学出版社。
- 葉 昉他編，2000，『2000年：中国人口問題報告—農村人口問題及治理』，社会科学文献出版社。
- 沙吉財，1994，『当代中国女性家庭地位研究』，天津人民出版社。
- 人口問題審議会厚生省官房政策課編，1988，『日本の人口・日本の家族』，東洋経済新報社。
- 張車偉，1995，「中国四省二市両性間生育意願差異分析」『当代中国婦女地位』，北京大学出版社。
- 鄭曉英，1995，『中国女性人口問題と発展』，北京大学出版社。
- 杜芳琴，1994，「産育文化的歴史考察」『性別与中国』，三聯書店。
- 陶春芳・蔣永萍編，山下威士・山下泰子訳，1995，『中国の女性』，尚学社。
- 費孝通，1998，『生育制度』，北京大学出版社。
- 梁中堂・閻海琴，1992，『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』，山西高校連合出版社。
- 李銀河，1997，「自願不育現象研究」『平等と発展』，三聯書店。
- 李銀河ら著・江上幸子訳，1998，「中国人の出産・育児観」『中国の女性学』，勁草書房。
- 李小江他，1997，『平等と発展』，三聯書店。
- 李東輝，2002，「中国農村地域における『隠された子ども』の生活実態」『日本家政学会誌』(451)。

遼寧省統計局編，1999，『遼寧省 1998 年統計年鑑』，中国統計出版社。

## 【注】

---

- (1) 「一人っ子政策」は 1979 年から実施された人口抑制政策である。具体的に言うと、「晩婚、晩産、少生優生、1 組みの夫婦が一人の子どもを産むことを提唱する」（晩婚、晩産、少生、優生、一对夫婦一個子）という人口政策である。実際問題として、この政策の意味しているものは、第一子が障害者の場合に子どもが 2 人まで持つことが許可される。1984 年国際世論と各地の事情に配慮し、政策を義務づける全国統一の法律を設けず、各都市が独自に条例などの形で、細目を取り決め、執行する方式をとっている。つまり、農村では特に老後扶養に困難がある家庭は子どもが 2 人、少数民族は 3 人まで子どもを産むことを認めた。
- (2) 合計特殊出生率とは、女性一人あたりの生涯平均出生児数のことである。
- (3) 中国の戸籍は「戸口」と呼ばれ、戸籍制度は新中国に制定され、農業戸籍と都市戸籍とに分けられた。それは単に居住地を都市か農村かに分けただけのものではなく、出生時から決められ、職業によっても自由に個人の意志で変えることはできない。そのため身分制あるいは準身分制と考えられている。都市戸籍から農業戸籍へは簡単に換えられるが、農業戸籍から都市戸籍への自由な移動はゆるぎない。
- (4) 「黒孩子」：「一人っ子政策」は都市では厳格に実施されていたが、農村と少数民族に対してはそれほどでもなかった。農民の「戸籍」者は第一子が女兒の場合は 4 年の期間を空けて第二子まで、少数民族は二人まで子どもを持つことができ、当然この規則に違反する者には罰則が課せられる。この重い罰則から逃れるために、「一人っ子政策」に違反して生れた子どもが戸籍登録されず隠されて育てられている。このような子どもが「黒孩子」と呼ばれる。1990 年第 4 回人口センサスにより、全国で 1513 万人の「黒孩子」が存在している。
- (5) 中国女性の社会地位と現状を全面的に明らかにし、女性の政策を策定するために、中国婦女連合会と国家統計局が、1990 年に共同で実施した中国初の「中国女性の社会的地位の調査」である。調査範囲は 21 の各省にわたっている。具体的な情報は『中国婦女社会地位概観』（陶春芳他，1993，中国婦女出版社）を参照。

## 第6章

### その2：女性の家庭内での地位と子どもの性別選好意識との関連

—量的調査から—

## 第1節 問題関心および目的

中国には「十人の男児はすこしも多くないが、十人の女児は男児一人の値打ち」という諺がある。これは男児出産願望をよく表している。中国において強く存在している「男児選好」意識は「家父長制」の伝統と密接に関係していると考えられる。この伝統は、家の継続は必ず男性の子孫によってのみ継承されるという観念である。こうした家制度によって男尊女卑の思想が生まれ、建国以前の結婚女性にとって、男児を生んだからこそ、婚家での確固たる地位を得ることができたわけである。このような社会制度の中であって家庭内における女性の地位は男児を生んだかどうかに関わっていた。

中華人民共和国の建国以降、《婚姻法》の実施、土地改革と女性の社会的地位の向上などにより、「男児選好」意識は都市部を中心として徐々に薄れてきた。1993年に中国社会科学院の北京市を対象とした調査結果では、対象者の78.4%が「息子でも娘でもよい」と答えている。わずか4.5%が「息子を持つ」ことにこだわっているにすぎない(中国社会科学院, 1994:223)。その一方で、1990年に婦女連合会の「全国女性地位に関する調査」の農村部の結果では、49.9%の女性が2人の子どもを持ちたいと希望している。それと同時に、92.8%の女性が少なくとも1人の男児を持つことを希望している(陶春芳ら, 1993:285)。筆者が2002年に当該地域で行った調査の結果、対象者の30.2%は「男児がよい」と答えており、当該地域においては男児選好意識がまだ強く存在していることが明らかであった(李東輝, 2003:16)。

人類自身の生産としての産育活動は主に女性によって担われており、子どもの性別選好は、女性の地位にも深く関係している。しかし、中国においてこれに関する研究はまだ少ないのが現状である。子どもの性別選好意識と女性の家庭内地位とのかかわりを明らかにすることは、女性の地位の向上や真の男女平等社会を達成させるために、役にたつにちがいない。

そこで、本稿では、社会的な背景を考慮しつつ、男児選好意識がまだ強く存在している農村部に焦点をあてて、農村地域の女性の家庭内地位と子どもの性別選好意識との関連を明らかにすることを目的とする。特に次の2点に注目したい。

- (1) 当該地域における家庭内役割分担・意思決定の実態と意識
- (2) 男児選好意識と女性の家庭内地位との関連

## 第2節 先行研究の総括

### 1. 子どもの性別選好意識と女性の地位との関連

#### (1) 「男児選好」意識と女性の地位との関連

先述したように、周代以降、「男尊女卑」の思想が一般化した。周代以降の父権時代（周代から清代まで）において、女性の最も重要な役割は、家系の継承と家門の繁栄をもたらす男児を出産することであった。当時の人々は、男児を生むことが祖先に「孝」をあらわす「至善の行為」と考えていた。男児を生むことによって、家を保ち、祖先の祭祀を維持し、老年に備え、宗族の勢力を拡大し、仕事を成就することができた。女性にたくさんの「子宝」を生むことを求めたばかりでなく、女性自身もまた「息子を生め」という要求を、「息子を生みたい」という自己の強烈な念願に内在化した。

先述したように、すでに周代の『詩経』の中にはっきりと、男児だけが「跡継ぎ」であり望みを託すことができる価値ある者、女兒は生れつき低く卑しい者であると歌われている（『詩経・小雅』）。古代の「七出」（女性が離婚させられる理由）には明確に「子どもを産まない、あるいは、家の「跡継ぎ」としての男児を産まない女は離婚されても文句は言えないと規定されていた（陳鵬，1990：221 - 239）。女の価値はただ男児を産むことによるのみ認められたので、跡継ぎを得るために、神頼みに走って種々の迷信の神を作り拝むという哀れな立場におとしめられたというのが（近代以前の）産育文化であった。

また、財産相続に関し、女性（娘）は財産相続から除外されていた。明代の『明会典・刑部律例』では、規定の「七出」（妻を離縁できる七つの条件）の中で「子無き」を第一条に格上げしていた、これにより、正室に子が無ければ側室庶出の子が相続できることになったので、官方民間・知識人庶民のいずれをも問わず、どこでも息子を産む女性を持ち上げた（孟昭華ら，1992：95）。父権・夫権社会が子生み子育てについていかに様々な抑圧を女性に押し付けたか、女性は男児を生む道具にされてしまったのである。

このように子どもの性別選好意識が大きく変換した時期に、母親の社会的地位も変化したことが指摘できる。すなわち、殷代以降男女の社会経済的地位が不平等となる性別役割分業体制が発生し、女性は家父長の嫡出子の母となって初めて、家内に安定した地位・権限を獲得していた。つまり当時の女性にとって、子どもを産み育てることは、自らの地位の確立のために不可欠な行為だったのである。新中国が成立するまで、伝統的家父長制の影響により女性の地位はずっと低かったのである。

新中国成立後、土地改革によって、個人財産は没収され、生産方式は個人経営から集団経営に変換した。また、1950年に「中華人民共和国婚姻法」の実施により、「一夫一婦制」「女性の権利と利益を保護する婚姻制度」が生まれた。特に、「男女平等」などのスローガンにより、伝統的な血縁集団としての「家父長制」的な家族はその経済基盤を消失し、氏族組織も崩壊の道をたどった。さらに、80年代から女性の地位の向上と生活レベルの上昇、及び「計画出産政策」の実施、特に、1979年に「一人っ子政策」の実施により、合計特殊出生率（TFR）が大幅に下がった。80年代から国家政策の国民への浸透などにより、生涯に子どもを1人しかもたないと考えている人が増えており、結婚しても子どもを産まないカップルが大都市部で増えてき（李銀河，1997：244）。しかし、女性の地位も向上してきたにもかかわらず、農村部において男の子を持つことにこだわる慣習は、依然として強く残っている（陶春芳，1993：285）。

## （2）中国における「男児選好」意識に影響を与える要因に関して

現代中国における男児選好意識に関する先行研究では、男児選好意識に影響を与える要因として、①伝統的な儒教文化の影響、②女性の低い経済的な地位（李冬莉，2001：21 - 28）、③社会保障制度の不備、④伝統的な家父長制度の影響、⑤地域の人々における子どもの性別選好意識の影響などが挙げられる（李東輝，2003：19）。主に文化・社会的・地域的な要因から研究が行われているが、家庭内の女性の地位とのかかわりの視点からのアプローチは欠けている。

家庭は社会の基本単位であり、社会全体の縮図でもある。女性が婚姻や家庭内で占める地位は、それ自体がすでに女性の社会的地位の構成要素であり、また女性が社会において占める全体的な地位の縮図でもある（陶春芳，1993：8）。婚姻や家庭というミクロの領域では、女性の社会的地位の変遷の経緯を知ることだけでなく、婚姻や血縁というもっとも基本的で、もっとも自然な男女関係において現れてくる男女の地位の真の状況をみることができる。

したがって、本稿では、家庭内役割分担と意思決定の実態、役割分担意識などの女性の家庭内地位と子どもの性別選好意識とのかかわりに焦点をあてて、女性の家庭内地位の実態を明らかにした上で、男児選好意識と女性の家庭内地位との関連を明らかにすることを試みる。

## 2. 【調査概要と分析の枠組み】

### (1) 調査概要

本調査は1979年の全国平均結婚年齢が22.7歳であったことを考慮して、2002年に50歳以下で子どもがいる既婚者を対象とした。中国東北部に位置する遼寧省の内陸地域にある2つの村から、協力が得られた498人に調査員を通じて調査票を配布した。有効回答は465（男性232、女性223）、回収率は93.4%であった。

調査期間は2002年4月から5月までの間である。

### (2). 調査項目と分析の枠組み

本研究は、婚姻や家庭における女性の地位に関して、1990年に全国の婦女連合会が主催した「中国全国女性の地位に関する調査」に使われた変数を参考にして、第4章のその2第5章と同様に「家庭意識に関する意識と実態調査」により下記の項目について検討する。

表6-2-1 本研究の分析枠組み

| 女性の家庭内地位の影響 | 調査目標             | 経験的指標   |
|-------------|------------------|---|
| 女性の家庭内地位    | A: 家庭内役割分担の実態と意識 | 1) 日用品の購入・家事・老人の世話・子どもの学習の指導・近隣との付き合い・家計の管理・地域活動<br>2) 性別役割規範に関する意識                                   |
|             | B: 家庭内意思決定の実態と意識 | 1) 高額な物の購入、子どもの進学など、家の購入と建築、近所の付き合い・産む子ども数と産むタイミング<br>2) 避妊の措置をとっている者・結婚後の自己収入の支配<br>3) 家庭内意思決定に関する意識 |
|             | C: 結婚生活の状況       | 1) 結婚方式と結婚生活への満足度<br>2) 家庭内地位への自己評価   |
| 個人の属性       | D: 個人の属性         | 性別・年齢・教育歴・子どもの数・家族人数・家族の収入・個人の収入  |

#### (A). 家庭内役割分担の実態と意識

1) 家庭内役割分担の実態（図6-2-1・1と図6-2-1・2）と2) 役割分担意識（表6-2-3）に関して回答を求めた。

#### (B) 家庭内意思決定の実態と意識

1) 家庭内意思決定の実態（図6-2-2・1と図6-2-2・2）、2) 夫婦の間に避妊措置を取っている状況（表6-2-4）と結婚後の自己収入の使用（図6-2-3）、と3) 家庭内意思決定に関する伝統的な性別規範（表6-2-3）という質問を設定し、家庭内意思決定の実態と意識を調査した。

(C) 結婚生活の状況に関して

1) 結婚方式（紹介結婚、恋愛結婚とその他）と結婚生活への満足度（表6-2-5）および2) 家庭内地位に関する自己評価について回答を求めた。

(D) 個人の属性

以上の内容のほかに、対象者の属性を尋ねた。本研究分析の枠組は表6-2-1に示している。

第3節 家庭内における役割分担の実態と意識

1. 家庭内の役割分担の実態とその影響要因

2000年12月に中国婦女連合会の全国女性の地位に関する調査の結果によって、家事に関して男性は以前より多く参加するようになり、家庭内における女性の地位が1990年より高まってきたことが明らかにされている。しかし、家庭内役割分担に関して、女性は依然として家事の多くを担っている（曹景椿, 1986: 7-11）。今回の調査でも、当該地域の家庭内役割分担に関しては、全国女性の地位に関する調査の結果と同じ傾向がみられた（図6-2-1・1と図6-2-1・2）。

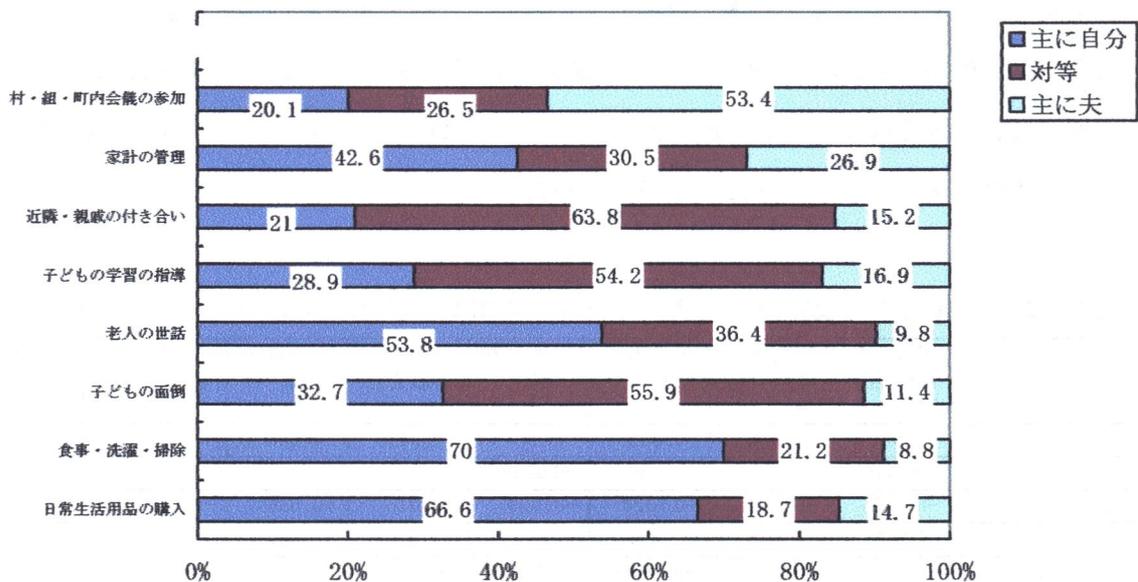


図6-2-1・1 家庭内の役割分担の実態に関する女性の回答 (N=226)

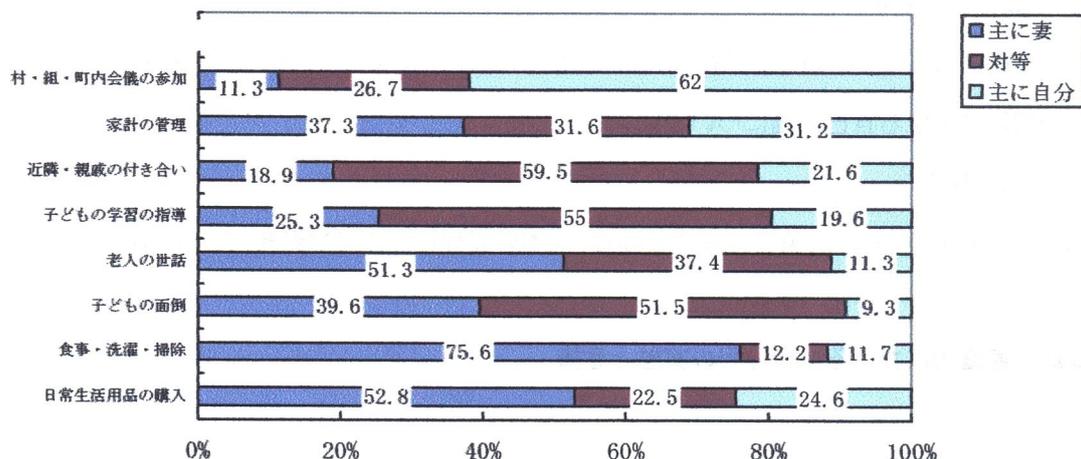


図 6-2-1・2 家庭内の役割分担の実態に関する男性の回答 (N=229)

当該地域では、家庭内役割分担の項目に関する回答は、男女別にみると若干の差があるが、大体の傾向は同じである。「子どもの面倒」「子どもの学習の指導」と「近隣・親戚の付き合い」を「対等」で分担するのは半数以上である。家事・育児にかかわる項目「日常生活用品の購入」「食事・洗濯・掃除」「老人の世話」「家計の管理」については妻は夫より多く分担している。夫が妻より多く分担しているのは「村・組・町内会の会議の参加」だけである。2000年全国女性の地位に関する調査の結果を参照すると、「食事・洗濯・掃除」に関して、当該地域では「主に妻」と回答した者は、2000年の全国の85%より大幅に下回わり、男性が多く参加してきたことがわかった。

表 6-2-2 家庭内の役割分担と個人の属性との相関分析 (N=417 男性:211 女性:206)

|             | ①日常生活用品の購入      | ②食事・洗濯・掃除       | ③老人の世話          | ④子どもの面倒         | ⑤子どもの教育など       | ⑥近隣・親戚の付き合い | ⑦日常生活家計の管理    | ⑧村町内会議の参加       |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|---------------|-----------------|
| 年齢          | 0.050           | -0.010          | -0.002          | -0.029          | -0.041          | -0.058      | -0.061        | <b>0.099*</b>   |
| 子どもの数       | -0.050          | -0.032          | -0.066          | <b>-0.083*</b>  | -0.013          | -0.067      | -0.053        | -0.083          |
| 家族人口        | -0.038          | -0.046          | <b>-0.102*</b>  | -0.098          | -0.015          | -0.098      | -0.012        | <b>-0.113*</b>  |
| 教育歴         | <b>-0.114*</b>  | -0.018          | -0.001          | -0.038          | 0.070           | -0.036      | 0.002         | 0.053           |
| 自分の収入       | <b>-0.120**</b> | <b>-0.084*</b>  | <b>-0.136**</b> | <b>-0.097*</b>  | <b>-0.117**</b> | 0.059       | -0.087        | 0.061           |
| 性別          | <b>-0.444*</b>  | <b>-0.672**</b> | <b>-0.378**</b> | <b>-0.511**</b> | <b>-0.091*</b>  | 0.002       | <b>0.083*</b> | <b>-0.501**</b> |
| 性別役割分業の規範意識 | 0.074           | 0.018           | -0.034          | <b>-0.090*</b>  | 0.080           | 0.062       | 0.079         | 0.073           |

注：① \*\* : P<0.01 \* : P<0.05 ②男性=1 女性=0

表 6-2-2 に示したように、ここで、相関分析を行った結果、家庭内の役割分担の項目

のうち、「日常生活用品の購入」は「教育歴」「自分の収入」と有意な負の相関があり、すなわち、家庭内で「教育歴」と「自分の収入」が低くなるほど、よく「生活用品の購入」を担当している。

「食事・洗濯・掃除」は「自分の収入」「性別」と有意な負の相関がみられた。「自分の収入」が低いほど「食事・洗濯・掃除」を多く担当している。「老人の世話」は「家族の人口」「自分の収入」「性別」と有意な負の相関が認められ、「世帯人口」と「自分の収入」が多いほど、担当することが少ない。それに女性は男性より多く担っている。

「子どもの面倒」は「子どもの数」「自分の収入」と有意な負の相関がみられ、「子どもの数」が多いほど、親が担当することが少ない。これは「一人っ子政策」によって、子どもの中に少なくとも4年間の間隔があって、上の子どもが下の子どもの面倒をみることができることと関係しているだろう。また、「自分の収入」が多いほど、子どもの面倒をみることに少ない。それに女性は男性より多く担当している傾向がみられた。「日常生活の家計の管理」に関しても、女性は男性より多く担当している。

「村・組・町内会の会議への参加」は「年齢」と有意な正の相関があり、「世帯人口」「性別」と有意な負の相関がみられた。すなわち、年齢が高いほど「村・組・町内会の会議への参加」が多い。また、世帯の人口が多いほど参加しない人は多い。さらに、男性は女性より多く参加しており、女性の参加も20.1%に達している。この結果は当該地域での女性の地位が高くなったと考えられるが、実は、当該地域では農閑期になると、中年以下の男性のほとんどが都市部へ出稼ぎに行くので、家にいる女性が参加することと関わっていると推測できる。

「近隣・親戚の付き合い」は属性と有意な相関がみられなかった。先に述べたように、家庭内役割分担に影響を与える要因の中で、「自分の収入」が重要な要因と言えるだろう。

## 2. 家庭内における役割分担の実態と伝統的な役割分担意識との関連

被調査者のうち、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という伝統的な性別役割規範に関して、「そう思わない」と回答した者(63.7%)は、「そう思っている」者(23.9%)より多く、伝統的な役割規範に対して否定的な意識を持っている者が多いことがわかった(表6-2-3)。年齢別にみると、年齢が若いほど「否定」的な意識を持っている人が多く、年齢が高いほど、「肯定」的な意識を持っている人が多い。性別にほとんど差がない傾向が見られた。

表6-2-3 役割分担に対する規範についての意識 単位：%（人）

(N=457 男性：231 女性：226)

|                   |    | そう思う | そう思わない | 未回答  | 合計        |
|-------------------|----|------|--------|------|-----------|
| 男が外で働き、女性は家庭を守るべき | 男  | 23.4 | 63.6   | 13.0 | 100 (231) |
|                   | 女  | 24.3 | 63.7   | 11.9 | 100 (226) |
|                   | 全体 | 23.9 | 63.7   | 12.5 | 100 (457) |
| 妻は夫の意思に従うべき       | 男  | 50.2 | 47.2   | 2.6  | 100 (231) |
|                   | 女  | 49.5 | 40.3   | 10.2 | 100 (226) |
|                   | 全体 | 54.5 | 43.7   | 1.8  | 100 (457) |

また、先行研究によって、教育歴が高いほど、伝統的な役割規範意識が薄れていると指摘されている（陶春芳，1993：67 - 71）。しかし、今回の結果は教育歴との有意な相関が見られなかった。これは調査対象者の教育歴が小学と中学に集中していることと関係があると思われる（表6-2-8）。

さらに、家庭内における役割分担の実態と伝統的な性別役割規範意識との関連をみると、相関分析の結果、「子どもの面倒」のみとの負の相関関係がみられた（表6-2-2）。すなわち、伝統的な規範意識が強いほど「子どもの面倒」を女性が多く分担している。また、「男が外で働き、女性は家庭を守るべき」という伝統的な役割規範意識に否定的な傾向が強くなるにも拘らず、当該地域では家庭内における役割分担が依然として女性によって多く分担されている。

#### 第4節 家庭内での意思決定の実態と意識

##### 1. 家庭内での意思決定の実態

当該地域の家庭内での意思決定の実態に関して、図6-2-2・1と図6-2-2・2に示したように、「対等」で決める夫婦が圧倒的に多い。1990年に婦女連合会の全国女性の地位に関する調査の農村部女性の状況と比較すると、「500元以上の買い物」「子どもの進学など」「家の建築・購入」と「近隣・親戚の付き合い」に関して、「主に夫」によって決めるタイプの比率が小さく、「対等」で決めるタイプの比率が大幅に高い（陶春芳，1993：71）。家庭内の意思決定に関して、女性が男性と対等で決める割合が高いことが分かる。

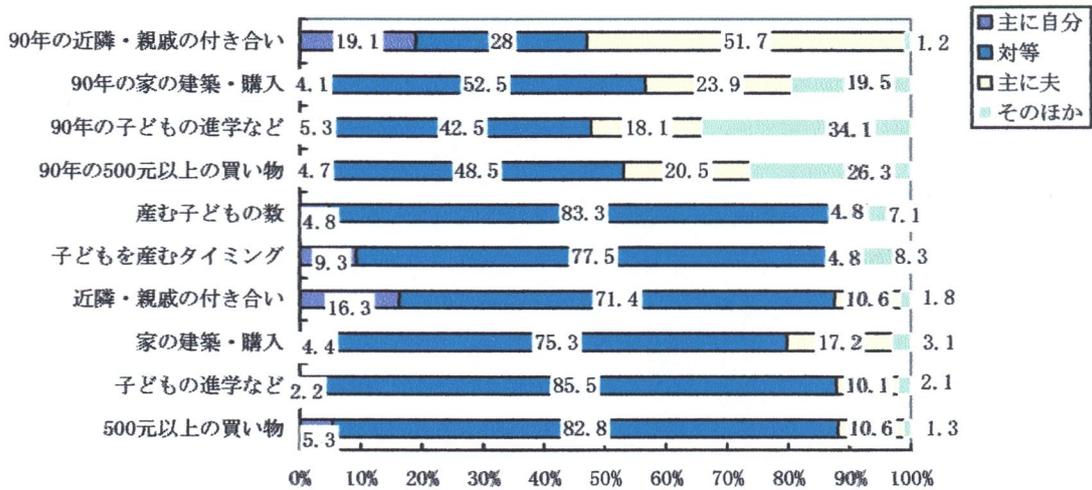


図 6-2-2・1 家庭内意思決定の実態に関する女性の回答 (単位: % N=226)

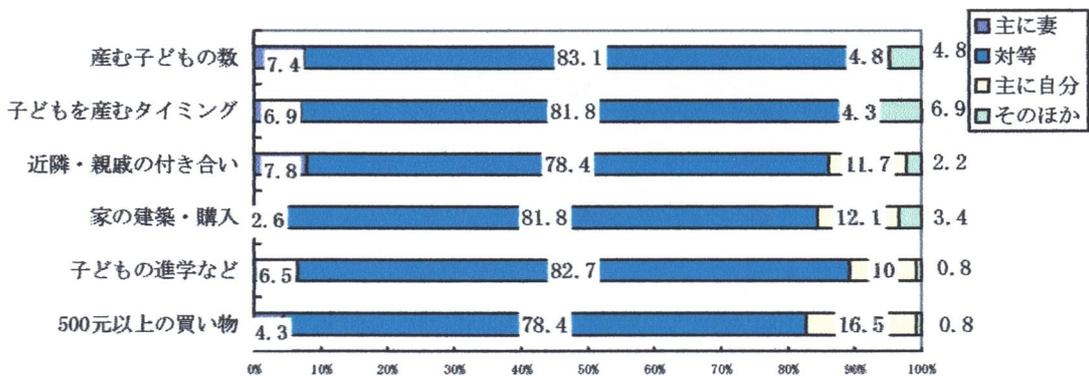


図 6-2-2・2 家庭内意思決定の実態に関する男性の回答 (単位: % N=231)

「子どもを産むタイミング」と「産む子どもの数」に関して、「対等」で決める人が圧倒的に多いが、「その他」の欄には「国の政策だから」と回答した者が多いことから、自分の意思だけではなく、中国の「一人っ子政策」に大きく左右されていることが推察できる。

ここで、家庭内意識決定と個人の属性との関連をみると、F検定の結果、「500元以上の買い物」は「年齢」(F=5.157 P<0.01)と「自分の収入」(F=4.321 P<0.05)と有意な関係が見られた。すなわち、年齢が高くなるにつれ、また自分の収入が高いほど高額な買い物に関して決定権が大きい。そのほかに「近隣・親戚の付き合い」は「年齢」とやや有意な相関が見られた (F=2.339 P<0.1)。すなわち、年齢が高いほど、近隣の交際に関する決定権が大きい。

## 2. 避妊の担当者と結婚後の自分収入の配分の実態

避妊方法に関して、中国においては、主に不妊手術と子宮内に装着器具、経口避妊薬（ピル）、男性用のコンドームなどの方法で避妊が行われている。1988年に全国のサンプル調査の結果は、1987年に20歳から54歳の既婚女性の40.1%が子宮内に避妊器具を装着させており、避妊方法として最も多かった。続いて、女性の不妊手術36.1%、男性の不妊手術11.6%、女性ピル7.0%、男性のコンドーム3.8%、その他0.8%である（梁中堂ら、1992：225）。

当該地域の夫婦の間での避妊措置の状況をみると、被調査者の中で96.3%の人が避妊措置をとっていて、そのうち不妊手術をしたのは43.4%を占め、避妊措置をとっているのは52.9%をしめている。避妊措置をとっていない者はただ3.7%で少ない（表6-2-4）。それは、厳しく実施された「一人っ子政策」と関わっている。「一人っ子政策」によって、漢民族は子どもを2人以上持っている場合はほとんど不妊手術を受けさせ、子どもが一人の場合は避妊措置を取らせると決まっている。また、避妊措置を取っている妻（83.1%）は夫（31.6%）より圧倒的に多く、妻は夫より多く担当していることがわかった（表6-2-4）。その結果出産に関して女性は、決定権を持っているのではなく、不妊手術が体に与える悪影響を考慮して、不妊手術をする場合には、家庭生活の大黒柱としての男性（夫）ではなく、女性（妻）がするが多い。

表6-2-4 夫婦別の避妊状況（%）（N=457 男性=231 女性=226）

| 夫婦の避妊状況 | 不妊手術をとった | 避妊措置をとった | 二人とも取っていない |
|---------|----------|----------|------------|
| 夫       | 29.3     | 67.2     | 3.4        |
| 妻       | 45.5     | 54.5     | 1.0        |
| 合計      | 41.8     | 56.6     | 1.6        |

次いで、「結婚後の自己収入」をどのように配分しているのかについての質問では、「すべて家計に入れた」者が男女とも多い。それに続いて「収入の一部だけ家計に入れた」（15.4%）、「家計の需要に応じて時々家計に入れた」（15.0%）、「全部自分で使った」（2.0%）という順位である（図6-2-3）。全体的状況を見ると、家計の中に入れた者がもっとも多く、自分のために使う者は非常に少ない。「そのほか」には「子どもの教育のために」と回答した者が多い。

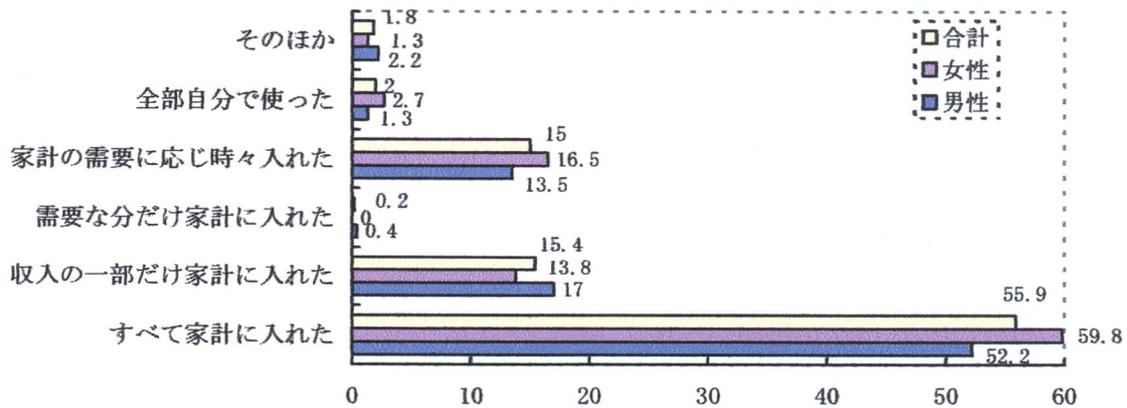


図6-2-3 結婚以後の自分収入の使い方 (N=454 男=230 女=224)

ここでF検定を行った結果、「結婚後自分の収入の使い方」は「年齢」(F=7.16 P<0.001)「教育歴」(F=6.39 P<0.001)と有意な関係がみられた。すなわち、「年齢」と「教育歴」が高いほど「結婚後の自分の収入」に関して自由に支配する権利が大きい。しかし、当該地域では経済発展のレベルが低いいため、家族生活を維持するのに精一杯で、自分のために使う部分が少なくなっている。

### 3. 家庭内での意思決定に関する意識と家庭内で地位に関する自己評価

#### (1) 家庭内での意思決定に関する意識

被調査者の中で、「妻は夫の意思に従うべき」という伝統的な観念に関して、「そう思っている」人は54.5%で、「そう思っていない」人(43.7%)より上回っている。伝統的な役割規範がまだ強く存在していて、その傾向は女性に男性より強いことがうかがえた(表6-2-3)。

また、意思決定の実態と意思決定に関する伝統的な意識との関連をみると、F検定の結果、「500元以上の買い物」と「子どもを産むタイミング」の二項目のほかは、すべての意思決定に関する項目で伝統的な意思決定に関する意識と有意な関係がみられなかった。

#### (2) 女性の家庭内地位の自己評価

2000年12月から中国女性連合会が第2期中国女性の社会的地位に関して行なった調査の結果は、婚姻の自由権に関して、「本人決定」と「親の意見を参照」は61.5%で、自由性が高くなった(人口研究編集部, 2001: 26-30)。今回の調査の結果、被調査者の中で、「紹

「紹介結婚」は74.6%で圧倒的に多い。「自由恋愛結婚」は24.1%である。当該地域では結婚に関して自由権はまだ高くないと言える。年齢別にみると、年齢が若ければ自由恋愛結婚が多く、年齢が高ければ高いほど紹介結婚が多い。「結婚生活への満足度」をみると、「満足」と回答した者が87.9%で圧倒的であった。年齢が若いほど結婚への満足度が高い傾向がみられた(表6-2-5)。

表6-2-5 結婚生活への満足度 (N=456 男性=231 女性=225)

|    | 非常に満足 | どちらと<br>いえば満足 | どちらと<br>いえば満足<br>していない | あまり満足<br>していない | 全然満足し<br>ていない | 分からない |
|----|-------|---------------|------------------------|----------------|---------------|-------|
| 男性 | 45.9  | 42.0          | 5.6                    | 0              | 5.6           | 0.9   |
| 女性 | 36.9  | 50.7          | 4.4                    | 0              | 6.7           | 1.3   |
| 合計 | 41.4  | 46.3          | 5.0                    | 0              | 6.1           | 1.1   |

また、「家庭内における地位」は、配偶者と比較して「低い」と感じている人は(2.2%)「高い」と感じている人(11.0%)より大幅に下回っている。「対等」と考えるのは86.3%でもっとも高く、男女間の差異が見られなかった。年齢が若いほど、「平等」型が多い(F=4.325 P<0.005)。当該地域では女性の家庭内における地位は高くなってきたことが分かった(表6-2-6)。また、教育歴が高くなるほど家庭内の地位が高い傾向が見られた(F=3.692 P<0.05)。女性の家庭内の地位を向上させるために、女性の教育機会の増加の必要性が示唆されている。

表6-2-6 家庭内での地位への自己評価(%) (N=456 男性=231 女性=225)

|    | 非常に高い | やや高い | 平等   | やや低い | 非常に低い |
|----|-------|------|------|------|-------|
| 男性 | 2.2   | 11.7 | 85.7 | 0.4  | 0     |
| 女性 | 1.3   | 6.7  | 88.0 | 3.6  | 0.4   |
| 全体 | 1.8   | 9.2  | 86.8 | 2.0  | 0.2   |

### 第5節 女性の家庭内での地位と子どもの性別選好意識

先の分析によって家庭内役割分担・意思決定の実態と意識を明らかにした。続いて、それらと子どもの性別選好意識との関連を見てみていく(表6-2-7)。

まず、「子どもが1人だとする場合、選択できるとすれば、どちらの性別を選択しますか」という問いに対して、「女兒がよい」と回答した11名と「どちらでもよい」と回答した144名、「男児がよい」と回答した74名との3群に分類した。これをそれぞれ「女兒選好群」「中

間群」「男児選好群」と呼ぶ。ここで家庭内役割分担と意思決定に関するすべての項目を「子どもの性別選好意識」に影響を与える要因として、これらの3群間で一要因の分散分析を行った結果を表6-2-7に示す。F検定の結果は、「子どもの性別選好意識」と「日常生活用品の購入」「食事・洗濯・掃除」「老人の世話」との間に有意な関連がみられた(表6-2-7)。しかし、多重比較分析を行った結果は、各群の間に有意な差が見られなかった。

次に、家庭内意思決定に関する内容との関連をみると、「子どもを産むタイミング」とのみ有意な関係がみられた。また多重比較分析の結果は、「男児選好群」と「女児選好群」、「中間群」と「女児選好群」の間に有意な差が見られた。すなわち、「子どもを産むタイミング」で女性の決定権が大きいほど、男性選好意識が強い。これは「夫の家のために男児を生む」という意識と関係していると推察できるだろう。

さらに、子どもの選好意識と性別役割規範に対する意識との関連をみると、F検定で有意な関係はみられなかった。この地域では、性別役割規範意識と子どもの選好との間には関連が見られないと言えるだろう。

表 6-2-7 男児選好意識と家庭内の役割分担などとの関連に関する一元配置分散分析 (N=229)

| 内 容             |                | ①女児選好群<br>(N=11) | ②男児選好群<br>(N=74) | ③中間群<br>(N=144) | 一元配置分析と多重比較 |            |
|-----------------|----------------|------------------|------------------|-----------------|-------------|------------|
|                 |                |                  |                  |                 | F 検定        | 多重比較       |
| 家庭内<br>役割<br>分担 | 1. 日常生活用品の購入   | 2.00 (0.89)      | 2.84 (1.31)      | 2.58 (1.10)     | 2.89 △      |            |
|                 | 2. 食事・洗濯・掃除    | 2.36 (0.92)      | 3.04 (1.09)      | 2.77 (1.15)     | 2.44 △      |            |
|                 | 3. 子どもの世話      | 2.64 (1.36)      | 3.05 (1.15)      | 2.89 (0.84)     | 1.23 n.s    |            |
|                 | 4. 老人の世話       | 2.18 (0.87)      | 2.86 (0.93)      | 2.81 (0.93)     | 2.64 △      |            |
|                 | 5. 子ども学習の指導    | 2.36 (1.03)      | 2.85 (0.86)      | 2.86 (0.86)     | 1.71 n.s    |            |
|                 | 6. 近隣の付き合い     | 3.09 (0.54)      | 2.85 (0.82)      | 2.88 (0.87)     | 0.39 n.s    |            |
|                 | 7. 村・組・町内会議の参加 | 2.18 (0.98)      | 2.62 (1.12)      | 2.71 (1.04)     | 1.31 n.s    |            |
|                 | 8. 家計の管理       | 2.55 (1.37)      | 2.65 (1.20)      | 2.70 (1.22)     | 0.11 n.s    |            |
| 意思<br>決定        | 子どもを産むタイミング    | 1.79 (0.42)      | 2.01 (0.34)      | 2.00 (0.35)     | 3.32*       | ②>①<br>③>① |
| 規範<br>意識        | 男性は外、女性は内      | 2.04(0.71)       | 1.89 (0.56)      | 1.87 (0.60)     | 0.87 n.s    |            |
|                 | 妻は夫の意思に従うべき    | 1.35(0.49)       | 1.45 (0.53)      | 1.48 (0.54)     | 0.65 n.s    |            |
| 家庭内地位の自己評価      |                | 2.96(0.37)       | 2.95 (0.34)      | 2.88 (0.46)     | 1.37 n.s    |            |
| 結婚生活の満足度        |                | 2.04(0.71)       | 2.95 (0.34)      | 2.88 (0.46)     | 0.30 n.s    |            |

\* : P<0.05    △ : P<0.1

最後に、「結婚生活の満足度」と「家庭内地位への自己評価」と「子どもの性別選好」意識との関連をみると、F検定を行った結果は有意な関係がみられなかった。

## 第6節 分析から得られた知見の整理と今後の課題

今回の調査によって、女性の家庭内での地位と子どもの性別選好意識との関連に関して明らかになったことは次の5点である。

1. 家庭内意思決定が、「対等」な夫婦が75%以上でもっとも多い。しかし、家庭内役割分担に関して女性は男性より多く分担している。

「500元以上の買い物」「子どもの進学」「家の建築・購入」「近隣・親戚の付き合い」「子どもを産むタイミング」と「産む子どもの数」などの家庭内での意思決定に関して、「対等」で決めた夫婦は7割以上を占めていることがわかった。しかし、家庭内役割分担の実態をみると、男性も多く分担しているが、女性は男性よりもより多く分担している。

中国の伝統的な「男は外、女は内」の性別の役割分担は、新中国成立後、都市部では共働きという形に変わり、農村では農業の集団化後、ほとんどの女性が農業に参加し、女性の社会へ進出が実現した。けれども、その一方で、多くの家庭内労働は旧来のまま、女性が主に担っている。1978年の生産請負制の採用や自由市場の拡大にともなって、再び労働組織としての家族が復活し、集団経営から家族経営に転換する。その結果、農民の労働意欲が刺激されて生産は向上したが、大量の過剰労働力が生じた。一方、農村に続いて都市での経済改革が進むと、建設業やサービス業などにおける労働力の需要、自由商業活動の進展などから農民の都市への移動が可能となり、農村の大量な余剰労働力が都市部に出稼ぎにいった。そのため既婚女性が農村に残り農業生産の主力を担うようになり、新しい性別役割—「男工女耕」（男性は外で賃金労働者となり、女性は家で農業をする）を生んだ（任青雲，1998：130）。女性たちは、その経営形態から家事労働と同時に農業労働も担う存在になった。80年からの改革以後、女性の社会参加の機会が多くなると同時に、女性にとって家事・育児・老人の世話と農業という新しい役割分業が形成され、女性の負担が一層重くなった。農村女性のこのような多重負担を軽減させることが、経済発展が遅れているほとんどの農村部において重要な課題であると言える。

2. 伝統的な「妻は夫に従うべき」という規範意識が薄れつつあるが、男性（夫）より女性（妻）において強くみられた。

「男が外で働き、女性は家庭を守るべき」という伝統的な役割規範に関して、23.9%の対象者は肯定的な意識を持っているが、1990年に中国婦女連合会が行った調査の農村部で

は肯定的な意識を持っている人（55.0%）より大幅に下回っていた。また、家庭内役割分担に関して、男性も多く分担しているが、女性は男性より多く担っている。

「家庭内での意思決定」に関して、女性は家庭内での意思決定に多く参加してきたが、伝統的な「女性は男性に従うべき」という伝統的な規範意識に関して、54.5%の女性が肯定的な意識を持っていて、伝統的な規範意識がまだ強く存在している。それに、この規範意識に否定的な意識を持っている人は女性（40.3%）より男性（47.2%）に多い結果から、男性（夫）より女性（妻）の方に伝統的な規範意識が強い傾向がみられた。それは、女性の低い収入と関連があると考えられる。当該地域では、家庭内収入は男性が女性より多く（ $\chi^2=40.85$   $P<0.001$ ）、女性の経済的な地位がまだ低いと言える。したがって、伝統的な性別役割規範を変革させるためには、当該地域の女性の経済的地位の向上が必要だとも考えられる。

3. 女性の家庭内地位は高くなってきた。女性対象者の90.0%以上が家庭内で「平等」と思っている。

今回の調査で、家庭生活にも満足している夫婦は87.9%で圧倒的に高い。また、家庭内の地位に関して、配偶者と比べて女性の88.0%は「平等」と感じている。

また、結婚方式と結婚後の自分収入の使い方をみると、自分の収入は「全部自分で使った」女性はわずか2.7%であった（図3）。これらは当該地位の低い教育レベルと関係があるのかもしれない。対象者の80.1%は中学以下の教育を受けてただけで、高等学校以上の教育を受けた人は19.9%であった。さらに、小学校教育のみ受けた人の比率は、女性（40.3%）は男性（23.1%）より多く、女性は男性より教育を受けるチャンスが少ないことがわかった（表6-2-8）。従って、当該地域の女性の教育レベルを高めることは今後の課題であるとも考えられる。

表6-2-8 性別にみる教育歴（%）

|           |    | 小学校卒以下 | 中学卒校 | 高等学校卒以上 | 合計        |
|-----------|----|--------|------|---------|-----------|
| 性別<br>*** | 男性 | 23.1   | 54.3 | 22.6    | 100 (221) |
|           | 女性 | 40.3   | 42.7 | 17.1    | 100 (211) |
| 合計        |    | 31.5   | 48.6 | 19.9    | 100 (432) |

\*\*\* :  $P<0.001$

4. 「家事・老人の世話・日常生活用品の購入」に関して、よく分担する人が「男児選好」意識が強い。

今回のアンケート調査で、「日常生活用品の購入」、「食事・洗濯・掃除」と「老人の世話」に関する役割分担は子どもの性別選好意識に影響がある。すなわち、「日常生活用品の購入」、「食事・洗濯・掃除」、「老人の世話」をよく担っているほど「男児選好」平均値が高い（表6-2-7）。伝統的な「男性は外、女性は内」という性別役割分業は、子どもの性別選好意識に影響を与えていると言えるだろう。

また、子どもの性別選好意識と「家庭内意思決定」とのかかわりをみると、「子どもを産むタイミング」に関する意志決定との相関が見られた。興味深いのは、「子どもを産むタイミング」について女性の決定権が大きいほど、男性選好意識が強いという結果が導きだされたが、なぜこのような傾向を示すのかを明らかにすることが今後の課題である。

5. 女性の家庭内地位と子どもの性別選好意識の間には関連が見られなかった。

今回の調査で、性別役割規範意識・女性の家庭内地位の自己評価・家族生活の満足度などと「男児選好」との間には関連が見られなかった。その理由の一つとしては、今回の調査で使った女性の家庭内での地位をはかる尺度が適切であったかという問題があると考えられる。その他に、当該地域での女性は「夫と対等」に関する意識に問題があると推測でる。

中国の農村部において、1978年の経済改革により、「人民公社」という集団所有・集団労働システムが解体され、「生産請負制」という家族単位の生産体制になった。「この生産体制の変換が、農村の親族思想とともに、それらは農村の親族組織文化の復興にとって発酵の素となりうるのである」。家長の権利が再び強化される時代となり、男性の家長の指示に基づいて労働が組織されるという旧来の家父長制的労働組織が復活したのである。そして、家族を基礎とする親族のつながりが、再び表に出てくるようになったのである（陶春芳ら、1993：97）。また、周知のとおり、中国人は昔から家族本位であり、家族主義と宗族（男系血縁を重視する）主義をもっとも尊重してきた。中国では、慣習的に親族同士が集まって住み、互いに助けあい、支え合い、支え合うため、村落もほとんど血縁関係の人々で構成されている。特に男系の血縁関係による結び付きも非常に発達している。宗族の力は日常生活だけではなく、村の幹部の選出にも影響を与えている。農村部における早婚、早育、多産は「宗族」意識による影響と言える。これらは農村部では「不孝有三、無後為大」と

「早得子早享福」(早く結婚して、早く息子を産んで老後に心配はない)、「多子多福」などの伝統的観念に影響があると推測できる。

当該地域において、女性の家庭内地位が高まっているにもかかわらず、男児選好意識が依然として強く残っている要因は果たして何なのであろうか。これを明らかにするのが今後の課題である。

### 【引用文献】

- 王濂寧, 1991, 『当代中国村落家族文化: 对中国社会現代化的一項探索』, 上海人民出版社.
- 曹景椿, 1986, 「農村經濟改革与計画生育」, 『人口与經濟』第4期.
- 中国社会科学院社会学研究所婚姻家庭研究室, 1994, 『現代中国における都市家族の意識と生活に関する研究—北京調査及びバンコク・ソウル・福岡との比較』, (財) アジア女性交流・研究フォーラム.
- 中華全国婦女連合会婦女研究所, 2001, 『婦女研究論』総第42期.
- 陳鵬, 1990, 『中国婚姻史稿』, 中華書局.
- 陶春方他著・山下威士ほか訳, 1993, 『中国の女性』, 尚学社.
- 任青雲著・秋山洋子ら編・前山加奈子訳, 1998, 「農村における性別役割の変化—黄河中流の「男工女耕」現象—」, 『中国の女性学』, 勁草書房.
- 孟昭華ら, 1992, 『中国婚姻與管理史』, 中国社会出版社.
- 劉梨, 1997, 「城市中生兒子意願的文化含意」, 『平等与發展』, 三聯書店.
- 李銀河著李小江ら編, 1997, 「自願不育現象研究」, 『平等与發展』, 三聯書店.
- 李冬莉, 2001, 「經濟發展和家庭制度変遷对農民性別偏好的影響」『婦女研究論叢』第3期.
- 李東輝, 2003. 10, 「中国農村地域における子どもの性別選好意識に関する一考察—「男児選好」の実態とその規定要因」, 『家政学研究』, 奈良女子大学.
- 梁中堂・閻海琴, 1992, 『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』, 山西高校聯合出版社.

## 第7章

### 性別選好意識の実態と「男児選好」意識の維持メカニズム

本章の目的は、第Ⅱ部での量的なデータ分析結果から得られた知見に基づいて、当該地域における子どもの性別選好意識の実態と「男児選好」意識の維持メカニズムについて総括する。第1節において、当該地域における子どもの性別選好意識について、調査研究の知見を整理することである。第2節において、実証研究の知見から、「男児選好」意識の維持メカニズムについて考察を加える。第3節では、本章の内容を要約する。

### 第1節 子どもの性別選好意識の実態

当該地域における「子どもの性別選好」意識の実態について、第Ⅱ部の調査によって明らかになったのは次の4点である。

(1) 農村地域ではかつての「多子多福」という出産観念が大きく変化した。

今回の調査によって、調査地域における実際の子どもの数は、2人が48.6%で最も多く、次は1人が46.9%で、3人以上子どもを持っている人は4.5%にすぎない(図7-1)。実際の子どもの数は平均1.58人で、人口置き換え水準の2.0より下回っている(李東輝, 2003: 19)。また、調査対象者のきょうだいの数をみると、年齢が若いほどきょうだいの数が少なくなる。さらに、「理想と考える子どもの数は何人ですか」という問いに対して、被調査者の12.1%は「1人」と回答し、「2人」と回答した者は84.6%、「3人」と回答した者は2.4%で、「4人」と回答した者は0.9%にすぎない。この結果からみると、当該地域の人々の「多子多福」という出産観念は変化したと言える。

先述したように、当該地域における「多子多福」という出産観念は変化した。だが、実際に子どもを2人持っている者は48.6%で最も多い。理想の子どもの数(1.92人)と実際の子どもの数(1.52人)の間にまだ大きな差が存在していることがわかった。すなわち、人々の意識と国の「一人っ子政策」との間に大きなギャップが存在している。

現在の中国の出生率の低下は「一人っ子政策」の効果だと言える。もし、「一人っ子政策」を廃止したら、人口増加は必定であろう。農村部の人口増加を効果的に抑制するのが今後の社会的な課題であろう。

(2) 「男児選好」意識が依然として強く存在している。特にこの意識は夫に強くみられる。

図7-1に示すように、今回の調査では、当該地域における子どもの性別選好意識に関して、「男児でも女児でもよい」と回答した者は64.6%で最も多い。調査対象者の「女児がよい」と回答した者はわずか5.2%である一方で、「男児がよい」と回答した者は30.2%を占め（李東輝，2003：16）、「男児選好」意識が依然として根強く存在していることが明らかになった（図7-1）。

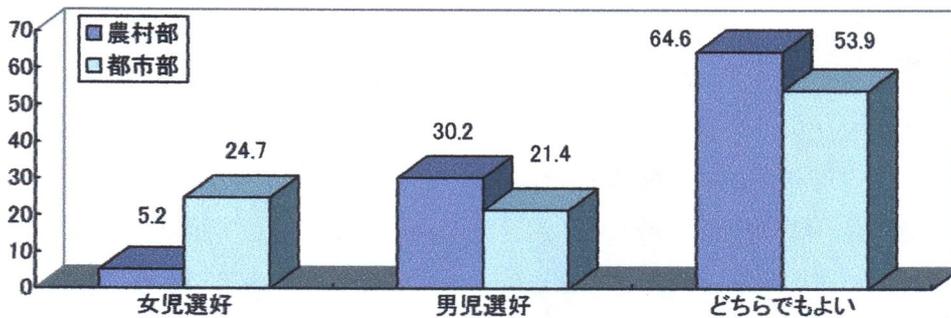


図7-1 子どもの性別選好意識に関する農村と都市部の比較 (%)

また、性別にみると、男性（35.5%）は女性（24.9%）より「男児選好」意識が強い。その一方で、女性（8.2%）は男性（3.5%）より「女児選好」意識が強い傾向がみられた。

（3）子どもの出生順位が下がるにつれて「男児希望」意識が強くなる。

調査の結果によって、理想的な子どもの数は2人が支持されると同時に、「最も理想的な子どもの性別構成は、男児1人、女児1人」と考えている人が76.1%と最も多く、「とにかく男児が一人ほしい」と回答したのは8.3%でそれほど多くない。

子ども出生順位別にみると、第1子の性別への関心と第2子の性別への関心を比較すると、第2子の性別に関して43.1%の人は「男児が欲しかった」と考えている。これは第1子の場合（23.1%）より大幅に上まわっている。さらに、第2子の性別への期待と第1子の性別との関係を見ると、第1子が女児である場合第2子への男児願望意識が（48.3%）、第1子が男児である場合（3.2%）より一層強くなっている（李東輝，2003：16-17）。

また、第1子が女児である場合（70.6%）は男児である場合（67.8%）より、第2子への追加意識が強い。「男児選好」意識がある人（63.3%）は「男児選好」意識がない人より次の子どもへの追加意識が強い傾向がうかがえた（李東輝，2003：17）。

さらに、当該地域における「計画外出産の子ども」に関する調査でも同じ傾向がみられた。すなわち、第一子が女児の場合、「計画外出産」世帯数は53戸で、63.1%を占めてお

り、第一子が男児の場合は、「計画外出産」の世帯数は31戸で、36.9%である。この傾向から男児を産むために、「一人っ子政策」に違反して子どもを産んだ人が多いことがわかった（李東輝，2002：430）。男児願望のため、産んだ女児を隠した事例も多く存在している（第4章のその1）。子どもの出生順位が下がるにつれ「男児願望」意識が強くなることが明らかになった。

（4）「男児選好」の一方で、女児と女性への差別・虐待の問題が存在している。

先行研究では、1980年以降、「男児選好」のため「女児間引き」、女児中絶、女児捨てなどの現象が多く存在していると指摘されている。今回の調査でも、「男児願望」の一方で、「女児と女性の差別」という現象が存在していることが明らかになった。

当該地域では、「男児願望」のため、超音波診断技術を利用して胎児が女児である場合、中絶される現象が多くあった。そのほかに、生まれた女児への差別事象も存在していた。

例えば、産みの親の多くは男児願望のため、産まれた子どもが男児である場合、ほとんど「一人っ子政策」に違反する罰金を払って戸籍に登録する。だが、生まれた子どもが女児である場合、隠して育てることが多い。「隠された子ども」は、女児であるゆえに、「隠される」差別を受け、さらに隠されて育てられるために、様々な社会的差別を受けるのである事例が多く存在している（第4章その1第3節を参照）（李東輝，2002：4）。その一つが就学上の差別であり、教育チャンスは他の子どもより少ない。また、農村地域での重要な生活資源である耕作面積（畑）を配分するとき、14歳までは耕作面積が与えられないという差別を受ける（李東輝，2002：7）。

そのほかに、家庭内資源の配分に関して、女児より男児が優先させる傾向がみられた。例えば、調査地域では、家庭の収入は子ども二人の教育費用が足りない場合、学校をやめさせるのはほとんど女児である。「計画外出産の子ども」の生活実態に関する調査を行ったとき、一人の「黒孩子」（ヘイハイズ）は「家はお金がないので、私の兄さんに続いて勉強させるため親は私に学校をやめさせた。私は勉強が好きですが。仕方がないですね」と話してくれた。こういう事例は特別ではなく、農村部では一般的に見受けられる現象である。

さらに、その地域では、女児を2人産んだ後、夫がどうしても「男児がほしかったために」離婚させられた女性が2人いた。これらの事例から、当該地域では、人々の意識の中で「男尊女卑」意識が強く残存していることがわかった。

## 第2節「男児選好」意識の維持メカニズム

調査分析によって、現代の中国の農村部では「男児選好」意識が依然として根強く存在

していることが明らかになった。ここで、量的な調査データに基づいて、「男児選好」意識の維持メカニズムとして、(1) 背景的な要因、(2) 地域共同体的な要因、(3) 家族的要因、(4) 親にとっての子どもの価値と、⑤個人的要因などが明らかになった(図7-2)。具体的な内容は次のとおりである。

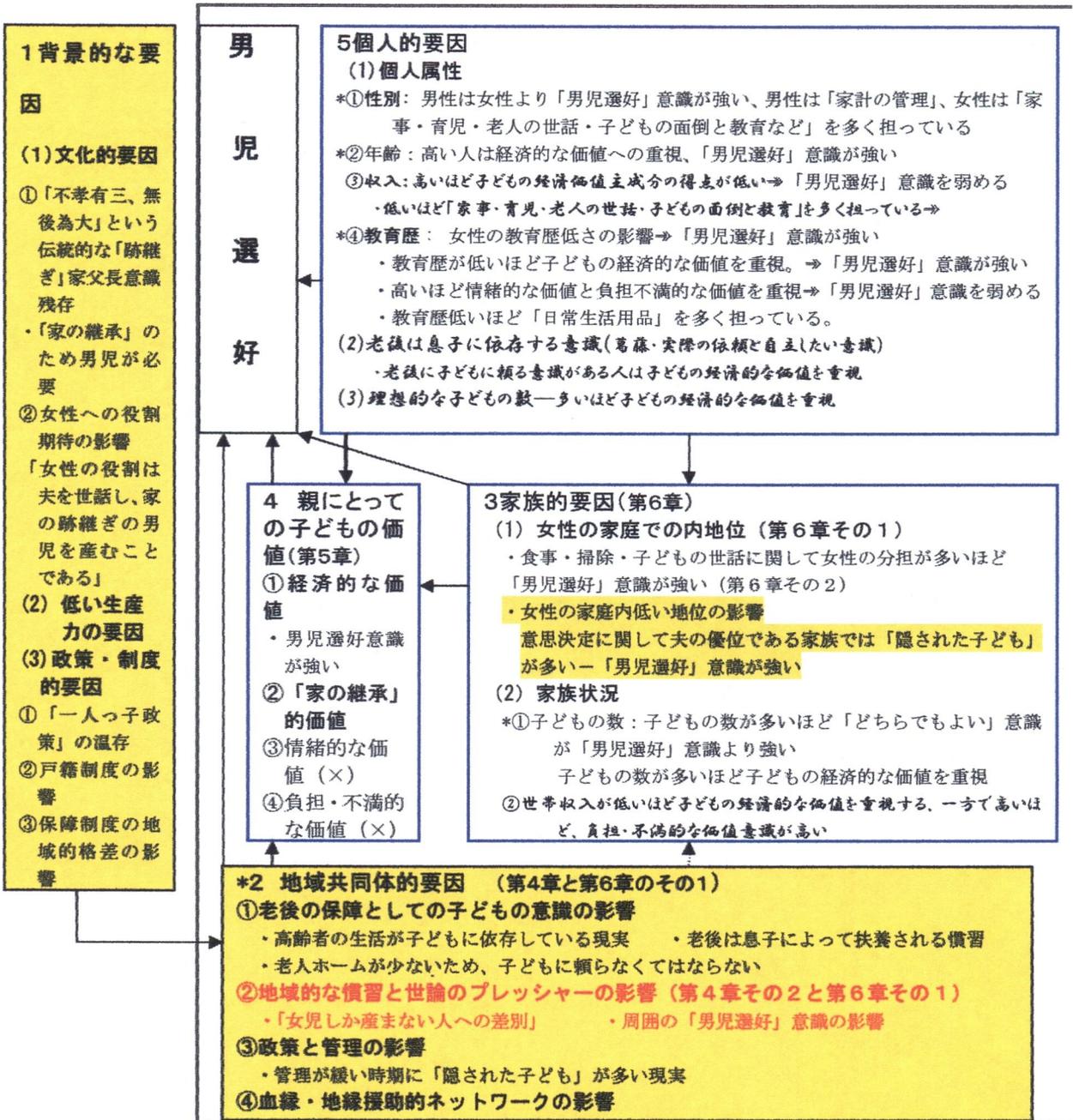


図7-2 「男児選好」意識の維持のメカニズム

注：①黄色で塗りつぶしの部分は質的データを中心に分析した結果、青色の枠の内容は量的データを中心に分析した結果である。地域共同体の要因の②中の赤字は、質的なデータと量的なデータともに基づいて分析から得られた知見である。

②「個人的な要因」と「家族的な要因」の中で、HGP 行書体は間接効果しか持っていない意味を示しており、普通の書体は直接効果を示す。

③点線の矢印で表示した内容は今回の調査で検証できない意味を示しており、太線の矢印は直接効果より間接効果が強いことを示している。

④ \*は「男児選好」意識に直接効果と間接効果と両方とも持っている意味を示す。

(×) は、分析に使ったが、「男児選好」意識と有意な関係が確認できなかった項目である。

## 1. 背景的な要因

### (1) 文化的な要因

#### ①伝統的な「跡継ぎ」という家父長制的意識の残存

中国において、「不孝有三、無後為大」（不孝は三つあり、一番悪いのは跡継ぎのないことである）という伝統的な観念が人々の意識の中にまだ強く残っている。これは伝統的な儒教文化の影響である。儒教文化の重要な特徴の一つは、家は男性の子孫によって継承されるべきだという観念である。

今回の調査でも、父系の血統を重視していることが顕著に見られた。例えば、「男児選好」の理由として、「家を継承するため」（38.7%）が最も多く、次に「この社会は男尊女卑のため」という項目（11.6%）であった（李東輝，2003：16 - 17）。

また、「計画外出産の子ども」に関する調査では、26人の調査対象者のうち17人（養母4人、「計画外出産」の女性6人、その他の女性7人）が「跡継ぎのため、男児が必要である」と考えている（李東輝，2002：432）。

さらに、農村部だけでなく、少子化が進んでいる都市部でも、この意識が残存していることを付加する。中国社会科学院が1993年に北京市で行った調査によると、「男児選好」の理由について、「家の存続」（29.1%）、「この社会は男性中心である」（28.7%）と「自分の夢を子どもに託す」（18.8%）が上位の項目として挙げられている（中国社会科学院：1994：29 - 32）。

息子を持つことこそが家系を存続させ、「一族の繁栄」、祖先の崇拝を実行する者を得たという考え方をもつ人々は、依然として少なくない。特に、中国農村地域において、「男児

選好」意識が強く存在していることに、伝統的「家父長意識」の影響があると考えられる。

## ②女性への役割期待観の影響

家庭内における女性の役割に関して、古代から広範に伝えられている「女人的天職是伺夫育子」（女性の役割は夫を世話し、子どもを産んで、育てることである）という意識がある。また、清代では法律の「七去」（中国語で「七出」という）（妻と離縁できる七つの条件）の中で「子無し」が一番大きな要因であった。中華人民共和国の成立以前、結婚した女性の重要な役割は、「家の跡継ぎ」の男児を産むことであった。女性は男児を産むことによって、家庭内の地位を得て、肯定的な評価が得られる。このように女性は出産道具になり、女性への「跡継ぎの男児を生む」という役割期待観は人々の意識に浸透していた。建国して50年以上の歳月が流れた現在でも、このような女性への役割期待観も人々の行動に影響を与えている。人々の意識の中には依然として女性の役割はとりもなおさず男児を産むことだという考え方が残っており（李東輝，2002：435）、人々の子どもの性別選好意識に影響を与えていることが明らかになった。

例えば、「隠れた子ども」の生活実態に関する調査では、女性の嫁としての義務は夫の家に「跡継ぎ」の男児を産むことであると回答した者が多かった。調査対象者のうち、「夫の家に男児を産みたい」（E3）、男児を産んでいないことが理由で夫に対して「自分の立場が弱い」と感じている女性が多い。夫と関係が悪くなった要因は「自分が男児を産めなかったから」という人（E2）がいる。女性にとって男児を出産することは、家庭内の地位を高める一つの手段になっている。さらに女兒を産んだために離婚させられた事例（C5、E4）もある（李東輝，2002：435）。伝統的な役割規範が残存している影響で、女性は「家の跡継ぎ」の男児を産むことが自分の天職という意識が内面化されたと言える。

## （2）低い生産力の影響

農村では1978年から経済改革政策が実施され、「人民公社」という集団的な生産単位が解散され、集団的な生産方式から、家庭を単位とする生産方式になった。世帯が単位となる世帯経営の生産になったので、労働力が必要になり、特に男児の潜在的な経済的価値が高まった（王瀟寧，1991：113）。農村において、「男児願望」という意識は農村での現実生活における必要性から生まれたものであり、このことは、農民自身の話によってもうかがわれる。「農村の実際の状況を見ると分かります。農村では女の子しかいないというのはだめです。井戸を掘ったり、土地に水をやったり、農作業をしたりする肉体労働は

女の子にはできないからです」(F5の話より)。子どもの性別に関して被調査者B3とF2の話は次のように話してくれた。

「現実には、農村の家庭は、農作業で家計を維持するので、男の子がいなければ、両親は大変です。私にも1人の子どもがいるが、男の子なので、将来大学に行かなければ、私たちを手伝うことができるが、女の子には農作業は無理でしょう。」(B3)

「一人っ子政策」に違反して子どもを産んだF2は、「農村では、息子がなければ農作業をする者がいなくなるので、どうしても男の子が必要です。次女が生まれる前、私たちの間で話し合いがありました。生まれてくる子が女の子だったら、もう一人産むと決めました。…」と話してくれた。

調査地農民の家庭の収入源をみると、家庭の収入源は主に農作業と男性の出稼ぎによるものである。特に農産物の収穫は気候によって左右され、収入は保障されず、出稼ぎで儲けたお金が家計の大きな役割を担っている。世帯収入で分類すると経済的に余裕がある家族は、第1が都市で建築の工事を請け負う家族、第2が農村で商業に従事している家族、第3が農産物栽培技術を持っている家族、第4が都市に出稼ぎに行つて肉体労働をしている家族、第5が農作業に従事している家族で男の労働力がある家族である。そして、家庭収入の最も低い家族は男の労働力がなく、農業だけに従事している家族である。

また、男子が成人になると、家庭にもたらす収入は女子よりも多い現実である。男子が女子より、経済的な価値が大きいという考えをもっている人が多い。

調査地域の現状を見ると、他地域の農村と同じで、農業に従事する若い人がほとんどおらず、日本の「三ちゃん農業」(おじいちゃん、おばあちゃん、お母ちゃん)と同じ状態である。若い人と中年男性の大半は都市部に出稼ぎに行っているのである。例えば、2000年にN村で出稼ぎに行った人は108人で、男性が88人、女性が20人である。一番年上の人が60歳、一番年下の人19歳。世代を見ると、男性には20代30代の人最も多く、女性には20代の人最も多い。男性は結婚しても、引き続いて出稼ぎに行っているが、女性は結婚するとほとんど家にいる傾向が見られた。

調査地では、男性が出稼ぎで儲けるお金は年間平均で3000元～5000元であり、女性であれば、一年で約1500～3000元である。このように、男子と女子の家庭への経済的貢献度の格差が、「男児選好」意識が強くなる一つの要因であると考えられる。

アンケート調査の結果は、「男児がよい」と回答した者のうち、「男児選好」の理由に関して、「肉労働は男児が必要」と回答した者が21.3%で、「跡継ぎのため」(38.7%)に続いて2番目である(李東輝, 2003: 17)。調査地の農業は耕作、収穫などはほとんど人力で

やっていて、農作業は主に人力に頼っているのが現状であり、生産力は依然として低い。中国の広大な農村部では 1979 年以降の生産責任制の実施と現在の農村の生産力低下とがあいまって、農村家庭の男児の経済的価値が高まった。そのため「男児選好」がより強化された。

### (3) 制度・政策的要因

#### ①「一人っ子政策」の影響

中国政府は、農村での厳しい取り締まりが困難であることや国際世論の動向を踏まえ、1984 年から第二子の出産条件を拡大・緩和するように政策転換を行った。具体的には、「農村で女兒を 1 人しか出産しておらず、第二子の出産を望む場合それを認める」ことが追記され、実質的には「農民戸籍者」に対する 2 子政策がとられようになった。はからずも「一人っ子政策」そのものが「男児選好」意識を温存していることを物語っていると見えるだろう。

#### ②戸籍制度の影響

1979 年「一人っ子政策」が実施されてから、「計画出産外」の子どもが多く産まれた。1990 年第四回人口センサスに 1513 万戸籍はない子ども、すなわち「黒孩子」がいることを判明した。若林戸籍に登録されないという現象に関して、その要因の一つは「戸籍」問題であると指摘している（若林，1994：108）。

日中両国は家族の現在の状態を表示する「戸籍制度」を持つ国として共通するが、中国の「戸籍」制度は社会システムの中の重要な構成部分であり、治安管理を目的とし、居住移転の制限手段としての住民登録機能を主とするもので、身分関係の登録機能は従たる不完全なものにすぎない。このため、①固定性、②等級性、③継承性、という特徴をもっている。中国の戸籍制度は出産意識に及ぼす影響に関して、次の 2 点が指摘できる。

第 1 は、現在の戸籍制度機能の限界の問題。

1980 年代以降、中国において、経済改革開放政策の実施により、都市部と農村部の経済格差が一層激しくなり、表 7-1 に示すように、農民の一人あたりの年収は都市部より大幅に下回っている。また、都市化の進みにより、都市部の建設に大量な肉体労働者が必要になった。そのために、農村部から都市部へ出稼ぎに行く人が増加している。1994 年「経済日報」（1993.12.11）は中国全国で流動人口は 2000 万がいて、そして全国で戸籍のある土地を 1 年以上離れているのは 94 年 4 月に 8000 万に達していると報道された。流動人口

が多く出る要因に関して、経済発展の地域差によって出稼ぎに行く人が多くなると、「計画外出産」の罰金を免れるため、家族は移動人口になる、という二つがあると指摘している（桂，1994：98）。

表7-1 都市と農村の住民の一人あたり平均収入及び指数

| 年 度   | 農村住民の一人あたり平均収入（元）<br>指数 1978年=100 |       | 都市住民の一人あたり平均収入（元）<br>指数 1978年=100 |       |
|-------|-----------------------------------|-------|-----------------------------------|-------|
| 1978年 | 133.6                             | 100.0 | 343.4                             | 100.0 |
| 1980年 | 191.3                             | 139.0 | 477.6                             | 127.0 |
| 1985年 | 397.6                             | 268.9 | 739.1                             | 160.4 |
| 1986年 | 423.8                             | 277.6 | 899.6                             | 182.5 |
| 1987年 | 462.6                             | 292.0 | 1002.2                            | 186.9 |
| 1988年 | 544.9                             | 310.7 | 1181.4                            | 182.5 |
| 1989年 | 601.5                             | 305.7 | 1375.7                            | 182.8 |
| 1990年 | 686.3                             | 311.2 | 1510.2                            | 198.1 |
| 1991年 | 708.6                             | 317.4 | 1700.6                            | 212.4 |
| 1992年 | 784.0                             | 336.2 | 2026.6                            | 232.9 |
| 1993年 | 921.6                             | 346.9 | 2577.4                            | 255.1 |
| 1994年 | 1221.0                            | 364.4 | 3496.2                            | 276.8 |
| 1995年 | 1577.7                            | 383.7 | 4283.0                            | 290.3 |
| 1996年 | 1926.1                            | 418.2 | 4838.9                            | 301.6 |
| 1997年 | 2090.1                            | 437.4 | 5160.3                            | 311.9 |
| 1998年 | 2162.0                            | 456.8 | 5425.1                            | 329.9 |

出所：『中国統計年鑑』1999年，中国統計出版社

そういう社会変化の下で、中国の出産管理において、「流動人口」の管理の問題が顕著になっている。戸籍の移動をとまなわないで常住戸籍地以外に居住する人口を「流動」とよび、戸籍のある地と人の居住地との分離現象を指す。前者は流出地への定住を前提とし、移動目的があらかじめ明確で受け入れが決定していることが多い。後者は一時的な流動で、戸籍のある常住地へのUターンが前提とされ、大都市や沿海開発地区への出稼ぎを行う（若林，1994：151）。

中国の出産管理は戸籍所在地で管理されている。戸籍のある出産管理機関は、このような戸籍のある土地を離れている人々の状況を把握できないので、管理できない状態である。流動人口が暮らしている当地の管理機関は流動人口の状況がよく分らなく、戸籍は当地にないので管理できない。したがってこのような人口の出産に管理していない。そのため多く戸籍がない子どもが産まれた（若林，1994：152）。筆者の調査（2000年）は当該地域でも戸籍制度の機能不備を利用して「計画外出産」の事例がみられた（具体的な内容は筆者の修士論文 p 104 を参照）。

第2は、戸籍制度は人口移動を制限しているため、地域における血縁・地縁のネットワークの機能が強化されている。

上記のように、農村部から都市部へ出稼ぎに行く大量な農業人口に対する管理の限界がある一方で、今まで農村部では戸籍制度に制限されるため、依然として自由に移動できない状態である。何世代ずっと同じ地域に生活しているのは中国では一般的である。現在の「戸籍」制度は、農村地域の血縁・地縁的援助的ネットワークを強化している。お互いに助け合う一方で、当該地域の住民の行動は、周囲のプレッシャーの影響を受けやすいと考えられる。

### ③保障制度の地域的な格差の影響

上述のように、中国には、都市と農村という二元的な社会経済構造が存在している。それは「戸口制度」によって都市と農村の間に移動が原則として禁止され、経済発展している都市への流入を制限するなど、都市住民と農民との間には、身分的格差とも言える権利が行われている。この二元的構造は、改革の今日に至っても、変わっていない。この二元構造は、社会的資源の配分や便宜享受の格差をも固定化させてきた。この構造はそのまま社会保障制度にも反映され、都市住民は雇用先を媒介として、手厚い社会保障の恩恵を受けている。都市部の半数以上の高齢者は国家の扶養に頼っていると言われ、伝統的な家庭による扶養よりも国家から保障されるというのである。その一方で、約総人口の70%を占める農民には、土地という生産手段のみ媒介とした私的あるいは家族的保障と孤児孤老に対する集団保障制度があるのみであった（劉曉梅，2002：38）。

調査地域では、社会保障がほとんどないため、「養子防老」（老後のため、男児を産む）というのは、単なる観念だけの問題ではなく、深刻な現実問題である。男児の存在は彼らに対して、家族の経済保障であるとともに、老後の頼りである。このような状況で農民の「男児選好」の願望が強くなることが現れている。

「農村では、息子がいなければ、老後はどうなるでしょう。都市部は年金もあるし、生活も便利だし、・・・農村では息子しか老後の頼りがない」（B1）（李東輝，2002：3）。こういうような話が幾度も聞かれた。こういう話から当該地域において、老後保障が未整備は、「男児選好」意識に影響を読み取れるだろう。

## 2. 地域共同体的要因

### ①福祉制度未整備の影響

中国において、「一人っ子政策」実施以降、農村部の人々が考えなければならないことは、老後の生活を誰に世話してもらうのかという問題である。老年生活に関して、中国における広大な農村部では年金制度はなく、老後生活の面倒をみってくれるのはほとんど子どもである。特に息子に世話をしてもらうのが当然と考え、それが一つの慣習として依然として強く存在している。当該地域では、2000年8月現在、65歳になった人322人のうち316人、約98.1%を占める高齢者が息子に扶養されている（李東輝，2002：433）。高齢者が農業に従事できない状態になった場合、子どもと同居しなくても、日常生活の食糧や生活費、病気になった時の治療費などほとんど息子が負担し、娘は負担も分担もしない。娘は生活に余裕があれば、経済的な面での部分的な援助にとどまる。

また、老後の扶養実態に関して、中国高齢者研究センターの調査によって、都市部の高齢者は子どもからの経済援助をもらった人は46.5%であるのに対して、農村部では72.9%に上がっている（中国高齢者研究センター編，1994）。老後生活をほとんど子どもに頼らなければならない中国の農村部では、子ども、特に男児は老後の生活保障をしてくれる人的資源として期待されている。

当該地域で行った調査の結果、対象者の71.7%が「老親の世話をすべきである」と考えている。その一方で、自分の老後生活に関して、「子どもに頼る」と考えている人は19.1%で多くはない。そして、「自分で老後の生活を準備する」と考える人が（45.6%）最も多いのである（李東輝，2003：18）。これは、「一人っ子政策」実施以降の少子化の進行と関係している。例えば、「男児選好」意識が変化した理由の中で「子どもが少なく、たとえ息子がいても老後の頼りにならない」（8.8%）という項目を挙げている人も少なくない（李東輝，2003：20）。「老後に関する社会への期待」に関して、被調査者の50.7%は「養老保険制度の充実」と回答している（図5-1）。当該地域の福祉制度の未整備状況が読み取れるのである。

さらに、当該地域の福祉施設の状態をみると、2000年当時の人口は7,810人であるが、「養老院」（老人ホーム）が一つしかない。入居している高齢者は16人の内訳は、男性14人、女性2人である。老人ホームに入居できる高齢者は、子どもや世話をしてもらえる親戚がなく、生計が維持できない人に限られている。

改革開放政策の実施以後、農村では国が老後生活を部分的に世話する機能が失われ、家庭で老人を扶養する必要ができたため、さらに「男児選好」を刺激したと考えられる。親が子どもを養育し、やがて親が高齢となった時、子どもは必ず親を扶養する義務があ

るとされる。他方、老後の生活保障を子どもによる私的扶養に全面的に依拠せざるをえないという構造—「養児防老」というスローガンは、けっして「養女兒防老」ではなく、「養男児防老」の意味なのである。その意識が「男児願望」を強化している。

## ②地域的な慣習と世論のプレッシャーの影響

農村の生活習慣、生産方式、居住方式は当該地域の特殊的な文化を作った。それが地域の人々の生活、意識に大きな影響を与えている。当該地域では、今でも出産に関する伝統的な慣習がまだ残っている。例えば、結婚する時、新婚の夫婦寝室の周りの何処かに「落花生」と「栗」を置く習慣がある。「落花生」は中国語で「花生」(ハースン)、これは「男児と女児を混じえて産む」という意味で、「栗」は中国語で「立子」(リーズ)と発音が同様で、すなわち、「結婚して早く男児を産む」という意味である。

こうした慣習の中に、「男児選好」意識が見られる。男児を産んだ場合は宴会を行なう。しかし女児を産んだ場合は、第1番目の子どもならお祝いをするが、二番目の子どもが女児であればお祝いをする家は少ない。女児しか持たない親はいまでも依然として「跡継ぎ無し」、「死んだ後の供養を誰もしてくれない」(E1、E2、E3、E4)などと他人に言われる。調査対象者の中には結婚してから夫とずっと仲良く暮らしているが、次女が生まれて、周りのプレッシャーを感じて、次女を親戚に養女に出し、もう一人子どもを産んだ女性(A3、A4)もいる(李東輝, 2002: 434)。

中国のメンツの概念は公衆の認めている価値観と道徳観にまで及ぶので、通常は「メンツを失う」と言い、人が不道徳な行為を犯したとか、世間に聞かれたらまずいことをしたときは、その人間への評判はすべて損なわれる。調査対象者のほとんどは周囲のプレッシャーを感じていることがうかがわれた。M村では妻が次女を産んだ後、不妊手術をして、男児を産むのが不可能になってしまったために、相当なプレッシャーを受けて、鬱病になった男性の事例も存在した。

また、2002年に行った筆者のアンケート調査では、「男児選好」の理由に関しては、「男児がいないと周りに差別されるため」と回答した人が16.8%であり、また、「男児選好」意識が変化した被調査者には、変化の理由として最も多く挙げられた理由は「現在周りの人も男児でも女児でもよいと考えるようになったから」(20.6%)である(李東輝, 2003: 17-18)。地域の人における子どもの性別選好意識が個人の意識に影響を与えていることがわかった。

その背景として、1980年代以降の経済政策による農村部の変化がある。中国では1978

年以降、農村部での生産請負制の実施により、生産は集団経営から個人経営に変わった。生産方式の変化と家族機能の強化のため、男児の価値が一層上がった。また、農村では人口の流動性が低いため、何世代にもわたって何十年も同じ地域で暮らしているのが一般的である。そのような環境下で、自分のきょうだい、特に男性兄弟の数が家族の労働力を拡大する手段になっている。「自分のきょうだい数」が多い人は少ない人より「男児選好」意識が強くなることが想像できる。「男児がいないと周りに差別される」だけではなく、生活上で様々な不利になる可能性が大きい。当該地域の教育水準の低さもこのような慣習を形成したことに影響があり、教育水準の低下が新しい産育観念の形成を阻害していると考えられる。したがって、「男児でも女児でもよい」という出産意識を形成するために、当該地域の教育水準の向上が一つの重要な鍵になると考えられる。

### ③当地域の政策と政策実施時期の地域差の影響

「隠された子ども」の存在は、「一人っ子政策」変遷した背景の中で、地方の政策と管理によって影響されることが明らかになった。地域政策と管理が厳しく実施されている時には「隠された子ども」は少ない。反対に政策が緩い時期に「隠された子ども」が多く発生していた（李東輝，2002：10-11）。

1979年～1984年は、「一人っ子政策」が実施され始めた段階であり、その時期に調査地域では、「一人っ子政策」に従って、子どもを一人しか産まない夫婦に、子ども1人に2人分の耕作地を与え、家を建てる時に優遇政策を与えていた。また、他方で「計画外出産の子ども」に対しては、500元～1500元の罰金を払わなければならない、しかも罰金を払っても子どもが14才になるまでは耕作地は与えられない。第一次産業で生活を維持し、年収が低い当該地域の農民に対して、このような実利的な誘導政策を通してもう1人子どもを産む考えを抑えるのである。しかし、このような奨励政策の中止した後、「計画外出産」が増加したのである。

また幹部の中には、男児願望で「一人っ子政策」に反して子どもを産んだ親たちに同情し、子どもを親戚に預ける人を処罰しなかった者が多かった。加えて、分配可能な耕作面積が不足していたため、この時期に「一人っ子」への耕作地が1.5人分になった。以上の影響で、1985年～1990年の間に「隠された子ども」が多く産まれた。1991年以降は、国家政策の浸透、村民の生活レベルの上昇により、また、管理が厳しくなって、「隠された子ども」が徐々に減少した。「女児しかいない」家族への援助という政策が少なく、政策遂行にあっても一貫性がないため、「男児選好」意識が残存する要因の一つになっている。

このような問題は、当該地域に存在しているだけではなく、全国的に見受けられる問題である。その解決のためには、地域の経済を発展させることが第一条件である。また高齢者が老後を安心して暮せる社会環境を整備すると同時に、農村地域において、幹部の素質を向上させる地域教育も今後の課題である。

#### ④血縁・血縁援助的ネットワークの影響

中国における「計画外出産」は、なぜ農村部に多く存在していて、都市部には少ないのであろうか。一般的には次のように指摘されている、すなわち、都市部では人々の教育レベルが高い、出産管理も厳しい。それとは対照的に、農村部では教育レベルが低く、出産管理も緩やかであると関係している。「隠された子ども」の発生要因もこれらの要因と同じであるが、一方で農村部では「隠された子ども」を受け入れて育てる潜在的な社会システムが存在している、それが親族の援助ネットワークである。すなわち、地縁、血縁の人間関係の資源が「隠された子ども」を受け入れ育てる援助的ネットワークとして機能しているのである。2000年に行った「隠された子ども」に関する調査では、調査地域の「隠された子ども」の39名のうち28名（約72%）が親族の家で養育されていた（李東輝，2002：5）。

さらに、子どもを持ちたいと希望する者を対象として、その理由について尋ねた。2002年のアンケート調査では、「子ども同士が互いに援助できるから」（42.6%）、「老後は子どもに養ってもらいたい」（24.3%）という2つの項目を挙げる回答が多かった。

若林は「黒孩子」に関して「一切の公的な支援から除外され、教育や就職時に著しい不利益を被る」と指摘した。しかし本研究では当該地域に生活している「隠された子ども」の生活実態の調査により、「隠された子ども」の中で戸籍がない「黒孩子」の大部分は普通の子どもの同じように学校に通っていることがわかった。さらに生活に困窮している「黒孩子」には授業料が免除されていた。調査によってこの地域の親族ネットワークが「隠された子ども」の存在や支援に大きな影響を与えていることもわかった。

中国では社会主義制度が確立した後、生産方式の変化とともに、生存のための資源を提供する主体は親族組織から国家に変化した。しかし、1978年の経済改革開放政策の実施によって、「生産請負制は生産と家庭を再び結びつけ、家庭の強化はまた農村の親族組織の強化と結びついた」（王沪寧，1991：132）。中国数千年来の親族思想は近代化を進める「改革開放路線」の中で復活し、少なくとも当面人口の7割を占めている農村地域において、重要な役割を果たしている。そういう中国的な親族ネットワーク的社会システムが「一人っ

子政策」の実施によって、一体どのような変容をみせるか、これから注目していきたい問題である。

高齢者社会が急速に進行している中国では、特に、福祉制度が整備されていない当該地域において、親族・きょうだいの相互援助ネットワークを親の老後の生活を支えるものとして重視すべきであることが示唆されている。

### 3. 家族的要因

#### ①女性の家庭での低い地位の影響

中華人民共和国の建国以後、社会における女性の地位は高くなってきたが、家庭内においてははまだ低い。中国婦女聯合会の「中国婦女家庭地位」の調査<sup>(1)</sup>によって、農村では夫婦が共に家庭収入を管理するのは81%である。しかし、家庭内の収入の支配では夫の方が絶対的な権利をもっている。このように家庭内では男性が優位であることが明らかになった(沙吉財, 1994: 146)。さらに、今回の調査も同じ傾向がみられた。家庭内の役割分担は依然として女性が多く担っている。筆者が2002年に行った調査には、「日常生活用品の購入」「食事・洗濯・掃除」「老人の世話」を主に担当している女性の中に、「男児選好」意識が高いことが明らかになった(李東輝, 2004、10月掲載予定)。

女性が自分の地位を高めるため男児を産むしかないという現実から、農村社会は依然として「男性中心」社会であり、農村女性の地位はまだ低い。これは「男児選好」意識の維持メカニズムの一つであることがうかがわれた。

調査地域の女性の社会地位は昔より高くなったが、家族内での地位はまだ低く、家族内意思決定に関して女性が多く参加しているが、家族内での役割分担に関して依然として女性に比重が偏っている、夫婦間の勢力関係が夫優位であり、子どもに関する意志決定するとき、男性が決定権をもっていることが分かった。家庭内で重大なことを決定するとき、主に夫の意思に従う女性が多く、23人の中に14人、60.9%を占めている。出産に関しては、妻より夫の意向が強く、「夫が男児を欲しいから」と語った女性が多い(23人の中12人、52.2%を占める)。男児を出産して、その家庭で誇りを感じる女性もいる(D1、D2、D3)。

当該地域において女性の家庭内地位の低さは、女性の出産意識に以下のような影響を与えている(李東輝, 2002: 10 - 12)。

第1点は、夫婦間の勢力関係をみると、夫婦関係が対等な家族は「隠された子ども」を産むことはない。夫婦関係に上下関係が見られた家庭で「隠された子ども」が産まれるこ

とが多い。「男性を主、女性を従」とする伝統的な夫婦関係は調査地でしばしば見受けられた。農村においては夫が家庭内の実権を握っていることが多く、夫権の強い家庭が依然として多数存在している。

第2点は、役割分担をみると、調査地では、男性の中で家事を分担する人は多くなったが、女性よりまだ少ない。1978年中国で実施された改革開放政策は、家庭内の役割分担に大きな変化をもたらした。女性の家庭内地位は昔より高くなったが、農業の収入はまだまだ低い。女性は経済的地位が低いため、自分を夫や家に帰属させることしか出来ず、男児を産むことによってしか自分の価値を見出せなく、家庭の中の地位を確立することができない。このような状況の中に置かれれば、男児を産み育てなければならないという義務感、プレッシャーが女性の中に形成されるのは必然であろう。

第3点は、女性の教育機会が男性より少ないため、女性自身の社会的地位に対する自覚意識がまだ低い。農村女性の多くは農業・家畜・水産業に従事している人が多く、国家機関、共産党の政治機関、社会団体の仕事について、広い視野から自分たちの社会的役割を客観視して行動できる人は非常に少ない。

農村では経済的自立性に欠けている妻が、夫に服従を強いられたり、軽んじられたり、見下されたりしている。教育を受ける機会も男性より少ないばかりか、結婚を自主的に決める権利や財産継承権も男子より弱い。農村では女兒が間引きされたり、あるいは遺棄されたり、隠されたり、さらに誘拐されて売り飛ばされたりなどの陋習が後を絶たない。中国では農村人口が総人口の70%近くを占めており、家庭内の男女平等を実現するために解決すべき課題は多く、その道のりは依然として遠いと言わざるをえない。

## ②家族状況の影響

今回のアンケート調査の分析によって、家族状況要因の中で、「実際の子どもの数」と「世帯収入」が「男児選好」意識に及ぼす影響が明らかになった。

そのうち、「実際の子どもの数」が多いほど、子どもの経済的な価値を重視しており、そのほかに、「世帯収入」が低いほど、子どもの経済的な価値を重視している傾向もみられた。また、「親にとっての子どもの価値」と「性別選好」との関連の分析によって、親にとっての子どもの「経済的な価値」意識が高いほど、「男児選好」意識が強くなることが明らかになった。この結果から、「現実の子どもの数」と「世帯収入」は「親にとっての子どもの価値」を通して、「男児選好」意識に間接に影響を与えていることがわかる。したがって、「世帯収入」を高めることによって、「男児への経済的な価値」意識を弱めることになり、「男

児選好」意識を弱めることができると考えられる。

また、「世帯収入」は高いほど、子どもへの「負担・不満的な価値」意識が強くなる傾向がみられた。今回の分析では、「親にとっての子どもの負担・不満的な価値」と子どもの性別選好意識との有意な関係が確認できなかったが、「世帯収入」の増加によって、少なくとも、「期待する子どもの数」が減少されるだろう。

#### 4. 親にとっての子どもの価値の影響

経済的動機を変える根本的な要因は社会における生産方式の進歩と生産力の発展である。自足自給の小農生産の経済体制下で、世帯経済は社会の重要な生産単位になった。そのことは肉体労働が家庭の主要な財源であり、子どもを多く産めば家庭収入が多くなるということを意味している（周長洪，1998：71）。調査地域で「男児願望」意識が強い理由の一つは、当該地域の農作業が機械化されておらず、依然として肉体労働に依存する生産力が低いことにある。中国の広大な農村部では1979年以降の生産責任制の実施と、現在の農村の生産性の低さとがあいまって、農村家庭においての男児の肉体労働力の必要性和男児の経済的価値を高めたのである。

量的なデータの分析によって、当該地域では、親にとっての子どもの価値のうち、子どもの「経済的な価値」と「家の継承的な価値」が子どもの性別選好意識に影響を与えている。特に、子どもの「経済的な価値」を重視するほど、「男児選好」意識が強くなる。これらの事実から、子どもの経済的な価値への期待は「男児選好」意識と関係していることが明らかになった。これは当該地域の低い生産性と社会保障制度の未整備と密接に関係していると考えられる。農業の機械化、生産力の向上により、農業生産を肉体労働から解放し、女兒でもできる高度発展の生産条件を整えるなら、「男児選好」選好意識は弱まるだろう。また、老後を子どもだけに一方的に依存する現状から、老後を子どもだけに依存しなくていい状況に転換する必要がある。したがって、社会福祉制度の整備が「男児選好」意識を弱めるための重要な鍵である。

#### 5. 個人的な要因

「男児選好」意識に影響を与えている個人的な要因として、①性別、②年齢、③収入、④学歴、⑤老後は子どもに依存する意識と、⑥理想的な子どもの数などの影響が、今回の調査分析によって明らかになった。

先行研究では、子どもの性別に関して、男性は女性より「男児選好」意識が強いと指摘されている。今回の調査もそのような傾向が確認できた。また、家庭内役割分担の実態に関する分析の結果、女性は依然として男性より多く担っている。上述のように、「家庭内役割分担」と子どもの性別選好意識との関連に関して、「食事・洗濯・掃除」と「老人の世話」「日常生活用品の購入」をよく担っている人ほど「男児選好」意識が強くなることが明らかになった（第6章その2 p184を参照）。家庭内役割を多く担っている女性は「男児選好」意識が強い。これは、伝統的な「男性は外、女性は家」という規範意識との関連があると考えられる。すなわち、伝統的な規範意識が強いほど、「男児選好」意識が強くなる。もう一つ考えられるのは、家庭に拘束されている女性は男性のように社会へ進出する願望が強いため、自分の子どもへの性別選好は、「男児」への期待が強くなることがある。

次は、被調査者の年齢に「子どもの性別選好」意識との関連をみると、「年齢」が高いほど、また、「老後生活を子どもに頼る」と考えている人が子どもの経済的な価値を重視し、「理想的な子どもの数」を多く望む人に子どもの経済的な価値を重視する傾向がみられた。年齢が高いほど「男児選好」意識が強い傾向がみられた。高齢になって、農業に従事できないとき、老後生活は子どもへの期待が強くなる。老後は子どもに頼られなければならない現状は「男児選好」意識を強化させると考える。

また、「学歴」と「男児選好」意識との関連をみると、質的な考察によって、教育歴が低い女性は「男児選好」意識が強い傾向がみられた。今回のアンケート調査の分析は、「学歴」と「子どもの性別選好意識」との直接な関連が確認できなかったが、「学歴」が「親にとっての子どもの価値」と「家庭内の役割分担」に影響を与えていることが明らかになった。学歴が低いほど、子どもに対する「経済的な価値」を重視し、学歴が高いほど子どもの「情緒的な価値」を重視している傾向が明らかになった。上述したように、親にとっての子どもの「経済的な価値」意識が強いほど、「男児選好」意識が強い。

さらに、「学歴」が低い人ほど、「日常生活用品の購入」を多く担っていることが明らかになった。上述のように、「日常用品の購入」を多く担う人が「男児選好」意識が強いことが調査によって確認された。したがって、アンケート調査の結果から、「学歴」が「親にとっての子どもの価値」と「家庭内役割分担」を通して、間接に子どもの性別選好意識に影響を与えていることがわかる。

これらの結果から、「男児選好」意識を弱めるために、教育レベルの向上が必要であることが示唆されている。

### 第3節 本章のまとめ

第Ⅱ部の大規模なデータ分析によって、当該地域において「男児選好」意識がまだ強く存在しており、①伝統的な家父長意識の残存などの背景的な要因、②地域的・共同体的要因、③家族的要因、④親にとっての子どもの経済的な価値に分けて考察を加えた。また、「男児選好」を強化する構造についても指摘した。本章の内容を総括すると、次の5点として整理できるだろう。

第1は、当該地域における「男児選好」が依然として強く、また「男児願望」のため、女兒と女兒を産んだ女性への差別現象が存在していることが明らかになった。

第2は、「男児選好」意識の維持メカニズムとして、明らかになったのは以下の5点がある。

(1) 農村地域における「男児選好」意識の維持メカニズムの背景的な要因として、①伝統的な「家父長制的意識」の残存と女性への役割期待観という文化的な要因、②低い生産力の経済的要因、③「一人子政策」は「男児選好」意識への温存、農村部の保障制度の未整備と戸籍制度の影響など政策・制度的な要因が挙げられる。

(2) 「男児選好」意識に影響を与える地域共同体的要因として、①老後は子どもに頼る現実の影響、②地域慣習と周囲のプレッシャー、③地域の政策と政策実施時期の地域差、④親族援助的ネットワークなどの影響が明らかになった。

(3) 家族的要因として、①女性の家庭内地位の低さと、②「現実子どもの数」「世代収入」などの「家族状況」影響が指摘できる。

(4) ①男児への経済的な期待と②「家の継承」的な価値などの親にとっての子どもの価値、などの影響が明らかになった。

(5) 以上の要因のほかに、「性別」「年齢」「収入」「学歴」「老後は子どもに依存する意識」と「理想的な子どもの数」などの影響がある。

第3は、農村地域において、「男児選好」意識の維持メカニズムの中で、「地域共同体的要因」と「親にとっての子どもの価値」意識がもっとも重要な要因として挙げられる。

当該地域では、親の財産を継承し、親の老後の世話は当然息子の責任であるという意識や慣習が強く存在している。また、1978年からの経済改革開放政策が実施され、世帯を単

位とする生産方式になった。調査地では、原始的な人力で耕作している農業状態であり、生産力のレベルはまだ低い。生産力の発展が遅れている現実には、男児の労働力の重要性が一層強化される。さらに、調査地の社会保障制度はほとんど未整備で、高齢者の生活は息子にしか頼れない状況に置かれている。このような社会環境の中で、「男児選好」意識が強くなるのは当然である。

農村への国からの公的な援助資源が少なくなる現状では、親族ネットワークが援助資源として、重要な役割を担っている。農村の親族間のネットワークは、「隠された子ども」が生存する環境を提供している。

親にとっての子どもの価値をみると、当該地域において、親にとっての子どもの価値は依然として「経済的な価値」と「家の継承的な価値」を重視している。それを規定する要因として、年齢、個人の収入、学歴、老後に関する子どもに依存する意識、現実の子どもの数・理想的な子どもの数ときょうだいの数の影響が明らかになった。すなわち、個人属性は媒介変数として「男児選好」意識に影響を与えているのである。

第4は、「男児選好」意識と女性の家庭内での地位との関連が質的な調査で明らかになったことである。例えば、改革以降、女性が家族収入の使用や家庭内の重要事項を決定する権利は昔より強化された。けれども、子どもの出産に関する絶対的な決定権については、男性が依然として保持し続けている。今回のアンケート調査では「男児選好」意識と女性の家庭での地位との関連については、確認できなかった。おそらく他の要因の介在や影響が考えられる。また、家庭内要因より外的な要因の影響が大きいと言えるだろう。さらに、家庭内の地位をはかる尺度の問題もあると考えられる。

第5は、調査地では人々の意識の中で男児が必要であるという考えが強く残っているものの、同時に、「男児選好」意識が薄れている事例がみられた。

例えば、男児がいても女児がほしかったため、再び生まれた男児を養子に出した。調査地での6人の男児の「隠された子ども」は皆そういうケースである。また「隠された子ども」を産んだ女性から「私は女児が好きなのに、主人はどうしても男の子が欲しかった。…」という話を聞かされた。その変化の要因として、子どもの経済的な価値の変化が考えられる。すなわち老後の保障の価値が減って、子どもの価値は生産財から消費財になってきたからである。現在、子どもは昔に比べて放縦になっている。そして、子どもが男児で

あれば、成人し、結婚すると、子どもに家を用意しなければならないなど、親への負担は当然重くなってくる。また結婚しても、親の老後を嫁が見てくれるとは限らない現状である。そのため、男児をたくさん産むという意識は薄らぎ、女兒に対する老後の介護の期待という価値が高くなったと言えるだろう。

【引用文献】

- 王濂寧, 1991, 『当代中国村落家族文化: 对中国社会現代化的一项探索』, 上海人民出版社.
- 沙吉財, 1994, 『当代中国女性家庭地位研究』, 天津人民出版社.
- 人口問題審議会厚生省官房政策課編, 1988, 『日本の人口・日本の家族』, 東洋經濟新報社.
- 周長洪, 1998, 「計画生育“三結合”利益導向機制的適応性基礎」『人口研究』第3期, pp71 - 75.
- 陶春芳・蔣永萍編, 山下威士・山下泰子訳, 1995, 『中国の女性』, 尚学社.
- 李銀河他, 江上幸子訳, 1998, 「中国人の出産・育児観」『中国の女性学』, 勁草書房.
- 李東輝, 2002, 「中国農村地域における「隠された子ども」の生活実態」, 『日本家政学会誌』(451).
- 李東輝, 2002, 「中国農村女性の出産意識に影響を与える要因に関して—農村地域における『黒孩子』の実態調査から—」『人間文化研究科年報』(17号), 奈良女子大学.
- 李東輝, 2003, 「中国農村地域における子どもの性別選好意識に関する一考察(第1報)—『男児選好』の規定要因実態とその規定要因—」『家政学研究』(10月号), 奈良女子大学.
- 李東輝, 2004, 「中国農村地域における子どもの性別選好意識に関する(第2報)—考察—親にとっての子どもの価値との関連—」『家政学研究』(3月号), 奈良女子大学.
- 李東輝, 2004, 「中国農村地域における子どもの性別選好意識に関する(第3報)—女性の家庭内での地位との関連—」『家政学研究』(10月号掲載予定), 奈良女子大学.

【注】

- 
- (1) 中国女性の社会的地位と現状を全面的に明らかにし、女性政策を策定するために、中国婦女連合会と国家統計局が、1990年に共同で実施した中国初の「中国女性の社会的地位の調査」である。調査範囲は21の各省にわたっている。具体的な情報は『中国婦女社会地位概観』(陶春芳他, 1993, 中国婦女出版社)を参照。

終章

研究のまとめと今後の課題

本研究の目的は、中国農村地域における子どもの性別選好意識の現状と「男児選好」意識の維持メカニズムを把握した上で、一面的な「男児選好」意識を是正するために、何が必要か、「男児でも女児でもよい」という「男女同等選好」意識を形成するために、何が必要かを、基礎理論的・実証的に検討することである。

本章では、第1節において、本論文の各章の内容を要約する。第2節では、「男児選好」意識を弱める方策を提言する。そして第3節では、今後の課題をまとめる。

## 第1節 本論文における各章の要約

### 第1部「中国における『男児選好』の現状と研究の課題」【理論編】

中国における子どもの性別選好意識を中心に据え、まず、性別選好意識の変遷と現状をみて、「男児選好」意識の実態とその問題点を提示した。続いて、伝統的な産育観念の変遷から、男児選好意識に影響を与える重要な要因の一つとして「多産」（「多子多福」、子どもが多いほど福が多い）の歴史的変遷とその影響に及ぼす要因を明らかにした。そして最後に、中国と諸外国における「男児選好」意識に関する先行研究の概観を通して、①地域的要因、②家族・親族的要因、とりわけ女性の家庭内での地位との関連、③個人意識（親にとっての子どもの価値に関する意識）という家族・地域生活領域という新しい視点から「子どもの性別選好」意識に影響を与える要因に関する分析枠組を構成した。

第1章「中国における子どもの性別選好意識の現状とその変遷過程」では、まず、清代における「溺女」（女児間引き）現象および「男児願望」に関わる文化的な慣習—「祈子風俗」と「溺女」現象から、「男児選好」と女児差別の実態を歴史的に把握した。そして、1979年の「一人っ子政策」実施以降に生じた性別選択による中絶、中国の社会問題の一つとしての性別アンバランスの問題と「漏報」（子どもが生まれても戸籍に登録されない）問題に関する考察を通して、農村における「男児選好」意識が強く存在している現実とその要因を把握した。最後に、「男児選好」意識が強くなった社会的な背景である「一人っ子政策」の変遷を通して、それによって生じた社会問題を明らかにした。

第2章「中国における産育観念の変遷—『多産』を中心にして—」では、まず、中国における産育観念の特徴を明らかにした。続いて、産育観念の中核である「多産」を中心に、その歴史的変遷と特徴、及び「多産」に影響を与える要因を考察し、伝統的な「多子多福」という産育観念が子どもの性別選好意識にどのように影響を与えるかを明らかにした。

第1章「中国における子どもの性別選好意識の変容とその過程」では、まず、清代における「溺女」（女児間引き）という現象および「男児願望」に関わる文化的な慣習—「祈子風俗」から、歴史的に「男児選好」と女児差別の実態を把握する。そして、近年中国の社会難題としての性別アンバランスの問題と「漏報」問題に関する考察を通して、現在農村における「男児選好」意識が強く存在している現実とその要因を把握する。最後に、現在中国における「男児選好」意識が強くなった社会的な背景である「一人っ子政策」の変遷を通して、「一人っ子政策」を実施する必要性を明確する上で、それによって生じた社会問題を明らかにする。

第2章「中国における産育観念の変遷—『多産』を中心に—」では、中国における産育観念の中核である「多産」を中心に、その歴史的変遷と特徴、及び「多産」に影響を及ぼす要因を考察し、伝統的な「多子多福」という産育観念が子どもの性別選好意識に影響を明らかにした。

第3章「中国における〈男児選好〉に関する先行研究の課題」では、「男児選好」意識に関する先行研究のレビューを行い、調査対象者と研究視点に関する問題点を指摘した。さらに、本研究の独自の三つの視点、すなわち①地域共同体的要因、②家族的要因、とりわけ女性の家庭内地位、③親にとっての子どもの価値を抽出した上で、本研究の枠組を提示した。

第Ⅱ部(第4～6章)「子どもの性別選好意識の実態および『男児選好』意識の維持メカニズムの個人・家庭・地域的な要因」における実証研究は、2000年に実施したインタビュー調査（「計画外出産」を行った女性26名対象）と2002年に実施したアンケート調査（50歳以下の既婚者で、子どものいる男女498名対象）に基づいて展開されていた。

第4章「農村地域における性別選好の実態とその規定要因」その1「農村地域における〈隠された子ども〉の生活実態」では、筆者は2000年に行ったインタビュー調査によって、「隠された子ども」の多くは女児であり、教育と生活の両側面で差別されていることを明らかにするとともに、「隠された子ども」の発生要因として、①強い男児願望意識、②老後の世話を息子に依存する意識、③「跡継ぎ」意識、④出産に対する意思決定権が夫にあること、⑤親族的援助ネットワークの存在などの要因があることを指摘した。

それに続いて、その2「農村地域における性別選好意識の実態とその規定要因」では、主に上述のアンケート調査に基づいて、当該地域においては、「男児選好」意識が依然として根強く存在し、特に男性にその意識が強いことが示された。子どもの性別選好意識を規定する要因として、①伝統的な「家の継承」という家父長制的

意識の残存、②老後の社会保障制度の未整備、③地域共同体における規範維持メカニズムの存在を指摘した。

第5章「農村地域における親にとっての子どもの価値と子どもの性別選好」では、アンケート調査の結果、「男児選好」意識の強い当該地域では依然として子どもを「経済的な価値」「家の継承的な価値」とみなしていることが明らかになった。しかし一方で、「子どもは夫婦の絆を深める」「子どもは生き甲斐」という「情緒的な価値」も重視する傾向がみられた。また、「年齢」「教育歴」「老親の世話と介護意識」「老後の生活を子どもに頼る意識」などの要因が、親にとっての子どもの価値に影響を与えていることが明らかになった。

第6章「農村地域における性別選好意識と女性の家庭内での地位との関連」その1「農村女性の出産意識に影響を与える要因に関して」では、インタビュー調査に基づいて、農村女性の出産意識に影響を与える要因として、①老後の社会保障制度の不備、②「跡継ぎ」という伝統観念、③地域慣習と周囲のプレッシャー、④女性の家庭での低い地位、⑤女性の低い教育レベルがあることを指摘し、特に、女性の家庭内での地位と性別選好意識と関連していることが明らかになった。これを受けて、その2「女性の家庭内での地位と子どもの性別選好意識との関連」では、家庭内の役割分担・意思決定の実態と「男児選好」意識との間には有意な関係は確認できなかった。

### 第Ⅲ部 終章、本研究の結論と今後の課題

第Ⅲ部第7章「性別選好意識の実態と〈男児選好〉意識の維持メカニズム」では、第Ⅱの実証研究の知見に基づいて、子どもの性別選好意識の実態と、「男児選好」意識の維持メカニズムについて総合的な考察を行った。調査によって、当該地域において「男児選好」意識がまだ根強く存在しており、「男児願望」のため、女兒と女兒を産んだ女性に対する差別現象が存在していることが明らかになった。そのような「男児選好」意識を維持するメカニズムとして、①「跡継ぎ」という家父長制意識の残存と女性への役割期待観、という文化的な要因、②生産力の低下という経済的な要因、と③制度・政策、などの背景的な要因の影響、④福祉制度の未整備、地域慣習と周囲のプレッシャー、政策と管理、及び親族的ネットワークの存在などの地域的な要因、⑤女性の低い家庭内での地位という家族的な要因、⑥子どもを「経済的な価値」「家の継承的な価値」とみなす子ども親の影響が明らかになった。

終章「本研究のまとめと今後の課題」では、「男児選好」の維持メカニズムを弱めるために必要な、農村地域の社会保障制度の整備、高齢者の自立を支える地域的な

援助のネットワークの形成、女兒と女性の教育レベルの向上、地域住民の自治力の向上などの諸課題について具体的に提言を行った。

## 第2節。「男児選好」意識を弱める可能性に関する提言

今回の調査研究に基づいて「男児選好」意識を弱めるために、国と地域の対策求めたい。今回の調査研究状況を踏まえると、「男児選好」の問題を解決するためには、主に以下のことに力を入れるべきであると思われる。

### (1) 農村地域における福祉制度の整備

「一人っ子政策」の実施によって、合計特殊出生率が急速に下がるとともに、高齢化の問題が顕著になった。国家統計によると、1995年中国の人口総数は12億を超え、そのうち60歳以上の人口はすでに1億を超えており、2003年に中国の60歳以上高齢者人口は1.4億に達し、全国人口の10.2%を占め、65歳以上人口は8811万人、全人口の7%（6.96%）を占めることになった（2003年第5回全目人口センサス主なデータ公報）。それ以降も増加傾向にあり、21世紀中葉には65歳以上の人口は18%に達すると推定される（熊必俊, 2002）。そのうち、全人口の70%近くを占めている農村部の高齢者の老後の生活保障の問題が社会の課題になっている。

中国農村部の社会保障は都市部に比べて、ほとんど整備されていない。新中国建国の1950年代から今日まで、農村で一貫して実施された社会保障は社会救済のみである。農村協同（合作）医療は1950年代に設けられたものの、1980年代の農村経済体制の変化により、解体の危機に陥っている、農村の老齢年金保険は1986年に国務院が民政部門による年金試点工作の展開を決定したことに始まる。1991年1月、「農村社会年金基本案」を公布した。年金の基本金の調達は「個人納付を主とし、集団の補助を従とし、国が政策的支援を与えている」という原則を確定し、「県級農村社会年金基本案」を制定した。現在農村年金は東南沿海地区から中西部内陸と少数民族地区に向かって段階的に推進されているものの、まだ、全体的に制度化されていない（劉燕生, 2002: 36）。

中国は13億近くの巨大な人口を有し、そのうち9億人が農村に居住している。この巨大な農村人口が社会保障から取り残されている。1978年に中国の経済改革開放以降の農村の社会保障には、一般貧困世帯救済、医療保険、老齢年金保険という新しい内容が付け加えられ、保障内容は若干充実した。

その一方、1980年代における農村改革により、集団経済は弱体化の傾向にあり、そのため、集団経済に支えられてきた生活保護制度と協同医療が深刻な資金不足に陥っている。現在、農村部では、家族による老人扶養の伝統は依然として維持され

ているものの、家族成員間の平等、男女平等などの考え方が浸透しはじめた。そのため、老人の絶対的権威は失われ、老人も普通の家庭の一員になった。それに伴い、親子の別居が増えるようになり、家族による老人扶養に変化が現れはじめた。改革・開放以降になると、子どもの数の減少や家族観の変化によって、子どもは親と同居することを望まなくなり、老人扶養を重大な負担と考えるようになった。

「一人っ子政策」の実施に伴い、農村でも出生率が低下し、核家族が増えている。1978年の一世帯の人口数は5.7人であったが、1988年には4.9人、1993年は3.7人と急速に減少している。将来の中国の「四・二・一」家庭構造（1人が6人の面倒を見ることになる）は、子どもの負担を重くさせ、将来の家庭による老人扶養に黒い影を落している。調査中に当該地域では「子どもの数が少ないため、子どもがいても、老後は頼れない」という声を幾度か聞いた。「子どもに頼りたいが、頼れない」という葛藤が読み取れるのである。当該地域では、高齢者のほとんどが「息子に頼っている」という現状が徐々に変わりつつある。したがって、そのような変化に対応するために、老後生活を保障する制度の整備が必要である。

今回の調査によって、「老後生活に関して、貴方は行政機関に対してどのようなことに力を入れてほしいと思いますか」という問いについて、対象者の50.7%が「養老保険の充実」の項目に回答し、もっとも多かった。続いて「国から老人に経済的な援助をすること」（37.6%）と「福祉サービスの充実」（18.8%）という順位であった。被調査者のこのような選択項目から、老後の生活の国の保障政策への期待の大きさが読み取れるであろう。したがって、一面的な「男児選好」意識を是正するための政策として、老後保障制度の整備が重要であると考えられる。

## （2）高齢者の自立を支える地域の援助的なネットワークの形成

「一人っ子政策」が実際されて20年以上の歳月が流れた。子どもの数の減少と高齢化の進行によって、中国の家族は大きく変化した。まず、1992年60歳以上の高齢者の平均的な子どもの数をみると、農村部ではほとんど3人以上の子どもをもっている。表8-1に示したように、1928年以前に生まれた人は、平均で3人以上の子どもを持っていることから、実際には家族内扶養資源（老親を扶養できる子どもの数）が多いことを意味している。しかし、「一人っ子政策」の実施によって、現在50代の人々が持っている子どもは1人あるいは2人で、調査地域では、実際の子どもの数は平均1.58人で、以前より家族内の扶養資源が少なくなったと言える。

また、子どもと同居している家族の比率は、被調査者には既婚の子どもと別居している親が多いことが分かるのであり、夫婦家族が4.1%、核家族が68.3%と最も多く、三世帯家族は21.8%を占めている。

表 8-1 1992 年都市部と農村部における高齢者の平均的な子どもの数(人)

| 項目    | 都市部  |      |      | 農村部  |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|------|
|       | 合計   | 男性   | 女性   | 合計   | 男性   | 女性   |
| 合計    | 3.47 | 3.52 | 3.44 | 3.70 | 3.71 | 3.68 |
| 60-64 | 3.53 | 3.43 | 3.61 | 3.97 | 3.85 | 4.03 |
| 65-69 | 3.58 | 3.62 | 3.54 | 3.80 | 3.82 | 3.79 |
| 70-74 | 3.45 | 3.50 | 3.40 | 3.56 | 3.64 | 3.48 |
| 75-79 | 3.36 | 3.63 | 3.10 | 3.36 | 3.40 | 3.32 |
| 80-84 | 3.16 | 3.42 | 2.94 | 3.17 | 3.23 | 3.13 |
| 85 以上 | 2.82 | 3.23 | 2.58 | 3.09 | 3.39 | 2.94 |

出所：中国老齡協会編，1998，『中国老人供養体系調査数拠汇编』，中国労働出版社，p 79

さらに、調査対象者の「子どもは将来 4 人以上の老人を世話するのが大変だから、自立しかない」（第 4 章その 1、表 4-1-7）という話からは、老後は子どもに頼れない現実を認識し自立しないと被調査者が自覚していることがうかがえた。アンケート調査でも、老後の生活費に関する問いに対して、「子どもに頼る」と回答した者は 19.1%である一方で、「自分で準備」と回答した者は 45.6%に達しもっとも多いことがわかった。すなわち、調査対象者は老後生活（もっとも早いのは 15 年以降、2020 年ぐらい）は自立して生活する者が多く存在するものと推測される。ちなみに、2020 年に 65 歳以上の高齢者は 10.8%に達すると予測されている（第 3 章図 3-6）（熊必俊，2002）。社会福祉制度が未整備な広大な農村地域において、高齢者にとっては、先に述べたような「経済的な不安」だけではなく、「身体的不安」と「関係性不安」など、様々な生活課題を抱えている<sup>(1)</sup>。高齢者にとって、自立した個人としての自尊心の維持、自己決定権の確保は、地域社会において積極的に人間関係を形成する中でこそ可能となる。

福祉制度の整備されている日本と異なり、社会福祉制度が未整備な中国の農村部では、既存の人的資源を利用して、子どもに頼らず安心して老後を送れるような環境を形成することが今後の重要な課題である。農村部の高齢者のために、どのような工夫をすればよいのであろうか、役にたつ人生であることを確認し、自分の人生の意味を再確認するような機会を設け、今後も助け合い、お互いに支えて生きていこうとするような情緒的な共同体を形成することの中にヒントがあるようである。残りの人生を生きるために、何をなせばよいのだろうか。

社会生活における自立とは、孤独の中で、他を頼らずに生きるということではない（藤崎宏子，1998）。血縁・地縁の絆が強い中国の農村地域では、既存の親族ネットワークを活用して、地域の人々の間にお互いに支えて、助け合う援助的なネットワークが形成するために、地域の政策の施策、共同の活動、地域リーダーの育成などが必要であろう。

(3) 女兒と女性の教育レベルの向上

第1に、中国全体として、女性の教育レベルが男性より低く、女兒の失学率が男児より高いことが先行研究によって明らかにされている。

1990年に全国女性地位に関する調査によって、教育年数<sup>(2)</sup>について、男女の間には大きな差が存在し、都市部は全体的に農村より高い。男女平均的な教育年数からみると、女性は4.8年、男性は6.6年である。様々のレン数レベルの男女を比較してみると、まったく学校に通ったことがない人、および、1～3年しか学校に通ったことがない者が占める割合も、都市部と農村とを問わず、女性が受けた教育年数は、すべて男性より低い。さらに、農村部の状況をみると、まったく学校に通ったことがない女性は、農村の男性により19.6%ポイントも高い。平均教育年数をみると、都市部の女性の平均は7.7年で、都市部においても男性に比べて1.5年短くなっている(陶春芳ら, 1995: 33 - 34)。

建国以降、教育レベルは向上してきた。学校に通ったことがない者の比率は1982年の31.9%から1990年の22.2%までに下がった。しかし、学校に行けない人がまだ多く存在している。1987年に貧困地域で行った調査によって、学校に行けない児童の大半が女兒であることが判明した。ある地域では女兒の不就学率が75%に達しており、男児より高いことが明らかにされている(岳西寛ら, 1991)。

表 8-2 1987年児童就学率 (%)

| 年齢 | 6歳   | 7歳   | 8歳   | 9歳   | 10歳  | 11歳  | 12歳  | 13歳  | 14歳  | 合計   |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 男児 | 10.1 | 56.4 | 87.9 | 95.1 | 95.6 | 95.8 | 94.4 | 90.8 | 83.0 | 80.0 |
| 女兒 | 8.0  | 50.5 | 82.9 | 90.5 | 90.4 | 89.4 | 86.6 | 79.5 | 68.9 | 73.0 |

資料出所：『中国児童状況的調査与研究』，中国統計出版社，1990

鄭曉英，1995，『中国女性人口問題与發展』，北京大学出版社，p 31 表 2-8 より

筆者の2000に行った調査によると、「計画外出産した子ども」の親の教育暦が、高等学校教育を受けた人が極めて少ない(1.5%)、中卒以下が98.5%を占めている。そのうち非識字者は11.5%で、すべて女性であった(李東輝, 2002: 436)。当該地域の教育レベルそのものが低く、男性より女性の教育レベルがさらに低いのである。調査地域で多数の「計画外子ども」が存在することが明らかになったが、その原因低い教育レベル、特に女性の教育レベルの低さと関連すると考えられる。

調査地で「隠された子ども」39人のうち戸籍のない「黒孩子」は6人である。「隠された子ども」の正確な人数を把握できないが、1990年の時点で中国全土で1513万人が存在し、現在でも学校に行けない「黒孩子」が多く存在していることが推測できる。現在の女兒は将来の母親でもあるのだから、このような女兒の教育問題を

解決しなければ、将来にわたって新しい貧困が生まれることになり、中国の将来に悪い影響を及ぼすと考えられる。「隠された子ども」や学校に行けない女兒の教育を重視しなければならない。

第2に、先行研究では、教育レベルが女性の地位と出産観念に大きく影響をしていることが明らかになった（陶春芳，1995；鄭曉英，1995；沙吉財，1998）。

女性が求めている子どもの数に関して、1990年に全国女性の地位に関する調査の結果によって教育歴と関連していることが明らかにされた（陶春芳ら，1995：262-268）。教育歴と性別選好意識との関連について、婦女連合会の1990年の全国調査の結果では、「男児を一人だけ欲しい」と希望している都市部の女性の割合は、68.5%であるのに対して、農村部の女性は56.3%である。2人以上の男の子を希望している都市部の女性は、16.1%であるのに対して、農村部の女性では、38.3%である。都市部の女性の「男児選好」意識は、農村の女性ほどには強くない。学歴から見る場合、男の子がたくさん欲しいと考える女性の割合は、学歴が高くなるにつれて、減少する傾向が明らかである（陶春芳ら，1995：267）。沙吉財の上海市で行った調査も、「教育歴」が低い女性が「男児選好」意識が強いことを確認されている（沙吉財，1997：352-353）。

学歴からみると、都市部でも農村部でも学歴が高くなるにつれて、理想とする子どもの数が少なくなる。これらは女性が出産・育児行為に対して自覚的に抑制をするようになってきたことを示されている。

今回農村地域での大量的なデータ考察によって、統計的に「教育歴」と性別選好意識との間には有意な関連が見られなかったが、それは調査対象者の教育歴が「中学卒」以下に集中していることと関連している。都市部で行った結果をみると、教育歴が高い人は「子どもの経済的な価値」を重視していない。都市部における「女児選好」意識の強化は、都市部の女性の高学歴化と関係している。したがって、女児と女性の教育レベルを向上させることによって、女性の社会参加の機会を増加させ、それにともなって経済的な保障も可能になる。このように女性の経済的自立の促進によって、老後の生活は、子どもに頼らず自立できる能力を身につけることができるのである。これは「男児選好」意識を弱める鍵の一つであると考えられる。

#### （4）地域の自治力の醸成と強化

今回の調査では、「男児選好」意識の維持メカニズムには、地域的な要因が大きく影響していることが明らかになった。地域的な福祉制度の未整備と政策管理のほかに、注目すべきなのは、周囲のプレッシャーと地方施策の管理の影響が挙げられる。それは、自治力の低さと密接に関係していると考えられる。この問題を解決するために、①教育レベルの上昇と教育・地域リーダーシップの育成②地域ネットワーク

人的資源の活用ということに重点を置くべきである。

まず、当該地域の教育レベルと教育・地域リーダーシップの育成に関わる現状を見てみよう。今回の調査対象者の教育歴をみると、小卒者が 31.5%、中卒以下が 47.8%で、高卒が 10.3%、短期大学以上の卒業者は 8.9%にすぎない。学校に通ったことがない者は 1.7%である。これらから、当該地域の教育水準の低さが反映されており、さらに貧困と連鎖している。それは、「男児でも女児でもよい」という「同等選好」新しい産育文化を形成させることと、地域におけるリーダーシップの育成に支障になっている。さらに、このことが地域の経済発展にも悪い影響を与えていると考えられる。

また、現在、農村地域においては村民委員会という自治組織の民主選挙の推進が行われている。それによって政府は村レベルでの公金の不正流用や、不当な税の徴収、幹部の腐敗を是正し、農民の不満の解消、農業生産の向上を目指している。このような措置によって、一部の地域の状況の改善はみられるものの、依然として、農民による直接選挙が有効に機能していない地域も多々存在している。今後は、そうした制度的・経済的側面よりむしろ、中央・地方間の政治的な関係により注目すべきであろう。

さらに、近年では、核家族の増加、晩婚化や少子化などの現象にみられるように、近代的家族も含め家族の位置づけが相対的に低下し、個人という存在が生活の単位としても鮮明になってきている。その結果、家族は「集団としての家族」を維持するために個人に犠牲を強いる集団ではなく、個人の自己実現を可能にするための組織であるべきだとの認識が広まってきている。そして、これまで家庭の中で、家事・育児・老人の世話・介護を当然の義務のように担わされてきた女性の自己実現の欲求が高まる中で、育児や高齢者介護の新たな担い手として家族の枠を超えた自立支援の社会的ネットワークの形成に関心が高まっている。さらに、福祉のニーズの捉え方においても、ニーズの主体は家族という集団よりも、子ども、高齢者、障害者などの個々人のニーズに応える自立支援策が求められている。その場合、血縁や地縁によって結ばれた伝統的な共同体を活用して、個人の自立を支える家族と地域の福祉環境の整備するために地域の自治能力の醸成し、高めることが必要であろう。

### 第3節. 今後の課題

今回の調査研究によって「性別選好」意識の実態とその影響要因を探求してきたが、今後の研究課題として、以下の3つの問題が残った。

#### (1) 方法論的問題

今回の調査研究で得られた知見を一般化することには慎重であるべきである。その理由としては、まず、対象地域の選定に関する偏りの問題である。調査分析の結果は全国の貧困な農村地域一般的な状況を反映している。だが、広大な中国農村地域では、地域の気候風土に根ざした農業形態の多様性や、伝統的な地域文化の多様性によって、地域的差異を含んでいることはいうまでもない。例えば、鐘家新（1995：53 - 64）は南に位置している広東省の調査で、「男児選好」意識に影響を与えている重要な要因が「宗族意識」であることを明らかにしている。それは伝統的に「宗族意識」が強く存在していた東南沿海部において存在していた。しかし、北部においてはこれが重要な要因とはいえない。

また、アンケートに関する問題である。今回の調査は遼寧省に位置する貧困農村を選んで調査を行った。あくまでも事例研究である。

さらに、民族間の格差の問題がある。調査地の人々はほとんど漢民族で、55の少数民族がいる中国では少数民族の特性を反映していない。したがって、今後はこれらの問題を解決するため、地域ごとの特性に注目しながら、詳細な把握が求められる。そのためには、これから広範囲にわたる調査が大きな課題であると思われる。

## （2）考察視点の問題

まず、都市と農村の比較の必要性が挙げられる。

中国社会科学院の1993年に北京市で行った調査により、「女児選好」意識（6.5%）は「男児選好」意識（4.5%）より強いことが明らかにされた。前述のように筆者が2002年に大連市で行った調査の結果も同じ傾向が確認された（第7章第1節参照）それに影響を与える要因として、「家の継承意識と息子による扶養意識が弱いためであると指摘されている（中国科学院社会学研究所，1994：259）。

都市化により都市部の人々の意識が変容したのであれば、今後の農村の諸条件の改善により、農村の人々も都市部の人々の意識変化と同様の変化を辿る可能性がある。

次は、親にとっての子どもの価値という視点の有効性。

今回の調査分析によって、農村部における「男児選好」意識の維持メカニズムとして、「子どもの経済的な価値」と「家の継承的な価値」意識が重要な要因であることが明らかになった。筆者の2002年に沿岸都市の大連市でも農村部で子どもの「家の継承」的価値を重視している傾向がうかがえる。しかし、農村部での子どもの「肉體労働」という経済的な価値を重視していると対照的に、都市部では男児の「女児より可愛い」という子どもの情緒的な価値を重視する傾向がみられた（図8-1）。

さらに、都市部では「女児選好」の理由として、「老後の世話は男児より女児に頼みやすいため」（40.6%）と「女児は男児よりかわいいため」（39.1%）という二つ

の項目が最上位にあげられている（図 8-2）。都市部において子どもの情緒的な価値を重視していると言えるだろう。親にとっての「経済的な価値」から「情緒的な価値」への変化は、「男児選好」意識を弱める可能性を示唆されている。したがって、農村部における「男児選好」意識を弱めるために、今後とも「親にとっての子どもの価値」という視点を今後とも深化、追求することが必要である。

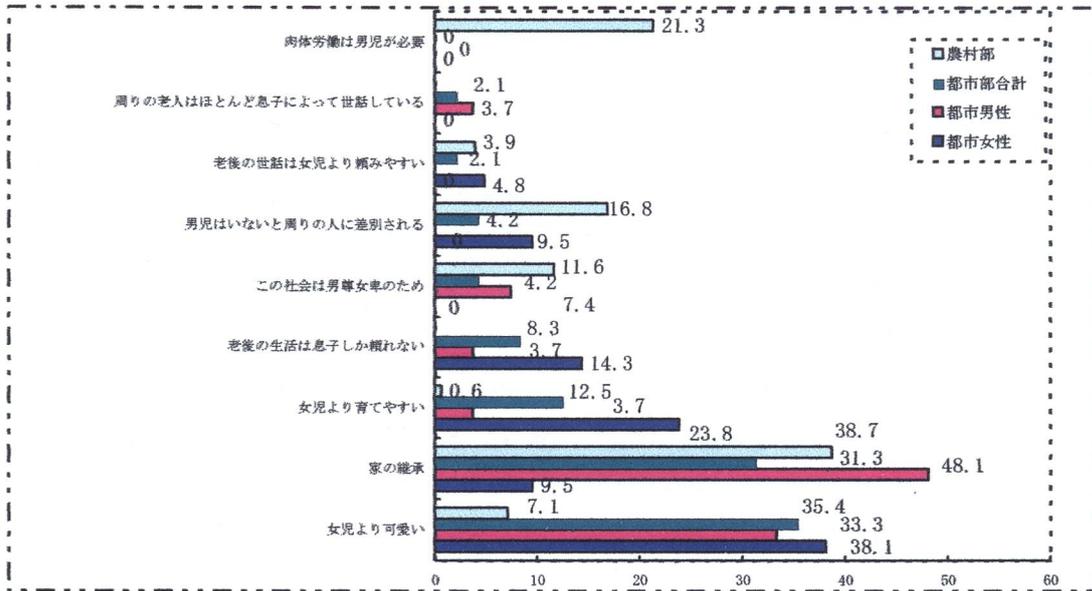


図 8-1 「男児選好」の理由に関する農村部と都市部の比較 (%) (N=48 男 : 27 女 : 21)

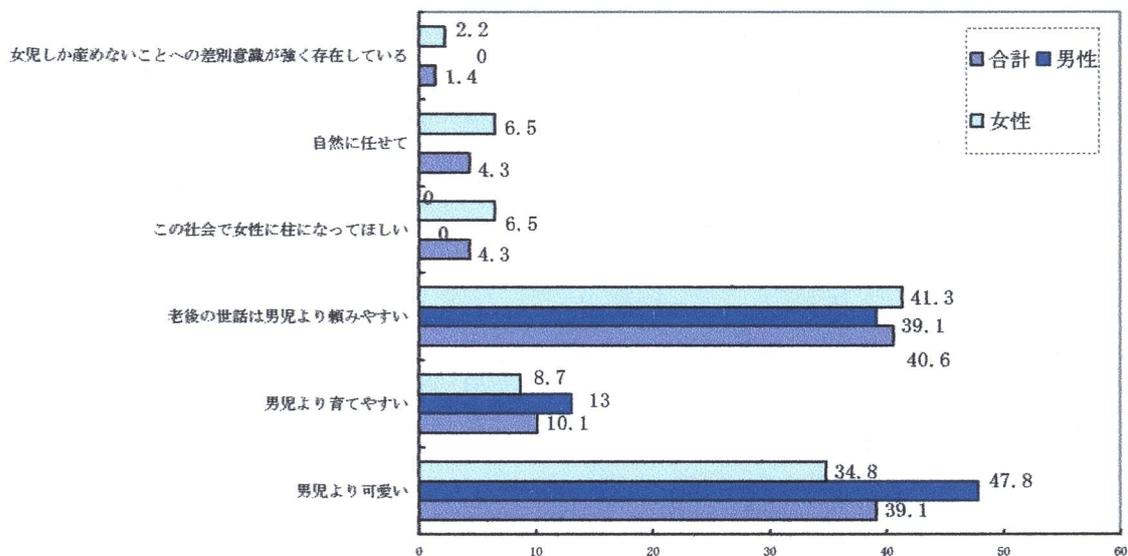


図 8-2 都市部における「女兒選好」の理由 (%) (N=69 女性 : 46 男性 : 23)

### (3) 地域における社会的なネットワークの構築に関する実践的課題

「男児選好」意識の維持メカニズムには、地域的な要因が大きく影響を及ぼしていることが把握できた。逆接的であるが、「隠された子ども」が農村部に多く存在する背景には、「隠された」子どもを受容する家族・親族的なネットワークが機能している事実を物語っている。このようなネットワークが「男児選好」意識を温存している要因でもあることが明らかになった。

中国では、社会保障制度の未整備・弱点を補うものとして、老親扶養の伝統、家族の機能復権に注目して、「中国社会主義の優越性」のスローガンの下で、事態の変化に対応しようという動きがある。つまり、家族の近代化が都市部を中心にして現実に行進しつつある。その一方で農村でも人民公社の解体と生産請負制の普及で家族の結合機能の復権が行進しつつある。そのような趨勢の中で、かつ伝統的家族理念を保持しつつ、これに依拠した社会保障を築こうということで、伝統的な家族理念と社会保障制度を結合する中国型の社会保障制度の優越性が引き合いにだされはじめている。

いずれにせよ、「老有所敬，老有所養，老有所用，老有所学，老有所楽，老有所医」（老人に対する社会的尊敬があり、老人に対する社会的な扶養があり、老いても“余熱”を活用し、用いられ、学び、楽しみ、医療の恩恵にも浴することができる）という中国型の社会保障理念・目標は、人間関係が弛緩しつつある現実を引き締める課題に直面しており、それが「一人っ子政策」の推進と平行している。

今後、少子化、高齢化社会の進展は急速に進むだろう。また、きょうだい数や家族構成員数の減少から、親族から援助を得ることが不十分になった時、社会はどのように対応するのだろうか。特に、老後の福祉制度が未整備な農村地域では、「男児でも女児でもよい」という出産観念を形成させつために、農村地域に強く存在している血縁・地縁的援助ネットワークをどのように構築するかが問題である。日常生活でお互いに支え合い、助け合って、子どもの養育、老人の介護などにもプラスの役割に転化するか、今後、重視する課題であると考えられる。

#### 【引用文献】

- 馬瀛通他，1998，『出生性別比新理論と応用』，首都経済貿易大学出版社。  
 岳西寛ら，1991，『中国希望工程一百県考察実録』，社会科学文献出版社。  
 熊必俊，2002，『人口老齡化与可持續發展』，中国大百科全書出版。  
 葉 昉他編，2000，『2000年：中国人口問題報告—農村人口問題及治理』，社会科学文献出版社。  
 沙吉財，1994，『當代中国女性家庭地位研究』，天津人民出版社。  
 人口問題審議会厚生省官房政策課編，1988，『日本の人口・日本の家族』，東洋経済新報社。  
 中国老齡協会編，1998，『中国老人供養体系調査数拠汇编』，中国労働出版社，p 79

- 高田洋子, 2000, 「高齢者の自立を支えるネットワーク」『福祉環境と生活経営』, 日本家政学会生活経営学部会.
- 鄭曉英, 1995, 『中国女性人口問題与発展』, 北京大学出版社.
- 陶春芳・蔣永萍編, 山下威士・山下泰子訳, 1995, 『中国の女性』, 尚学社.
- 鐘家新, 1995, 「宗族の紛争と自衛士としての男児—「一人っ子政策」の難航の一要因」, 『家族年報』, 家族問題研究会編集発行.
- 藤崎宏子, 1998, 『高齢者・家族・社会的ネットワーク』, 培風館.
- 李東輝, 2002, 「中国農村女性の出産意識に影響を与える要因に関して—農村地域における「黒孩子」の実態調査から—」『人間文化研究年報』(17号) 奈良女子大学大学院人間文化研究科.

【注】

- 
- (1) 「経済的な不安」とは、家系の維持に関するものであり、それは、病気、災害など、誰にでもありそうな生活上、人生上の危機への対処の可能性への不安でもある。「身体的な不安」とは、自分が思う通りに動けなくなることや、死ぬことへの不安である。
- 「関係性不安」とは、孤独であること、他人から無視されること、つまり他人にとって無意味となることへの恐れであり、人生の意味や、自らの社会的な役割を問うものである（久保桂子, 2000: 46-47）。
- (2) 教育を受けた年数とは、ある人が、正規の教育を受けた時間をさし、そのことは、その個人のもつ学歴を定量的に反映する（陶春芳, 1995: 32）

引用文献と参考文献

—A—

阿藤誠・早瀬保子編，2002，『ジェンダーと人口問題』，大明堂.

阿藤誠，1996，『先進諸国の人口問題』，東京大学出版会.

秋山洋子，1991，『中国女性』，東方書店.

—B—

Bernice Lott, 1994, 'Women' s Lives', Broods-Cole Publishers, U. S. A.

牧野巽，1944，『支那家族研究』，生活社.

—C—

陳華寅，1931，「劳工家庭人口動態分析」『統計月刊』（1）．（中）

陳文金，1999，「計画外生育成因研究」『人口研究』（6）．（中）

陳震・陳俊傑，1998 「農民的生育文化」『人口研究』．（中）

陳鵬，1992，『中国婚姻史稿』，中華書局．（中）

陳成文，1998，「農村老年人的生活狀況及社会支持—对湖南省 1,000 名農村老年人的調查」，  
『社会科学研究』（6）．（中）

Cooms, L., C. 1977, "Preference for Sex of Children Among U. S. Couples." Family  
Planning Perspectives 9 (6):259-265

常建華，2000，「清代溺嬰問題新探」『婚姻家庭与人口』，北京大学出版社．（中）

查瑞伝ら，1991，『人口普查資料分析技術』，中国人口出版社．（中）

蔡昉ら編，2001，『2001 年中国人口問題報告—教育・健康与經濟成長』，社会科学文献出  
版社．（中）

蔡昉ら編，2000，『2000 年：中国人口問題報告』，社会科学文献出版社．（中）

—D—

Das Narayan, 1987, 「Sex preference and fertility behavior:A study of reccnt Indian  
data」. Demgraphy. 22 (2) p280.

- 杜鵬, 1998, 「中国老年的主要經濟来源分析」『人口研究』(4). (中)
- 杜芳琴, 1994, 「產育文化的歷史考察」『性別与中国』, 三聯書店. (中)
- 鄧衛志, 1994, 『近代中国家庭的變革』, 上海人民出版社. (中).
- 大連市計画生育服務中心・大連市計画生育協會編, 1989, 『計画生育工作指導手冊』. (中)

—F—

- 藤崎宏子, 1998, 『高齢者・家族・社会的ネットワーク』, 培風館.
- 費孝通著・横山広子訳, 1985, 『生育制度：中国の家族と社会』, 東京大学出版会.
- 費孝通, 1998, 『郷土中国 生育制度』, 北京大学出版社. (中).
- 費孝通, 1986, 『江村經濟—中国農民的生活』, 江蘇人民出版社.
- 費孝通著・小島晋治訳, 1994, 『中国農村の細密画—ある村の記録—1936~1982』, 研文選書.
- 福武直, 1959, 『日本村落の社会構造』, 東京大学出版会.
- 福武直, 1976, 『中国農村社会構造』, 東京大学出版会.
- Fred Arnold and Eddie C. Y. Kuo, 'The Value of Daughters and Sons : a Comparative Study of the Gender Preferences of Parents' East-West Population Institute, U. S. A.
- 方鉄ら, 1997, 『伝統文化与生育健康』, 中国社会科学出版社, (中).

—G—

- Goodkind Danicl, 1996, 「On substituting sex prefeence strategie s in East Asia:Docs prenatal sex selection rduccc postnatal discrimination?」, Populaion and Development Rcvicw. 22(1). pp111-125.
- 國務院人口事務室・人口統計局和社会科学技術統計局, 2002, 『中国 2000 年人口普查資料』.
- 国家教育委員会高等学校人口研究与培訓事務室編, 1989, 『人口科学的探索与開拓』, 北京大学出版社. (中)
- 桂世勛・張宜森, 1994, 『人口与我们』, 上海科技教育出版社. (中)
- 郭振羽, 1991, 『家族主義与社会變遷』, 香港亚太研究所出版社. (中)
- 辜勝祖, 1989, 「中国人的生育意願」『人口科学的探索与開拓』, 北京大学出版社. (中)

—H—

ポール・エーリツクラ・水谷美穂訳，1994 『人口が爆発する』，新曜社。

韓文編，1997，『公民婚姻家庭法律手冊』，法律出版社。（中）

黄啓操，1997，「必須重視女性参政」，『婦女工作』。（中）

何博伝著・大野静三訳，1990，『中国・未来の選択』，日本放送協会。

—I—

今井清一，1981，『世界の人口問題』，世界思想社。

—J—

J. Cleland, J. Verrall, and M Vaessen , 1983, ‘Preferences for the Sex of Children and their Influence on Reproductive Behaviour’ , WFS Comparative Studies, 27, Voorburg.

金玉吉，1972，『韓国の女性史』，梨花出版（Seoul）。

姜穎，2000，「浅議婦女地位与計画生育」『人口科学』（第1期），PP58—60。（中）

金一虹・劉伯紅，1998，『世紀之交的中国婦女与發展』，南京大学出版社。（中）

—K—

KIHASA: 1996, (Korea Institute for Health and Social Affairs) “Sex Preference for Children and Gender Discrimination in Asia ” ,Research Monograph , p 2

菅孝行，1984，『女の自立・男の自由—性別分業解体を求めて』，毎日新聞社。

館稔，1972，『危機に立つ人口』，毎日新聞社。

鎌田とし子ら，1999，『講座社会学 14 ジェンダー』，東京大学出版社。

—L—

遼寧省統計局編，1999，『遼寧省 1998 年年鑑』，中国統計局出版。（中）

遼寧省統計局編，2003，『遼寧省 2002 年年鑑』，中国統計局出版。（中）

雷傑琼，1994，『改革以来中国農村婚姻家庭的新変化』，北京大学出版社。（中）

李銀河，1997，『女性権力の堀起』，中国社会科学出版社。（中）

- 李銀河, 1997, 「自願不育現象研究」, 『平等与發展』, 三聯書店. (中)
- 李銀河著・江上幸子訳, 1998, 「中国人の出産・育児観」『中国の女性学』, 勁草書房. (中)
- 李小江ら, 1997, 『平等与發展』, 三聯書店. (中)
- 李中清ら, 2000, 『婚姻家庭与人口行為』, 北京大学出版社. (中)
- 李中清・王豊, 2000 『人類の四分の一: マルサスの神話と中国の現実(1700-2000)』, 三聯書店. (中)
- 李伯華ら, 1988, 「出生嬰兒比的对中国估計」, 『人口与經濟』(4). (中)
- 李冬莉, 1998, 「国外性別先行研究对中国的啓示」『人口研究』(1) PP67-70 (中).
- 李冬莉, 2001, 「經濟發展和家庭制度變遷对農民性別偏好的影響」『婦女研究論叢』(3)
- 李東山, 1989, 「婚姻、家庭模式探討」, 『社会学研究』. (中)
- 李文彬, 1997, 「質疑傳統的生育觀念」『人口研究』(9). (中)
- 李景漢, 1933, 『定県社会問題概況調査』, 中国人民出版社(1986年複刊). (中)
- 李東輝, 2002, 「中国農村地域における〈隠された子ども〉の生活実態」, 『日本家政学会誌』.
- 李東輝, 2002, 「中国農村女性の出産意識に影響を与える要因に関して—農村地域における〈黒孩子〉の実態調査から—」『人間文化研究科年報』(17号), 奈良女子大学.
- 李東輝, 2003, 「中国農村地域における子どもの性別選好意識に関する一考察(第1報)—〈男児選好〉の実態とその規定要因—」, 『家政学研究』, 奈良女子大学家政学学会.
- 李東輝, 2004, 「中国農村地域における子どもの性別選好意識に関する(第2報)—考察—親にとっての子どもの価値との関連—」『家政学研究』(奈良)(3月号), 奈良女子大学.
- 李東輝, 2004, 「中国における産育觀念の歴史的變遷—〈多産〉の歴史的変化を中心にして—」『人間文化研究科年報』(17号), 奈良女子大学.
- 李東輝, 2004, 「中国農村地域における子どもの性別選好意識に関する(第3報)—女性の家庭内での地位との関連—」『家政学研究』(奈良)(10月号掲載予定), 奈良女子大学.
- 李樹茁ら, 1994, (1999) 「陝西省涇陽県 1994~1996年兒童死亡調査結果分析」『中国人口科学』(2) pp. 43-52. (中)
- 劉爽, 1988, 「对中国人口出生性別比的分析」『人口研究』(3). (中)
- 劉海燕, 1990, 「人口性別結構的比較研究」『人口研究』(4). (中)
- 劉梨, 1997, 「城市中生兒子意願的文化含意」『平等与發展』, 三聯書店. (中)
- 劉曉梅, 2002, 『中国の改革開放と社会保障』, 汐文社.

- 劉燕生, 2002, 「社会保障制度の歩み」『中国社会保障改革の衝撃』, 勁草書房.
- 樓超華, 1999, 「上海市新婚夫婦对孩子性別偏好及其影響因素的分析」『中国公共衛生』(15).
- 萊斯特・R・布朗吟ホ・凱恩著・陳百明ら訳, 1998 『人滿為患』科学技術出版社(中国).
- 梁中堂・閻海琴, 1992, 『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』, 山西高校聯合出版社, (中国).
- 林謙治著・阿藤誠ら編, 2001, 「ジェンダー問題としての出生性比—アジア諸国からの考察—」『ジェンダーと人口問題』, 大明堂.
- 呂榮侃・路遇, 1993, 『婚姻・家庭・人口』, 人民教育出版社. (中).

—M—

- 穆光宗・陳俊潔, 1996, 「中国農民生育需求的層次結構」, 『人口研究』第3期.
- Mead T. Cian, 1993, 'Patriarchal Structure and Demographic Change', 'Women's Position and Demographic Change', Clearendon Press-Oxford, p. 43.
- 目黒依子・矢澤澄子ら, 2000, 『少子化時代のジェンダーと母親意識』, 新曜社.
- 莫邦富, 1992, 『独生子女』(一人っ子) 河出出版.
- 莫邦富, 1996, 「中国を蝕む一人っ子政策の弊害」, Foresight December PP78-81.
- 孟昭華ら, 1992, 『中国婚姻与管理史』, 中国社会出版社. (中)
- 民政部法規辦公室, 2000, 『常用民政法規選編』, 中国法制出版社. (中)
- 馬寅初, 1997, 『新人口論』, 吉林大学人民出版社. (中)
- 馬瀛通ら, 1998, 『出生性別新理論と応用』, 首都經濟貿易大学出版社. (中)
- 馬瀛通ら, 2000, 「中国出生人口性比」『人口科学』第5) PP13-19. (中)

—N—

- 南亮三郎・館稔編, 1963, 『世界の人口問題』, 勁草書房.
- 中本博通, 1972, 『人口と社会問題』, 南窓社.
- 南吉忠, 1993, 「展望 90 年代中国的生育率転変」『人口研究』(3). (中国).
- 仁井田陞, 1952, 『中国社会の農村家族』, 東京大学出版会.
- 仁井田陞, 1967, 『中国の法と社会と歴史』, 岩波書店.
- 西山榮久, 1944, 『支那の姓氏と家族制度』, 六興出版.

— 0 —

大塚正修, 2002, 『中国社会保障改革の衝撃—自己責任の拡大と社会安定の行方』, 勁草書房.  
落合恵美子, 1997, 『21世紀家族へ』, 有斐閣選書.

— Q —

喬曉春, 1999, 「關於 21 世紀中国生育政策研究的思考」 『人口研究』 (2) . (中)

— R —

任青雲著・秋山洋子編・前山加奈子訳, 1998, 「農村における性別役割の変化—黄河中流の  
〈男工女耕〉現象」, 『中国女性学』, 勁草書房.

Rainwater, L., “ Family Design: Marital Sexuality, Family Size, and  
Contraception,” Chicago, Illinois: Aldine.

Reprtto Robert, 1972, 「Son preference and fertility behaviors in developing  
countries」, Studies in Family Planning, 3, p 70.

人民日報, 1998. 10. 28, 「做好中国老齡工作、喜迎国际老年人年—訪中国老齡協會會長張  
文範」.

人口問題審議会厚生省官房政策課編, 1988, 『日本の人口・日本の家族』, 東洋経済新報社.

人口研究編集部編, 1998, 『生育文化—伝統及変革』, 『人口研究』 (11) . (中)

— S —

孫常敏, 1999, 『世紀轉換中的全球人口与發展』, 上海社会科学院出版社. (中)

坂井博通, 1989, 「現代日本人の性別選好について」 『社会心理学』 第 4 卷 2 号.

清水光盛, 1939, 『支那社会の研究—社会学的考察』, 岩波書店.

清水光盛, 1942, 『支那社会の家族構造』, 岩波書店.

沙吉財, 1995, 『当代中国婦女家庭地位研究』, 天津人民出版社 (中) .

沙吉財, 1998, 『中国婦女地位研究』, 中国人口出版社 (中) .

沙蓮香ら, 1998, 『中国社会文化心理』, 中国社会出版社 (中) .

—T—

高田洋子, 2000, 「高齢者の自立を支えるネットワーク」『福祉環境と生活経営』, 日本家政学会生活経営学部会.

田雪原, 1998, 「21世紀中国人口発展趨勢与決策選択問題研究」『中国人口科学』(1)

譚深著・前山加奈子訳, 1998, 「経済改革と女性問題」『中国の女性学』, 勁草書房.

陶春芳・蔣永萍編, 山下威士・山下泰子訳, 1995, 『中国の女性』, 尚学社.

—U—

于学軍・楊書章, 2000, 「21世紀上半期の人口變動趨勢看穩定低生育率水平的重要性和艰巨性」『人口研究』(第2期), PP20-26 (中国).

郭沧平, 1996, 「The Ageing Process and Income Security of the Elderly Under Reform in China」. 国際学術論文.

—W—

Winston, S, "Birth Control and Sex Ratio at Birth." *American Journal of Sociology* 38(July, 1932-May. 1933);225-231

若林敬子編・杉山太郎監訳, 1992, 『ドキュメント中国の人口管理』, 亜紀書房.

若林敬子, 1989, 『中国の人口問題』, 東京大学出版会.

若林敬子, 1994, 『中国 世界超大国のゆくえ』, 岩波新書.

若林敬子, 1996, 『現代中国の人口問題と社会変動』, 新曜社.

王文亮, 2001, 『中国の高齢者の社会保障—制度と文化の行方』, 白帝社.

王政・杜芳琴, 1998, 『社会性別研究選訳』, 三聯書店 (中).

王瀟寧, 1991, 『当代中国村落家族文化: 对中国社会現代化的一項探索』, 上海人民出版社. (中)

王河安, 1998, 「当前計画生育工作新難点及对策」『人口研究』, PP60-62. (中)

—X—

統西發, 1994, 『中国少数民族計画生育概論』, 新疆人民出版社. (中)

下塔琳郷・托馬芳夫斯基著・畢小音訳, 1994, 『人口政策中の人権問題』「丹麦」, 中国社会

出版社, (中国) .

徐霞ら, 1999, 『新疆少数民族女性教育研究』, 新疆大学出版社. (中国)

徐安琪著・松川昭子訳, 2000, 「中国における夫婦のパートナー関係」, 『結婚とパートナー関係 問い直される夫婦関係』, ミネルウァ書房.

熊必俊編, 2002, 『人口老齡化与可持續發展』, 中国百科全書出版社.

薛興利ら, 1998, 「農村老年人口養老問題の実証分析与对策—対山東農村の問卷調査」『科学・經濟・社会』(1). (中)

肖自力ら編, 1998, 『中国人口与可持續發展』, 中国人口出版社.

—Y—

楊子慧, 1996, 『中国一歴代人口資料研究』, 改革出版社. (中)

楊善華, 1991, 「中国農村現代化過程中的家庭生産功能的變遷—中国農村の一個文化比較研究」, 北京大学学報. (中)

吉田昇・神田道子, 1975, 『現代女性の意識と生活』, 日本放送協会.

吉田忠雄, 1959, 『社会主義と人口問題』, 社会思想研究会出版部.

央吉, 1991, 「広西少数民族人口的發展与研究」『人口研究』, PP67—70 (中) .

嚴梅福ら, 1995, 「探索降低出生性別比的治本之途—湖北大冶市実践」『人口与經濟』(5) .

嚴汝爛編・江守五夫訳, 1996, 『中国少数民族の婚姻と家族』(上), 第一書房.

殷豊, 1986, 「談談農村生育与養兒防老」, 『人口与經濟』第6期.

岳西寛ら, 1991, 『中国希望工程—百県考察実録』, 社会科学文献出版社.

—Z—

中国老齡協会編, 1998, 『中国老人供養体系調査数据汇编』, 中国労働出版社. (中)

中国老齡科研中心編, 1994, 『中国老年給養体系調査数据汇编』, 華齡出版社. (中)

中国社会科学院社会学研究所婚姻家庭研究室, 1994, 『現代中国における都市部家族の意識と生活に関する研究—北京調査及びバンコク・ソウル・福岡との比較』, (財)アジア女性交流・研究フォーラム.

中国老齡科研中心編, 1993, 『当代中国農村家庭』, 社科文献出版社. (中)

善積京子編, 2000, 『結婚とパートナー関係 問い直される夫婦関係』, ミネルウァ書房.

周清, 1992, 『当代中国婚姻家庭与人口發展』, 中国人口出版社. (中)

- 周長洪, 1998, 「計画生育“三結合”利益導向機制的適応性基礎」『人口研究』(3). (中)
- 趙捷ら, 1995, 『以女性為中心的生育健康』, 中国社会科学出版社. (中).
- 張車偉, 1995, 「中国四省二市兩性間生育意願差異分析」『当代中国婦女地位』, 北京大学出版社. (中)
- 張健・陳一均, 1998, 『家庭与社会保障』, 社会科学文献出版社. (中)
- 趙文圳, 2001, 「論生育文化」, 『人口研究』(25). (中)
- 趙立仁・朱楚珠, 1982, 「農村二胎生育研究」『人口研究』(4). (中)
- 鐘家新, 1995, 「宗族の紛争と自衛士としての男児—〈一人っ子政策〉の難航の一要因」『家族研究年報』, 家族問題研究会編集発行.
- 曾毅・塗平・顧宝昌, 1993, 「我国近年来出生性比升高原因及其後果分析」『人口与經濟』(1). (中)
- 鄭曉英, 1995, 『中国女性人口問題与發展』, 北京大学出版社. (中)
- 鄭曉江・万建中編, 1999, 『中国生育文化大觀』, 百花洲文芸出版社. (中)

## 付録 1

### ＜農村部における「計画外出産の子ども」の生活実態に関する調査の概要と参考資料＞

#### 1. 調査の概要

調査方法：半構造化面調査、所要時間は、一人約 2 時間。

そのほかに村の責任者から提供してくれた情報と、「隠された子ども」に許可を得て、小学校の教師から「隠された子ども」の作文をもらった。

調査時期：2000 年 3 月と 8 月

調査対象者：「計画外出産の子ども」の生みの親 21 人、「隠された子ども」を実親 5 人、養母 5 人を対象とした。（調査対象者の属性の詳細は、筆者の修士論文「中国における〔一人っ子政策〕にみる社会問題－〔隠された子ども〕の生活実態から－」（奈良女子大学大学院人間文化研究科 2001 年度修士論文、pp. 57－60）を参照されたい）

調査の内容：①当該地域の出産現状、②子どもの性別選好意識、③子どもを出す意識と子どもを受け取る意識、④「隠された子ども」の生活実態、⑤子どもの数に関する意識決定、⑥自分の老後に関する意識、⑦高齢者の扶養実態、⑧子どもを産み育てる意味、⑨理想的な子どもの数と性別構成、⑩子どもの教育に関する意識、⑪家事分担の実態、⑫大きなことに関する意思決定などについて尋ねた。

#### 2. 「隠された子ども」H5 の作文

##### 作文 1

##### 我的爸爸妈妈

我的家在 XX 县的一个小村里，那里只是我的家乡。对我来说它是那么陌生，那么不熟悉。

听姥姥说，在我刚出生的时候，妈妈就因病去世了。从那时候起姥姥就抚养我，一直到现在。今年我 15 岁，在这 15 年里爸爸在我小的时候来看过我几次。来的时候不是给我买衣服，就是给我钱。直到有一天，爸爸又和别的女人结了婚，有了他们自己的孩子，我就再也不记得他来过。从那以后我又失去了父亲的爱，实实在在地成了孤儿。

在姥姥家我们三口人过得不算好，姥姥姥爷对我像自己的父母一样精心照顾。我每次上学或生病姥姥都借钱给我买药，打针，细心地照顾我，一直照顾到我的病好才放心。我记得我上四年

级的时候，交书费家里没有钱，姥姥到处借才把钱凑齐。姥姥姥爷没一会呆着的时候，不是上山采药，就是采杏等等，供我上学。姥姥家没别的经济来源，出去打工，姥姥姥爷年纪都大了，不出去吧家里又没有钱。只有上山采点什么来维持我们的生活。这几年里也有人说过：快别让她上学了，你看你们老两口多不容易呀！姥姥说：那可不行，现在的时代不上学哪行。你看我没有文化什么也不会。就是没有知识的缘故。

可是令人痛苦的事情发生了：姥姥在山上采药的时候不小心把腿摔断了！姥姥在医院住了一个多月，医院的费用很贵，姥姥做完手术不几天就回家里养来了。为了给姥姥治病，花了 5000 多元！这些钱对我们家来说，可是一笔不小的数。说句不客气的话，够我们生活 10 年！

随着岁月的流逝，我从一个顽皮的孩子变成一个六年级的学生。这 15 年期间，姥姥全家对我的养育之情，我纵然用千言万语也难表达我的心情，我的心里一直这么想。

#### 【日本語訳】

#### 私の父母

私の家は M 県の小さな村にあります。ここは私の故郷といっても、私にとってはみしらぬよく知らぬ処です。祖父母に聞いたところ、私が生まれたばかりの時、母は病気でこの世を去りました。その時から今までずっと祖父母は私を育ててきたそうです。今年私は 15 歳、この 15 年のうち父は私が小さい頃何度か逢いにきましたが、来る時服を買ってくれるのではなく、お金をくれるのです。ある日父は別の女の人と結婚しました。彼らの子どもが生まれてから、父が来なくなった。その時から私は父の愛を失ってしまって、本当に孤児になってしまったのです。

祖父母の家での三人の生活は苦しいものでした。祖父母は実の父母のように一生懸命に私の面倒をみてくれました。私が学校に上がったたり病気になったりする度に祖父母はお金を借りて、薬を買ったり注射をしてくれたり、こまやかな世話をし、病気がよくなるまで面倒をみてくれてやっと安心するのです。

私が憶えているのは四年生になった時、家に本代もなく、祖母はあっちこっちに借り、お金を揃えました。祖父母はすこし休むことはなく、山へ薬草を採りにいかないならばアンズの実を採りにゆくなどして学校にいかせてくれました。祖父母の家では他のお金の出所はなく、出稼ぎに行きたくても祖父母共に年をとり、出かけられなく、ただ山で少し薬草を採り私達の生活は維持されていました。この何年かの間に「早く彼女が学校をやめさせなさい。考えてごらんあなた達二人の生活でもたいへんじゃありませんか」という人もありましたが、祖母は「そ

れは絶対だめです。いまだき学校へ行かないなんていいわけがありません。みてください、私は学問がなく、何もできないでしょう。これも知識がないからですよ」と言います。

けれども悲しい出来事がありました。祖母が山で薬草を採っている時不注意で転んで足を折ってしまいました。祖母は1ヶ月あたり入院し病院の費用は高く、祖母は手術後いく日もたたないまま家に帰り養生することになりました。祖母の病気を治すため5000元余りを使いました。このお金は私達の家にとって大金であり、ずばり言うと私達の10年の生活費に相当するものです。

時は流れて私はいたずらっ子から6年生になりました。この15年間祖母一家が私を育ててくれた愛情はたとえ千言万語を使っても私の気持ちは表れません。私は心の中でずっとこのように思っています。

## 作文2

### 我的梦想

我记得小时候，有一次姥姥生病了，病得很重。后来姥爷找了一个有名的医生，身穿白色的大褂子，头上戴着一顶白色的帽子，帽子上面还有一个红十字。只见他给姥姥把脉，后来拿起笔开了一张药方，姥姥吃了他给开的药几天，病就好了。我想医生真了不起！因此我才立志长大当一名医生。现在我上学了，更加知道医生的重要，医生能救死扶伤。我要好好学习。为实现我的梦想而努力，长大一定当一名医生。

我白天也在想，梦里也常梦见自己经过努力考上了医学院，终于成了医生！我把健康还给病人，让他们高兴回到亲人身边，回到自己喜爱的工作岗位上。我高兴得跳起来。没想到这一跳，却把我的美梦惊醒了。

有一次，上班会，主题是：长大以后做什么？有的同学说：“我长大了要当一名勇敢的士兵，在边疆站岗，保卫祖国。”有的说：“做一名教师，培养下一代儿童。”有的说：“要当一名售货员。”还有的说：“长大后当一名科学家。”当问到我的时候，我说：“我要做一名医生，为病人救死扶伤解救危难。”我的话音刚落，就响起了一片热烈的掌声。

我回到家，把这件事告诉了姥姥和姥爷。姥姥说：你既然有了这个梦想，就要好好学习，将来当一名好医生。我决心不辜负姥姥姥爷对我的期望，将来做一名优秀的医生。这是我从小的梦想，但是我的梦想不会实现了。因为姥姥的腿摔断的缘故，姥姥家已无力供我继续上学了！但是我会记得我的梦想。

【日本語訳】

## 私の夢

小さい頃、一度祖母が病気にかかり容態が相当にひどかったので、とうとう祖父は有名な医者と呼ばれました。体に白い大きな前掛けを着け、頭の上に帽子を被っていて、帽子には赤十字のマークがついていました。ちょっと祖母の脈をはかかって、それからペンを取り出し処方箋を書きました。祖母はその先生の処方した薬を何日か続けて飲み、まもなく治りました。「お医者さんが凄い」と思って、わたしは将来お医者になろうと決心しました。

私は小学校に入学してから、医者の大切さがますます分るようになりました。医者は死にかかっている人を救い、傷ついた人の手当に奉仕します。私は自分の夢を実現するために努力して、大きくなったらどんなことがあっても医者になるため、もっとも勉強しなくてはならないと思いました。

自分が勉強に励み、医学部に受かってとうとう医者になった夢を昼間に見るし、夜夢の中でもいつも見ます。「私が病気の人を健康な体に戻してやり、その人達が嬉しそうに家族のもとに帰り、楽しい職場に復帰する」。私は嬉しさのあまり跳びあがりました。突然急に跳びあがったので、そこで私の折角の素晴らしい夢は醒めてしまいました。

ある時、クラス発表会がありました。題は「大きくなったらどんなことをしたいですか」でした。ある同級生は「勇敢な兵士さんになって遠く離れた国境で歩哨になって祖国防衛に尽くしたい」、ある同級生は「学校の先生になり次の世代の子どもを教えたい」と言いました。ある子は「販売員になってみたい」。またある生徒は「大きくなったら科学者になりたい」と言いました。さて私の順番が廻ってきたとき私は「私はどうしてもお医者さんになりたい。そして死にかかっている病人を救い、負傷者を手当したりして、人の生命を助けたい」と言いました。私の話が終わると同時にすごい拍手が鳴り響きました。

家に帰ってその話を祖母と祖父に話したところ、祖母は「お前は以前からそんな夢を持っているのだから、よく勉強さえすればお医者さんになれますよ」と言われました。私は将来立派な医者になるとの祖父母の期待に背かない決意を固めました。これは私の小さい時からの夢でありました。ところが私の夢は実現できませんでした。祖母が転んで足の骨を折ったため祖母のところでは私を学校に通わすことができなくなったのでした。それでも私は自分が夢をしっかり憶えています。

作文 3

## 我的家

我出生在一个普通的农民家庭。妈妈去世后，爸爸也无心过日子了。家里的东西都让爸爸卖

了。他整天喝酒，后来他结婚了，就再也没来看我，姥姥的家就是我的家。

姥姥家住在一个很穷的山村里，经济不发达。经济的来源靠的是采山上的药材等。我现在和姥姥姥爷住的是二舅家的屋子。院子很小，周围是用石头砌的墙。前年一场大雨把墙浇塌了一块，至今还没修好。这个院子听说也有 100 年以上的历史了。院子里有一个牛圈和一个猪圈，还有一个鸡窝，占去了院子的大部分面积。夏天卫生条件也不好。

二舅家的房子共有五间，东边的三间二舅家住，西边的两间我和姥姥姥爷三个人住。我家里没有什么家具，只有一个旧柜子。上面摆着一个 12 英寸的黑白电视，是大舅打工回来时给姥姥买的。还有两个箱子，除此之外什么也没有了。家里唯一值钱的要算一头小牛了。

姥姥家的负担很重，除了给两个舅舅盖房子，娶媳妇外，还要抚养我，借了一大笔钱。两个人的三个人吃，生活很简朴，连鸡下的蛋都舍不得吃。但是有什么好吃的都给我吃，待我就像父母一样，使我重新得到父母般的爱。特别是供我上学。我穿的是全班不好的，学校的老师和同学都同情我，给我鼓励和帮助，我决心好好学习。

#### 【日本語訳】

#### 私の家

私は普通の農家に生まれました。母が無くなってのち父はぬけのからのように日を過ごし、家の品物は父に売られてしまい、彼は一日中酒を飲んでおりました。そののち彼は再婚し二度と私に会うことはありませんでした。祖母の家がすなわち私の家でした。祖母の家はたいへん貧しい山村にあります。経済は遅れてお金を出るところは山の薬草ぐらいのものでした。私は祖父母と母のきょうだいである二番目の叔父の家に住んでおり、庭は小さくまわりは石を積み上げた壁で囲まれていましたが、前年大雨で壁は倒れ、今もまだ修理ができていません。この庭は 100 年以上の歴史があると聞いています。庭には牛小屋、豚小屋と、ニワトリ小屋があり、すでに庭の大部分を占めています。夏は衛生上よくありません。叔父の家は 5 つ部屋があり、東よりの 3 つの部屋は私と祖父母の三人が住んでいます。

私の家には家具は何もなく、唯一の戸棚だけがあり、その上には 12 センチの白黒テレビが置いてあります。これは一番目のおじが出稼ぎに行き帰ってきた時祖父母に買ってあげたものです。また二つの箱があり、それ以外に何もありません。家の中で唯一値打ちのあるものは 1 頭の小牛といえるでしょう。

祖父母の家は負担が重く、二人のおじの家を建てお嫁さんをめとる以外に、私を扶養しなくてはならず、二人分の土地で三人が食べる生活は質素なものです。にわたりの卵さえ食べるの

を惜しみました。けれどもなにか美味しいものがあればなんでも私に食べさせてくれ、まるで親のように私を扱い、愛情を新しく得させてくれました。特に私を学校にいかせてくれたことです。私が着ているものもクラスの中で一番も悪く、学校の先生や同級生は皆同情してくれ、援助してくれて、私を励ました。私はよく学ぼうと決心しています。

付録 2

「中国における家族意識に関するアンケート調査」概要と単純集計

「中国農村地域における家族意識に関する調査」調査概要

調査時期：2002年4月から5月まで

調査対象：遼寧省に属するA郷にある5村のうち2村の協力を得て、2002年4月現在で50歳以下の既婚し、子どもを持っている夫婦を対象とした。調査対象者のほとんどは、出産、育児が「一人っ子政策」に関わっている世代である。

調査方法：配票留置法

(訪問、年齢・協力の有無を確認後、合計498名に依頼、留置・訪問回収)

本調査は家庭訪問式で調査員を通じて249世帯に質問紙を配付し、2日後に回収した。非識字者の回答は調査員により記入した。

回収数(率)：有効回収票は465票(男性232、女性233票)、有効回収率は93.4%。

<「中国における家族意識に関するアンケート調査」調査票・単純集計>

F1 あなたの生まれ年は、19( )年

あなたの性別は、1. 男性 (48.9%) 2. 女性 (51.1%)

あなたは結婚して何年をたちましたか。( )年。

【統計】 20代：21.1% 30代：46.5% 40代：32.4%

【最初に、お子さんについてお尋ねします】

問1 現在お子さんは何人おられますか。

現在、子どもは( )人、 そのうち、男児は( )人、女児は( )人  
その中に養子は、男児は( )人、女児は( )人

【集計】 N=465

子供の数： 1人 46.9% 2人 48.6% 3人 3.9% 4人 0.6%

問2 お子さんの出生順位についてお尋ねします。( )の中に当てはまる番号に○をつけてください。

第1子は(1. 男 2. 女) 第3子は(1. 男 2. 女) その他(1. 男 2. 女)  
第2子は(1. 男 2. 女) 第4子は(1. 男 2. 女)

【集計】 N=465

第1子： 男児：38.2% 女児：61.6% 第2子： 男児：31.0% 女児：22.5%

第3子： 男児：3.5% 女児：1.1% 第4子： 男児：0.7%

問2-1 第1子についてお尋ねします。

問2-1-1 子どもの年齢は、現在満（ ）歳

問2-1-2 第1子が生まれる前に、希望した子どもの性別は、表の中のどれですか。1つだけを選んで番号に○をつけてください。

1. 男児が欲しかった 2. 女児が欲しかった 3. 男児でも女児でもよい 4. 考えたことはない

【集計】 N=465

1 : 23.1%      2 : 6.9%      3 : 55.7%      4 : 14.3%

問2-2 第2子の子どもについて伺います。

問2-2-1 第2子が生まれる前に、希望した子どもの性別は、表の中のどれですか。

1つだけ選んで番号に○をつけてください。

1. 男児が欲しかった 2. 女児が欲しかった 3. 男児でも女児でもよい 4. 考えたことはない

【集計】 N=456

1 : 43.1%      2 : 7.7%      3 : 42.7%      4 : 6.5%

問3 もし、「一人っ子政策」がなかったら、あなたはさらに何人の子どもが欲しいですか。

1つだけ選んで番号に○をつけてください。

1. いない      2. さらに1人以上ほしい

【集計】 N=458

1 : 49.5%      2 : 50.1%

問4 問3で2に○をつけた方にお尋ねします

あなたがさらに子どもがほしいと考える理由は何ですか。1つを選んで○をつけてください。

1. 老後を子どもに養ってもらいたいから      5. 男児が欲しいから  
2. 「多子多福」だから      6. 子どもにはきょうだいが必要から  
3. 子どもが多かったら子ども同士が互いに援助できるから      7. 労働力を増やしたいから  
4. 女児がほしいから      8. その他（ ）

【集計】 N=236

1 : 23.7%    2 : 2.6%    3 : 42.3%    4 : 7.4%    5 : 5.2%    6 : 0.4%    7 : 7.3    8 : 0.7%

問5 子どもが1人だけとする場合、選択できるとすれば、どちらの性の子どもを希望しますか。1つだけ選んで番号に○をつけてください。

1. 女児がよい      2. 男児がよい      3. どちらでもいい

【集計】 N=452

1 : 5.2%      2 : 30.2%      3 : 64.6%

問6 (問5で1に○をつけた方にお尋ねします) 「女兒がよい」と考える理由はなんですか。

1つ選んで○をつけてください。

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 女兒は男児よりかわいいため        | 5. 家庭内労働力に女兒が必要であるため |
| 2. 女兒は男児より育てやすいため       | 6. 「跡継ぎ」のため          |
| 3. 老後の世話は男児より女兒に頼みやすいため | 7. この社会は男性中心だから      |
| 4. 女兒がなければ周りに差別されるため    | 8. そのほか ( )          |

【集計】 N=24

1 : 21.7%    2 : 6.5%    3 : 45.7%    4 : 2.2%    5 : 2.2%    6 : 2.2%    7 : 19.6%    8 : 0%

問7 問5で2に○をつけた方におたずねします

「男児がよい」と考える理由はなんですか。1つだけ選んで○をつけてください。

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 男児は女兒よりかわいいため        | 5. 家庭内労働力に男児が必要であるため |
| 2. 男児は女兒より育てやすいため       | 6. 跡継ぎのため            |
| 3. 老後の世話は男児より男児に頼みやすいため | 7. この社会は男性中心の社会であるため |
| 4. 男児がなければ周りに差別されるため    | 8. そのほか ( )          |

【集計】 N=136

1 : 7.1%    2 : 3.9%    3 : 3.9%    4 : 16.8%    5 : 21.9%    6 : 38.7%    7 : 11.6%    8 : 0%

問8 (「男児がよい」と考えたことがある方にお尋ねします)

問8-1 現在、あなたは子どもの性別選好意識が結婚時と比べて変わりましたか？

- |          |         |
|----------|---------|
| 1. 変わらない | 2. 変わった |
|----------|---------|

【集計】 N=136    1 : 47.9%    2 : 52.1%

8-2 子どもの性別選好意識が変わった理由は何ですか？次から1つだけ選んで○をつけてください。

- |                                 |                             |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 1. 女兒は男児よりかわいいため                | 6. 社会福祉整備が充実になって、老後に心配はないため |
| 2. 女兒は男児より育てやすいため               | 7. 女兒の育てコストが男児よりすくないため      |
| 3. 老後の世話は男児より女兒に頼みやすいため         | 8. 自然に任せて                   |
| 4. 現在回りの人にも男児でも女兒でも同じだと思っているため  |                             |
| 5. 現在生活が豊かになり、老後は子どもに頼らなくてもいいため |                             |
| 9. 子どもが少なくて息子がいても老後の頼りにならないため   | 10. その他 ( )                 |

【集計】 N=64

1 : 10%    8 : 4.6%    3 : 17.6%    4 : 20.6%    5 : 12.5%    6 : 6%  
8 : 4.6%    9 : 8.8%    10 : 1.3%

問9 お子さんの中で「計画外出産」(超生)と認められるお子さん(扶養している子どもを含む)がいますか

- |        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 1. いない | 2. いる →→ 男の子 ( ) 人、女の子 ( ) 人。 |
|--------|-------------------------------|

【集計】 N=36

超生子数 : 1人 (36人)    2人 (2人)  
超生男子数 : 1人 (11人)    超生女子数 : 1人 (27人)    2人 (2人)

問 10 あなたの家族と親族の中で、特にこの「計画外出産」の子どもを最も強く望んだ人は誰ですか。

1つだけ選んで番号に○をつけてください。

- |        |           |          |            |
|--------|-----------|----------|------------|
| 1. 本人  | 3. 配偶者の父親 | 5. 自分の父親 | 7. 夫婦      |
| 2. 配偶者 | 4. 配偶者の母親 | 6. 自分の母親 | 8. その他 ( ) |

【集計】 N=11

1 : 2.8% 2 : 0.7% 3 : 0.2% 4 : 0.2% 5 : 0.2% 6 : 0 7 : 3.1% 8 : 0.2%

問 11 理想と考える子どもの数は何人ですか。数字でお答えしてください。

理想的な子ども数は ( ) 人。

【集計】 N=456

1人 : 12.1% 2人 : 84.6% 3人 : 2.4% 4人 : 0.9% 欠損値 : 0.2%

問 12 子どもの男女別の組み合わせについて理想がありますか。当てはまる番号に○をつけ、理想の子ども数を性別ごとに、( ) 内に記入してください。

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 1. とにかく男児が1人ほしい | 5. とにかく男児1人と女児1人ほしい      |
| 2. とにかく男児が2人ほしい | 6. その他、男児 ( ) 人、女児 ( ) 人 |
| 3. とにかく女児が1人ほしい | 7. とくに理想はない              |
| 4. とにかく女児が2人ほしい |                          |

【集計】 N=457

1 : 6.8% 2 : 1.5% 3 : 2.8% 4 : 1.8% 5 : 76.1% 7 : 8.3% 欠損値 : 2.7%

問 13 あなたにとって、子どもとの存在はどのようなものですか。下記のそれぞれの項目について、あなたの考えにもっとも近い番号に○を付けてください。

【集計】 N=458

|                       | 1. まったくそう思わない | 2. あまりそう思わない | 3. どちらともいえない | 4. まあそう思う | 5. 非常にそう思う |
|-----------------------|---------------|--------------|--------------|-----------|------------|
| 1. 子どもは家の存続に必要である     | 3.3           | 10.9         | 10.5         | 50.2      | 25.1       |
| 2. 子どもは血のつながりを継承する存在  | 0.7           | 6.1          | 5.0          | 62.7      | 25.5       |
| 3. 子どもをもつのは人間として自然だ   | 1.5           | 7.2          | 9.0          | 65.3      | 17.0       |
| 4. 子どもは理屈抜きにかわいい      | 0.0           | 2.2          | 6.6          | 56.1      | 35.2       |
| 5. 子どもは生き甲斐           | 0.7           | 4.1          | 4.6          | 54.6      | 36.0       |
| 6. 子どもは夫婦の絆を深める       | 2.2           | 9.0          | 10.0         | 50.4      | 28.4       |
| 7. 子どもは一家の働き手として必要である | 13.8          | 28.8         | 16.4         | 31.7      | 9.4        |
| 8. 老後の世話をしてくれる        | 3.5           | 14.8         | 14.4         | 45.9      | 21.4       |
| 9. いずれ経済的に支えてくれる      | 5.0           | 21.6         | 20.7         | 45.2      | 7.4        |
| 10. 子どもを育てるのは大変       | 24.0          | 41.3         | 9.4          | 19.7      | 5.7        |
| 11. 親が尽くしても見返りは期待できない | 17.2          | 41.5         | 16.8         | 19.2      | 5.2        |
| 12. 子どもは特に必要がない       | 45.4          | 42.6         | 8.1          | 3.3       | 0.7        |

問 14 現在の子どもの教育レベルに対する希望がありますか。1つだけ選んで番号を記入してください。

答えは：第1子は（ ）、第2子は（ ）、第3子は（ ）、第4子は（ ）

- |          |            |           |            |
|----------|------------|-----------|------------|
| 1. 小学校まで | 3. 高等学校まで  | 5. 4年大学まで | 7. 子どもに任せる |
| 2. 中学校まで | 4. 短大・専門学校 | 6. 大学院まで  | 8. わからない   |

【集計】 N=458

第1子の教育 N=458

1 : 0.2% 2 : 2.4% 3 : 6.1% 4 : 15.5% 5 : 30.8% 6 : 23.6% 7 : 18.1% 8 : 1.1%

第2子の教育 N=249

1 : 0% 2 : 3.6% 3 : 6.4% 4 : 14.1% 5 : 29.3% 6 : 28.1% 7 : 18.1% 8 : 0.4%

【次は、あなた自身の結婚と家庭生活について伺います】

問 15 あなたは恋愛結婚ですか、見合い結婚ですか。1つだけを選んで番号に○をつけてください。

- |         |          |           |
|---------|----------|-----------|
| 1. 恋愛結婚 | 2. 見合い結婚 | 3. その他（ ） |
|---------|----------|-----------|

【集計】 N=457

1 : 24.1% 2 : 74.6% 3 : 1.3%

問 16 （見合い結婚の方に伺います）結婚相手は自分以外の誰の意見に対する影響を受けましたか。1つだけ選んで番号に○をつけてください。

- |       |         |         |              |            |
|-------|---------|---------|--------------|------------|
| 1. 父親 | 3. 父方祖父 | 5. 母方祖父 | 7. その他の父系親族  | 9. 父と母     |
| 2. 母親 | 4. 父方祖母 | 6. 母方祖母 | 8. その他の母系の親族 | 10. その他（ ） |

【集計】 N=458

1 : 26.9% 2 : 17.9% 3 : 0.4% 4 : 0% 5 : 0.2% 6 : 0% 7 : 1.7%  
8 : 3.1% 9 : 8.1% 10 : 10.9%

問 17 結婚したあと自分の収入はどのように使いましたか。1つだけ選んで番号に○をつけてください。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1. 収入はすべて家計にいれている | 4. 必要に応じて時々家計に入れる  |
| 2. 収入の一部を家計にいれる   | 5. まったく自分の目的に使っている |
| 3. 必要に応じた額を家計にいれる | 6. その他（ ）          |

【集計】 N=456

1 : 55.9% 2 : 15.4% 3 : 9.9% 4 : 15.0% 5 : 2.0% 6 : 1.8%

問 18 現在あなたの夫婦は避妊していますか。1つだけ選んで番号に○をつけてください。

- |                |                   |                 |
|----------------|-------------------|-----------------|
| 1. 自身が不妊手術をした  | 3. 自身が避妊措置をとっている  | 5. 自身が主体で避妊している |
| 2. 配偶者が不妊手術をした | 4. 配偶者が避妊措置をとっている | 6. 2人とも避妊していない  |

【集計】 N=458

1 : 23.4% 2 : 18.4% 3 : 27.9% 4 : 28.7% 5 : 0.7% 6 : 0.9%

問 19 貴方の家庭では、次にあげるような日常的な事柄を主として、担当するのはどなたですか。それぞれについて当てはまる項目の番号に○をつけてください

【集計】 N=458

|               | 1 主に夫 | 2. たい<br>てい夫 | 3. 夫婦<br>対等 | 4. たい<br>てい妻 | 5. 主<br>に妻 | 6. そ<br>の他 | 7. 非該当<br>(いない) |
|---------------|-------|--------------|-------------|--------------|------------|------------|-----------------|
| ①日常の買い物       | 21.0  | 24.0         | 20.3        | 33.2         | 0.2        | 1.3        | 0               |
| ②家事（炊事、洗濯、掃除） | 17.0  | 23.6         | 16.6        | 24.0         | 18.1       | 0.7        | 0               |
| ③老親の世話        | 8.1   | 12.2         | 52.2        | 15.1         | 9.8        | 2.8        | 0               |
| ④子どもの世話       | 11.2  | 21.1         | 36.8        | 18.4         | 12.3       | 0.2        | 0               |
| ⑤子どもしつけ教育     | 9.6   | 14.5         | 54.4        | 14.7         | 6.4        | 0.4        | 0               |
| ⑥近所や親類との付き合い  | 9.6   | 11.4         | 60.8        | 11.4         | 5.5        | 1.3        | 0               |
| ⑦日常生活の家計の管理   | 18.6  | 17.7         | 30.6        | 12.9         | 18.8       | 1.3        | 0               |
| ⑧地域社会活動への参加   | 25.3  | 14.5         | 25.7        | 10.3         | 20.9       | 3.3        | 0               |

問 20 あなたの家庭では、下記のことからを決定する際、ご夫婦のどなたが決定をされますか。それぞれについて、1つだけ選んで、当てはまる番号に○をつけてください。

【集計】 N=458

|                      | 1. 主に夫が決<br>める | 2. 夫婦相<br>談して | 3. 主に妻 | 4. その他 |
|----------------------|----------------|---------------|--------|--------|
| ①500 元以上の物の購入についての決定 | 10.9           | 80.6          | 7.4    | 1.1    |
| ②子どもの教育に関する決定        | 6.1            | 84.1          | 8.3    | 1.3    |
| ③家の購入あるいは建築に関する決定    | 8.3            | 78.6          | 9.8    | 3.3    |
| ④近所や親類交際に関する決定       | 14.0           | 74.9          | 9.2    | 2.0    |
| ⑤子どもを産むタイミングに関する決定   | 6.8            | 79.7          | 5.9    | 7.6    |
| ⑥産む子ども数に関する決定        | 4.8            | 83.2          | 6.1    | 5.9    |

問 21 あなたの家で必要な時、家族以外の誰に援助してもらいますか。下から3つまでを選んで、重要だと思っ  
ている順序に項目の番号を記入してください。

| 内 容                   | 1. 自分の親<br>5. その他の親戚<br>9. 保育施設 | 2. 配偶者の親<br>6. 親しい近隣<br>10. 銀行融資 | 3. 自分の兄弟姉妹<br>7. 職場の人<br>11. その他 ( ) | 4. 配偶者の兄弟姉妹<br>8. 職場以外の友 |
|-----------------------|---------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| ①金銭的なことで困った時、援助してもらう時 | 第一番目：___、第二番目：___、第三番目：___      |                                  |                                      |                          |
| ②家庭生産が忙しい時、手伝ってもらう時   | 第一番目：___、第二番目：___、第三番目：___      |                                  |                                      |                          |
| ③困ったことがあった時、相談相手になった時 | 第一番目：___、第二番目：___、第三番目：___      |                                  |                                      |                          |
| ④用事がある、子どもの面倒をもらう時    | 第一番目：___、第二番目：___、第三番目：___      |                                  |                                      |                          |
| ⑤用事がある、老人の世話を誰に頼む時    | 第一番目：___、第二番目：___、第三番目：___      |                                  |                                      |                          |

【集計】 N=458

金銭援助 1 番目

1 : 28.8%    2 : 8.3%    3 : 37.3%    4 : 14.4%    5 : 2.0%    6 : 3.5%  
7 : 2.4%    8 : 1.7%    9 : 0%    10 : 0%    11 : 0.7%    無回答 : 0.9%

生産援助 1 番目

1 : 17.2%    2 : 9.6%    3 : 33.4%    4 : 13.5%    5 : 3.1%    6 : 14.8%    7 : 0.9%  
8 : 1.1%    9 : 0%    10 : 5.5%    11 : 0%    無回答 : 0.9%

相談相手 1 番目

|                 |           |           |           |             |           |          |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|----------|
| 1 : 41.9%       | 2 : 8.3%  | 3 : 28.4% | 4 : 4.6%  | 5 : 0.7%    | 6 : 7.0%  | 7 : 1.1% |
| 8 : 4.1%        | 9 : 0%    | 10 : 0%   | 11 : 1.7% | 無回答 : 2.2%  |           |          |
| 子どもの面倒をみてもらう1番目 |           |           |           |             |           |          |
| 1 : 43.9%       | 2 : 26.9% | 3 : 7.4%  | 4 : 4.6%  | 5 : 2.2%    | 6 : 10.3% | 7 : 0.7% |
| 8 : 0.4%        | 9 : 0.7%  | 10 : 0.2% | 11 : 0.7% | 無回答 : 2.2%  |           |          |
| 老後世話1番目         |           |           |           |             |           |          |
| 1 : 8.3%        | 2 : 4.1%  | 3 : 42.1% | 4 : 21.0% | 5 : 3.3%    | 6 : 8.3%  | 7 : 0.2% |
| 8 : 0.9%        | 9 : 0%    | 10 : 0%   | 11 : 1.1% | 無回答 : 10.7% |           |          |

問 22 次のような意見について、**それぞれどう考えていますか。**あなたのお考えに**最も近い番号**に○をつけてください。

【集計】N=457

|  | 1. まったくそう思わない | 2. あまりそう思わない | 3. ややそう思う | 4. 非常にそう思う | 5. わからない |
|--|---------------|--------------|-----------|------------|----------|
| 1. 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ                       | 1.1           | 2.2          | 6.3       | 52.5       | 37.9     |
| 2. 男児は女児より高い教育を受けるべきである                          | 0.4           | 45.4         | 30.7      | 17.8       | 5.7      |
| 3. 男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである                         | 13.5          | 50.2         | 22.3      | 1.6        | 12.5     |
| 4. 妻は夫の意思に従うべきである                                | 3.2           | 40.5         | 50.0      | 4.5        | 1.8      |
| 5. 財産を相続する場合、男児が女児より多く相続するのは当然だ                  | 3.7           | 56.0         | 27.1      | 10.3       | 2.8      |
| 6. 自分の子どもがないときは、たとえ血のつながりがなくても、養子をもって家を継がせたほうがよい | 7.9           | 6.6          | 9.8       | 63.3       | 12.4     |
| 7. 親を世話は、長男また跡とりが責任を持つべきだ                        | 2.8           | 20.1         | 19.0      | 46.1       | 12.0     |
| 8. 家族・親族の援助に頼らず老人が自活していけるようなシステムを国や地域が整備していくべきだ  | 5.0           | 3.9          | 5.7       | 51.7       | 33.6     |
| 9. 妻は夫の家の墓に入るのが当然である                             | 8.1           | 3.5          | 11.8      | 63.5       | 13.1     |
| 10. 先祖を供養することは、子孫の義務である                          | 2.8           | 5.5          | 11.2      | 60.2       | 20.4     |
| 11. 男女間の能力にはほとんど差はない                             | 4.4           | 16.9         | 15.8      | 53.6       | 9.2      |
| 12. 親に介護が必要になった時、親が希望すれば、子どもの中の誰かと親が同居するべきである    | 4.2           | 9.0          | 12.9      | 55.0       | 18.9     |

問 23 あなたの家庭内における地位を、配偶者と比較し、どのように感じておられますか。

1つだけ選んで、番号に○をつけてください。

|          |         |       |         |          |
|----------|---------|-------|---------|----------|
| 1. 非常に高い | 2. やや高い | 3. 対等 | 4. やや低い | 5. 非常に低い |
|----------|---------|-------|---------|----------|

【集計】N=458

|          |          |           |          |          |            |
|----------|----------|-----------|----------|----------|------------|
| 1 : 1.8% | 2 : 9.2% | 3 : 86.8% | 4 : 2.0% | 5 : 0.2% | 欠測値 : 0.4% |
|----------|----------|-----------|----------|----------|------------|

問 24 貴方は**現在の結婚生活**に対して満足していますか。1つを選んで番号に○をつけてください。

|             |                   |                |
|-------------|-------------------|----------------|
| 1. 非常に満足    | 3. どちらとも言え満足していない | 5. ぜんぜん満足していない |
| 2. どちらといえ満足 | 4. あまり満足していない     | 6. 分からない       |

【集計】N=458

|           |           |          |        |          |          |
|-----------|-----------|----------|--------|----------|----------|
| 1 : 41.4% | 2 : 46.3% | 3 : 5.0% | 4 : 0% | 5 : 6.1% | 6 : 1.1% |
|-----------|-----------|----------|--------|----------|----------|

【貴方の親のことについてお尋ねします】

問 25 現在あなたと配偶者の親と親戚のうち、介護を必要とする人がいますか。下から要介護者を選んで番号に○をつけてください。

- |        |         |          |
|--------|---------|----------|
| ①自分の父親 | ③配偶者の父親 | ⑤自分の配偶者  |
| ②自分の母親 | ④配偶者の母親 | ⑥その他 ( ) |

【集計】 N=458

1 : 13.8%    2 : 14.2%    3 : 10.0%    4 : 10.5%    5 : 4.1%    6 : 3.5%

問 26 (要介護者がいる方にお尋ねします)

介護している人と要介護者について、該当する番号を下の表から選んで番号を記入してください。

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ①自分の父親を介護している人 ( )  | ②自分の母親を介護している人 ( )  |
| ③配偶者の父親を介護している人 ( ) | ④配偶者の母親を介護している人 ( ) |
| ⑤配偶者を介護している人 ( )    | ⑥その他を介護している人 ( )    |

- |             |              |           |                 |
|-------------|--------------|-----------|-----------------|
| 1. 配偶者      | 4. 結婚していない息子 | 7. 婿養子    | 10. 老人施設を利用している |
| 2. 結婚している息子 | 5. 結婚していない娘  | 8. 孫      | 11. 福祉サービスの利用   |
| 3. 結婚している娘  | 6. 嫁         | 9. 雇っている人 | 12. その他 ( )     |

問 27 **自分の親**に対する**経済的扶養**に関して、あなたはどのように考えていますか。1つだけ選んで番号に○をつけてください。

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| 1. 親に経済的余裕があっても扶養すべき       | 4. 子どもに余裕があればやればよい |
| 2. 親が必要になった時いつでも支えればよい     | 5. 子どもが親を扶養する必要はない |
| 3. 親が必要としても余裕がないなら支えなくてもよい | 6. 分からない           |

【集計】 N=458

1 : 35.6%    2 : 3.3%    3 : 48.9%    4 : 2.8%    5 : 0.2%    6 : 7.6%

問 28 (現在、結婚している**子どもと同居しているかどうかに関わらず**)あなたの老後の生活は子どもと同居したいですか。1つだけ選んで番号に○をつけてください。

- |          |            |          |
|----------|------------|----------|
| 1. 同居したい | 2. 同居したくない | 3. わからない |
|----------|------------|----------|

【集計】 N=455

1 : 40.0%    2 : 31.2%    3 : 28.8%

問 29 **問 28で2に○をつけた方**におたずねます。

別居する場合には、子どもの近くに住みたいですか。1つだけ選んで番号に○をつけてください。

- |               |                |          |
|---------------|----------------|----------|
| 1. 子どもの近く住みたい | 2. 近くなくてもかまわない | 3. わからない |
|---------------|----------------|----------|

【集計】 N=218

1 : 50.9%    2 : 28.0%    3 : 20.6%    欠損値 : 0.5%

問 30 もし、ご自身の介護が必要になった時、主として誰に身の回りの世話を頼みたいと思いますか。

1つ選んで番号に○をつけてください。

- |        |            |                         |             |
|--------|------------|-------------------------|-------------|
| 1. 配偶者 | 4. すべての子ども | 7. 家政婦を雇う               | 10. その他 ( ) |
| 2. 娘   | 5. 嫁       | 8. 老人などの施設              |             |
| 3. 息子  | 6. 婿養子     | 9. 福祉サービスの利用 (訪問サービスなど) |             |

【集計】 N=458

1:61.2% 2:8.2% 3:8.9% 4:13.7% 5:1.8% 6:0 7:0.2% 8:1.6% 9:1.6% 10:1.3%  
11:1.3% 12:0.2%

問 31 老後生活費について、あなたはどのように考えますか。あなたのお考えに

近いものを1つだけ選んで番号に○をつけてください。

- |  |                |
|--|----------------|
| 1. 老後の生活費は、働けるうちに準備し、家族や公的な援助には頼らないようにすべきである |                |
| 2. 老後の生活費は、子どもが面倒をみるべきである。                   |                |
| 3. 老後の生活費は、社会保障によってまかなわれるべきである               |                |
| 4. まだ考えていない                                  | 5. その他 (具体的に ) |

【集計】 N=458

1 : 45.6% 2 : 19.1% 3 : 5.2% 4 : 29.1% 5 : 0.4% 欠測値 : 0.4%

問 32 「老後の生活保障」に関して、あなたは行政に対してどのようなことに力を入れてほしいと思いますか。下から一番重要だと思っていることを3つまで選んで番号に○をつけてください。

- |                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| 1. 養老保険制度の充実すること            | 6. 生涯学習活動の場を設けること   |
| 2. 雇用、就業の機会を確保すること          | 7. 住宅を確保すること        |
| 3. 福祉サービスの充実する              | 8. 住みやすい生活環境を整備すること |
| 4. 地域高齢者向きの施設 (老人ホームなど) の充実 | 9. 国から老人に経済援助をすること  |
| 5. 職場の介護施設の充実               | 10. その他 ( )         |

【集計】 N=458

1 : 50.7% 2 : 6.6% 3 : 18.8% 4 : 17% 5 : 2.4% 6 : 10.9%  
7 : 12% 8 : 8.7% 9 : 37.6% 10 : 1.3%

【最後に、あなたの自身のことにお尋ねします】

F2 あなたの兄弟姉妹の数を ( ) 内に記入してください (亡くなられた方は含めません)。いない場合には、それぞれの ( ) 内に0を記入してください。

|         |         |         |         |                      |
|---------|---------|---------|---------|----------------------|
| 兄 ( ) 人 | 姉 ( ) 人 | 弟 ( ) 人 | 妹 ( ) 人 | あなたを含めて合計 ( ) 人きょうだい |
|---------|---------|---------|---------|----------------------|

【集計】 N=458 (きょうだいの数)

1人 : 3.3% 2人 : 6.1% 3人 : 11.1% 4人 : 22.7% 5人 : 24.5% 6人 : 16.2%  
7人 : 8.1% 8人 : 6.6% 9人 : 0.4% 10人 : 0.2% 11人 : 0.9%

**F3** あなたの家族（一緒に生活している人と別居で未婚の子を含む）は現在何人ですか。

合せて\_\_\_\_\_人 その内、1. 同居している人は（ ）人、2. 別居で未婚の子は（ ）人

【集計】 N=458

家族人口： 2人：0.2%      3人：30.3%      4人：40.6%      5人：18.8%  
                   6人：8.7%      7人：1.1%      8人：0.2%

家族構成： 夫婦だけ 4.1%      核家族：68.3%      3世代家族：21.4%      そのほか：6.1%

**F4** 現在あなたと同居している家族は次のどなたですか。当てはまる番号にすべて○をつけてください

|           |         |              |            |            |
|-----------|---------|--------------|------------|------------|
| 1. 配偶者    | 4. 嫁    | 7. 孫（外孫）     | 10. 自分の母親  | 13. その他（ ） |
| 2. 未婚の子ども | 5. 既婚の娘 | 8. 女の孫（外の女孫） | 11. 配偶者の父親 |            |
| 3. 既婚の息子  | 6. 婿養子  | 9. 自分の父親     | 12. 配偶者の母親 |            |

**F5** あなたの家の世代主は誰ですか。下から1つだけを選んで番号に○をつけてください。

|         |         |           |            |
|---------|---------|-----------|------------|
| 1. 自分自身 | 5. 義理の父 | 9. 義理の息子  | 13. 祖母     |
| 2. 配偶者  | 6. 義理の母 | 10. 義理の娘  | 14. 孫      |
| 3. 父    | 7. 息子   | 11. きょうだい | 15. その他の親類 |
| 4. 母    | 8. 娘    | 12. 祖父    | 16. わからない  |

【集計】 N=458

1：45.4%      2：42.4%      3：7.4%      4：0.4%      5：3.7%  
 6：0.4%      7：0.2%      8～16：0%

**F6** あなたの雇用形態について、下の当てはまる番号に○をつけてください。

1. 正規社員      2. パート・アルバイト      3. 自営業・家族従業      4. 農業、林業、漁業  
 5. 無職・専業主婦      6. その他（ ）

【集計】 N=458（男性：231      女性：227）

男性：1：16%      2：10%      3：18.2%      4. 53.2%      5. 0      6：12.6%  
 女性：1：10.4%      2：4.8%      3：10.9%      4：73.3%      5：0      6：5.4%

**F7** 昨年一年間の家族の総収入（税込み）（年金、ボーナス、賃貸料、利子その他を含む）は約いくらですか。1つだけを選んで番号に○をつけてください。

|                  |                     |                     |
|------------------|---------------------|---------------------|
| 1. 1000 元未満      | 6. 9000 元～11000 元未満 | 11. 19000～21000 元未満 |
| 2. 1000～3000 元未満 | 7. 11000～13000 元未満  | 12. 21000～23000 元未満 |
| 3. 3000～5000 元未満 | 8. 13000～15000 元未満  | 13. 23000～25000 元未満 |
| 4. 5000～7000 元未満 | 9. 15000～17000 元未満  | 14. 25000 元以上       |
| 5. 7000～9000 元未満 | 10. 17000～19000 元未満 | 15. その他（ ）          |

【集計】 N=458

1：3.9%      2：15.5%      3：22.1%      4：13.1%      5：14.2%      5：12.0%      6：4.1%      7：3.5%  
 8：1.7%      9：1.5%      10：3.3%      11：0.4%      12：2.0%      13：1.0%      14：0%      15：2.6%

**F8** あなたの1年間の総収入は、(税込み)(年金、ボーナス、賃貸料、利子その他を含む)は約いくらですか。1つだけを選んで番号に○をつけてください。

|                  |                     |                     |
|------------------|---------------------|---------------------|
| 1. 1000 元未満      | 6. 9000 元～11000 元未満 | 11. 19000～21000 元未満 |
| 2. 1000～3000 元未満 | 7. 11000～13000 元未満  | 12. 21000～23000 元未満 |
| 3. 3000～5000 元未満 | 8. 13000～15000 元未満  | 13. 23000～25000 元未満 |
| 4. 5000～7000 元未満 | 9. 15000～17000 元未満  | 14. 25000 元以上       |
| 5. 7000～9000 元未満 | 10. 17000～19000 元未満 | 15. その他 ( )         |

【集計】 N=458

1 : 19.9%    2 : 29.7%    3 : 21.2%    4 : 10.7%    5 : 7.2%    6 : 2.4%    7 : 1.1%  
 8 : 0.2%    9 : 0.7%    10 : 0%    11 : 0.4%    12 : 0.2%    13 : 0.7%    14 : 0.7%  
 15 : 4.6%    無回答 : 0.4%

**F9** 仮に、昨年ご夫婦の総収入を 100 とすれば、あなたの収入は何割ですか。

自分の年収は夫婦総年収の約\_\_\_\_\_割です。

**F10** あなたの最終学歴は、この中のどれですか。1つを選んで番号に○をつけてください。

|              |                   |               |
|--------------|-------------------|---------------|
| 1. 学校へいかなかった | 3. 中学校卒           | 5. 短期大学・大学卒以上 |
| 2. 小学校卒      | 4. 高等学校卒 (職業高等学校) | 6. そのほか( )    |

【集計】 N=458

1 : 1.8%    2 : 31.5%    3 : 54.3%    4 : 22.6%    5 : 10.4%    6 : 0.3%

**F11** あなたの民族は何ですか。次の中から一つだけ選んで番号に○をつけてください

|       |          |       |       |        |            |
|-------|----------|-------|-------|--------|------------|
| 1. 漢族 | 2. モンゴル族 | 3. 回族 | 4. 満族 | 5. 朝鮮族 | 6. その他 ( ) |
|-------|----------|-------|-------|--------|------------|

【集計】 N=458

1 : 96.7%    2 : 1.3%    3 : 0%    4 : 1.8%    5 : 0%    6 : 0.2%

**Q1** 最後に、この質問について、何かあれば、教えてください。この調査に関するご意見やご指示などございましたら、余白にお書きくだされば、幸いです。

**ご協力ありがとうございました!**

## 付録 3

### 遼寧省計画出産条例

(1988年5月28日遼寧省第7回人民代表常務委員会第3次会議通過、1992年9月25日遼寧省第7回人民代表大会常務委員会第30次会議にて修正)

#### 第一章 総則

第一条 計画出産を推進することは我国の基本的国策の一つである。総人口数を抑制し、人口の資質を高め、人口の増加を経済社会発展計画に適應させ、かつ社会主義現代化を促進し、中華民族の繁栄をもたらすべく、＜中華人民共和国憲法＞および＜中華人民共和国婚姻法＞の関連規定に準拠し、我が省の実状を勘案し、本条例を特別に制定するものである。

第二条 すべて本省に居住する者はひとしく本条例を遵守しなければならない。本省において正式の常住戸籍保有者で、本省以外の地域に居住している者についても、本条例は適用される。

すべての機関、団体、企業、事業所およびその他の組織は本条例を実施する処置を講じなければならない。

第三条 晩婚、出産年齢引き上げ、少なく生むこと、優生面の配慮することをここに提唱し、奨励する。

第四条 夫婦は双方とも計画出産の義務を負う。自発的な計画出産は出産適齢夫婦の特権であり、法的な優遇政策を受ける。

第五条 計画出産実施管理については思想教育を主眼とし、行政と経済の両面をもって、補完するものとする。

第六条 計画出産担当者の職務を遂行については法的保護が与えられる。

#### 第二章 出産調節と優生

第七条 婚姻年齢は、男子満22歳、女子満20歳とする。

郷鎮（村民委員会）、町内会等地域末端機関の申請許可を終えて「出産許可証」を修得後、はじめて妊娠出産可とする。

第八条 一組の夫婦には子供が一人だけしか産めない。

下記事情の一つに合致した夫婦は県（自治県、県クラス市、区、以下と同じ）計画出産行政管理部門に対し、審査承認の申請を行ない、出産間隔規定に基づき、第二子出産が認定される。

(1) 子供一人でその子が非遺伝性の身体障害者と認められ、正常に働けない場合。

- (2) 夫婦双方がともに一人っ子で現在子ども一人の場合。
- (3) 双方とも再婚で一方が一人のみを出産し、片親が出産を見経験。
- (4) 再婚前に一子を出産していたが、もとの配偶者とは死別しており、片方は出産を未経験。
- (5) 夫婦双方が農民で片方が一人っ子で、かつ子供一人の場合。
- (6) 夫婦双方が少数民族で女性は農民かつ子ども一人の場合。
- (7) 夫婦双方あるいは女性は農民かつ女兒のみ一人の場合。
- (8) 双方とも農民で一方が特に人口の少ない少数民族であって、かつ子ども一人の場合。
- (9) 二人、あるいは二人以上の兄弟のうち、一人しか生殖能力がないとき、かつ子供一人の場合。
- (10) 農民あって一人娘と結婚し、女性の家の戸籍に婿入りしているとき、現在子供一人のみ。
- (11) 双方とも農民で、そのうち一方が身体障害者で、傷痍軍人の二等甲級以上に相当する者。
- (12) 双方とも海島居住しており、かつ子供一人の時。
- (13) 省計画出産行政管理部門が許可する以外の特別事情があるとき。

前段の規定により、第二子出産を認められた夫婦に下記の行為があれば、原「計画許可証」は廃棄し、再発行せず、超過出産との処理を受ける。

- (一) 妊娠後正当な理由なし、勝手に分娩誘発をする。
- (二) 出産後嬰兒死亡届けがあっても、確かな死亡証明書および原因証明のないもの。

第九条 一人っ子出産規定に合っている場合でも、養子をもらったときはもう一度出産できない。

第二子出産規定に合致していても養子など合計すでに二人に達している時は次の出産できない。

第八条第4項に合致していても、養子などを含め合計すでに三人に達しているときは次の出産はできない。

第十条 およそ出産可能な夫婦は「計画出産」の国家的要請に即応し、産児制限を実行しなければならない。計画外の妊娠はかならず即刻妊娠中絶すべきである。

第十一条 出産適齢期の夫婦は優生面の指導を受けなければならない。遺伝性病気の必要な胎児検査以外は、胎児の性別鑑定はいかなる場合においても厳禁。

県クラス以上の医療機関の診断で、夫婦どちらが次代に重大な遺伝性病気を残す恐れがあれば出産禁止。すでに懐妊していれば妊娠中止し、避妊手術を行なう。

### 第三章 技術サービス

第十二条 計画出産の科学的知識を啓蒙普及する。強力な計画出産の技術サービスネットワークを創設する。出産適齢期の夫婦に対して避妊薬器具を提供するとともに避妊を行なう。

計画出産関係者、医薬関係、衛生研究機関は計画出産の科学的研究をさらに一段の推進をはかるべきである。

第十三条 県以上の医療、婦人幼児の保健および計画出産技術サービス関係部門は優生、避妊の相談所を開き、宅訪をせねばならない。

第十四条 避妊手術はかならず手術免許を有する医師に限り、条件完備した場所において規定を厳守し行なう。もって手術を受ける人の安全を確保する。

何らかの症状が出た場合は関係規定に即した処置を行なう。

第十五条 避妊手術を行なった後、事情変更あって、再び出産するときは、該当地区の証明を取り付け、県の計画出産行政部管理部門の許可を取った後、出産回復の手術可能。

### 第四章 優遇政策と奨励

第十六条 男子満 25 歳、女子満 23 歳での初婚は「晩婚」とする。女子満 23 歳以上で結婚後、

第一子を懐妊出産するのは「晩産」と称する。

「晩婚」の勤労者は結婚休暇 7 日を増し、「晩産」の男子には休暇七日を増し、「晩産」で、かつ

「一人っ子父母光栄証」の交付を受けているものは、産休を 44 日延長。

国および省規定の結婚休暇、看護休暇、産休をとらないときは、各地区、各所属単位は、その他の優遇策を講じる。

第十七条 夫婦双方が一人だけ出産し、一人っ子とすると、規定により「一人っ子父母光栄証」が発給され、以下の待遇を受けられる。

(一) 発給された月から子供が満 14 歳になるまで、一人っ子の父母は毎月 5 元または相当分の奨励金が支給される。

(二) 医師への受診入院優先、住宅と宅地分配では、一人っ子は二子分の計算。

託児所費用は地域の補助規定に定められた補助を受けられる。

(三) 一人っ子が農民戸籍であれば、二人分の耕作面積、口糧田を給される。

(四) 農村の一人っ子家庭は、生活保護の面と郷、鎮企業の従業員募集の時、優先的に配慮される。

(五) 一人っ子の親が勤労者であるときは、月五元退職年金に加算。農民の場合年老いて労働力を失った際は、当該地元政府はしかるべき配慮を行なう。

第十人条 二子出産可能な条件をもちながら、自発的に一人っ子しか産めない一夫婦は表彰を受け、奨励を受けられるべきである。二番目を産みたいと望んだ場合においては、前条各項の優遇は停止、かつ既に受け取った一人っ子の親に対しての奨励金は全額返還しなければならない。

第十九条 勤労者夫婦で婚後未産のものは、退職年金全額支給する。その他規定によって既に全額支給受けている者は毎月5元加算。農民の場合、年老いて労働能力を失った後は「五保戸」(衣食住、教育、葬式) 準ずる恩典を受けられる。

第二十条 避妊手術を受けたものは、規定による配慮がなされる。

第二十一条 本条例の施行において、顕著な成績をあげた単位と個人には、地方の各級人民政府により、表彰と奨励が与えられる。

## 第五章 制限と処罰

第二十二条 出産適齢期の夫婦が県級人民政府の計画出産の要請に違反し、制限をせず、計画外懐妊の後、適時に妊娠を中止せねばならない。期限を過ぎてなお妊娠を中止しない者に対しては下記の金銭的処罰を課する。

- (1) 産児制限を未だに行なわない者については、産児制限を実施するまで、日ごとに1  
ないし10元の計画出産管理費を徴集する。
- (2) 計画外懐妊した後、未だに妊娠を中止しない者については、妊娠を中止するまで、日ごと20  
元ないし50元の計画出産管三哩曹を徴集する。

第二十三条 全ての出産の許可を得てないものは、「計画外出産」とする。下記の計画出産の夫婦に対してはそれぞれ金銭的処罰を課する。

- (1) 女子満20歳9ヶ月以下での出産は「早育」とする。法的結婚によらず出産するのは「婚姻外出産」とする。出産間隔が規定にみたないのは「連続出産」については事情にかかわらず、計画外出産費1000元ないし5000元を徴集する。「出産許可証」の手続きせずに、第一子を出産した時、50元ないし100元の計画外出産費を徴集する。
- (2) 本条例に違反して多く産むのは「超過出産」とする。第二子が「超過出産」に該当する場合は、実際の状況に基づき、夫婦双方よりそれぞれ5000元ないし50000元の計画管理費を徴集する。第三子以上が「超過出産」に該当する場合は1,0000元ないし10,0000元の計画出産管理費を徴集する。
- (3) 子供一人出産規定に符合しており、他人の子どもを貰って扶養(貰子)、または他人に子どもをやって扶養(里子)して貰っている夫婦が、さらに子供一人が産まれたときは、第二子超過

出産として、計画外出産費を徴集される。子供二人出産規定に符合している、あるいは第八条第4の規定にも符合している夫婦が出産、貰い子、里子など合計二人或いは三人いて、さらに子供一人出産した時は、第三子以上の超過出産として、計画外出産として計画外出産費を徴集される。

- (4) 不法に第一子を貰い子した者は1000元ないし5000元の計画外出産費を徴集される。第二子以上が不法な貰い子の場合は、第二項の規定により処罰される。前項に列記した行為の状況が悪質で悪影響を及ぼすときは、最高限の処罰を加重する。具体的な金額については、県級人民政府に由来する。本条各項の罰金は一括払いもしくは分割払いとする。計画外出産に対する規定の処罰の他に、昇進昇給、住宅配分および社会福祉その他の面で制限が加えられる。情状がきわめて重大である者については職場において懲戒処分がなされる。

第二十四条 計画出産の目標数値に未達の地区、単位はその年の総合先進地区、単位および優良単位選出からはずされる。地区と単位の責任者に対しては、その年の奨励金の差し止め、批判の通達がなされる。人口管理について重大な過失を引き起こした者は、その行政責任を追求される。行政機関、団体、企業（末端の独立採算単位）、事業書において「超過出産」が発生したときは、その夫婦が所属する事業所に対し、その年の経費あるいは税引後の利益の1,000分の5相当の罰金を科す。但し罰金の額は500元を下回らない。

第二十五条 女兒を出産したので、男が種々理由を設けて、離婚の申し立てをしてきた場合には、批判教育を与えたうえで、離婚請求を却下すべきである。正当な離婚であれば婚姻登記所は、法律文書に離婚原因を記載する。男が再婚してもその夫婦には出産は許可されない。出産すれば「超過出産」として処罰される。

第二十六条 計画出産を妨害したり、破壊する行為に対して、所属単位もしくは、上級部門の懲戒処分のある者以外については、下記に列記した経済的処罰を課す。

- (1) 計画出産外、出産統計数字について虚偽の報告をした直接の責任者には、事情の軽重に照らし事例毎に10元ないし50元の罰金を科す。ならびに個人あるいは単位の名誉称号を取り消す。
- (2) 出生、死亡、生涯児認定、不妊手術、避妊リング、妊娠と妊娠中止等の偽の証明を用意したり、密かに出産許可証を発行した者は、事例毎に1,000元ないし2,000元の罰金を科す。
- (3) 許可を得ずに胎児の性別鑑定を行なった本人、責任者及び単位には事例毎に、1,000元ないし2,000元の罰金を科し、責任者と単位の不法に得た所得は全て没収する。

- (4) かつてに縫合手術をしたり、他人のために、非合法子宮内の避妊器具（リングなど）取り出す行為に対しては、不法所得を全部没収するとともに1,000ないし3,000元の罰金を科す。
- (5) 計画外懐妊と超過出産計画の管理から免れようとする者に、扶助を行なった時は、情状の軽重により、それぞれ500元ないし1,000元の罰金を科す。計画出産に携わっている者を侮辱、脅迫、殴打した者、あるいはその他の方法で計画出産の正常な進行を妨害する者は、公安期機関が『中華人民共和国治安管理処罰条例』に照らし処罰する。それが犯罪を構成するときは、司法機関が法律により刑事責任を追及する。嬰兒を捨てたり、殺したり、女兒を産んだ母親を差別、虐待する者は、『中華人民共和国婦人の権利保障法』、『遼寧省婦人の合法権利保護規定』に照らし処罰する。

#### 第二十七条

本条例に違反に対して経済的処罰を科すときは、郷鎮人民政府、区役所出張所、県級計画出産行政管理部門あるいは、その委託した関係組織が決定する。

#### 第二十条

当事者が処罰決定に不服あるときは、処罰決定書を受け取った日から15日以内に処罰決定機関の上級機関に対して、再議を出願できる。再議する機関は申請書受理した日から30日以内に再議を出さねばならない。当事者が再議決走に不服あるときは、再議決走書を受け取った日から15日以内に、人民法院に起訴申し立てできる。期限を超過して再議申請をせず、起訴申し立てしないで且つ処罰決定を履行しないときは、処罰決定機関の申請により、人民法院が強制施行する。

### 第六章 管理と監督

#### 第二十九条

省、市、県の計画出産行政管理部門は、計画出産の主管部門である。同じ級の人民政府の指導のもとに本条例実施と検査監督の責任を負う。同じ級の計画委員会保健衛生、医薬、民政、公安、労働、都市建設、財政、教育、司法行政、商工行政、土地管理部門など各部門は、各分担業務について成果を挙げなくてはならない。

郷鎮の人民政府、町内事務所は管轄区域内の計画出産について責任を負う。

都市住民委員会、農村住民委員会は状況によって、計画出産委員会を設立でき、かつ計画出産の責任者を指名できる。

#### 第三十条

末端の単位は計画出産について責任制を採用すべきである。請負、賃貸などの経単位は必ず計画

出産契約を結ばなくてはならない。

#### 第三十一条

計画出産契約の双方は必ず履行せねばならない。違約あれば地区あるいは、郷（鎮）の人民政府が仲裁する。

#### 第三十二条

流動人口の計画出産管理は国务院の承認した「流動人口計画出産管理法」で決めた規定により実施する。

### 第七章 附則

#### 第三十三条

本条例の適用に際し、問題が生じたときは、計画出産行政管理部門が解釈の責を負う。

#### 第三十四条

本条例は公布の日から実施する。

付録4

掲載論文と学会発表一覧表

| 学術論文等の名称  | 発行所<br>発表雑誌又は発表学会など<br>の名称                      | 発表年<br>月              | 単著・<br>共著<br>の別 | 該当する<br>学位申<br>請論文<br>の章 |
|---|---|-----------------------|-----------------|--------------------------|
| 1. 中国農村地域における「隠された子ども」<br>の生活実態                                   | 日本家政学会<br>『日本家政学会誌』第 53<br>巻 11 号 pp. 1075～1086 | 2002 年<br>11 月        | 単著              | 第 4 章<br>その 1            |
| 2. 中国農村女性の出産意識に影響を与える<br>要因に関して<br>－「黒孩子」の実態調査から－                 | 奈良女子大学大学院<br>『人間文化研究科年報』第<br>17 号 pp. 425～439   | 2002 年 3<br>月         | 単著              | 第 6 章<br>その 1            |
| 3. 中国農村地域における子どもの性別選好<br>意識に関する一考察（第 1 報）<br>－「男児選好」意識の実態とその規定要因－ | 奈良女子大学家政学会<br>『家政学研究』第 50 巻 1<br>号 pp. 12～21    | 2003 年<br>10 月        | 単著              | 第 4 章<br>その 2            |
| 4. 中国農村地域における子どもの性別選好<br>意識に関する一考察（第 2 報）<br>－親にとっての子どもの価値との関連－   | 奈良女子大学家政学会<br>『家政学研究』第 50 巻 2<br>号 pp. 25～34    | 2004 年 3<br>月         | 単著              | 第 5 章                    |
| 5. 中国における産育観念の変遷－「多<br>産」を中心にして－                                  | 奈良女子大学大学院<br>『人間文化研究年報』,                        | 200 4 年<br>3 月        | 単著              | 第 2 章                    |
| 6. 中国農村地域における子どもの性<br>別選好意識に関する一考察（第 3 報）<br>－家庭内での女性の地位との関わりから－  | 奈良女子大学『家政学研<br>究』,                              | 2004 年<br>10 月（予<br>定 | 単著              | 第 6 章<br>その 2            |
| 1. 「中国農村地域における子どもの性別選好<br>意識に関する研究－地域比較から－」                       | 松下国際財団（財団法<br>人）研究助成報告書,                        | 2003 年<br>9 月         | 単著              | 終章                       |
| 1. 「中国農村地域における出産実態－「黒<br>孩子」に関する調査から」,                            | 日本家族社会学会,<br>立命館大学,                             | 2001 年<br>9 月         | 単著              | 第 4 章<br>その 1            |
| 2. 中国における子どもの性別に関する親の<br>意識－「一人っ子政策」との関わりから                       | 日本家政学会家族関係部<br>会, 信州大学,                         | 2001 年<br>10 月        | 単著              | 第 6 章<br>その 1            |
| 3. 中国における子どもの性別選好意識－子<br>どもの価値変化から－                               | 日本家族社会学会, 東京学<br>芸大学,                           | 2002 年 9<br>月         | 単著              | 第 5 章                    |
| 4. 中国における「男児選好」に関して－女<br>性の家庭での内地位との関わりから－」,                      | 日本家政学会家族関係<br>部会, 相模女子大学,                       | 2002 年<br>10 月        | 単著              | 第 6 章<br>その 2            |

## 謝 辞

日本の生活文化を学ぶ目的で、家族を離れて日本へ留学に来た私は、研究生、博士前期課程、博士後期課程、あわせて奈良女子大学に入ってもうすぐ6年になります。暖かく受け入れ、安心して研究できる環境を提供してくださった奈良女子大学に深く感謝の意を申し上げます。また、研修生と博士前期課程の2年半の研究活動の中で、懇切丁寧なご指導を賜りました、現在大阪市立大学へ栄転された進藤雄三教授に心より感謝申し上げます。

学術的な知識が乏しい筆者の指導にあたって、博士論文として最後まで書き進めることができましたのは、奈良女子大学生活環境学部教授 澤井勝先生の3年半にわたる、ご熱心な温かいご指導によるものです。また、いつも熱心なご指導を賜り、大変貴重な助言をくださった清水新二教授には、深く感謝申し上げます。宮坂靖子助教授には、奈良女子大学に来てから6年にわたって、熱心なご指導と様々なご配慮を賜り、この論文を書き上げることにご指導を頂き、心より深く感謝しております。1年前に栄転された長嶋俊介教授には、親切丁寧なご指導を賜りました、心より感謝申し上げます。

社会学部教授中道實先生には、3年間にわたって熱心なご指導をいただき、論文のみならず、社会調査方法を教えてくださり、改めて御礼申し上げます。また、入学当初、初歩的な分析の知識さえなかった筆者に、野田隆教授には、貴重なお時間を割いて熱心なご指導を賜り、心より感謝をしております。この6年間大変お世話になった生活環境学部教授岩崎雅美先生、上野邦一先生に御礼申し上げます。

また、ご貴重な時間を有意な助言を下さり、協力して頂いた奈良女子大学の研究員小谷良子様、いつも温かく励まして、協力くださいました森田美佐研究員、および同じ博士後期課程の院生奥田さんと岩瀬さん他の院生たち、またいつも支えて、励ましてくださった友人姚薇様と大学の先輩韓軍様にも心から感謝しております。

この論文を書き上げる際に、奈良教育大学田淵五十生教授には、ご多忙にも関わらず、日本語のチェックのみならず、貴重なご助言を賜り、深く感謝申し上げます。

さらに、調査におきましては、研究助成してくださった松下国際財団、調査に際して、貴重な時間を割いていただき、調査に協力してくださいました数多くの皆様に厚く御礼を申し上げます。

最後になりますが、日本に来て6年間半、ずっと私を支えて、励ましてくれた夫畢開波といつも元気をつけてくれる娘畢舜堯、温かく援助してくれる家族にも深く感謝しております。

浅学非才の身でありながら、ここに博士論文を提出できますことは、ひとえに皆様のお力によるものと、深く感謝申し上げます。振り返ってみれば、この6年間の生活は、非常に充実した毎日でした。ご指導、ご教示に十分に応えられたとは言えないのが残念ですが、今後研究や実践の場で、少しずつその成果を発揮し、先生方のご厚意に報えるよう精進して参りたいと思います。